

平成30年11月定例会

農水経済委員会

予算決算委員会（農水経済分科会）

会議録

長崎県議会

目 次

(委員間討議)

1、開催日時・場所	1
2、出席者	1
3、経過	
《委員会》	
審査内容等に関する委員間討議(協議)	1

(第1日目)

1、開催日時・場所	3
2、出席者	3
3、審査事件	3
4、付託事件	3
5、経過	

(産業労働部)

《分科会》

産業労働部長予算議案説明	5
新産業創造課長補足説明	6
企業振興課長補足説明	6
予算議案に対する質疑	7
予算議案に対する討論	28

《委員会》

産業労働部長総括説明	28
議案に対する質疑	31
議案に対する討論	31
決議に基づく提出資料の説明	31
新産業創造課長補足説明	32
陳情審査	34
議案外所管事項に対する質問	42

(第2日目)

1、開催日時・場所	69
2、出席者	69
3、経過	

(水産部)

《分科会》

水産部長予算議案説明	69
漁港漁場課長補足説明	70
予算議案に対する質疑	72
予算議案に対する討論	83

《委員会》

水産部長総括説明	84
議案に対する質疑	86
議案に対する討論	88
決議に基づく提出資料の説明	88

漁政課長補足説明	88
漁業振興課長補足説明	90
陳情審査	91
議案外所管事項に対する質問	96

(第3日目)

1、開催日時・場所	129
2、出席者	129
3、経過	
(農林部)	
《分科会》	
農林部長予算議案説明	129
農産園芸課長補足説明	130
農村整備課長補足説明	131
森林整備室長補足説明	131
林政課長補足説明	132
農政課長補足説明	132
予算議案に対する質疑	133
予算議案に対する討論	144
《委員会》	
農林部長総括説明	144
林政課長補足説明	146
議案に対する質疑	147
議案に対する討論	149
決議に基づく提出資料の説明	149
陳情審査	150
議案外所管事項に対する質問	154

(配付資料)

- ・分科会関係議案説明資料 (産業労働部)
- ・委員会関係議案説明資料 (産業労働部)
- ・委員会関係議案説明資料 (追加1：産業労働部)
- ・委員会関係議案説明資料 (追加2：産業労働部)
- ・分科会関係議案説明資料 (水産部)
- ・委員会関係議案説明資料 (水産部)
- ・委員会関係議案説明資料 (追加1：水産部)
- ・委員会関係議案説明資料 (追加2：水産部)
- ・分科会関係議案説明資料 (農林部)
- ・委員会関係議案説明資料 (農林部)
- ・委員会関係議案説明資料 (追加1：農林部)

委員間討議

1、開催年月日時刻及び場所

平成30年11月27日

自 午後 1時00分
至 午後 1時05分
於 委員会室 4

2、出席委員の氏名

委員 長	山口 経正 君
副 委 員 長	高橋 勝幸 君
委 員	中島 廣義 君
〃	山田 博司 君
〃	久野 哲 君
〃	高比良 元 君
〃	中村 和弥 君
〃	西川 克己 君
〃	前田 哲也 君
〃	山本 啓介 君
〃	吉村 正寿 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、審査の経過次のとおり

— 午後 1時00分 開会 —

【山口委員長】ただいまから、農水経済委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

まず会議録署名委員を、慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、中村委員、山本啓介委員のご両人をお願いいたします。

次に、審査の方法について、お諮りいたします。

本日の委員会は、平成30年11月定例会における本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議であります。

審査の方法については、委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

— 午後 1時01分 休憩 —

— 午後 1時04分 再開 —

【山口委員長】委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、この後、理事者に正式に通知することといたします。

ほかにご意見はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ほかにはないので、これをもって本日の農水経済委員会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

— 午後 1時05分 散会 —

第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

平成30年12月10日

自 午前10時 0分
至 午後 4時42分
於 委員会室4

新産業創造課長 井内 真人 君
経営支援課長 吉田 憲司 君
若者定着課長 小林 純 君
雇用労働政策課長 吉村 邦裕 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 山口 経正 君
副委員長(副会長) 高橋 勝幸 君
委 員 中島 廣義 君
" 山田 博司 君
" 高比良 元 君
" 中村 和弥 君
" 西川 克己 君
" 前田 哲也 君
" 山本 啓介 君
" 吉村 正寿 君

3、欠席委員の氏名

久野 哲 君

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

産業労働部長 平田 修三 君
産業労働部政策監 下田 芳之 君
産業労働部次長 貞方 学 君
産業労働部次長 村田 誠 君
工業技術センター所長 橋本 亮一 君
窯業技術センター所長 中野 嘉仁 君
産業政策課長 大庭 茂雄 君
企業振興課長 宮地 智弘 君
企業振興課企画監 佐倉 隆朗 君

6、審査事件の件名

○予算決算委員会（農水経済分科会）

第121号議案

平成30年度長崎県一般会計補正予算（第3号）
（関係分）

第122号議案

平成30年度長崎県県営林特別会計補正予算
（第1号）

第125号議案

平成30年度長崎県港湾整備事業会計補正予
算（第1号）（関係分）

第127号議案

平成30年度長崎県一般会計補正予算（第4号）
（関係分）

第129号議案

平成30年度長崎県港湾整備事業会計補正予
算（第2号）（関係分）

7、付託事件の件名

○農水経済委員会

(1) 議 案

第133号議案

長崎県中小企業融資制度の損失補償に係る回
収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例
の一部を改正する条例

第142号議案

公の施設の指定管理者の指定について（関係
分）

第145号議案

長崎県総合計画チャレンジ2020の変更につ

いて（関係分）

(2) 請 願

な し

(3) 陳 情

- ・平成31年度 林業施策・予算に関する要望書
- ・要望書（地域高規格道路「西彼杵道路」における長崎方面への延伸ルートの早期着手について）ほか
- ・平成31年度 離島・過疎地域の振興施策に対する要望書
- ・平成30年度 長崎県の施策に関する要望・提案書
- ・県の施策に関する要望書
- ・要望書（道路の整備について）ほか
- ・要望書（半島振興対策の充実について）
- ・長崎・幸町工場跡地活用事業に向けた要望事項について

8、審査の経過次のとおり

— 午前10時 0分 開会 —

【山口委員長】 おはようございます。

ただいまから、農水経済委員会・予算決算委員会農水経済分科会を開会いたします。

なお、久野委員から欠席する旨の届けがござっておりますので、ご了承をお願いいたします。

この際、お諮りいたします。

委員会の傍聴につきましては、議運の申し合わせにより原則として20人以内としておりますが、本委員会にさらに傍聴の申し込みがござっておりますので、30人以内までこれを許可したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山口委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、30人以内の傍聴を許可いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第133号議案「長崎県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例」のほか2件であります。

そのほか、陳情8件の送付を受けております。

なお、予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算議案の関係部分を農水経済分科会において審査することになっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第121号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分のほか4件であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は、従来どおり分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、各部ごとに、お手元に配付しております審査順序のとおり行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山口委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、これより、審査内容等について協議いたします。

各委員から自由なご意見を賜りたく、委員会を協議会に切り替えて行うことといたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山口委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

— 午前10時 3分 休憩 —

— 午前10時 4分 再開 —

【山口委員長】 委員会を再開いたします。

以上をもちまして、審査内容に関する協議を終了させていただきます。

ほかに何かご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口委員長】 ほかにないようですので、これをもちまして、委員間討議を終了いたします。

これより、産業労働部関係の審査を行います。

審査に入ります前に、理事者側から、試験研究機関の幹部職員の紹介を受けることといたします。

【平田産業労働部長】 おはようございます。

本日出席いたしております産業労働部の試験研究機関の幹部職員をご紹介させていただきます。

（各幹部職員紹介）

以上でございます。よろしくお願いいいたします。

【山口委員長】 ありがとうございます。

それでは、審査に入ります。

【山口分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

産業労働部長より、予算議案説明をお願いいたします。

【平田産業労働部長】 産業労働部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしております議案は、第121号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分、第127号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分であります。

はじめに、第121号議案「平成30年度長崎県

一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出、総務費1,206万3,000円の減、労働費4,160万円の増、商工費1,723万6,000円の増、合計4,677万3,000円の増を計上いたしております。

補正予算の内容についてご説明いたします。

新産業創造課。

食品製造業の振興を図るため、県産材や消費者ニーズにこだわった高付加価値商品の試作開発からテスト販売までの一貫した支援を行う食品加工センターの基本実施設計に要する経費として、食品加工センター施設整備費1,201万4,000円の増を計上いたしております。

このほか、職員給与費関係既定予算の過不足の調整に要する経費として、3,475万9,000円の増を計上しております。

債務負担行為について。

債務負担行為の主な内容についてご説明いたします。

食品加工センター施設整備費は、食品加工センターの基本・実施設計に要する経費について、平成31年度までの債務負担として2,803万3,000円を措置するものであります。

次に、第127号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出、総務費28万1,000円の増、労働費269万8,000円の増、商工費419万7,000円の増、合計717万6,000円の増を計上いたしております。

これは、職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、産業労働部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたし

ます。

【山口分科会長】次に、新産業創造課長より補足説明を求めます。

【井内新産業創造課長】それでは、私の方からご説明をさせていただきます。

資料は、平成30年11月定例県議会予算決算委員会農水経済分科会補足説明資料 産業労働部でございます。資料の右上に「追加1」とあるものでございます。

それでは、資料の1ページをご覧ください。

食品加工センター施設整備費、11月補正予算額1,201万4,000円についてご説明いたします。

まず、「1. 事業目的」についてでございます。

今回、整備を進めようとする食品加工センターは、本県食料品製造業と生産者の振興を図るため、県産材や消費者ニーズにこだわった高付加価値商品の試作開発からテスト販売まで、一貫した支援を行うものでございます。

次に「2. 事業概要」でございます。

県工業技術センターでは、食品の分析などの支援を行っております。その敷地内に、食料品製造事業者や生産者を支援対象としまして、新商品開発などに向けた試作加工を行う施設整備と各種機器の導入を図ってまいります。

新しい食品加工センターでは、県産材の利用に向けて、生産者と食料品製造業者のマッチング、商品開発に向けたアドバイスなどの支援をワンストップで行ってまいりたいと考えております。

資料の下段に予算額をお示ししております。今回の予算は、基本設計、実施設計にかかる費用でございます。今年度は、設計費の合計4,004万7,000円の3割であります1,201万4,000円を前金払い相当分として、今回の11月補正予算に

計上しております。残り2,803万3,000円につきましては、平成31年度までの債務負担として措置をするものでございます。

次に2ページをお開きください。

「1. 整備の概要」について、食品加工センターの建設場所は、県工業技術センターの中にありますテニスコートの敷地700平方メートルに、鉄骨造1階建の約600平米の施設を建設予定であります。総事業費は、各種設備機器も含めまして約5億6,000万円を予定しております。

なお、整備に当たりましては、国の地方創生推進交付金などを活用してまいります。

センターの機能としましては、ワンストップの相談窓口の設置とか商品開発に関する技術的支援、試作支援などがございます。また、県内事業者からのご意見も踏まえまして、急速冷凍機や乾燥機をはじめ、各種設備の導入も進めてまいります。

次に「2. 整備スケジュール」でございます。

設計業務を平成31年11月にかけて行います。その後、平成33年3月の完成に向けた工事を実施しまして、翌4月からの業務開始に向けた整備を進めてまいります。

なお、このたび国の地方創生推進交付金を活用することから、整備を平成32年度中に完了させる必要がございます。そのため、来年度、平成31年度当初予算では間に合わないことから、今回の11月補正としております。

以上で、私からのご説明を終わります。

【山口分科会長】次に、企業振興課長より補足説明を求めます。

【宮地企業振興課長】資料3ページから、企業振興課よりご説明申し上げます。これより横長の資料となりますので、ご面倒ですが、資料を横にしてご覧いただければと存じます。

資料3ページ、食品加工センターの機能につきましては、資料の上部、真ん中太線内に記載しています。内容につきましては、先ほど、新産業創造課長よりご説明申し上げましたとおりでございます。

太枠の下、資料中ほどにイメージ図を記載しています。左から右にかけて、試作の段階から技術アドバイスなど、センターの機能を活用いただきましてブラッシュアップされた商品が右側のバイヤーや消費者に届き、市場の評価が左側の生産者や製造事業者にフィードバックされるという一連の流れを図式化しています。

図の真ん中には、商品に付加価値を与える食品加工センターの具体的な機能を、1から4まで記載しております。この4つの機能は、資料下段に「2、整備検討会の主な意見」で記載していますが、今年度、農林部を事務局に運営された検討会におきまして、外部の委員からいただいた意見などを踏まえ整理しています。

図に戻りまして真ん中、4つの機能のうち、柱となる2番の商品試作加工につきましてご説明申し上げます。

①は、商品開発の段階からの支援、②は試作加工段階での支援、③の加工技術アドバイスにつきましては、例えば、新商品に限らず既に発売している商品につきまして、加工技術によっておいしさを損なわずに冷凍化し賞味期限を延長することによって販路拡大を図るなど、そういうふうなご支援をイメージしています。このように、開発段階から試作、商品化という一貫支援体制を整え、販路拡大に結びつけたいと思っております。

3ページ下段、2の整備検討会の主な意見につきましては記載のとおりでございますが、主なご意見としまして、販売現場がわかる専門的視

点を求めるものや、整備する機器については過剰にならず、例えば、利用者が自社でも導入できるような機器とするなど具体的なご意見をいただいております。

続きまして4ページでございます。今回導入する主な機器を用いまして、市場はどういうところを狙って、具体的な商品はどういうものを想定しているのか、具体例を記載しています。5ページに添付しています食品製造業者へのアンケートに基づきまして、活用が見込まれる機器を今回整備することとしております。例えば、4ページの右端、注3のところでございますが、急速冷凍機を導入することにより、冷凍のカステラや冷凍茶碗蒸しなどを開発して、ギフト市場への参入を図ろうとするものでございます。

最後に5ページでございます。

県内企業へのアンケート結果の概要を添付しています。資料の左下、加工センターの利用意向につきましては、約6割の企業が利用希望でございます。ちなみに、利用しない企業様につきましては、既存の取引メーカーの施設を利用するか、自社で対応できるなど比較的規模が大きい企業となっております。そのほかにつきましては、記載のとおりでございます。

以上でご説明は終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【山口分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【山田(博)委員】おはようございます。

今日は、傍聴者の方もですね。長崎県の未来を担う、日本の未来を担う学生の方が傍聴されているということでもありますので、ぜひ、長崎県の県議会議員がしっかり議論しているということをお勉強して、頑張りたいと思います。

わけでございます。

それでは、質問をさせていただきわけですが、今回の予算の1,200万円の内訳を拝見させていただきたいと思うんですが、これは国庫支出金が600万円と県債で600万円ということでもありますけれども、こういった形になった理由を説明していただけますか。

【井内新産業創造課長】 財源につきましては、委員おっしゃいましたように国庫と県債の活用を図っております。国庫を活用できるものは、できるだけ活用しようという考えに基づくものでございます。

【山田(博)委員】 国庫支出金は、こういった利用できるお金を持ってきたのか。

600万円は県債でしょう。県債の利回りというんですか、利子は幾らになっていますか。2つをお答えいただけますか、明確にですね。

【井内新産業創造課長】 県債の利子につきましては、今から借りるものでございますので、現時点で幾らということは、まだ決まっていないので、申し上げることができないところでございます。

【宮地企業振興課長】 今の県債の利率のところでございますが、一般的に県庁全体で県債として調達を今後していくことになるかと思えます。現時点で、手元に国債の利回りを持ち合わせていませんが、国債より若干、0.2下桁ぐらいの利率で調達できるのではないかと考えています。

【井内新産業創造課長】 この整備を検討するに当たりまして、国の地方創生推進交付金を活用するものでございますが、ハードにも活用できるということでございますので、こちらの活用を財源として充当するものでございます。

【山田(博)委員】 地方創生推進交付金ということでもありますけど、1,200万円のお金が必要だと

ということですね。半分は国のお金をいただいて、半分は借金をするということですね。

当初から、これはこういうふうにせざるを得なかったのか、そこだけお答えください。

【井内新産業創造課長】 予算編成を行うに当たりまして、このような財源にするというのは当初から考えていたところでございます。

【山田(博)委員】 これは、産業労働部が当初計画した事業じゃないからね、もともとは。これは、もともとは農林部だったんだよ。農林部が今までしておったことを、いきなり産業労働部にもってきて、これをやってくれと言って、予算編成も全部やれとかさ。これはもう理不尽極まりないことなんだよ、私から言わせればね。農林部に言ったら、農林部が「私に任せてください」と、「私が全部やりますから」と言ったんだよ。基本計画もやりますよと、全部やっていくと言ったんですよ。ところがどっこい、いつになったらできるのかと言ったら、11月になったら、産業労働部がやるとなったんだよ、これは。

私からすると、農林部にしっかりしてほしいわけよ。ましてや、当初からこれをやると、この事業で、この予算でね。県債まで借りてするというんだったら、最初から一般財源でちゃんとすればよかったんじゃないかと思うわけよ。なぜかという、県債でして、お金を借りてせんといかんということは、最初から、この計画を予定しておったのであれば、県債で財源をせずに、当初予算できちんとやっておけばよかったんじゃないかと。

なぜならば、この計画は最初からやる予定をしておったということでしょう。ね、新産業創造課長。別にあなたに対して言っているわけじゃないんだけど、今日の議論を踏まえた上で、

これは農林部に言うんだよ、俺は。あまりにも、ちょっとどうかと思っているんだよ、これは。だから、あなた方に言うのもちょっと酷な話なので、確認の質問をさせていただいているわけです。最初から、こういう内訳の財源でやる予定にしておいたということで間違いないかどうか、お尋ねしたいと思うんですよ。

これは、はっきり言って農林部が、こういった事業計画をするんであったら、当初予算でぴしっと予算を確保していないといけなかったんだよ。あげくの果ては補正予算で、県債でしますと。県債でして、利率はどうなるか、今からするんですよとか、計画があつてないような形になってはおかしいから、私は指摘をして今言っているわけでございます。

そういったことで、これは、農林部から産業労働部にやってくれと言っているのを、部長からどう思うかという、答えに苦しむ。答えますか。私はこう思うんだよ。あとは産業労働部が、こういうふうに仕事を回されて、しっかりやらんといかんでしょうけど、私の意見に関してどう思いますか。私は率直な意見を言っているだけであつてね。見解を聞かせていただきたいと思います。

【平田産業労働部長】計画の当初からの話については、先ほど山田(博)委員がおっしゃった経過があるわけでございます。農業の加工を進めることによって付加価値をつけていこうということがもちろんあつたわけでございます。

さらに、それに加えて、農業生産品と食料品製造業の原材料加工を結びつけることで、私どもの所管しております食料品製造業サイドから言えば、食料品製造業の付加価値をいかに高めていくかという課題も一方であるわけでございまして、その両方をトータルとして長崎県

の食品の産業、一次品からその加工品、それを使った食品製造というところまでのトータルの支援の施設、センターという位置づけをしようと、農林部と私ども産業労働部との間での話になったわけでございます。

さらに、先ほどの具体的な機能の面を申し上げましても、既に工業技術センターには、食品分析器や加工用の機器も備えていますので、それと一体として整備をすることでトータルとしての効果が上がっていくと考えております。

農業者の皆様の加工、産地の加工という面を支援していくことも当然、このセンターの中では大きな機能として位置づけているわけでございますので、恐らく山田(博)委員としては、そういう面についてもご懸念をお持ちではないかなというところもあるわけですがけれども、農林部ともよく協議をいたしまして、今後とも、連携し、一体となって振興を図っていくという視点でご理解をいただきたいというふうに考えております。

【山口分科会長】もう1点、お尋ねがあつたんですけど。当初からの計画であれば、当初予算で措置するべきではなかったのかということですが、いかがですか。

【平田産業労働部長】どういう施設の内容にするか、どういう設備を整備していくのかについて、さらに議論を深めていく必要があるということで、農林部でも予算を計上されて、検討委員会でも議論をされてきております。その中で私ども産業労働部も一緒に議論に入って検討をさせていただいていたところでもございまして、具体的にどういう設備を整備するのか、そこでどういうことを目指すのかという理念の部分も併せて確認をして、その上で具体的な整備に入っていこうと今回の補正予算になったというこ

とでございます。

【山田(博)委員】今日の傍聴者の学生の皆さん方もね、事業計画というのは、最初にどういふふうにやっていくかというのをきちんと考えてから普通はやっていくわけだ。この費用はこれだけかかるかという時に、これだけかかるねと、じゃあ、財源を準備、お金を用意せんといかんねときちんと考えていくわけだよ。

しかし今回は、私が思うには、本当は農林部がこれをきちんとしておったにもかかわらず、時期が、こういったお金で建物をつくるということで、時間がないからですね。今から設計しようとか、スケジュール感をきちんとしてなくて、あげくの果ては県債で借りて、利子まで払わざるを得ないような事業計画になったというのはいかなものかと私は言っているわけです。それを産業労働部に言うのは酷な話だから、これは農林部の方に私は後で聞きますから。産業労働部長もなかなか、ほかの部のことだから言いにくいでしょうからね。

それで、中身のことをちょっと話をさせていただきたいと思うんです。産業労働部としては、製造事業者のことを一体となってやらんといかんと部長答弁がありました。今回、窯業技術センターとか工業技術センターの所長も来られていますけれども、もちろんこの人たちも、パッケージとかなんとか、いろいろ関係するわけですね。一緒になってやっていくということは間違いないわけですね。

そうすると、もう一つは、製造の方と、今度は買う方ね。いいですか、このスケジュールでは、食品加工センターの事業計画は、材料をつくる生産者の方と食品加工会社の方々と一緒になっているわけですね。

今度は買う方の方たちの意見はどうなってい

るのかとなるわけです。これは大変いいことで、食品加工センターの機能は、ソフト、ハードの両面と一貫支援体制とあるわけでしょう、ハードとソフトということでもあります。そうすると買う側の、例えば物産流通とか何とかあるでしょう、そこを入れんといかんのじゃないかと思うわけです。それは予定しておったでしょう。予定しておったけど、ここに書いていなかったと、私はそういうふうには理解しているわけですが、いかがですか。

【宮地企業振興課長】今、委員がおっしゃいますように、我々は販路の拡大を目指していますので、売る視点、流通の視点というのが非常に重要でございます。

農林部で所管していました外部委員さんの中に流通の代表も入っていただいて、ご意見を頂戴しているところでございます。また、他県の例を見ましても、こういうセンターを進めるに当たっては、いわゆる専門家のアドバイスが必要だろうということで、私どもとしましても、委員がおっしゃいますように流通の専門家の知見を何らか活用して、より充実した支援にしていきたいと思っているところでございます。

【山田(博)委員】それはごもつともなことですね。食品加工センターの事業計画は、ソフトからハードの両面をやっていくと、なおかつ原材料の生産者と製造事業者とやっていくということですね。

その中で担当課としては、県は企業振興課、新産業創造課、農政課とあるわけね。そうすると、実際、流通とかなんとか携わっている人たちを、担当課を入れないといけないんじゃないかと思うわけです。例えば、農林部で言うと農産加工流通課とか、文化観光国際部であるとブランド推進課も入れないといけないんじゃない

かと思うわけですが、それはどうですか。今後、それらを入れていただければと思うわけですが、それはいかがですか。

【宮地企業振興課長】そのような方向でやっていきたいと思っています。

【山田(博)委員】食品加工センターの事業計画は、今までは農林部が事務局みたいにやっていたんです。今度は産業労働部もする。今の話だったら文化観光国際部もいろいろ携わってもらおうと。中心的な事務局は新産業創造課なのか、企業振興課なのか、どちらが中心になっていくのか。誰かがきちんと事務局をしておかないといかんでしょうから、それはどうなっていくんですか。

【井内新産業創造課長】この施設につきまして、工業技術センターの中につくるということがございます。今回の予算につきまして新産業創造課から計上するということがございますので、事務局、取りまとめとしては新産業創造課でやってまいりたいと思っています。

【宮地企業振興課長】今、新産業創造課長が答弁申し上げましたけれども、食品加工センターの機能等につきましては新産業創造課で、組織的な部分も含めて対応することになるかと思えますけれども、委員がおっしゃいました食料品製造業全体とか、生産者と一緒になって高付加価値な製品を開発していくというふうな大きく取りなところの取組につきましては、私ども、食料品製造業をお預かりしている企業振興課で対応していきたいと思っています。

【山田(博)委員】じゃあ、具体的中身にさらに踏み込んでお聞きしたいんですが、食品加工センターをつくることによりまして、今後の目標はというふうになるのか。こういった施設を今からやっていくわけですね。今後、新商品を

というふうな分野でどれぐらいつくとか、そういう形で事業計画は、ある程度構想はあるんでしょう。それをちょっと説明していただけますか。

【井内新産業創造課長】新しいセンターにつきましては、生産者、食料品製造業者、幅広い皆様にご利用いただきたいと考えている。そういう観点から、センターの利用件数、あるいはセンターにおける試作件数を目標として設定をしたいと考えております。利用については、年700件程度、あるいは試作については年50件程度を考えているところでございます。（発言する者あり）試作については年50件程度を目標に据えてやっていきたいと考えております。利用につきましては約700件程度を目標にしたいと考えております。

【山田(博)委員】試作が50件、利用が700件ということでありませうけれども、これはどういった分野を想定されているのか、お答えいただけますか。

【宮地企業振興課長】委員お尋ねの分野でございますが、現状を見ますと長崎県は、カステラをはじめとしてブランド力が高いと思われるパン、菓子、その辺がちょっと伸び悩んでいるところがございます。また、事業者様が多い麺類、この辺も加工によって大きく付加価値を上げられるのではないかと考えています。当然全般にご支援を考えていますが、今の2分野については特に、私どもも考えているところでございます。

【山田(博)委員】え、何ですか、700件の利用者を考えて、試作を50件で、今からパンと菓子と麺ですか。だって、これは農林部から始まったんでしょう、もともと。農林部から始まったことが、なんでパンと菓子と麺ですか。

これは水産の方は入らないんですか。農林部は一生懸命に関係はするけれども、パンとか、菓子とか麺は小麦粉とかありますけど、水産の方とかなんかは、あまりしないんですか。水産部は除外しているんですか。だめですよ、排除は。どこかの知事が言うたでしょうが、排除しますと。あんなになったら大変なことになるけんね。だめですよ。水産関係もしっかりやらないとですね。

どういったことを考えているのか、お答えください。

【井内新産業創造課長】水産分野の加工支援につきましては、総合水産試験場におきまして、水産物の特性を生かした加工法に関する研究とか、加工機器の開放、あるいは新製品の試作に関する技術支援を既に行っているところでございます。

ただ、水産の食料品製造業者の方がマーケティングとか、そういう支援を受けたいという場合には、この食品加工センターをご利用いただくことは可能と考えております。

【山田(博)委員】今回は農林部から上がったからということで、パン、菓子、麺を中心にするということでありましたけれども、決して水産関係を排除するわけではないということではないですね。

私もできたら、私の地元ですから、五島の水産加工業者も紹介したいと思っていますので、ここは農林ですから、水産はだめですということはないということ、今日は明確に示していただいたわけでございまして。

パンと菓子と麺を中心に試作を50件、利用者は700件を想定しているということで、これだけを想定しているということでもありますけど、これはなんでそうなったのか。

アンケートがあったですね。私も驚きましたけど、支援を想定している企業が112社あって、回答が65社しかなかったというんでしょう。

これは、支援を想定している企業自体に、こちらはラブコールをしているんですよ。そして、向こうは何の返答もなかったんですよ。ということは、こちらがラブコールをしても、向こうが無関心、無反応、こういった企業にアンケートを出して果たしてよかったのかとなるわけよ。

わかりますかね。傍聴者の学生さんもわかると思うんですよ。ここのスタート時点が、ちょっとずれがあったということですよ。だから、もう一回これは。今の選挙の投票率よりも低いんじゃないですか。58%ですよ。今、統一地方選挙で58%ないからね。県議会議員とか市議会議員で、70%ぐらいいくんだよ、私の地元でも。果たして、これが支持されているかどうかとなるわけよ。学生の皆さん方にわかりやすく言うと。

だから、この支援を想定している企業の選定をもう一回、改めてせんと、これは偏った形になってしまうから、もう一回やらないといけないんじゃないかと思うんですよ。今後、いい事業をするに当たって。

私は、この事業は大変すばらしいと思っています。ましてや産業労働部がやると、これは大賛成。これは賛成ですよ。なぜかという、産業労働部は大変優秀な人がおって、こうしよう、ああしよう大変、けんけんがくがくやっていたから。

今回は支援をしている企業が112社、アンケートをしたら回答数が65社で回答率は58%ですから、これはちょっとね、もう一回やり直さないといかんんじゃないかと思うんですよ。

だから、先ほどの目標は目標であったとして

も、支援する業種ということでパン、菓子、麺という3業種に絞るというのは、もうちょっと考えていただければと思うんですが、いかがですか。（発言する者あり）

【山口分科会長】 しばらく休憩します。

— 午前10時40分 休憩 —

— 午前10時40分 再開 —

【山口分科会長】 分科会を再開いたします。

【宮地企業振興課長】 先ほどの私の答弁の中で、パン、菓子などに絞るというふうな答弁を申し上げたようなんですが、そういうものを念頭にということで、分野を明確に絞るということはございませんので、すみません、私の説明を訂正させていただきます。

それと、先ほどのアンケートのお話ですが、私どもも、アンケートを差し上げて、いろいろお電話を差し上げたりして、ご回答のご協力をお願いした上で6割ということにとどまりまして、委員がおっしゃるように、それで十分かと言われれば、4割の方はお答えいただけていないというのが事実ではございます。

ただ、お答えいただいた中である程度、傾向とか企業様のお考えになっていることがわかっておりますので、基本的にこの方向性です。

その後、農林部、我々産業労働部含めまして、日ごろから企業様とお話しする機会も持っていますので、その辺でご意見をお伺いしながら、よりいいものになるように努めていきたいと思っております。

【山田(博)委員】 産業労働部に対して、今までちょっと厳しい質問をしたかもしれませんが、私は、今回こういった事業をされて、大変いい事業にも関わらず、アンケートをして答えてくれないのが40%もあるというのは、まことに残

念よ。本当に残念。ただ単に回答してくれと言っているのに、回答がなかったんでしょう。もう県の支援のあり方も見直さないといかんのじゃないかと思うんですよ。業界のために頑張りますというふうにアンケートをしたにも関わらず、無回答だったんでしょう、これは。どっちが悪いのかというのもあるわけですね。

しかし、議員からすると、県が県費を使っていろいろやる中で、大変苦勞されている中で、回答がこれだけしかなかったとは、まことに残念よ。先ほどの企業の想定も問題があったかもしれないけど、回答がなかったというのは本当に残念よ。私は、新産業創造課と企業振興課の職員の皆さんが、一生懸命にこういうふうやってアンケート調査を送った中で回答がなかったというのは、本当に残念。

学生の皆さん方も、無関心、無反応というのはけしからんわけですよ。無関心、無反応から、こういった政策が偏ってしまうということ、ぜひわかっていたいただきたいわけです。それを踏まえて質問しているわけですので。

私ばかり質問できませんので、ほかの委員の皆さん方のご意見をいただければと思いますので、一旦終わります。

【中村委員】 今の食品加工センターの件で、山田(博)委員からアンケートの件を言われましたけれども、回答を出した65社の企業の大きさは、大手企業、中小企業あると思うんですけども、どういうふうな内容になっていますか。

【宮地企業振興課長】 今回、私どもがアンケートに当たりまして考えましたのが、基本的に食品加工センターはソフト的な機能も有していますが、機械を使う試作をされるような企業様を念頭にアンケートをさせていただいております。

具体的には、1億円を超えるような売上をお

持ちの企業様を念頭に持っています。その以下の企業様につきましては、試作加工された後の設備投資の関係等、なかなかハードルが高い部分もあるかという考えのもと、基本的には売上が1億円以上、従業員につきましては10人から50人ぐらいのボリュームでアンケートをさせていただいております。従業員につきましては大規模な企業様も併せてお伺いをしましたけれども、中心としましてはその辺の企業を念頭にアンケートをいたしております。

【中村委員】 大手というのは、こういう食品を開発する技術は当然持っているわけです。自社工場を持っているわけですね。だから、当然必要ないわけですよ。そういう設備がなくて、自社の製品をアップすることをできないところが、多分支援を必要としていると思う。そのうちの65社が回答をしている。

そういう中で、味の向上をねらっているようだけれども、今回の食品加工センターを運営する中で、味を吟味する人とか製品の良しあしを吟味する人、専門家の方は当然雇用してあると思うけれども、その体制はどうなっていますか。

【大庭産業政策課長】 食品加工センターの職員の体制につきましては、ただいま検討中でございます。まだ今の時点で新規の正規職員の採用は考えていないんですけれども、引き続き農林部と協議をしながら、どういった体制が適当か、考えてまいりたいと考えているところでございます。

【中村委員】 それはちょっと遅いんじゃないか。動き出してから、それだけの専門家を探すわけか。それでは間に合わないだろう。そこら辺を重点的に考えているのであれば、今からオープンするまでの間に、それだけの素晴らしい職員をかき集めてこない。今の工業技術センター

に、それだけの方がいるとは私は思えない。やっぱり専門は専門であって。

それだけのことを、このセンターであなたたちはやろうと思っているんだろう。そうしたら、それだけの技術を持っている方、それだけの能力を持っている方を、ちゃんとした方を雇用しないと、せっかく地元の企業を伸ばそうとしているのに、それじゃ、できない可能性があるわけだろう。

いつも私はあなたたちに言うけれども、本来であれば食品加工センターなども、わざわざ県でつくる必要はないと私は思っている。先ほど、事前説明に来られた時にも私は言ったけれども。

確かに県がやってくれるということは、小規模の企業には非常にいいことだと思う。しかし、本来であればこういうものは民間の企業がやって、お願いをする企業が、自分たちの企業の品物を向上させることなんだから、それだけの費用をかけてやって初めて、それで利益が上がってくるものだと思っているんですよ。

しかし、県がこれをやろうというのは、会社の経済状況があまりよくない、それだけの費用をかけることができない、そういう企業を助けてやろうということでやっていると思っているから、私は納得しているんです。

しかし、それを伸ばすためには、先ほど言ったように専門的なノウハウを持っている方たちを入れてやらないと、私はできないと思う。中途半端なことをやるのであれば、民間にさせた方がいいよ。私はそう思う。その辺の職員については今からということだから、ぜひ早い時期にそれだけのノウハウを持った人を雇用して、せっかくなんだから、地元の企業をもう少し伸ばしてやることを真剣に考えた方がいいと思う。

それと、この加工センターをつくるに当たっ

て、いろんなことを検討されていると思うんだけど、今からだと思うんだけど、概算として、これだけのセンターをつくった後に、当然長崎県の経済をアップさせるという考えがもっともだと思うから、このセンターができた後に、先ほどあなたたちが言われた対象の112社の企業が、どれだけの経済効果をもって、どれだけ長崎県の財政に協力してくれるのか。これはある程度概算を持っている必要があると思うんだけど、その辺についてはどうなんですか。計算をしたことがあるんですか。112社の企業に対して、これだけのことをバックアップしてやって、その企業がどれだけの経済効果を長崎県に生むのかということを考えていますか。

【宮地企業振興課長】今、委員がおっしゃいますように、私どもがご支援した企業が、売上等を伸ばして本県の経済振興に寄与するというのは非常に重要なことでございますので、私どもも、現在、企業振興にあたり持っている目標としましては、ご支援した企業様につきましては、その後5年間で付加価値を20%伸ばしていただくということの一つの目標にしています。

付加価値と申しますのは、売上から原材料費を引いた時点のものを目標としていまして、税収等を目標としておりませんのは、いろいろ企業状況に左右されない部分で押さえたいという意味で、付加価値額を20%伸ばすというのを基本に据えています。

ただ、今回の食品加工センターにつきましては、一方で試作加工はたくさんの企業様、生産者の皆様にもお使いいただきたいという思いもございますので、食料品製造業全体としてご支援する企業様につきましては、5年間で2割は伸ばしていただきたいというのは持ちながらも、食品加工センターでご支援する企業、もしくは

生産者の皆様に対しては、その辺の利用のしやすさというところも併せて考えながら設定をしていきたいと思っているところでございます。

【中村委員】最後にしますけど、今言われた、確かにその努力は私も買います。ただ、今回対象とする112社の年間売上は大体わかっているでしょう。そうしたら、現在の年間売り上げに対して、食品加工センターができた後、その112社の利益がどれだけアップすることができるかと、その辺まで計算していないんですか。ある程度の見通しはやっぱり立てないと。

前回のオフィスじゃないけれども、結局、仮見込みであれだけのことをしたけれども、最終的に今なってきた。やっと3社ぐらい入りましたけれどもね。

これも同じだと思うんですよ。当初から、これだけの企業に対してオファーをとって、これだけの努力を食品加工センターでしていただければ、これだけの収入アップを私たちは見込んでいますと、そういう仮的な金額的なところをある程度出した方が、私はいいと思う。そうしなければ、私たちも信ぴょう性がないし、あなたたちの努力に対する県民の何と申しますか信頼感、そういうところもちょっと足りなくなってくると思う。

だから、これだけの企業に食品加工センターでこれだけの支援をすれば、これだけの営業利益が出てくると私たちは思っていますよというところを、ちゃんと私たちに明確に説明してほしいと私は思っている。その辺はどうですか。

【宮地企業振興課長】これからご支援差し上げる食品加工センターの企業様、112社に対しましては、どの企業様のご利用していただくかというのもございまして、現時点では、先ほど申し上げましたように、ご利用いただいた企業に

は20%伸ばしていただくということを考えております。

ちなみに、では、今どうなのかと、我々がご支援する企業様の実績などを把握しているのかというところがございますが、例えば平成25年から平成29年度までの5年間で、我々は決算の状況を毎年度、企業様にお尋ねして確認しています。71社のご支援に対しまして売上が53億円、これは年度で変更しますので、現時点の年度途中の数字で12%、売上が伸びています。付加価値額は、およそ13億円、同じく13%伸びています。併せて雇員人数につきましても、500人弱の雇員を増やしていただいているという状況を確認していただきまして、委員おっしゃいますように食品加工センターにつきましても、しっかり実績を把握しながら目標を達成するように努めていきたいと思っております。

【中村委員】今言われたように、これだけの売上が今ありますよと、これだけ伸ばしていますよと。ところが、その後が大事。食品加工センターをつくった後、これだけの業績を上げることを目標にしていますとか、そこが大事。そこが抜けている。できた後、そこら辺はどう想定していますか。

【宮地企業振興課長】今、数字として持ち合わせておりますのは、ご支援した企業につきましては、5年間で20%の付加価値額をアップしていただきたいというところがございます。（発言する者あり）

【貞方産業労働部次長】先ほど、産業政策課長から答弁申し上げたところではございますが、食品の味覚に関する分析をする職員がいないという趣旨にもとれる答弁があったと思うんですけれども、正確には、もう現状はそういった職員がおって、そういった分析機器もあって、工

業技術センターの食品加工センターで、そういった事業者様からの依頼試験も含めて対応しております。

なお、それで十分な体制かどうかについては、先ほど産業政策課長が答弁いたしましたとおり、農林部、食品加工の研究員もおりますので、そういったところと密接に連携しながら、最終的な体制については検討してまいりたいと考えております。（発言する者あり）

【山口分科会長】しばらく休憩いたします。

— 午前10時57分 休憩 —

— 午前10時58分 再開 —

【山口分科会長】分科会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

【西川委員】先ほどの山田(博)委員、そして中村委員の質問の聞き取りをしている中で、人員をどのくらいとか、どのような人を配置するとか、そういうのは、もう企画の段階から考えていると思うんですね。あまり詳しく言えないのか。例えば10何人とか、20人とか配置するようにしていますと。

箱ものをつくったら、それだけの担当部署がいろいろあります。先ほどの味の指導をする方とかもいるし、機械の操作、受付的な方、ということで、ほぼ何人ぐらいということは委員会で言ってくれてもいいんじゃないですか。どうですか。言えないんですか。

【大庭産業政策課長】今、工業技術センターに食品環境課があり、食品分野を担当している方がいます。また、農林技術開発センターには食品加工研究室という組織があり、4名ほど勤務をなされています。その方々は、日々、食品加工に関する人材育成のような形で、いろんなケースを勉強しているわけです。

今後、食品加工センターで新たにどのような設備を導入するのか、その辺がある程度決まってきた時点で、新行政推進室とも議論しながら適正な人員規模を考えていかなければならないと考えておまして、今の時点で何人というのは、まだ決まっていないという状況でございます。

【西川委員】農林部の農産加工流通課も加えて、大方これぐらいの人員配置が必要だろうというのはあるんでしょう。ただ、はっきり何名と言えないだけでね。委員会では、もう少し知らせてくれていいんじゃないですか。そうしないと私たちも心配になりますよ、ある程度のことを言ってもらわないと。

【大庭産業政策課長】今、工業技術センターの食品環境課に、食品分野を担当されている方が4名います。それと、農林技術開発センターの食品加工研究室に室長が1名、室員が3名います。食品加工センターをつくるとなるとセンター長が1人要りますので、今の全ての人数を合わせると7名ということになりますけれども、加工センターの所長をどのような位置づけにするのかとか、設備の状況、そういったものを考えながら7人、6人をベースに考えていくということになると思います。

【西川委員】そこまでしか言えないのは残念ですけど、我慢しておきます。

そうしたら、この財源は、国の所管はどこですか。

【井内新産業創造課長】財源、国庫の地方創生推進交付金につきまして、国の所管は内閣府になります。

【山口分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【前田委員】今回の議案は設計に対する予算なので、本来ならば加工センターの中身に関する

議論は、その前に終わっておかなきゃいけないと思っているんですよ。私も、この議案が上がってきた時に非常に唐突に感じたんですが、そもそも食品加工センターを県でつくろうという認識の共有はいつされたのかなど。本当に申し訳ないけど、一番最初に戻ってしまうんですけども。

多分、整備検討会もあって、そういう意見を踏まえた中でゴーサインになったと思うんですけども、今回、こういうふうに設計費が上がっているのは、地方創生推進交付金を使う関係で平成32年度までに完成させなきゃいけないと、逆算して間に合わないから今回上げているというような説明であったと思うんです。

だとするならば本来やるべきことは、中村県政が2期目の県民所得向上を掲げた時に、食料品製造業に関わっている県内の方が多いと、その伸びしろがあるんだということで、そこに力を入れてやっていくということで室まで設けて取り組んできたわけですよ。部長が言われたように、食料品製造業の付加価値を高めていくことの一環であるならば、食料品製造業の付加価値を高めるために、県はここ何年間にどういう取組をして、どういう成果が上がり、どういう問題点、課題があった上で、食料品製造業界の方からのニーズとしてこういうものが欲しいということであればわかるんです。

このアンケートの聞き方を見ても、「こういうものをつくったら利用しますか」というような聞き方になっているんですね。さっき中村委員から、民間がやっていることを応援することもあるじゃないかというようなお話もありましたけれども、食料品製造業の方々のニーズ、声として上がったものをセンター化しているのかが、いま一つわからないんです。

そもそも論として、この経過について、農林部の部分は置いておいて、どうしてこういう形で今回上がってきているか、もう少し説明をしていただきたい。

それと、整備検討会なるものが多分当初予算に上がっていたと思うんですが、その目的と、そこで上がった結論、ここに意見が出ていますけれども、どういう方々が入って議論したか、そういうことをもう少し詳しく説明していただけないか。

そもそも論のところは、部長に答弁いただきたいと思います。

【平田産業労働部長】食料品製造業の振興につきましては、端的に言えば付加価値を高めていくということになるんですけれども、これまで一定の規模を持ち、生産力を持ち、生産意欲、生産の拡大のテーマがあるところに主に中心的に支援をしてきております。

先ほど企業振興課長が、売上であったり伸び率であったりというようなことを、これまでの施策の取組という部分を答弁の中で数字を申し上げたかと思うんですけれども、これと申すのは、高付加価値化を図る、生産拡大を図るという一定の規模、生産力を持った企業さんを相手に、その向上を図ってきたというところでございます。

それで、これからどこをどう目指すべきかという時に、いわば地域の社会、地域経済を支えていく、長崎県における食品産業の重要性に焦点を当てた場合に、農林部から、あるいは水産部からいけば生産者サイドから、そこに加工をして付加価値をつけていくという話であり、私どもの方からいけば、既存の商品だけに限らず新たな商品開発にしても、そういうものを活用した新しい商品、付加価値の高い商品をつくっ

ていく。あるいは、既存のものであっても、新たに加工を加えることによって賞味期限を延ばし、今まではここでしか食べられなかったものをお取り寄せで消費していただくというような新しい販路を開拓していきなりという、さらに次のステップが必要であろうと思っております。

その中で、企業さんの一番の悩みと申すのは、私たちが補助金を出して支援をしますよという制度が、どちらかといえば行政の施策としてはメインになっている部分があるんですけれども、企業さん、あるいは農業者の方もそうだと思うんですが、大きな悩みは、どこをどうすればいいのかわからないということ。

あるいは、こうすればいいんじゃないかと思っていたにしても、それが果たして市場のニーズに本当に合っているのかどうかと。せっかく作ったはいいけれども、どこにも売れないという開発ケースも、実際にご支援をしていると、ままあるというのが実態でございます。

そういう中でこのセンターで、先ほど言いましたように市場のニーズをそれぞれ把握しながら商品づくりに生かしていくという機能を新たに設けて、そういう視点からの施策を進めていくということでございます。そのために、マッチングであったり、情報発信であったり、具体的な支援を行ったりというような拠点を設けることで、食料品製造業の、食品産業の振興を図っていききたいというふうに思っている次第でございます。

加えて言いますと、水産のことも先ほどご意見をいただきましたが、水産加工に関しては、総合水産試験場に水産加工の支援のための施設・設備も実際に保有しておりますし、業者への開放もされております。技術的にはそういう支援があって、改めてここで整備するというこ

とは完全に二重になりますので、二重整備はしないんですけれども、先ほど申し上げましたような観点からの支援については、統一的に産業労働部、農林部、水産部と連携を図りながら進めていこうと話をしているところでございます。

【井内新産業創造課長】整備検討会についてでございますが、こちらは今年度4月に立ち上げられたものでございます。委員の構成としましては、農業団体、製造業団体、あるいは販売業者の代表の方、食料品製造業者の代表の方等により構成をしているところでございます。

その中でご意見としましては、ワンストップの相談やマッチング支援が必要であるとか、売れるものをつくる支援が必要であるとか、そういうご意見を頂戴したところでございます。

【前田委員】部長から答弁のあったことは、そうなんだろうなと思いますけれども、今の部長の答弁は、そもそも食料品製造業界の付加価値を上げるために、今後こうやって取り組んでいきたいという話の中で事前に出てくる話ですよ。

どう言えばいいのかな。ちょっと聞き方を変えますけれども、食料品製造業の企業数は県内に幾つあって、何人働いているんですか。

【宮地企業振興課長】今、委員お尋ねがございました企業数でございますが、平成29年の工業統計によりますと、事業所数として625、従業員数は1万5,536人でございます。

【前田委員】625社あると。先ほども私は質問の中で言いましたけれども、食料品製造業を頑張らせて支援していくんだというのは、もう何年も前から県の施策、産業労働部の中で位置づけられていて室まで設けた。

だから、そこを総括して、625社のうち、今回支援対象となる112社にアンケートを取って、

回答率が悪いという話も出ていたけれども、要は625社から112社を引いたら500社ぐらいは食品加工センターの目的から外れているわけですよ。外れているんでしょう。

112社にアンケートを取って、回答率が58%の65社で、こういうものがあつたら利用しますかと聞いて、結局のところ「利用したい」が59%だから、625社のうちの40社ぐらいしか、この食品加工センターは使わないんでしょう。使わないと私は思っているんです、支援対象企業が112社と言っているんだから。

625社、あまたある中で食料品製造業を伸ばしていくんだという意気込みのもとで、ほかのところこんなことをやって、こんなことをやって、こんなことをやって、そのうちの一つの課題としてこういうものがあつて、ここに力を入れていきますという説明ならわかりますよ。しかし、そういうものが何もなく、ここだけポンとピンポイントで当てられて、しかも前振りもなくね。地方創生推進交付金を使うには平成32年度完成の必要があるから間に合わないんだということで設計予算をして、何もかもひっくるめて議案を通してくれという話は、なかなか理解しがたいですね。

だから、意見、質問が散漫的に散ってしまっているんですよ。皆さん方が、加工センターをこういう位置づけをしてやりたいんだと、この部分はこうやる、しかし、ほかはこうやって頑張らせるんだというものが無いから、部分的につかんで出して、しかも時間がない中で出しているから議論が、質疑が散漫になっていると私は思いますよ。

そういうことを含めて、本当にこれが企業のニーズとしてあるんですか。その上でやっている今回の提案になっているんですか。そういう

議論を本当はやらなきゃいけないですよ、ここまで上げてきて。そう思っていますけど、いかがですか。

【大庭産業政策課長】施策のターゲットの一つの考え方ですけれども、食料品製造業を含む製造業全体の付加価値額の推移をご説明いたします。

平成22年、長崎県の製造業の付加価値額は6,118億円でした。それに対しまして平成28年の製造業の付加価値額は6,652億円で、534億円の増加になっております。

この増加分の534億円を従業員数の規模別に分けますと、30人以上300人未満の中堅企業の増加分が462億円ございます。そのほとんどを占めております。これは、先ほど部長がご説明いたしました、一定の規模を持ち生産の拡大の意思がある企業にはほぼ一致するかと思います。

そういった中で、県の製造業における施策ターゲットは、今までも中堅企業だったわけでございます。ここには一定の成果が出ておりますので、結果として食料品製造業の食品加工センターのターゲットも、小規模事業者は支援しないということではないですけれども、ターゲットの一つとして考えたということかと思えます。

【平田産業労働部長】申し訳ございません。若干、私どもの趣旨が正確に伝わっていないような感じをいたしております。

今の議論では、このセンターで支援するのが、あたかも中堅企業といいますか、一定の規模を持った製造業112社に絞られているかのように受け止められてしまっているのではないかと思います。ですので、それはそうではなくて、このアンケートを取ったのは、中村委員のご指摘のとおりでございます、やはりご利用いただくからには一定の生産規模に結びつくような支

援をしていかないといけないということがあって、大きな企業は自分で開発はするんですけれども、そこまではないけれども、生産拡大の意欲があって商品拡大の実際の可能性がある企業というところを、これまでも施策のターゲットとして主に拡大を図ってきましたし、これからも、この施設を利用していただくことで拡大をしていただきたいと、一定の施策の成果として求めていくということは前提でございます。

さらにもう一つ議論をさかのぼっていきますと、これは最初に山田(博)委員からご指摘がありましたように、農林部において六次産業化を進めていくと、農産品の加工をすることによって付加価値を高めていこうという中から議論がスタートしている経過があるということでございます。

その議論の経過の中と、我々がこれまで進めてきた食料品製造業の振興で、農林部の検討されてきた部分を実際の経済、食品産業としての振興に大きな意味で結びつけていくためには、やはり食品製造業と一体的に機能をしていく支援施設をつくることの方が、トータルとしては効果が高く見込めるのではないかとということで、今回、私どもの方から、工業技術センターに食品加工センターを設けるための設計ということで計上させていただいているということでございます。

このセンターにおけます利用件数は、先ほど担当課長が年間700件と申し上げましたように、できるだけ多くの方に利用をしていただきたいというのが率直なところでございます。

その中からどういう成果をつくっていくのかということでございますが、何でもかんでも商品をつくれればいいということではないので、そこをきちんと見極めながら試作、加工も支援を

していくということをごさいますて、対象の規模として見れば、もちろん農業者の皆さんで加工に踏み出そうという方々もいらっしゃるでしょうし、一定の規模を持った企業が、もう一つ加工の手間を加えることによって、例えば賞味期限を延ばすとか、付加価値を高めることでギフト市場に入っていくとか、新たな市場を開拓していくことの支援にもなるであろうということをごさいますて、支援の対象の考え方の幅として見れば、今申し上げたように幅広い分野での支援になろうかと思っております。

その中で特に売上、それだけで生産をどれだけ拡大するのかという経済的な視点を考えた時には、一定の規模の企業さんの支援をして、どのくらい売上が上がるのに貢献しようという目標設定も必要ではないかと思っております、その部分が十分ではないというご指摘であろうと思っておりますので、その部分については、遅ればせになるかもしれませんが、早急に議論をして進めていきたいというふうに考えているということをごさいます。

【前田委員】 わかったような、わからないような話になってきたんですけども、そうしたら、産業政策課長が答弁した、平成22年から平成28年にかけて534億円、付加価値が上がったという話と、今の部長の話はリンクしているんですか。112社に対して産業政策課長はお答えになったんですかね。

暫時休憩してもらっていいですか。

【山口分科会長】 しばらく休憩いたします。

— 午前11時20分 休憩 —

— 午前11時21分 再開 —

【山口分科会長】 分科会を再開します。

ほかに質疑はありませんか。

【山本(啓)委員】 予算の組み立てから、これまでの経緯についてのやりとりと議論の枠組みについては、一定確認をさせていただきました。

ただ、ほかの委員からも出ているように、取組として、掲げている部分と実際の食品産業界の方々との情報の共有の部分が、アンケートだけでいかなのかなというところを私も感じている一人です。

整備の検討についても、先ほど委員の名前を聞くと、やはりプレーヤーの方ばかりで専門家がいらっしゃらないと。今後、流通とか分析リサーチとか、そういった部分も含めて幅広く本県の食料品産業界を伸ばしていくんだという議論であれば、専門家の登用は早目でなければならないというよりも、そもそもの初めの核の時点でそういう人材がいて、そういう知見を持った人間がそこに籍を置いて議論をしていく必要があるかと思えます。

平成33年4月スタートとスケジュールに書いていますけれども、それまでの間、今日こういう形で審査をした後、新たなセンターが担うべき目的とか上げるべき効果を共有した上で、こういったところに数字設定をしていくんだといったことを議論するような協議会なるものがあるという説明がさっきありましたかね。そのメンバーとか、そういったものはどのように検討されているか、ご説明をいただきたいと思いません。

【井内新産業創造課長】 長崎県食品加工センター整備検討会につきましては、今年度、設置をいたしました。その中で、センターの整備に関して、どういう機能を持たせ業務内容を持たせていくのかというところの議論を行ったところでございます。今後、平成32年度末までの整備に向けて、専門家のご意見等も伺いながら、

しっかり反映してまいりたいと考えております。

【山本(啓)委員】そこは先ほど伺ったんですけど、その専門家の配置とか具体的なところについて。

各委員からの質問に対しては、流通が大事だよとか、市場の分析やリサーチが必要ですよとか、パッケージが大事ですよとか、そういったものが出てくるわけですよ。つくる、加工するだけのみならず、その先、消費者が手に取っていただくところまでをしっかりとサポートしていきたいという枠組みはわかっているので、この整備検討会の内容が今後強化されていくというふうなイメージを持っているものですから、こういった分野の方々が、また、こういった専門家の方が、いつごろから配置されて、それが平成32年までの間にどういうスパンで議論されていくのか、その部分についての質問です。

【井内新産業創造課長】特に流通に関しては、外部の専門家の方、実際どういう形態になるかというのはまだ決まっていないんですが、そういう方にもセンターの運営に携わっていただくように考えているところです。

【山本(啓)委員】だから、流通に関してはとか、市場リサーチについてはとか、パッケージデザインについてはとか、トータル的なコーディネートについてはとか、多分いろいろあるんですよ。

そういうもの全部が定まっていくのは、どういところでスタートを切るんですか。随時、今から増えていくというようなイメージなんですか。

【井内新産業創造課長】整備検討会のメンバーは、先ほど申し上げたような業界団体であるとか、販売業者の方の代表とか、一次加工の業者とか、8名の方で構成をされております。

今後、何年に何をという議論をする、そこまでの決定はしておりませんが、平成32年度完成を見据えた検討を、しっかり外部の声を聞きながらしてまいりたいと考えております。（発言する者あり）

【山本(啓)委員】私も、先ほどからこれまでのやり取りを聞いておりますので、雰囲気はわかるんですけども。

結局、平成33年度からはスタートするわけですよ、食品加工センターが担うべき目的が。

それまでに、必要な設備とか必要な人材の配置とか、そういったものについての議論をこれからも整備検討会の中でやっていくと。それは、そこを利用するであろう方々のみならず、このセンターの効果を発揮できるような、市場リサーチとか、流通のプロとか、そういった専門家を配置していきながら検討していくんだと。この検討会の中に、そういう方々が配置されていくわけですよ。

それとも、この検討会の中で、平成33年度のスタート時にどういった人を配置するかを議論すると言っているんですか。

私は、検討の中で専門家も入れて。多分、中村委員も同じことを言ったんじゃないですか。検討の中で専門家の席が用意されていて、どういったものがいいものなのかというのをしっかりとしていく時に、知見あるアドバイス等々、指摘等々をいただきながら組み上げていって平成33年度のスタートを迎えると私たちは理解しているんですけども、そういう理解であれば、いつから検討会が強化されて、メンバーがまた補充されてスタートしていくんですかということですか。

【井内新産業創造課長】委員おっしゃいますように、市場のリサーチとか流通のプロ、そうい

う方々のご意見を随時聞きながらやっていききたいと考えております。

今年度、設計の予算を計上させていただいておりますが、平成32年度が完成になりますので、できるだけ早い段階で、実際の整備に反映できるように検討を進めてまいりたいと、意見交換も進めてまいりたいと考えております。

【山本(啓)委員】 ということは、この検討会の中に、そういった民間というか専門家の登用をすることはないと今おっしゃっているんですね。随時、検討会の中身のことについて、ご意見が出たことを外部の専門家にお尋ねしながらという意味で今、ご答弁されているんですね。

【山口分科会長】 しばらく休憩します。

— 午前11時28分 休憩 —

— 午前11時31分 再開 —

【山口分科会長】 分科会を再開します。

【山本(啓)委員】 平成33年のスタートに向けて、これまで県庁内で積み重ねられた各部の議論の横つながりをしっかりとやっていくとか、または、県内の食品産業の方々や企業トップランナーの方々からのご意見を聞きながらよりよいものにしていくとか、そういったものの必要性についての説明は理解するんですけども、平成33年にスタートして、県下全域の食品産業がしっかりと伸びていくんだと、そのためにこういったものを我々はすればいいんだというのを理解するためには、それまでの間に見える形の議論が必要なのかなというふうに思っています。当然そこには、これまでの検討会にはなかった専門家の配置とか、専門家の方がリードするような座があったりとかといったものの必要性を感じるんです。

既存の整備検討会が今後どうなっていくのか、

新たな協議会が設置されるのか、そういった部分についての答弁を求めます。

【宮地企業振興課長】 今、委員おっしゃいました、食品加工センターの平成33年度オープンに向けて、よりいいものにしていく努力は必要だと私どもも思っています。

今回予算案をご提案するに当たりまして、実際に県外の企業様とか大学とか、コンサルティングをやられるような企業様に私どももお話を聞いて、情報をいろいろ集めてはいますが、より広い方々、専門家の方々、いろいろいらっしゃると思いますので、そういう方々と共有をしながら、よりいいものになるようにするために、農林部で所管していました外部検討委員会をそのまま引き継ぐのか、もしくは我々で、また違った形で検討会なり議論をする場を設けるのか、現時点では検討するという状況になりますけれども、委員がおっしゃいますように、私どもも、よりいい、広い知見を集めて効果的なセンターにしたいと思っていますので、その方向で取り組んでいきたいと思っています。（発言する者あり）

【山口分科会長】 しばらく休憩します。

— 午前11時35分 休憩 —

— 午前11時36分 再開 —

【山口分科会長】 分科会を再開します。

ほかに質疑はありませんか。

【高比良委員】 私は、これを建設していこうという計画の意義はよくわかる。その112社、同じく事業所、企業といっても経営規模、能力といったものは全部ばらつきがあるわけですから、一定中堅どころに対して、そこを主要ターゲットとしながら進めていこうと、そこを伸ばすことによって全体を底上げしていこうという狙い

もよくわかる。だから、うまく稼働すればいいなというふうに思っているんだけど、2つだけ質問させてもらいたいと思います。

1つは、アンケート調査をとりましたと。さっきからいろいろと出ているんだけど、利用するという反面で、利用しないというのがすごく多いよね。これはなんで利用しないのか。ここのところは、調査をしたり分析をしたりしていますか。

【宮地企業振興課長】今、委員からお尋ねがございました、センターを利用しないのはどういう理由かというところでございますが、利用しないと言われている方々のおよそ4割は今のやり方で十分だと。大きな企業様が中心となったご回答かと思えますけれども、それが約4割。あとは、自社の近くにないというのがおよそ2割でございます。13%の方々は利用したい設備がないというお話もございまして、逆に利用したい設備も併せてお尋ねをしまして、例えば製麺機であるとか、粉末加工機であるとか、レトルトの装置とか、その辺は今回導入の機器に反映させているところでございます。

【高比良委員】大きな企業は、自分のところで独自にやっているから利用しなくても別に構わないと、特に不自由はないんですよという話だったら、それはそれでいいと思うんだけどね。

ただ、利用したいけど、ここの持つ機能、設備がちょっと、自社から見ればマッチングしていないなというものがあるとすれば、利用促進の受け皿整備をさらに追加をしていかないと、これはもったいないよね。ぜひ、そういう努力をして、1社でも利用の促進につながるような体制づくりをしてもらいたいと思っております。

そこで、さっきから議論になっている、要するに人の問題ですよ。いろいろの専門家云々

かんぬんという話があるんだけど。

私は、食品加工に限らず産業振興の全ての分野で、それぞれの技術がわかる専門家というか、目利きというか、特にものづくり企業がそんなんだけど、そういう人がそれぞれ、つかさつかさで集合できるような推進母体ができないと、いつまでたっても、伸びしろはあっても具体化できてこない。全ては人だと思っているんですよ。

そういうことからすれば、専門家を入れて、いろいろアドバイスをします、いろいろ支援をしますというのも大事なんだけど、こういうものをつくれれば、確かに売れ筋として、今までになかったものが生まれましたと。そこで終わると、個々の企業、それを利用した企業は、それから先は全部、自社の努力でやっていかなきゃいけないという話。

そうすると、アンケートにもあるけど、販路開拓をどうやったらいいかわからないとか、そこでハードルが出てきてしまって、せっかくいいものができても売れない。いかにつくるかよりも、いかに売るかという話だと思うんですよ。

気の利いたというと、ちょっと語弊があるかもしれないけれども、やっぱり規模拡大をしていきたい、生産拡大をしていきたい、いいものをよりたくさんつくっていきたいというところは、全国回って営業活動をやっていますよね。そういう最後の一番大事なところが、どうしても弱いんですよ、長崎県は。

例えば練り製品なんて、企業はたくさんあるけれども、中小零細ばかりいるものだから、販路開拓のまとまった取組をしきれない。ここが他県の取組と全然違うところじゃないかと、これはもうずっと指摘されているでしょう。それと一緒にだよね。いいものができても、売れなき

やだめ。

そうすると、さっき、いろんなコンサルタントとか、そういう話をされたんだけど、そこでアドバイスをするだけだったら、恐らく止まってしまうと思うんですよ。ここでつくるものは、おいしいものをつくれますよ、それから情報提供もしますよと、それはいいんだけど、実際の市場を開拓していく努力をする、そのところが個々の企業だけにゆだねられるというか、その努力だけにゆだねられるという話になると、長崎県の企業の体質は非常にそこら辺の取組が弱くて、結局できないで終わってしまっている。

昔、俵物事業があったでしょう。こういうふうにいっぱい、いいものを作って売りましようとしたけど、結局あれは失敗しちゃったよね、はっきり言って。費用対効果の面から見ると、うまくいかなかったということで相当議論がありましたよ、議会の中でね。

だからここは、一緒に汗をかいて売っていく取組をする、要するにマーチャンダイザー、こういう人を抱えていくのがとても大事だと思っているんですよ。できたものを、あとは自分でしなさい、あるいは物産振興協会にやりなさいという話だけだったら、ここでこれだけ労力と金もかけてやって、具体的な成果を出そうという最後のコーナーのところの取組が手薄になってしまうと何にもならないというふうに思っているんだけど。

さっき、人をどうするかというのを早く整理をせよという話があったけれども、その一番最後の出口までの支援という話だけど、本当の出口は、消費に結びつくというか、いかに売れたかということですから、このところを担える人材が必要。もちろん企業が自ら努力をしな

やいけないんだけど、そこは非常に弱い。

他県は、こういう販路開拓は、海外についてもそうだけれども、官民一体となってやっているよね。もっと言えば国際的な競争の中では、官と国と大きな企業が一体になって販売セールスをやっているよね。それと同じように、日本の中でも都道府県をいろいろ見てみると、やっぱり県と企業が一体になってやっているよね。そういう取組こそがあってしかるべきだと思っているんだけど。

この辺をぜひ、必要な装備と言ったらおかしいけれども、人をとにかく確保するんだと、そのところを一番の狙いとしてやるぐらいの体制にしてもらいたいというふうに思っているんですが、この辺についての考えはありますか。

【宮地企業振興課長】 今、高比良委員おっしゃったように私どもも、技術がわかる方が、例えば販路拡大であるとか、いろいろな取組にご協力していただくのは非常に効果があることだと思っております。これは食品製造業ではございませんが、ものづくりの方で産業振興財団に大手メーカーのご出身の方々をアドバイザーで採用させていただいて、非常に効果が出ているところで、私どもも実感しているところでございます。食品につきましても、他県におきまして流通出身の人を置かれていますので、そういうところを念頭に置きながら検討を進めていくことになるかと思えます。

今回食品加工センターが動き出したならば、技術支援は非常に充実してくると。私どもも、委員おっしゃるように販路の方も併せて強化すべきということで、今回重点戦略で来年度の新規事業をご提案差し上げておりますが、39ページに「長崎フードバリューアップ事業費」と私ども企業振興課で記載しています。

これは、我々の今までの取組の中で、商品としては非常にいいものができたのに、賞味期限が短いので流通にのらないとか、売るところでうまくいかないというふうな事例を私どもも幾つか聞いております。そういうのは、一方で販路を見ながら取り組んでいければ、より消費者のもとに届くのではないかということで、具体的に販路関係で例えば中食。

最近、私どもは、なかなかハードルが高いんですが、大手コンビニとも付き合おうと、情報を取ろうと。他県におきましては銀行が主導していますが、高速道路のサービスエリアとかパーキングエリアに出してみたいと取組を進めているとか、具体的に幾つか、私どもが今まで手が届いていなかった販路の部分もございまして、そういう専門的なところと併せて販路開拓にも取り組むとともに、来年度は、そういうところで売った情報を事業者フィードバックさせたいと思っています。

例えばイメージとしては、試食をしてもらって、そこでどうだった、こうだったという情報を、コンサルティングつきで事業者様にお返しできないかというフィードバック機能も取り組んでみたいと、今、検討しているところでございます。

いずれにしても、販路拡大、いわゆる売り上げが立たなければ、我々産業労働部としては十分ではないと思っていますので、その取組を強化していきたいと思っていますのでございます。

【高比良委員】わかりました。別の事業になるのかもしれないけれども、ぜひ、そういう取組を徹底的にやってもらいたいと思っていますので。とにかく評論家、第三者的な人はもう要らない。自ら市場に飛び出して、一緒に汗をか

いて成績を上げる、成果を上げる、そういう役割を担う人をたくさん確保してください。強く要望したいと思います。

【山口分科会長】しばらく休憩します。

— 午前11時47分 休憩 —

— 午前11時47分 再開 —

【山口分科会長】再開いたします。

【山田(博)委員】私の方から質問させていただきたいと思うんですが、先ほど、試作と利用相談件数という話がありましたけど、見学者と製造の、つまり営業許可取扱いというんですか、その想定はどのように考えているのか、お答えいただけますか。

【井内新産業創造課長】KPIでございますが、センターの利用件数、試作件数でございます。

まず、センターの利用件数につきましては、生産者、食料品製造業者、700と申し上げましたが、幅広く利用していただきたいというふうに考えております。特に業種を限定したものはございません。

試作につきましても同様ですが、生産者の方、食料品製造業者の方、分野もございましたが、こちら幅広くご利用をいただいた結果、年50件というものを目指してまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】こういった食品加工センターは、鹿児島と宮崎にありますよね。その中で営業許可取扱い、要するに製造が営業許可になった分とか、見学者もいろいろ考えているわけね。県当局もそこは想定されていると思うので、それをお答えいただきたいということ、2つお答えください。具体的にお願いします。

【井内新産業創造課長】見学者についてですが、工業技術センターも年1回、一般公開を行って

おります。こういう取組をしているということ
を幅広く認識いただく必要がありますので、見
学につきましても積極的に受け入れて、重きを
置いてやっていきたいと考えております。

営業許可ですが、試作自体が市場で販売でき
るものを試作できるということの一つの特徴に
しております。そういうものを含めて年50件と
いうことで考えております。

【山田(博)委員】 そうしますと、利用相談件数
は700件ですけど、試作つまり製造で営業許可
件数は50件を目指していると理解していいん
ですか。試作と販売許可というのは全く違いま
すからね。そこを明確に、目標件数はどのよう
にしているかというのをお答えいただきたいと
思うんです。想定していなかったんですか。そ
れをお答えください。

【井内新産業創造課長】 試作50件につきまし
ては、営業許可をとるだけで50件というわけ
ではございませんで、実際、テスト的につくっ
てみる試作というものも含めて50件を想定し
ております。

【山口分科会長】 しばらく休憩します。

— 午前11時51分 休憩 —

— 午前11時52分 再開 —

【山口分科会長】 再開します。

【井内新産業創造課長】 宮崎県のフードオー
プンラボのこれまでの利用状況を見ますと、営業
許可取得が18件、試作が54件とございます。大
体、営業許可1に対して試作が3というような割
合でございますが、このような割合になるの
ではないかと想定をしております。

【山田(博)委員】 私は何が言いたいかという
と、もともとこれは農林部がやっていたんだよ
な。農林部が当初からやっていて、基本計画が立ち

あがらない状態でき。あげくの果ては、産業
労働部にもって行って、こういった答弁になる
でしょう、だから。本当に農林部はものすごく
反省せんといかんわけよ。今までずっと農林部
で検討委員会をやっていて、基本計画もしっか
りとできないのをさ、産業労働部にもってき
て、産業労働部でやってくださいよと、やりま
しょうというふうになってきて、あげくの果て
はこんな答弁の状態なわけよ。

これは産業労働部長、別にあなたが深く反省
することはないんだよ。農林部がよくないん
だよ、これは。こういった状態でこちらに振っ
てくるのはいかななものかと私は思うんです
よ。あげくの果ては、今のその営業許可数とか
、そんなのははっきりわからないと。

利用者の支援を想定する企業112社でアンケ
ートをとったら、回答が65社で回答率は58%
だったんですね。その中で「利用する」という
のは59%だから38社ですね、38社。

ということは、支援を想定する企業112社の
うち38社だから、33%しかないんだよ。つま
り3割なんだよ、これは。

私が言いたいのは、産業労働部というより、
これは農林部の方にね。水曜日ぐらいに議論
するでしょうから、新産業創造課長、こうい
った議論があったとしっかり伝えてもらいた
いんですよ。水曜日に議論しようじゃないかと。

私は何が言いたい。もう一度言いますけど
ね、当初のしっかりとした計画を、基本計画
をもって産業労働部にするならわかるんです
よ。そういったことをあまり議論されていない
ような雰囲気しかないわけです、今のやり取
りの答弁を聞いていたらね。ほかの委員の皆
さん方を聞いて。今後は、県内企業が利用し
やすい、利用したいというふうな仕組み、協
議会をつく

ったりとか、こと設計段階をする時は、いろいろな機器とかなんとかの専門分野の人がいるわけだから、そういった人の意見を聞きながら、しっかりとやっていただきたいと思うんですよ。

はっきり言いまして、今回の委員会が始まって、食品加工センターというのは大変期待がある一方、皆さん方産業労働部としては、私が感じるのは、こういった基本計画が、最初からスタートがされていない中で、そちらに振ってこられて、大変苦勞されると思いますよ。こういった厳しい意見があったということを、きちんと農林部の方に伝えていただきたいと思うんですよ。

窯業技術センター、工業技術センター、わかるでしょう、さっき言ったように33%の利用率ですよ。工業技術センターとか窯業技術センターでは、33%の利用率ではないでしょう、もっと高いでしょう。だからぜひ、窯業技術センターや工業技術センターみたいに利用率が高いセンターにしっかりとやっていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

この件に関して、総括的に私の思いをお伝えしたんですが、部長、何か見解がありましたら聞かせていただきたいと思います。

【平田産業労働部長】 このセンター整備後、きちっと機能を果たして食品産業の振興につながりますように、まずはそのための機能とか、体制づくりとか、それをセンターの開設までにきちんと詰めていくことが重要であると思っておりますので、関係各部と議論してまいりたいと思っております。

【山口分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口分科会長】 ほかに質疑がないようですの

で、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第121号議案のうち関係部分及び第127号議案のうち関係部分については、原案のとおり、それぞれ可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山口分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定されました。

午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分から再開いたします。

しばらく休憩します。

— 午前 11時56分 休憩 —

— 午後 1時31分 再開 —

【山口委員長】 委員会を再開します。

次に、委員会による審査を行います。

議案を議題とします。

まず、産業労働部長より、総括説明をお願いいたします。

【平田産業労働部長】 産業労働部関係の議案についてご説明をいたします。

資料といたしましては、農水経済委員会関係議案説明資料と、その追加1と追加2がございますので、お手元にご用意いただければと思います。まず、農水経済委員会関係議案説明資料の1ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第133号議案「長崎県中小企業融資制度の損失

補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例」、第145号議案「長崎県総合計画チャレンジ2020の変更について」のうち関係部分であります。

第133号議案「長崎県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例」については、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

第145号議案「長崎県総合計画チャレンジ2020の変更について」のうち関係部分につきましては、県政の指針として平成28年に策定した「長崎県総合計画チャレンジ2020」の数値目標の一部について、平成29年度の進捗状況等を踏まえて変更を行うものであります。

また、これに伴い、長崎県総合計画チャレンジ2020の部門別計画である「ながさき産業振興プラン」に掲げる同数値目標についても、同様に変更しようとするものであります。

次に、議案外の報告事項についてご説明いたします。

和解及び損害賠償の額の決定について。

県の管理瑕疵により自家用車に損傷を与えた事案について、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであります。

当案件は、平成30年7月3日、窯業技術センター敷地内において駐車車両に損害を与えたもので、11万4,664円を賠償金としたものであります。

次に、産業労働部関係の議案以外の主な所管事項についてご説明いたします。

本日も報告いたしますのは、平成31年度の重点施策、経済・雇用の動向について、地場企業

の支援について、事業承継の推進について、新産業創出に向けたロードマップについて、企業誘致の推進について、佐世保技能会館について、県内定着の促進について、研究事業評価に関する意見書について、政策評価の結果等について、地方創生の推進についてで、内容につきましては、それぞれ記載のとおりであります。

そのうち、新たな動きなどについて要点を絞ってご紹介をいたします。

まず、農水経済委員会関係議案説明資料の追加1をご覧ください。追加1の1ページでございます。

平成31年度の重点施策。

平成31年度の予算編成に向けて、長崎県重点戦略素案を策定いたしました。これは、長崎県総合計画チャレンジ2020に掲げる目標の実現に向け取り組もうとする施策について、新規事業を中心にお示ししたもので、そのうち産業労働部の予算編成における基本方針等についてご説明いたします。

当部では、引き続き「ながさき産業振興プラン」に定める4つの基本指針に沿って施策を展開してまいります。中でも次の2つの取組に注力してまいります。

1つ目は、「成長産業の育成・創出」であります。ロボット、IoT、航空機、造船・プラント、半導体などの成長分野については、企業間連携の促進などサプライチェーンの構築・強化等、引き続き複合的な施策を実施していくほか、素材面等において本県が高いポテンシャルを有する食料品製造業においては、販路を見据えた商品づくりをハード・ソフト両面から後押しするなど、取組を加速していきます。

サービス産業に関しては、今後成長が見込まれるヘルスケア産業や宿泊業などの観光関連産

業を対象として、生産性向上へ向けた取組等を伴走型で支援してまいります。

2つ目は、「若者の県内定着」であります。

若者の県外流出を止めるため、「県内企業の魅力向上」、「学生と企業との交流機会の拡大」、「県外進学者等のUターン就職」の3つの方向性から、多面的に施策を推進いたします。

基本方針等については以上のおりでございます。

なお、平成31年度当初予算に係る予算要求状況につきましても、併せて公表を行ったところではありますが、これらの事業につきましては、県議会からのご意見などを十分踏まえながら、予算編成の中でさらに検討を加えてまいりたいと考えております。

次に、農水経済委員会関係議案説明資料の追加2をご覧ください。1ページの中段でございます。

新産業創出に向けたロードマップについて。

造船業に次ぐ新たな基幹産業の創出に向けて、海洋エネルギー関連産業、ロボット・IoT関連産業及び航空機関連産業の3分野について、今後の道標となるロードマップを産学官の関係者と協議を行った上で策定いたしました。今後、ロードマップに沿った取組を進め、県内企業の売上増や雇用創出を目指してまいります。

続きまして、関係議案説明資料の本体をご覧ください。4ページでございます。

企業誘致の推進について。

去る11月22日、トランスコスモス株式会社と、佐世保市における新たな事業拠点の開設に関する立地協定を締結いたしました。同社は、企業から受託したバックオフィス業務を行っており、3年間で約400名を雇用する予定とされております。

また、10月31日には、佐世保市に立地している双葉産業株式会社が、新たに自動車用内装品の生産を行う第3工場の増設を決定されました。今回の増設を含めた同社の雇用計画数は約350名となります。

さらに11月15日には、株式会社ペイロールが、長崎市への立地とクレーンハーバー長崎ビルへの入居を決定されました。同社は、企業から給与計算業務を受託する企業であり、3年間で135名を雇用する計画とされております。

なお、クレーンハーバー長崎ビルへの入居は、今回の立地決定で3フロア目となります。

今後とも、雇用の拡大と地域経済の活性化につながるよう、企業誘致の促進に力を注いでまいります。

続きまして5ページでございます。

佐世保技能会館について。

佐世保技能会館については、平成30年3月定例会の当委員会において、平成30年度末での閉館に向けて準備を進めていく旨ご報告をしたところであります。

跡地の活用につきましては、現在、庁内各部署に対して利用意向の照会を行っているところであり、引き続き、閉館に向けて混乱のないよう、丁寧に手続を進めてまいります。

県内定着の促進について。

来春卒業の高校生を対象とした県内の求人数は、9月末現在で前年度を43人上回る4,795人で、平成11年度以降では最多となったものの、県内内定割合は4.3ポイント下回る45.9%となっております。

このような厳しい状況の中、新規高卒者対象の合同企業面談会を長崎と佐世保で開くとともに、未内定者への働きかけを強めております。

恐れ入ります。追加2の2ページをお開きいた

だきたいと思います。

大学生についてですが、大学生の就職希望者の就職決定状況は、学生優位の売り手市場が続いていることもあり、10月末現在で前年度を8.1ポイント上回る73%と、記録の残る昭和63年度以降では過去最高となっております。また、県内就職率は前年度を2.4ポイント下回る32.7%、就職希望者のうち県内希望者の割合は37.1%と前年度を7.3%下回っております。

また戻っていただいて、5ページの下から2段目あたりでございます。

大学生対策としては、10月に知事が県立大学で講演を行ったほか、本県出身の大学生が多い福岡県で学生と企業の交流会を初めて開催するなど、県内、県外両方で取組を進めております。

そのほか、県内企業への就職を促進する奨学金返済支援事業について、情報サービス業を新たに対象業種として追加し、募集を開始しております。

今後とも、県内企業を支える優秀な人材の育成と確保、定着に向け取り組んでまいります。

その他の事項につきましては記載のとおりであります。

また、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づく提出資料、「新たな基幹産業の創出に向けたロードマップについて」、それぞれ説明資料を配付させていただいております。

以上をもちまして、産業労働部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山口委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

しばらく休憩いたします。

— 午後 1時41分 休憩 —

— 午後 1時41分 再開 —

【山口委員長】 委員会を再開します。
議案について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口委員長】 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第133号議案及び第145号議案のうち関係部分については、原案のとおりそれぞれ可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山口委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、議案は原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

次に、提出のありました政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、説明をお願いいたします。

【大庭産業政策課長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づく産業労働部関係の状況について、ご説明いたします。

お手元にお配りしております農水経済委員会提出資料、産業労働部をご覧ください。

まず、1ページでございます。補助金内示一覧表でございます。

これは、県が箇所付けを行って実施する個別

事業に関し、市町に対し内示を行った補助金であり、間接補助金として地域拠点商店街支援事業補助金の計3件を掲載しております。

次に、2ページから13ページでございます。

これは、知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものに対する県の対応状況を整理したものでございます。産業労働部関係の9件について掲載しております。

次に、14ページでございます。

これは、附属機関等の会議結果で1件となっており、その内容については掲載のとおりであります。

別紙につきましては、物品管理室が契約手続を代行している契約案件に係る1,000万円以上の契約案件について、参考資料として添付しているものでございます。

以上で説明を終わります。

【山口委員長】次に、新産業創造課長より補足説明を求めます。

【井内新産業創造課長】資料は、「平成30年11月定例県議会農水経済委員会補足説明資料〔新たな基幹産業の創出に向けたロードマップについて〕企業振興課 新産業創造課」でございます。A4横の資料でございます。

まず、1ページをお開きください。

県内企業がさらに発展するためには、今後成長が見込まれる分野に積極的に参入しまして、人材の育成や企業間連携の強化を進めることで事業拡大を図っていくことが重要であると考えております。そのため、海洋エネルギー関連産業、ロボット・IoT関連産業、航空機関連産業の3分野におきまして、施策の方向性や目指す姿、成長目標などを盛り込んだ今後10年間のロードマップを策定しました。造船業に次ぐ新

たな基幹産業の創出に向けた施策を展開することとしております。

具体的には、それぞれの分野におきまして産学官で連携した高度専門人材の育成、技術の高度化や企業間連携の強化によるサプライチェーンの構築、その中核となる企業の誘致・育成に取り組んでまいります。

一番右に成長目標（KPI）がございまして、3分野合わせまして、10年後には売上額については現状の507億円から3.8倍の1,920億円、雇員数については現状の3,809人から2.7倍の1万474人へと成長を目指してまいります。

次に、各分野でございます。資料の3ページをお開きください。

海洋エネルギー関連産業についてご説明をいたします。左上にあります事業戦略をご覧ください。

海洋エネルギーのうち、今後、商用化が見込まれる洋上風力発電につきましては、国内で430万キロワットの計画がございまして、これは、大型の風車、風力発電機に換算しますと860台に相当するものでございます。これらの大きな需要を獲得していくため、既存のものづくり事業やインフラを活用しながら、日本、アジアに適応させた技術開発や専門人材の育成を行ってまいります。マーケットとしましては、まず、県内海域での海洋エネルギー発電事業から参入しまして、将来的には国内、アジアの発電事業への参入を目指してまいります。

また、この資料の左から右に、濃い赤色の丸囲いで、左から「1. 県内企業の技術力向上」、「2. クラスタ形成・新事業展開」、「3. アンカー企業創出」、そして一番右の「4. サプライチェーン構築」までがございまして、この4段階のステップを踏んで取り組んでまいりたい

と考えております。

一番下に、下支えをする取組としまして、専門人材の育成や技術開発支援を行うことにより、将来的にはアンカー企業、これは三菱重工海洋鉄構を想定しておりますが、発電事業者から一括して受注して県内企業に発注するサプライチェーンを構築、洋上風力発電を中心とした海洋エネルギーの産業拠点を目指してまいります。

次に、資料4ページをお開きください。

洋上風力発電には4つの分野がございます。大きく分類しますと、設置前の調査・計測、タワー部分や基礎部分の開発設計・製造、海上への据付・施工、そして設置後のオペレーション（運用）・メンテナンス（保守）となっております。

既に調査・計測やメンテナンスの分野では県内企業で中核となり得る存在も出てきているところでございますが、各分野における県内企業の専門人材の育成や共同研究開発、中核企業の育成について、長崎海洋産業クラスター形成推進協議会をはじめとした産学官が連携して取り組むことによりまして、受注の拡大と雇用の創出につなげてまいります。

続いて、ロボット・IoT関連産業についてご説明します。資料は12ページをお開きください。

AIやビッグデータに代表される第4次産業革命の進展によりまして、ロボットやIoTについては世界的な市場拡大が見込まれるところでございます。

左上にポイントとございます。ロボットやAI、IoTなどの新技術につきまして、ものづくりや農業、水産業などさまざまな現場への導入を図ることが重要であると考えております。これにより現場の課題解決や生産性の向上が図

られるところでございますが、この新技術の導入を図るには、顧客の要望や課題を把握しまして解決するためのシステムの提案、構築、運用などを行うシステムインテグレーターの育成が不可欠でございます。この育成が急務となっているところでございます。

12ページ下段に、下支えする取組としまして赤い枠で囲んで「専門人材の育成」とございますが、今年度から長崎大学や県外ロボットメーカーなどと連携しまして専門人材の育成に取り組んでおります。さらに、技術を有する企業同士の連携体制を構築することなどにより、下請け型から企画提案型ビジネスへの転換を図るとともに、先端技術を活用した新たなサービスの創出に取り組んでまいります。

県内にはロボット、IoT、それぞれの中核企業となり得る企業が存在をしております、今後このような企業をさらに増やしていくことで技術力のある県内企業群の形成を図りまして、県内外の需要拡大につなげてまいりたいと考えております。

最後に、航空機関連産業についてご説明をいたします。資料の18ページをお開きください。資料左上にございます「成長する市場と本県の実況」でご説明をいたします。

現在、世界の航空機市場は、旅客需要などの増加によりまして大きな機材更新のタイミングとなっております。国によると、航空機関連における国内生産額は、2015年の1.8兆円から2030年に3兆円と、15年で約1.7倍となる成長が見込まれております。

このような中、エアバス社やボーイング社などの完成機メーカーや、川崎重工業や三菱重工業などの大手重工は、コスト削減を図るため、これまでの行程別での複数企業への発注から、

中核企業を通じた一括発注となる発注方式の確立を求められております。

一方、本県には、大手重工等からの受注を受けるなど九州においても中核となっているエンジン部品のメーカーや、部品の強度保持のための表面処理を行う中核企業、大手航空会社の機体をメンテナンスする企業など、既に航空機分野に参入している企業がありますほか、これまで造船・プラント分野で培ってきた高い金属加工などの技術を有し、新たに参入を目指す企業が複数存在しております。

今後、中核企業から仕事を受注できる協力会社の育成など企業間連携の支援を強化するとともに、新たに中核となる企業の誘致を進めることで本県内に競争力のあるサプライチェーンを構築いたします。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

【山口委員長】 以上で説明を終わります。

次に、陳情審査を行います。

お手元に配付いたしております陳情書一覧表のとおり陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願ひします。

審査対象は、45、46、50、65番であります。

陳情について、何かご質問はありませんか。

【山田(博)委員】 陳情の65番、長崎・幸町工場跡地活用事業に向けた要望活動ということで、ジャパネットホールディングスから陳情がきているわけですが、幾つか産業労働部に関係することがあります。この要望書に関して、改めて県当局の見解を聞かせていただきたいと思ひます。

【大庭産業政策課長】 三菱の幸町工場跡地の活用につきましては、産業労働部として、県内の雇用の創出と若者の県内定着につながり、ひい

ては本県産業の振興に資する土地活用となるよう、意見を伝えてきたところがございます。

今回の計画は、サッカースタジアムのほかホテルやオフィスなど複合施設を整備する内容でありまして、これまで申し上げてきた意見に相当程度沿ったものであると考えております。

この計画を受けまして庁内連絡会議が設置されておりますので、十分連携を図りながら情報収集に努め、適切に対応してまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】 これに関して、県当局は連絡会議をつくっているということでありました。長崎の経済に大きな影響をもたらすということ

で。じゃあ、県庁内で、どれだけの経済波及効果とか雇用とかなんかを踏まえたところをちょっと教えていただけますか。新聞報道も一部は出ておりますけれども、県当局でどういうふう

に試算をされているのか、お答えいただけますか。【大庭産業政策課長】 産業労働部におきまして、今の段階で経済波及効果の試算はいたしておりません。（発言する者あり）今現在、産業労働部において、経済波及効果の試算はしていないところがございます。都市政策課等が窓口になっておりますが、そういったところが経済的な波及効果を計算するのであれば、そこは一緒に情報収集に努めてまいりたいとは思ひます。

【山田(博)委員】 雇用はどのように算出されているのか、聞いていますか。算出されていますか。

【大庭産業政策課長】 雇用につきましても、今の段階で試算されたものはないと聞いております。

【山田(博)委員】 新産業創造課長が、新たな基幹産業の創出に向けたロードマップと

新たな雇用が10年後には今の2.7倍となっているわけですね。今、有効求人倍率が高くなってきて、なおかつ県内の定着率がまだまだ低い中に。

いいですか、産業政策課長、片方では、ジャパネットが大きな球場とかなんかをつくって、たくさん雇用が生まれるんじゃないかと、それを産業政策課も応援していくとなっているわけですね。新たな基幹産業創出でも、これだけ雇用が生まれるというんだ。

そうすると、ただでさえ県内の子どもたちの定着率が低い中に、こういったものをどのように合わせてもっていくかというのが、議論をしっかりとせんといかんところになるわけですね。

これが全く違う部署で話をするんだったらわかる。産業政策課も産業労働部、新産業創造課も産業労働部なんだ。私が言わんとすることはわかっただけですか、産業政策課長、あなたは優秀だからわかるでしょう。

ここをどのようにしていくかというのが大切なわけですよ。作ったが、県内の人は集まりませんよと、どんどん行きますからと。片方では、この新たな基幹産業の創出に向かってやっていますが、新しい球場ができたから、そっちに人が行っちゃって、新たな基幹産業の方には県内の優秀な子どもは県が想定したようには集まらなかったとなる可能性が無きにしもあらずだと。その調整をどのようにしているかというのをですね。

今から考えていんですかね。今から考えていくのかどうなのか、そこをお答えいただきたいと思います。

【大庭産業政策課長】 委員ご指摘のとおり、我々のロードマップによる計画と幸町工場跡地の計画、相乗効果等もあると思いますので、十

分情報収集をしながら、今後の検討に役立ててまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】 そうですね、しっかりと連携をしていただきたいと思います。

次に、陳情番号の45番、肥前大島港馬込地区における埠頭の整備促進とあります。馬込地区の新たな工業団地を整備するには、埠頭が完成しないとできないということであります。

埠頭の整備は土木部でされるんでしょうけど、産業労働部として、どのような状況になっているのかというのは確認されていますか。

【佐倉企業振興課企画監】 肥前大島港の造成につきましては西海市の埋立事業でやっております。港湾課、県に委託されていると把握しております。

現在の進捗状況につきまして、詳細については、今の時点では私は把握していません。

【山田(博)委員】 企業振興課企画監、今の答弁は間違いないのか。把握していないと、本当に把握しておらんのか。あなたみたいな優秀な人が把握していないことはなかろうが。たまたま、私から質問されてびっくりして、そんな答弁になったんでしょうけど、今の答弁は訂正していただいてね。

陳情書に上がっていて、県に委託しているわけだから、そんな答弁はないと思いますから、もう一回お答えいただきたいと思います。時間がかかるでしょうから、委員長にお願いして休憩するなりしていただきたいと思うんですが、いかがですか。

【山口委員長】 しばらく休憩します。

— 午後 2時 0分 休憩 —

— 午後 2時 1分 再開 —

【山口委員長】 委員会を再開いたします。

【山田(博)委員】 もう一つ、これも西海市なんですけど、洋上風力発電と世界遺産の景観の共存とありますけど、これはどのような状況になっているのか、説明していただけますか。なぜ、こういうふうになっているかというのを説明していただけますか。

【井内新産業創造課長】 西海市におきましては、洋上風力発電の計画が進んでいるところでございます。現在の状況としては、環境アセスの手續中というところでございますが、その中で、風車そのものが景観を損なう恐れがあるのではないかという危惧がございましたが、文化庁の助言も得ながら取り組んでまいりたいというふうにしていただいております。

【山田(博)委員】 文化庁の助言を得ながらと言うけれども、洋上風力発電と世界遺産のこれは同時期だったのか、同時期ではなかったのか。どっちが先でどっちが後かというのはわかりますか。

【井内新産業創造課長】 すみません、把握しておりませんので確認をいたします。

【山田(博)委員】 こういった市とか町からきている要望は、何とかやっていただきたいということで県議会に上がってきているわけよ。今、私が言って答えられないじゃあ話にならんから、しっかりと調査していただきたいと思うんですよ。私が地元の県議会議員だったら、こんな答弁だったら許さんですけどね。わからないことを、なぜわからないのかと言ってもいたし方ないでしょうから、しっかりと答弁できるようにやっていただきたいと思っております。

企業振興課企画監、わかりましたか。

【佐倉企業振興課企画監】 肥前大島港の埋立地区の工業用地につきましては、平成20年度から平成32年度までの造成期間となっております。

県におきまして、この造成事業に対して市町営工業団地補助金を交付予定としているところでございます。完成は平成32年度というふう聞いております。本年度、造成工事を行いまして、来年度に護岸工事、その後に竣工、認可というふうな予定になっております。

【山田(博)委員】 これは早期完成をお願いしているわけですから、早期完成ができるか、できないかをお答えいただけますか。できるんだしたら、いつごろに完成できるのかですね。

西海市からは、早期完成ができないと、この工業団地ができませんよという趣旨の要望ですよ。それが企業誘致にも関係してくるわけですから、それをどのように把握されているのか、またお願いをされているのかも含めてお答えいただけますか。

【佐倉企業振興課企画監】 この埋立工事につきましては、国の予算等を活用して工事が進められるというふう聞いております。その国費に対する獲得という要望が西海市から県に対して、港湾課の方に出されているという状況でございまして、そうしたことで県港湾課としても予算獲得に努めていくというふう聞いております。

【山田(博)委員】 産業労働部としては、その答弁でよしとするわけですか。

私がお聞きしているのは、今、こういった交付金は箇所付けじゃないんですよ。長崎県に社会資本整備交付金として一括でやるんです。一括して、それでどこにやるかというのを県で決めるんだよ。そんな答弁があるもんか。ばかにするのか。私をばかにしちゃいかんよ。それは昔の話です、そういった言い方は。今は違うんです。今は、いいですか、企画監。長崎県にどんとやるんです。それを長崎県で配分するんです、どういうふうにするか。

産業労働部としては、いかに雇用を増やすか、企業誘致をするかという中で、基盤の工業団地をつくるには、この埠頭が早くできないということになっているんです。それを、予算獲得に向けて頑張っていますという話ではないでしょうと言っているんだ、私は。

私が言いたいのは、産業労働部として、この予算確保に向けて、関係部と協議して予算獲得に向けてやっていますと言うならわかるけど、今の話だと他人ごとみたいだもん。あなたは土木部の職員じゃないだろう。産業労働部の職員として、西海市のために、ほかの関係機関と協議して、予算獲得なるように頑張らんといかん。国じゃないんだよ。国は一括して長崎県にやるんだから、長崎県の中での協議なんだから、そんな言い方はないんじゃないかと私は思うわけよ。そうしたら、土木部を呼ぶか。そういうことになるんだよ。

企画監、あなたは大切なポジションにいるんだから、しっかりとした答弁をしてもらいたいよ。あなたの発言は、西海市民、県民も聞いているんだよ。私は、西海市選出の県議会議員じゃないけれども、しかし、県議会議員の一人として、今の答弁はどうかと思って私は指摘させていただいているんです。だから、しっかりとした答弁をもう一回お願いします。

【佐倉企業振興課企画監】肥前大島港の埋立地の工業用地につきましては、県内においても非常に貴重な工業団地となりますので、土木部、産業労働部、企業振興、企業誘致担当としまして、港湾課と一緒に予算獲得に努めてまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】それがあなたの答弁ですよ。あなたはそのポジションにおいて、企業誘致の担当者として大変な重責を持っているんだから、

期待をもっているんだから、今後はそういった真摯な答弁をもって頑張っていたきたいと思っております。

私ばかり陳情の質問をしてはいけませんので、一旦終わりたいと思います。

【山口委員長】ほかに質問はありませんか。

【前田委員】まず、65番のジャパネットからの陳情について、少し確認をさせてもらいたいと思います。

陳情が上がった日が11月26日と直近でありますので、各部署における検討はまだ進んでいないということで、産業政策課長から総論的な考え方が示されたと思うんですが、そもそもお尋ねしたいのは、産業労働部でいいのかどうかというののもちょっとあるんですけれども、幸町の工場跡地の活用について、売の方が公募をかけて、いろんな応募をさせた。そのことを審査する中で絞り込みをして、結果的にはジャパネットグループで決定したという経緯ですが、その際に県の関わり方としては、主体的に入るということではなくてオブザーバーとして長崎市ともどもに参加する中で、県や市のまちづくりの方向性と合致したものであることに努めていきたいということで立ち位置を決めてきていると思います。

そうした中で今回初めて、決定後にジャパネットホールディングスからこういった形で行政に対して正式な要望が上がっているわけですが、さきの長崎市議会の中で長崎市長が、かなり踏み込んで支援することを答弁されていますよね。そうしたことを見た時に県としては、市の姿勢に合わせた形で、それぞれの要望事項について要望に応えるような形で取り組んでいくということなんですか。それとも、そこは一定の、ジャパネットも含めたところでの協議機

関するものを正式に設けて、こういった課題について、もちろんできる方向で議論していくと思うんですけども、そもそも、これから先のジャパネットの要望について、どういうふうに市とすみ分けしながら検討していくのか。もしくはプロジェクトチームを設けようとしているのか。

これは一企業ですので、そこに対して行政がどう関わるかということはスタートのところで立ち位置の線引きが必要だと思いますので、その点についてのお考え方をまずお示しいたきたいと思います。

【大庭産業政策課長】 今回の要望において産業労働部の所管と考えられるのは、「4. 各種インセンティブについて」の「スタジアムシティ（仮称）全体の減税に関するご支援」、ここは地域未来投資促進法の関係から関連する可能性があると思います。それから「企業誘致、オフィス入居企業に対するご支援」、誘致等については産業労働部の所管だと考えております。

それ以外の部分については産業労働部での答弁は難しゅうございますが、今現在では「幸町工場跡地活用事業庁内連絡会議」が設置されておりまして、平成30年の5月と6月にそれぞれ1回ずつ開催されております。この会議が、今回の要望等を受け、または長崎市のお考え等も受けて開催されるのではないかと考えておりますが、今のところ、長崎市のお考えに対して、産業労働部としてこういうふうにしたいという意向は、まだ決まっていないところです。

【前田委員】 今答弁があったように、庁内連絡会議というものを既に設置していると。その中でそれぞれの要望事項については、今回の場合は産業労働部の所管するところは4番の各種インセンティブについてに当たるので、ここにっ

いてはこれから検討していこうと考えているけれども、長崎市の方向性というか長崎市の取組について、県がどう連携するかということについては、まだ議論をできていないと。

今後は、庁内連絡会議が県にあって、長崎市にも同様なものがあって、そこが一緒になって検討していくという理解でいいのか。もしくは、どちらかが先行して検討するものを、県だったら長崎市、長崎市だったら県に投げかけた中で調整、認識の共有をしていくというふうに理解をしていいわけですか。

【大庭産業政策課長】 ケースによっていろいろ違うパターンは出てくるかと思いますが、例えば地域未来投資促進法による減税を行うとなった場合は、市から県に相談があって、それから県が、その申請を認可という手続が必要になってきます。そういった部分はどっちからということ、今の時点でははっきり決まっていないのかもしれないですけども、できるだけ迅速に相談には応じますし、一緒に考えていきたいと考えております。

【前田委員】 わかりました。この仕組みに対しての質疑は終わりますけれども、具体的に4番の各種インセンティブについてということ。

今、地域未来投資促進法の話が出てきました。これを所管の課があると思うんですが、今回、ジャパネットが、その法を念頭において減税というか、支援を要望していると。ここには書かれていませんけれども、地域未来投資促進法を意識してということ、理解していいんですか。

【大庭産業政策課長】 そうではなくて、地域未来投資促進法は、一つの減税の方法のスキームとして利用できるということ、これを例として申し上げたものでございまして、ほかにも生産性革命の関係の特別措置法とか、いろんな法律がある

中で減税についていろいろな情報を向こう様に提供することもありながら進めて、どれを使うかというのが決まってくるものだと考えております。

【佐倉企業振興課企画監】 現在、地域未来投資促進法につきましては企業振興課で所管しておりますので、私が担当をさせてもらっていますので、少しご答弁させていただきます。

ジャパネットホールディングスのスタジアムの建設につきまして、スタジアム全体の減税に関するご支援ということでございますが、当該事業において活用できる税制の優遇措置としましては、まちづくり関係の施策の優遇措置と地域未来投資促進法が考えられるのではないかとということで、長崎市、事業者、県としても検討をしているところでございまして、今現在、事業につきましては構想ということでございますので、具体的な事業内容とか投資内容とかがまだわかりませんので、これから具体的な数値とか投資額とか事業計画、構築物というものが出てきますれば、具体的な試算とか、そういったことができるのかなというふうに考えております。

【前田委員】 せっかくの機会ですので。

地域未来投資促進法を使つての県内の事例は、もう既に幾つかあるんですか。

【佐倉企業振興課企画監】 地域未来投資促進法につきましては、平成29年7月に国で法律を制定されております。それに基づきまして長崎県におきましては、平成29年9月に基本計画を策定し、国から同意を得て支援措置という形でやっております。

現時点で、県が承認をしている地域経済けん引事業というものがございまして、それは16件でございます。

【前田委員】 民間が主体となる計画の中で、国の制度にのって、そういった法の支援という形で申請をしていくことは大いに結構だと思うんです。

ただ、今までの分もそうですけれども、今回の分については、長崎市の中で考えると非常に大きい。場所も中心部ですし、開発の面積も非常に大きいし、複合的な整備であるということを考えて時に、やはりいろんな意味での影響等もあろうかと思っておりますので、今、16の計画があるということですが、そういったものに対する情報を国の方に求めて、そこをまた私たちの議会と行政に対してフィードバックするような作業の中で、私たちも、これからいろいろな提案をさせていただきたいと思っておりますので、その点については多分、行政が求めないと出てこないと思っておりますので、その点に努めていただきたいと思います。

併せて企業誘致、オフィス入居企業に対する支援ということも、これからのことだと思うんですが、一定広大な面積の中で企業誘致について、ジャパネットホールディングスは5年ぐらい先のベースで多分見ていると思うんですけど、具体的に、今、産業振興財団でやっているような企業誘致先に、ジャパネットホールディングスが開発をしようとしている幸町地区が一つの候補地として入ってくるという認識を持っていますか。

そうなった時には、都市計画等の今の規制の解除とかが必要になってくると思うんですが、そういうことまで含めて検討していくと理解していいですか。

【佐倉企業振興課企画監】 今回の施設の中でオフィスフロアを整備されるということですが、具体的にどういった広さ、面積で、どういった

形の企業を入居させるかということにつきましては、私どもも、その施設については非常に大きな魅力のあるオフィスだと思っておりますので、ジャパネットホールディングスと情報交換、意見交換をさせていただきながら活用を図っていきたいと思っております。

【前田委員】 了解しました。これからのことなので、長崎市とよく連携をとって進めていってほしいと思います。

もう1点、陳情番号の46番の中で、買い物弱者対策への支援制度の拡充についてということまで。

要望に対する産業労働部としての考え方が、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づく提出資料7ページに書かれております。買い物弱者に対する活用できる2つの支援制度を創設しているということです。

そもそも買い物弱者対策は喫緊の課題だという認識をしていますが、翌ページにあるように長寿社会課と経営支援課と地域づくり推進課が、部や課をまたぐ中で、統一した買い物弱者対策は今、どこで作っているんですか。

【吉田経営支援課長】 3課連名になっておりますけれども、一番上の長寿社会課が取りまとめる形となっております。

【前田委員】 それぞれ部署が違うので、もう質問いたしません。私が思うに買い物弱者対策は、なかなか十分に事業展開が進んでいないのかなという思いがいたしております。

そういう思いに立った時に、産業労働部が所管する地域課題解決型人材誘致・発掘補助金と地域拠点商店街支援事業補助金の中で、買い物弱者に対して、これまでどれほどの支援制度ができた制度として活用されて、買い物弱者の対

策に対して改善がされたかというのは、どれぐらいの事例が今あるんですか。

【吉田経営支援課長】 地域課題解決型人材誘致・発掘補助金は当課の所管ではございませんで、その下の地域拠点商店街支援事業補助金を産業労働部で所管をしております。

地域拠点商店街の支援につきましては、商店街を支援するという考えの中で、例えば老人ホームとか過疎地の公民館に、なかなか商店に来ていただけないような方のために出張して商品を持って行って、そこで買い物をしてもらおうと。それによって、反対から見ると買い物弱者に対する商店の機能の提供という形で取り組んでいるものでございます。

実例としましては、平成29年度に、五島市商工会の富江支所におきまして、今申し上げましたような出張商店街、及びカタログによる買物の提供という取組がなされております。

【山口委員長】 前田委員、透明性等の確保まで含めて、こっちと関連ですか。今は陳情審査ですけど。（「了解。終わろう」と呼ぶ者あり）

ほかに、質問はありませんか。

【山田(博)委員】 先ほどの長崎・幸町工場跡地の件に関して再度お尋ねしたいと思うんですが、庁舎内の協議会でありますけど、産業政策課長、具体的に協議会はどういった仕組みになっているか、詳しく説明していただけますか。

【大庭産業政策課長】 参加者をご説明いたしますと、統轄監グループ、企画振興部のスポーツ振興課、新幹線・総合交通対策課、文化観光国際部の観光振興課、産業労働部は産業政策課、企業振興課、経営支援課、長崎県産業振興財団、県警本部交通規制課、土木部が道路建設課、道路維持課、住宅課、都市政策課から成る連絡会議でございます。

【山田(博)委員】 この事務局はどこになるんですか。

【大庭産業政策課長】 都市政策課でございます。

【山田(博)委員】 都市政策課が、この事務局になって取りまとめをして、最終的な決断とか取りまとめをするのは統轄監になるんですか。そこをお答えください。

【大庭産業政策課長】 全ての事項を都市政策課が取りまとめるということではなくて、それぞれのケースに応じて、決定するトップは変わってくるのかなと思います。庁内だけの情報だけではなくてですね。

6月13日に開催されました庁内連絡会議においては、ジャパネットホールディングスとか、不動産サービスのジョーンズラングラサール株式会社の方にもご参加をいただいておりますので、そういった形で情報収集を進めながら対応を検討していく場ということでございます。

【山田(博)委員】 協議会の正式名称は何というんですか。

それと、規約とか要綱があるのか、ないのか、そこをお答えいただけますか。

【大庭産業政策課長】 正式名称につきましては、幸町工場跡地活用事業庁内連絡会議でございます。

要綱の有無については、すみません、把握しておりません。

【山田(博)委員】 幸町工場跡地活用事業庁内連絡会議ですか。この会議の議長なり最高責任者は統轄監でいいのかどうか、それを説明していただけますか。

【大庭産業政策課長】 事務局として都市政策課が取りまとめをしているということであって、取りまとめのトップとか、そういう方は存在しておりません。ケース・バイ・ケースによって

各部各課が主体的に検討は進め、その情報交換の場ということで考えております。

【山田(博)委員】 私に言わせると、わかりやすく言うと、賛成なんだけれども、各論になると、どこがどういうふうに決めていいか、最終的には誰がトップで決めるのかというのは、わからん状態たいな、これは。そういうふうにとるわけ。

いいですか、連絡会議は6月13日に発足して、数回やったわけでしょう。数回やって、会議のトップは誰ですか、責任者は誰ですかとか、取りまとめは誰がするのかと、わかりませんと、こんな状態でね。

いいですか、ジャパネットホールディングスさんも、今から投資して県に協力してくださいと言っているのに、県の対応がこういった状況というのは、いかななものかとなるわけね。これは産業政策課長に言うことでもないんですが、一つの事務局として、県議会でも大きな問題になるけんさ。

私が言いたいのは、これだけの大規模な投資をして長崎県を盛り上げようという会社があるんだから、ちゃんとした連絡会議がね。取りまとめは誰がするかわかりませんと、責任者とか進行するのがはっきりしないという状態じゃいかんから、これはやっぱりトップを、副知事か何かに持って行って、しっかりとやっていただくように話をしていただけませんか。

そうせんと、ジャパネットさんがこういうふうにやろうとしている最中に、方向性はどうか決まりにくい状況になると思いますから、これは産業政策課長に言うのもちょっと申し訳ないんですけれども、メンバーの一員としてきちんと。

これは委員長、委員長報告なりで言って、知

事にもわかってもらうようにせんといかんと思
うんですよ。確かに産業政策課長に言うのもち
よっと酷なのでね。大変申し訳ございませんね。

これは委員長、委員長報告でぜひ。今の産業
政策課長とやり取りをした中で、連絡会議とい
うのは、要綱をつくっているかどうか、どうい
うふうな仕組みになっているか、よくわかりま
せん。会議の責任者は誰ですか、よくわかり
ませんというような状態ですね。産業政策課長も
大変忙しい中に、そこに足を運んでいるとい
うのはどうかと思いますから、今回の陳情の中
で、そういった県の状況が明らかになったわけ
ですから、ぜひこれは委員長報告の中に入れて
いただきたいと私は思います。

産業政策課長、あなたがこの委員会でこう言
ったからといって、ほかの部署から、なんであ
なたはそんなことを言ったのかと、気おとりす
ることはないんだから、心配せんでよかぞ、産
業政策課長。ありのままを言っただけだから、
別にあなたが気を落とすことはないんだから、
質問に答えただけですから、安心してください。
終わります。

【山口委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口委員長】 ほかに質問がないようですので、
陳情については承っておくことといたします。

次に、所管事務一般に対する質問を行うこと
といたします。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保など
に関する資料について、質問はありませんか。

【山田(博)委員】 政策等決定過程の透明性等の
資料の2ページに、西海市から来ている分があ
りますね。これを見ますと、世界遺産登録とい
うのは、もう10年前からやっているからね。よ
かですか、新産業創造課長、どっちが早いかと

いったら、世界遺産の方が早かったわけだ。洋
上風力が後からきたわけね。

それで、県の方に何とかと要望がきていま
すけど、簡単に言うと、世界遺産の景観に支障
を来す恐れがあるということで、県の方にも、
そこは文化庁と協議をする中で協力してくださ
いというのがありましたけれども。

県当局は、こういった状況になるというのは、
もちろん当初からわかっていたんですよ。い
いですか。世界遺産登録の施設がその近くに
あって、洋上風力のゾーニングは、あらかじめ
そういったものが想定されるというのは、県当
局も把握していたのか、把握していなかったの
か、そこだけお答えください。

【井内新産業創造課長】 委員おっしゃるよう
に、世界遺産の話が先行してございまして、こ
ういう話になる可能性があること認識はして
おりました。

【山口委員長】 語尾が聞き取れない。

【井内新産業創造課長】 こういう景観への配
慮というか、こういう話になる可能性がある
という事は認識しておりました。

【山田(博)委員】 認識しておきながら、こ
れを進めたということですね、県当局も西海
市と一緒に。ということで理解していいん
ですか。

【井内新産業創造課長】 そのとおりでござ
います。

【平田産業労働部長】 まず、世界遺産と洋
上風力発電の位置関係でございまして、洋
上風力発電が計画されておりますのは、西
海市の中でも離島、沖にあります江の島、
平島です。そこに世界遺産があるわけでは
ございまして、世界遺産登録されてお
ります佐世保市の黒島から海上はるか見
た時に、風車が一定以上の高さになると
景観の中に入ってくると。それも大きく入

ってくるわけではありませんが、かすかに見えるか見えないかぐらいのことなんですけれども。

その風車の高さ云々かんぬん、そういう位置関係にあるということはもちろんわかっているんですけども、風車の高さがどれほどになるか、あるいは、黒島の景観を保全するために西海市の江の島の風車の高さをどこまでに抑えないといけないのかというのは明確に基準があったわけではありませんが、そこをどう調整するかという問題であったということでございます。

今回、世界遺産に登録されましたので、その世界遺産の景観を守るためということは当然前提にしながら、どの範囲内であればできるかということでありまして、そういう位置関係の中での今回の共存の話ということでご理解をいただきたいと思っております。

【山田(博)委員】 新産業創造課長、あなたは担当課長として、部長が答弁するというのは、今の答弁はやはりちょっと反省せんといかんと思うんです。本来だったら、今、部長が答弁したことは課長が答弁せんといかんわけですから。こういう陳情が上がっているわけですから、いきなり議案外で質問するというわけではないから、そこはしっかり反省せん。本来であれば、部長がこういった答弁をするのはいかなものかと思えますよ。あなたは担当課長としてしっかりせんといかんですよ。

続きまして11ページに、海洋再生可能エネルギーによる島づくりの支援についてということでも五島市から要望がきております。要は、長崎県の方で占用料というんですか、海域の長期占用とか料金というのは、なかなか要望どおりにいかないというふうな回答ということで私は理解しているわけですが、これは、そう

いったことで理解していいんですか。

長崎県は、洋上風力を今からやっていくというふうに言っているわけね。にもかからず、国の法律がきちんと整備されていないから、長崎県としては、海面の占有の期間とか料金は、五島市の要望に応えることは難しいと理解していいんですか、一言で言うと。陳情・要望事項対応要旨として、政策等決定過程の透明性に関する資料の11ページに書いておりますけど、そういったことで理解していいのか、そこだけお答えください。

【井内新産業創造課長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づく提出資料の11ページにあります国の法律案については、11月30日に成立をしたという現在の状況でございます。

今後は最大30年の長期占用使用を見据えて事業者も進めていくわけでございますが、県としても、何ができるか、どういう役割があるのかということ踏まえて、今後しっかりと対応してまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】 いやいや、これは法律ができてなかったんじゃないですか。国の法律が審議未了で廃案になったんじゃないですか。違うんですか。法律がだめだったから、県もそれに準じて、結論から言うとゼロ回答になっていてということご理解していいんでしょう。違うんですか。

【井内新産業創造課長】 ここに「審議未了により廃案」とございますのは、前回国会の中での状況でございます。今国会の中で、先般11月30日に成立をしたという状況でございます。

【山田(博)委員】 やっと国の法律が施行されたから、長崎県としても、海域占用の料金とか、期間とか、そういったものは国に準じて検討し

ていくということで理解していいんですか。

それはいつごろをめどに、長崎県の海域占用の海域管理条例というんですか、含めて条例改正を検討されているのか、スケジュール感をお尋ねしたいと思います。

【井内新産業創造課長】国の新しい法律によりまずスケジュールにつきましては、まだ具体的なものは示されていない状況でございます。法律が成立をしまして、その後の取組は、国とも連携を図りながら、地元五島市、事業者ともちゃんと情報を密に取りながら、遅れることなく進めていきたいと考えております。

【山田(博)委員】ということは、国の法律が制定されて、五島市の要望の海洋再生可能エネルギーの支援は、国の法律に基づいて、いろいろと考えていくと理解していいわけですね。

しかし、スケジュールが、国の法案は通ったけれども、今後の施行がいつとかというのはわからないから、今、県としてもどういうふうに回答していいかわからないということと理解していいんですか。間違いありませんか。間違いありませんね。お答えください。

【井内新産業創造課長】法の施行につきましては、成立から4カ月以内というのがございますが、具体的にどういふスケジュールで進めていくのかというのは、まだ示されていないところでございます。

【山田(博)委員】示されていないから、今から協議をしていくということですね。その点はわかりました。

それじゃあ、新産業創造課で蛍光X線分析装置2,849万円とか、燃焼式窒素・タンパク質測定装置を1,200万円を契約ということですが、これはどういったことで使われるのか、説明していただけますか。

【井内新産業創造課長】まず、燃焼式窒素・タンパク質測定装置は、食品中の窒素成分を測る装置でございます。測定した窒素量から栄養成分である蛋白質の量を算出することができるものでございます。食品全般での測定に活用できる機器でございます。

もう一つの蛍光X線分析装置は、窯業技術センターに配置するものでございますが、試料にどのような元素がどれぐらいの濃度で含まれているかというのを分析、測定する装置でございます。近年、製品の安全・安心について品質証明が求められることがあることから、企業のニーズが非常に高いものと考えております。

【山田(博)委員】燃焼式窒素・タンパク質測定装置というのは、どこで取り扱うんですか。工業技術センターですか。蛍光X線分析装置は窯業技術センターですね。

今話を聞いたら、なるほどなと思いますけど、これは今ごろ買うんですか。大変必要じゃないかと思うわけね。今まで予算がつかなかったのか、つけてくれなかったのか、やっとなんですかね。今話を聞いたら、大変必要だなと思ったんですよ。新しく購入したのか、更新したのかどうなのか、お答えいただけますか。

【井内新産業創造課長】この機器については、いずれも更新でございます。

【山田(博)委員】何年更新ですか。

【井内新産業創造課長】何年更新というのは、今、手元に資料がございません。

【山田(博)委員】せっかく2人が来ているんですから、新産業創造課長、あなたがいくら優秀だといえども、キャッチャーとかピッチャーとか、レフトからライトは守りきれないんだから、後ろにいらっしゃるんですから、答えていただきませんか。別にあなたに集中して答えてと言

っているわけではないんですからね。そのために2人が来ているんですから。よかですか、しゃべりたくて、しゃべりたくて、うずうずしているでしょうから、どうぞ、しゃべってもらえますか。

【橋本工業技術センター所長】 燃焼式 窒素・タンパク質測定装置は、平成17年度に導入したもので、もう既に12年が経過しております。かなり経年変化をしておりますして交換が必要になってきております。これは電源立地交付金で導入いたしますもので、私どもだけの手続ではなくて、国との交渉を今年度行って交付金をいただいて、さらに機種選定作業を行って今回導入するものでございます。

【中野窯業技術センター所長】 蛍光X線分析装置は、平成13年度に導入されたもので、もう既に15年以上たっております。先ほど新産業創造課長から説明がありましたとおり、窯業で使う原料は自然に由来するものが多いものですから、今回購入した原料を使って焼いてみると、どうも今までと違うなということがありますので、私どもとしましては常々、この装置を使って原料に何が入っているかという量と種類、定性と定量が分析できますので、それを保持していただいて、おかしいなと思った時には、これでまた測り直して品質管理をできるということで、非常に使われている装置でございます。

【山田(博)委員】 こういった12年とか15年とか、大変ぎりぎりですたいな。なかなか上げきれなかったのは、新産業創造課長が抑え込んでいたんですか、出すなとか。そんなことはないでしょう。やっぱり必要なら必要と、きちんと出していただかないとですね。

今聞いていたら、燃焼式 窒素・タンパク質測定装置というのは、食品においては大変必要だ

というのは説明で十分わかりましたよ。また、窯業技術センターの蛍光X線分析装置も大変必要な装置であってね。12年も15年もたって更新せざるを得ないという必要不可欠な装置は、ぜひしっかりと上げていただきたいと思います。終わります。

新産業創造課長、そういったものはしっかりと支援をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。終わります。

【山口委員長】 ほかに質問はありませんか。

ほかに質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、質問はありませんか。委員一人当たり20分を目安にお願いいたします。

【前田委員】 先ほど委員長から、多分、ジャパネットホールディングスの陳情の件から少し深く入ったのでご注意を受けたと思うんですが、さっきの続きで。

買い物弱者に対して、所管の方に言いたかった件は、地域拠点商店街支援事業補助金で支援制度を創設していると、産業労働部に対して買い物弱者対策の陳情が上がったら、いつもこういう答弁になっていて、支援制度をつくっていきまうと言うんですけれども、さっきのお話でいけば、それを使って買い物弱者対策が打てたところは福江の商店街ぐらいしかないわけですね。

そういうことを考えた時に、一例としてわかりやすく言えば、長崎市の地元の大手のスーパーで、買い物弱者対策として軽トラ販売を行っています。これは当初、国の補助金があつて、軽トラの購入費、あつらえ費を含めたところで半額の補助が国からあつたわけです。それが2年か3年あつたので、それを市から県か、市から国かわからないけど、それを申請して取つて

きて、軽トラ販売をやり始めた。

そうしたら、かなり好評というかニーズがあるから、いろんな地区から軽トラ販売をやってくれと要望がきているそうです。それに対して自分たちとしては、企業としての社会貢献という意味でできる限りやりたいと思っているけれども、収支において言えば、当然軽トラには人がつくわけですから、人件費もろもろ含めたところでは、なかなか利益が上がりませんと。それでも続けていきたいし、拡張したいと思っているらしいんです。この件に関して国の補助金がなくなった中で、民間企業がこういった事業を積極的にやりたいと言った時の補助メニューって何にもないんですよね。市も県も持っていないんです。

それをご相談したら、そういうことであれば、私が相談を受けているスーパーさんも地元の商店街に入っているでしょうと、そこから上げてくださいと言うんですけれども、一民間企業の取組に対して商店街で合意形成をとって、それを申請して補助事業の支援制度にのせるというのは非常に難しいんですよ、具体的に言えば。

私がお伝えしたかったのは、こういった形で産業労働部としての支援制度は創出していると書いてあるけれども、十分ではないのではないですかということと、例示したように民間企業で買い物弱者対策を行っているところは、利益を上げることよりもむしろ自分たち企業の社会的存在価値においてやっていると理解した時に、そこは地元の市とも協議しながら、例えば軽トラの費用の半額を補助する、3分の1を補助するみたいなメニューをつくっていいんじゃないかと思っていて、この商店街支援事業補助金だけで、本当に有効に産業労働部として買い物弱者対策に取り組んでいるかという疑問だったわけ

です。

ここまでの考え方、もしくは今の私の意見を聞いて思い立ったことについてご答弁いただきたいと思います。

【吉田経営支援課長】買い物弱者につきましては、公共交通のあり方とも関係してくるところがあるかと思います。単に買い物弱者に対して物をどうやって売るかという発想というよりは、福祉とか地域振興とか、あるいは交通政策といったところとしっかり連携をとって対応することが必要だというふうに考えております。

その中で我々産業労働部としては商店街の支援メニュー、これは市を通した間接補助の形ですけれども、地域の商店街に対する支援の中で買い物弱者に対する対応を行うということメニューとして位置づけておりますので、それを活用して取り組んでいただきたいというのが私どもの制度の考え方としております。

【前田委員】全然かみ合っていないんですけれども。だから、さっきの質疑の中で、産業労働部ということではなくて庁内としての統一した買い物弱者対策があるんですかということから質問に入ったと思うんですけれども。

それが今、ありますか。多分、ないと思いますよ、公共交通とか。私は、そういうことは前からずっと、ほかの所管でも言っていますけれども。公共交通とか、総合的な買い物弱者対策の施策や、それからの計画的な取組というのは、私は一度も見ることがないですよ。

だから、産業労働部の部門一つをとって、商店街から上げてとなっているから、今わざわざ話したように、民間でも買い物弱者対策に取り組みたいという者に対して適用できてないから考えてくれないかと質問をしているわけなんですけれども、そのことについて考える余地があるの

か、ないのか。

軽トラのことについては、もう何度か、何とかならないかと質問をしていますよね、個人的に。そういう時には、おっしゃったように商店街の中に組み込んで上げてくれば良いんじゃないですかと言ったけど、それは難しいんですよ。一民間企業の買い物弱者対策を商店街の中で、商店街の事業とかの中で位置づけて市に上げるというのは非常に難しいから、そこに対して必要性があると認識をするならば、支援制度について検討すべきじゃないかという質問なので、いま一度答弁をお願いしたいと思います。

【吉田経営支援課長】私の中で、交通政策としましては例えばコミュニティバスとか、そういったところのイメージをもって先ほど申し上げたんですけども、実際それが現在どういう状況にあるかというところは把握をしておりませんので、そこは参考ということで述べたものでございます。

先ほど委員がおっしゃるように、1者だけの取組について支援をするという形は、このスキームから考えると難しい状況で、実際に話をしないと何とも進みがたいところでございますけれども、1者がやる時に乗り合わせて他者の荷物も一緒に運ぶとか、そういうふうな形で1者ではない複数事業者、商店街が取り組むような形にできないのかということも場合によっては商店街と話をしたいと思えますし、その分も含めた県全体として買い物弱者をどうするかというところにつきましては、先ほど申し上げましたとおり福祉保健部が取りまとめるということになりますので、そこもしっかり意見交換をして、産業労働部の施策で使えるものがあるのか、どういう形であったら使えるのか、そういったことを検討してまいりたいというふうに考

えます。

【前田委員】この件だけで何度も言うつもりはないんですけども、先ほどの課長の答弁の中で、単に物を売るとか買うとかということだけではないというような趣旨のご答弁があったと思うんですけども、私が一例として挙げているのは、住民の方の日々の食べるもの、生活必需品の話をしていて、そこをこれから何かよそのものと組み合わせて売れないとか、商店街の中で上がってきたものを検討するとかという話のレベルではなくて、日々買い物に困っておられる。それも生活必需品、食べ物とか飲料とか、そういったもので困っている方を目の前にして民間事業者がやっているんだから、そのことは時間を置くような話ではなくて、喫緊の課題として検討してほしいと言っているんですけども、それも検討できないという答弁なんですかね。

【吉田経営支援課長】今までの考え方が、既存制度をベースとしておりますので、今のご指摘を踏まえて、民間事業者がやる場合にどういうふうな支援ができるのか、どういうふうなニーズがあるのかもしっかり把握をした上で検討をしてまいりたいというふうに考えます。

【山口委員長】しばらく休憩します。3時10分まで休憩いたします。

— 午後 2時57分 休憩 —

— 午後 3時10分 再開 —

【山口委員長】委員会を再開いたします。

ほかに質問はありませんか。

【山本(啓)委員】新たな基幹産業の創出に向けたロードマップについて、じっくり20分かけて質問させていただこうと思うんですが、その前に、私も先ほどの議論を聞きながら1点、気に

なったものですから、買い物弱者の対応についてですね。

私も、地元に戻ればそういった話は当然あるわけで、高齢者の方や独居老人の方は、町部に一定集積して住んでくださいというアナウンスをしても、なかなかそれはできないわけで、アナウンス自体ができないわけですし、そうなるとう、そういったものをフォローしていくと、一見、社会基盤というよりも福祉の方の観点で我々も切り口として見るんですけれども。

しかしながら、その地域の課題をクリアしようと思えば、そこには当然ビジネスが生まれるわけで、そういった部分を縦割りだけではなくて、県庁が地域全体を見て、ここは行政サービスとして行うべきもの、しかしこれはビジネスのチャンスとして捉えて支援するもの、そういったかじ取りをどこかがしていけないと。

これまでは一律でやってきましたとか、それぞれ縦割りでそれぞれの部署がやっていたと、基礎自治体の市町もそれにならってやっていますと。そうすると、真空のどこも手をつけないエリアが生まれるんです。これは地域だけではなくカテゴリーの話としても、ジャンルとしてもですね。

そういったものについて、やはり県庁内においては早急に、その状況を打開する、全てをコーディネートするような、私はよく官房機能という言い方をしていましたけれども、そういったポジションが必要なんじゃないのかなと。現在ないのであれば、県庁内の議論を重ねた上で、そういったものの必要性を感じたら構築していくべきポジションであろうかと思うんですけれども、産業労働部から見て、ご答弁があれば見解をいただきたいと思います。

【吉田経営支援課長】先ほどの前田委員からの

ご指摘、今の山本(啓)委員のお話の中で、地域をどうやっていくのか、どう維持していくのかというふうな観点の中で、買い物弱者対策というものが象徴的な部分になるのかなというふうに考えております。

ご指摘ありましたとおり、縦割と申しますか、それぞれの所管でやってきたというのが現在までの状況ですので、ここに連名をしております3課だけでも、まずは庁内で議論をするような形で取り組み、検討を進めていきたいというふうに考えております。

【山本(啓)委員】そこを、支援すべき行政サービスの一つだとか強化をすべきだととるのか。いやいやと、地域にいらっしゃる企業の、事業所の新たなビジネスチャンスと捉えて促していくのか、角度によって違うと思うので、行政内だけで議論せずに、当然だと思いますけれども、現場の状況をしっかりとリサーチした上で、現場の方も交えて議論する。

離島や半島の社会資源というのは限られていますから、そこを見て、それがまた新たな移住とか企業誘致のきっかけになる話でもあろうかと思っておりますので、お願いしたいと思っております。

それでは、提出いただいております新たな基幹産業の創出に向けたロードマップについて、少しお尋ねをしていきたいと思っております。

これは、年内に新たな基幹産業の創出に向けたロードマップを作成するという産業労働部の新産業の取組の中で、しっかりとしたものをおつくりいただいたのかなと思っております。

ただ、各委員からの質問等々でも幾つか出てきているように、知事が、本県のトップランナーであった、基幹産業である製造業においては造船業やプラント、そういったものに比肩する産業として新産業を掲げ、それらについてどの

ように取り組んでいくのかと。

1ページを見せていただくと、KPIのところでは10年後の売上高と雇用者数というものが出ています。先ほどから何度も説明いただいているんですけど、頭の中に入っていないのが、この数字の根拠が、なかなかすっと入ってきません。

例えば、我々は兵庫県に視察に行っていました。一般質問で外間議員も同じように質問していましたが、神戸医療産業都市というところに行っていました。ここは、阪神淡路大震災の後に、何をしようかというのがなかったそうです。何をしようかはなかったけれども、まず人の命を大事にしようということで医療という切り口があったと。そして、この数字にも出ていますけれども、全く1998年にゼロ社だったあの埋立地が、2017年には344社ですね。何もなかったところに344社、ばーっと来たんですね。その進出した企業、団体数は350社、9,400人と。ゼロから始まって、この数字が今あると。

これの取組のポイントって何ですかと、ご苦労した方たちに対して、ポイントを簡単に聞こうとするところは失礼だったかもしれませんが、向こうがおっしゃるのは、誘致スタートする段階からしっかりとフレームを決めて、そのフレームの中で議論をする時には既に専門家がいらっちゃったと。専門家の知見をしっかりと聞きながら、その方が持っている人脈も使いながら、具体的に何ができるのかを基本的に真ん中に置いてやっていったという話がありました。そして、期限を切った目標と期限を切った数字、そういったものがあって今の展開があるんですという話がありました。

こういったことからすると、先ほどの話、質

問は簡単です。このKPIに示されている売上高3.8倍と雇用人数2.7倍の根拠、この可能性について、いま一度説明を詳しくいただきたいと思えます。

【井内新産業創造課長】KPIにつきましては、それぞれの分野ごとに算出をしております、その合計額が売上1,920億円、雇用で約1万人というものでございます。

まず、海洋エネルギー関連については、県内で五島市、西海市のプロジェクトが一定、見えております。それを取り込むところから数字をつくりまして、その後については県外の北九州等を想定するところですが、そういうものを取っていくと。年30%で後半の5年は伸びていくと想定して、海洋分野については、この数値をつくっております。

それからロボット・IoTについては、生産用機械器具の製造業で過去、年3%の伸びを示しているところでございます。この実際の伸びを、県が各事業を推進することによって年4%程度の伸びを実現すると。

そしてIoT関係につきましては、2017年から2022年にかけて年15%の伸びを予測という調査結果がございまして。本県においても、年15%を超える伸びをIoT関係で実現をしていきたいというところで試算をした数値になります。

【宮地企業振興課長】航空機の方は、私からご答弁申し上げます。

市場全体が15年で1.7倍という成長を今しておりますが、少なくともそれを超える成長スピードでやりたいということが1点ございました。それと、九州の中で国も入って協議をいろいろする会合がございまして、その中で、九州においては10年で2.5倍ぐらいのスピードで成長し

たいというお話もございました。

そういうのを踏まえまして、現在の売上高50億円の雇用者数500人、これは私ども企業振興課で県内企業様に聞き取りをした数字でございますが、これを10年後にはそれぞれ2.5倍にするということで今回の数字を置いております。

【山本(啓)委員】 それぞれ説明をいただきました。それは、予測の数字を本県ではここまで上げましてとか、本県の現状に照らした場合、それは何倍でと、世間の数字を本県の取組に当てはめたらと。もちろん数字に伴う実態がないと、そこまでたどり着かないわけで。

だったら、今の造船業やプラントの世間の数字はどれぐらいの伸び率があったんでしょうね。減っていたんですかね。それを本県に当てはめたら、どれぐらいの減りだったんですか、伸びだったんですかね。

要するに何が言いたいかといったら、この中に世間の数字というもの、予測数字というものを上回る本県の取り組み、航空産業であれば10年で1.7のところを2.5に上げる取組がここに書き込まれているかどうかという話が議論の対象なのかなと。

先ほどの兵庫県神戸の取組の中ではもう一つポイントがあって、企業をただ誘致してくれればいいというわけでもない。仕事をただ持ってくればいいのかというわけではない。そこには人材や、そのまちの気風がないといけなくて、研究というものが常にセットされないといけない。要するに、研究開発というものが中心にあって、そこにビジネスに展開する商品化への開発のつながりとか、人材の集まりとか、要は、集積地となるためには研究開発をしていないと、そのまちには何も集まらないというような、結果論としての話を聞きました。そうだったんで

すということでした。

果たして、このロードマップの中に、兵庫が示したような、研究開発によって人材の集積や企業の集積の展開になっていくような話があるのか。新産業創造課長の説明では、海洋エネルギーであれば、目の前にある仕事を五島や西海とこなししていけば、その数字になって、その後の展開については何とかというような話。

要するに目の前の仕事をやっていけばという話であれば、別に今の造船業やプラントで頑張ってもいいと思うんですよ。そこに、今までどおりの流れがあるような気がしてならないんですけれども、いかがですか。その数字の算段はシビアにされているおつもりでしょうか。その部分についていま一度、研究開発と人材の集積等々も含めてご答弁いただきたいと思います。

【井内新産業創造課長】 海洋エネルギー分野においてですが、現在、研究開発も企業が大学と一緒に海洋ロボット、潜水ロボットの研究であるとか、そういうものの取組を進めています。研究開発を進めていく必要性はもちろん認識しておりまして、同時に併せて産業分野を支えていく人材の育成をしっかりとしていくと、こういう取組を進めていく上での数字を出したところでございます。

【宮地企業振興課長】 山本(啓)委員からお尋ねがございました研究と人材という2点について、ご答弁申し上げます。

航空機産業につきましては、現在、ビジネスとして成長をしている産業であるということから、研究と申しますか、技術力の向上という視点で取組をやっています。これは、国の研究費であるとか、もしくは工業技術センターにおきまして金属加工関係の技術力向上を今やっているところでございます。

併せまして今後の取組としましては、人材のところとも関係してまいりますけれども、今回クラスター協議会には県内の教育機関もご参加いただいておりますが、県外の航空関係に知見がある教育機関とも連携がとれておりますので、そういう機関とも連携をとりながら、現在ある程度、金属加工の技術をお持ちのお勤めの皆様の技術力向上と、新しく航空機産業でお仕事をしたいと思われる若手の方々の採用面と併せて促進していきたいと思っています。

【山本(啓)委員】 研究開発についての部分は一定理解をしたいと思います。

経済産業省は、ちょっと数字があやふやで申し訳ございませんが、2015年の段階で、今後、第4の革命が起きる産業界において、工業において必要なIT人材が、たしか19万人という数字が出ていたと思います。日本は不足している。これが2030年に至ると、たしか60万人足りないという数字が出ていた。すみません、確認しますけど、ボリューム感はそんなものですよ。要するに、我が国にはIT人材がそれだけ足りないということを経済産業省が出していました。

今回、このロードマップの中で必要になってくるのがS I e r、システムインテグレーター、この人材が果たして国内で、また本県のみでというのはいろいろと方法もあろうと思いますし、人材育成の観点で必要になってくると思うんですけれども、IT人材や、そういった次の世代の新たな産業において必要な人材の確保が、今の段階で足りているか、足りていないかという認識がなければロードマップは作成できないんですけれども、その辺も含めて、今後の展開について、どういった部分に対策を講じて力を入れようとしているのか、ご答弁をいただきたいと思っています。

【井内新産業創造課長】 今おっしゃいましたロボット・IoT分野のシステムインテグレーターについて、全国の推計ではロボット分野で2万6,000人という数値がございます。具体的に九州、本県の中で何人いるかという正確なデータはないところですが、業界の声としては、このような技術を支える人材は大きく不足している状況でございます。

現在、県内でシステムインテグレーターがどれぐらいいるのかというところは、これも推計の域を脱しない部分があるんですが、ロボット、IoTともに60人程度いるのではないかと考えております。

【山本(啓)委員】 時間なので、最後の質問にしますが、人材の確保を、これはもう全国の自治体のみならず、国外も含めてでしょうね、取り合い、奪い合いになっている中で、早く県内だけでもまずは固めて、そういう理詰めの中でやっていかないと確保はできないんじゃないかなと。それが不足している数字があるからこそ、県内の小・中・高からなる教育機関においても、どこかでこういったものにつながる分野を強化しましょうとか、人材育成しましょうとかという話になるんだと思います。

午前中の審査で、陳情でスタジアムの話がありました。このまちをどういうふうなまちにしていくのか。造船のまちは佐世保もあります、長崎もある、西海市もある。その地域にどういう人材を集積して、どういう研究開発があって、どういうまちにしていくのかという方向性こそが、私は、本県の製造業を担う新たな産業になるところだと思います。

これまで受注先行で、受けました、仕事がありますと。さっきの海洋もそうですよね。仕事があるからやります、受注したので造りますと、

それだったら、なくなったらもうないわけですよ。

ですから、先ほど言うように、しっかり研究開発ですよ。生み出す地域はずっと生み出せるわけですから、ずっと仕事があると、そういった観点で、この新産業の取組、新たなロードマップの真ん中に、開発をしていく、生み出していく、受注だけにとどまらないというところをしっかりとやっていただきたいと思うんですけど、最後に部長、何かご答弁いただければ。

【平田産業労働部長】 委員ご指摘のように、新たなサービスを生み出していく、新たな技術によって新たなサービスを生み出して提案して課題を解決していくという姿に変わっていくことが非常に大事だろうと思っております。

そのためには、まずは人材育成とビジネスモデルの構築のための支援をしていくことが大事だと思っておりますので、着実に進めながら、一方で、そういうビジネスの転換に向けて取り組んでいきたいというふうに思っております。

【山口委員長】 ほかに質問はありませんか。

【山田(博)委員】 新たな基幹産業の創出に向けたロードマップについて、お尋ねしたいと思います。

先般、長崎新聞でもこの件が出されていたわけです。成長目標と雇用数と出たんですけど、特に雇用の確保に向けて、どのように今からしていくか。他の委員の議論とも重なるかもしれませんが、それを具体的にね。例えば県の教育委員会とかと議論されていくのは大切なわけですね。

ジャパネットホールディングスの幸町工場跡地の件は、庁舎内で会議を立ち上げたとありましたが、この件は、それが大切になっていくわけですね。ただでさえ人材不足ですから、外

国人雇用もしないといけないとなっていますから、雇用の確保をどのように考えているのか、そこを明確にお答えいただけますか。

【井内新産業創造課長】 雇用の確保に向けまして成長目標、KPIをお示ししているところでございますが、今回の目標の数値は、売上の伸びに連動をするという前提の上での数値の積み上げでございます。

委員おっしゃるように、雇用の確保については非常に厳しい面もございますが、具体的に雇用の確保という面でどういう取組を進めていくのかということも関係各課と検討をしてみたいと考えております。

【山田(博)委員】 じゃあ、今の時点では具体的なものがないと理解していいんですか。

教育委員会とかと協議していかないといけないわけですね。そういったものの立ち上げを考えているのか、考えていないのか。考えているのであれば、どのようなスケジュールで考えているのか、お答えいただきたいと思います。

【井内新産業創造課長】 具体的に立ち上げというのは、今、検討はできていないところでございますが、それも含めた検討をしてみたいと思っております。

【山田(博)委員】 もう一つお尋ねしたいんですが、これだけの雇用が生まれるとなれば、外国人労働者も雇わないといけないのか。そこまで含んで、こういった数字を積み上げたのかどうか、そこをお答えください。

【井内新産業創造課長】 外国人労働者を念頭にという積み上げはしておりませんが、外国の方の力というか、そういうものも必要に応じて活用しながら、取組は進めていきたいと考えております。

【山田(博)委員】 こういったのは、一番大切な

のは人材確保と、あとは教育のカリキュラム。ロボット・IoTをするんだったら、そういったものに向けた教育課程もつくりたいといけなわけね。そういったものは今からと理解していいんですか。

【井内新産業創造課長】 ロボット・IoTの分野につきましては、今年度からですが、システムインテグレーター育成の講座を実行しております。その中では、県外のロボットメーカー等の力をお借りしながらやっているところでございます。

海洋の分野につきましては、今後、大学の力も借りながら専門人材の育成を進めていくところでございますが、カリキュラムをつくっていくところも、新たに来年度からしていきたいと考えております。

【山田(博)委員】 いずれにしたって、教育分野ともしっかりやっていただきたいと思えます。いろいろ大変でしょうけど、お願いしたいと思えます。

続きまして、県内の中小企業の障害者の雇用状況を説明していただけますか。

【吉村雇用労働政策課長】 県内の民間企業における障害者の雇用状況は、平成29年6月1日現在で、中小企業だけではなくて300人以上の大企業も含まれておりますが、県内で雇用されている障害者の数は約2,960名で、民間全体を平均したところの障害者の雇用率は2.26%となっております。

【山田(博)委員】 この状況は、全国での立ち位置はどういうふうになっていきますか。それを説明いただけますか。

【吉村雇用労働政策課長】 同じく昨年、平成29年6月1日現在で全国の平均値が、障害者の雇用率1.97%となっておりまして、本県は2.26%

で全国9位という状況でございます。

【山田(博)委員】 雇用労働政策課長としては、これが高いか低いかわかりませんが、どう思われますか。見解を聞かせていただけますか。法定雇用率の何%に当たりますか。それを含めてお答えいただけますか。

【吉村雇用労働政策課長】 法定雇用率達成企業の割合は、全国平均は50.0%、本県は60.1%で全国16位となっております。全国に比べれば比較的高い位置、平均に比べれば少し高い位置にいるとは考えていますが、4割近い企業で未達成という状況でございますので、このあたりはまだまだ進めていく必要があると考えております。

【山田(博)委員】 新産業創造課長、今回、新しい雇用も含まれていますが、中小企業もしっかりと障害者雇用をやっていただかないといけなわけですね。ここはやっぱり連携して、しっかりやっていただきたいと思っておりますので、新産業創造課長には要望していきたいと思っております。

それで雇用労働政策課長、実は以前、障害者雇用を促進する時に、障害福祉課が所管になって、国から100%、定額の補助がありまして雇用が生まれるようになったわけです。この事業を覚えていらっしゃいますか。記憶にないですか。3~4年前にあったんですけど、これを調べていただきたいんです。

なぜかという、国から、障害者を雇用するというところで100%定額の補助をやっていただけたわけですが、しかし、今どれだけ雇用されているかという、ほとんどないんです。なぜかという、募集しても来ないんですよというんですよ。募集しているのか、していないのか。したけど本当に来ないのか。

こういった実態がありますので、そこは次に、

所管は違えども障害者の雇用ということで、雇用労働政策課長におきまして調べていただいて、次の委員会にご説明いただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。それはよろしいですか、体調がすぐれない中、大変申し訳ございませんけど、調べてご報告いただけますか。お答えください。

【吉村雇用労働政策課長】所管課と協議をしながら、調べてご報告をしたいと思っております。

【山田(博)委員】先ほど、長崎県の障害者雇用状況は説明がありましたけど、これを部として今後どのようにしていくか、具体的な政策、方向性はどのように考えているのか、お答えいただきたいと思っております。

【吉村雇用労働政策課長】障害者の雇用を進めていくに際しては、障害者を雇用していただく企業経営者の皆様が障害者に対する理解を深めていくことが非常に重要ではないかというふうに考えています。

その一環といたしまして、今年度初めてでございますが、12月14日金曜日、県庁において長崎県障害者雇用セミナーというものを開くようにしております。この中で、障害者の雇用管理についての講演とか、実際に障害者を活用、雇用している企業様のご講演等を行って啓発を進めていくことにしております。

もう一つ、これは年明け2月ごろになるかと思っておりますけれども、障害者雇用の優良事業所の見学会を行います。企業の経営者、あるいは人事担当の方を実際に現場に連れて行って、障害者雇用の実態を見ていただくといったようなものも準備をしているところでございます。

【山田(博)委員】セミナーとか見学会というのは、どれくらいの参加者が予定されているのか。

もっと早くできなかったんですか。この時期

にするということは、来年度を見据えて取り組んでいくと理解していいんですか。今年度の雇用なのか、来年度なのか、どういうふうに考えていたんですか。それをお答えいただけますか。

つまり、今年度にするのであれば、本当はもっと早くやらなければいかんのではないかと思うんです。今の時期に、12月とか1月にして、来年度はもう終わったわけね。

課長の体調が悪かったからできなかったかもしれんけれども、1歩、2歩アクションが遅かったんじゃないかと思うんですけど、いかがですか。来年度の雇用を考えているのであれば、今の時期は、もう会社だってほとんど終わっているんじゃないかと思うんですよ。高校生だって、ほとんど終わっているんじゃないですか、今の時期は。どうですか、私の指摘に対して、いかが見解をお持ちですか。

【吉村雇用労働政策課長】障害者の雇用促進につきましては、新卒だけではなくて、当然中途も入ってまいりますので、全体が今年度分とか来年度分とかという考え方はしておりませんが、ご指摘の、時期が少し遅いのではないかとということにつきまして、もう少し早い時期に行いたかったところではございますが、これは労働局と一緒にやる事業でございまして、そっちの方で少し時期を遅らせてほしいといったようなお話がございました。

【山田(博)委員】これ以上、あなたに答弁させてぶっ倒れたらたまったものじゃなかけんさ、おれのせいにされたらたまったものじゃなかけんね。

労働政策課長、労働局に言ってくれんですか。労働局に、県議会の委員会で言われましたと。この労働局がする事業は大変結構なことですけども、いかんせん時期が遅いんじゃないかと

言われましたと。誰が言ったんですかと言ったら、五島の県議会議員の山田博司さんから言われましたと。新卒だろうが、中途採用があるかもしれないけれども、いずれにしても事は早くされた方がいいんじゃないですかとご指摘をいただきましたということで。

なぜならば、来年度の雇用に向けてであれば、それはやっぱり早いに越したことはないわけだから。それはしっかりとやっていただきたいという強い要請がありましたと、労働局にしっかりと伝えていただけませんか。よろしくをお願いします。それだけお答えいただきたいと思います。余計なことを言ったら、また体調が悪くなったら困るから、それだけでよかですよ。

【吉村雇用労働政策課長】ご指摘のとおり、障害者の雇用を進めるに当たりましては、しっかりと時期を捉えてやっていく必要があると思いますので、労働局ともしっかりと連携をしながら、適切な時期に行えるようにしていきたいと考えます。

【山田(博)委員】続きまして、陶磁器の海外輸出及び陶磁器の関係施設の入館状況について、お尋ねしたいと思います。

まず、波佐見の陶芸館と佐世保市の三川内焼美術館の入館の状況をお答えいただけますか。

【宮地企業振興課長】委員からお尋ねがございました波佐見町の陶芸の館の入館数の推移は、平成25年に7万8,319人、平成26年に8万6,745人、平成27年に9万5,808人、平成28年は10万7,307人、平成29年は11万5,087人でございます。佐世保市の三川内焼の美術館の入館者数の推移でございますが、平成25年度1万6,318人、平成26年度1万699人、平成27年度は1万3,344人、平成28年度1万5,725人、平成29年度1万9,269

人で、いずれも増加傾向にございます。

【山田(博)委員】波佐見町の陶芸の館の入館者数は、平成25年から5年たったら4万人近く増えているわけですね。一方、佐世保市の三川内焼の美術館は、平成25年から比べると3,000人ちょっとしか増えていないわけですね。

いずれにしろ、陶芸のこういった関係施設に入館者を増やすことは地域経済に大変大きく寄与するわけですから、入館者数をぜひ増やすように、何らかの施策をしっかりと取り組んでいただきたいと思うわけでございます。

窯業技術センター所長も来ていますから、やっぱりそこは一緒にやっていただかないといけないんじゃないかと思うんです。どうでしょうか。答弁はないだろうと思って安心しきっているでしょうけど、いつ飛んでくるかわからないわけです、こういうのは。どっちが答えるかわかりませんが、どのように考えているのか、見解を聞かせていただきたいと思います。

【中野窯業技術センター所長】私どもの職務としましては、業務としましては、委員がおっしゃるように交流人口といいますか、買ってくれる人を呼び込んでという対策も、窯業技術センターもちょっと力を入れんばとじゃないかというような質問かなと思いましたが、販路の拡大とかPRとかについては、県庁の中でも別の部署がやっています。それについて私どもの研究員が全然協力しないという話もございませんし、また、訪れた方々が手に取って買っていただけるような商品開発についても今までどおり一生懸命させていただきますので、いい製品ができれば交流人口も増えて入館者も増えるのではないかと考えています。直接的な販路開拓に窯業技術センターとして取り組むのはちょっと難しいところかなと思いますが、所管をしてい

るところと我々は連携して、入館者増について何かできるところがないか、そういったところではご相談に応じたいと思っているところでございます。

【山田(博)委員】 私の一つのアイデアとして、これはどうでしょうか。陶芸の館としては各商品があるんですけども、品質はもう間違いありません。窯業技術センターでも蛍光X線分析装置を購入したですね。ああいった分析装置で、材料が大丈夫ですよ、安心・安全ですよというのを窯業技術センターで太鼓判を押して、マークだとか認定商品だとかということで、県が太鼓判を押した商品ですよということでPRするのも一つの手じゃないかと思うわけです。

どうですか。蛍光X線分析装置を購入するんでしょう、2,000万円ぐらいでしたかね、大変高価なものをですよ。材料の安全性をしっかりと確保する上で購入すると言われましたから、そういったものも活用しながら、ぜひ頑張っていたきたいと思っております。

それはやっぱり知恵を絞らんといかんです、知恵をですね。そのために、こうやって私たちの委員会とかあって議論するわけですから、いかがでしょうか。

【中野窯業技術センター所長】 品質管理とかにつきましては、食品の衛生法の中での話で、これは問屋さんの方から要求されますので、私どもとしては、先ほど言いましたような機器を使って証明書を出させていただくということは既にやっているところでございます。

独自に安心・安全のシールをつくれとかという話だろうかと思うんですけど、法律で定まった事柄ですから難しいので、私ども研究所としては、今後とも売れる商品、新商品開発、そういったところで貢献させていただくというところ

ころが主なところだと思います。

ただ、販路拡大とか、そういったところに研究所は全然手を尽くさないのかということはないと。例えば、デザインとか意匠とかの指導を通じて、販路拡大につながるような業務もやっておりますので、今後とも、ブランド化とか、そういった所管課と連携は絶やさないようにしたいと考えているところでございます。

【山田(博)委員】 ぜひ頑張っていたきたいと思っております。明日は懇親会があるでしょうから、懇親会の時に、センター所長とは話をしましょうかね。わかりました。

もう時間でしょう。一旦終わります。

【西川委員】 先ほど、山本(啓)委員と雑談的に、アジアサポートデスクの話をしたんですけど、ここ半年前後、中国とアメリカの関税問題などで輸出が大変厳しい状況、何か雲行きが怪しいような感じもするんですけど、我が長崎県のサポートデスク、または上海事務所、ソウル事務所、またはジェトロなどを利用したアジアに向けての輸出、または企業の進出がどのようになっているのか。

また、人件費、コスト削減などを考えたら、だんだん中国からベトナム、またはミャンマーとかバングラデシュとかインドとか、西へ西へと進出先が遠くなりかけている。また、東南アジアの人口の多いインドネシア、フィリピンなども有効な相手国だと思います。環境関連機器などの進出も聞いております。

そのような中で、我が長崎県の輸出品、そしてまた企業の進出について、どのように把握しておられるか。また、来年度に向けてどのような新しい施策を考えておられるのか。また、民間の努力でどうなっているとかという朗報がないのか、わかっているところを教えてください

たいと思います。

【吉田経営支援課長】ビジネスサポートデスクの平成29年度の相談実績は、中国が25件、東南アジアが13件という状況でございます。委員ご指摘のとおり、現在、中国に進出していた企業がベトナム、あるいはミャンマーといったところに、人件費の高騰を理由に移動といいますか、進出先がそちらを中心になってきているという状況でございます。

一方で、製造業等で高品質が求められるものにつきましては、例えば中国から一旦東南アジアに出た後に、改めてまた中国に戻るという傾向も見てとれるところでございます。

最近の輸出の状況と現地展開の状況としましては、例えばラーメン屋さんとか食品の企業が現地でチェーン店を展開するといった事業、あるいは、先ほど申し上げましたように中国で実際に技術力が上がってきたことによって製造業の関心が中国にまた向いているということで、現地での視察という時にビジネスサポートデスク、及び中国においては上海事務所が企業の相談にのりながら進めているところでございます。

これまでの取組の中で私どもが感じておりますのは、県内企業の中には、海外展開をしっかりと会社の経営計画に据えて着実に取り組んでいる企業さんがある一方で、お付き合いという語弊があるんですけども、とりあえず海外のことも知っておきたいというふうな熟度の差というものがあるように感じております。

新年度につきましては、そういう各ステージに応じて、ビジネスマッチングであるとか、ビジネスサポートデスクの活用といったことを、相手のステージに合わせながらも、その会社がより計画的に海外展開をやっていくんだというふうな計画策定的なところも支援をしていき

いと考えているところでございます。（「将来の展望は」と呼ぶ者あり）

将来の展望としましては、海外展開を進める大きな理由としましては、長崎県あるいは日本国内の市場が縮小していく中で海外に販路を求める、あるいは海外でつくることによるコストダウンを図ると、この傾向は基本的に残ると思いますし、特に販路についてはしっかりと海外に確保していくことが必要だと思いますので、やり方はそれぞれの会社のステージに応じながら、より必要な支援をしっかりとやっていくという方向で検討していきたいと思っております。

【山口委員長】ほかに質問はありませんか。

【中村委員】せっかく若者定着課長もいますので、ちょっとお聞きします。

皆さんたちは、本当に若い、大学を卒業した人たちをいかにして長崎県に残そうかという考えをもって頑張っておられると思う。課長は、就任してからいろんな事例を見ながら研究されたと思うんだけど、今の時点で、いかにして若者を長崎県に定着させようという対策を、課長として、どういうふうな見解をもって、新たな展開を今からやっていくという考えを持っておられるのか、お尋ねします。

【小林若者定着課長】若者定着課の若者定着に向けた今後の施策の展開についてのご質問ですが、まず現状をお話ししますと、高校生については、9月末での県内内定割合が45.9%で、前年度からまた下がっていると。大学生についても、県内内定割合は10月末の数値で32.7%と低下しており、かなり厳しい状況にはあるというふうに認識をしております。

今までの施策として若者、大学生や高校生に対して県内企業の魅力が伝わっていないのではないかということで、情報発信を中心にさまざま

まな施策を展開してきたところですが、そこがまだまだ不十分だということはあるんだと思います。2つあると思っておりまして、それは、結局まだまだ情報発信が広く行き届いていないんじゃないかということと、もう一つが、魅力的な情報が発信できていないんじゃないかということとございます。

前者に関しましては、県でやれることについてはやはり限界がございますので、経済団体、市町、もちろん学校も絡みますけれども、さまざまな主体を巻き込んでいながら情報発信を強めていくということを考えております。

後者の情報発信の魅力自体をどんどん上げていくということにつきましては、一定程度、県内企業さんの努力も促す取組が必要だと思っております。そちらについては結局、県内企業さんも何をどう取り組んでいけばいいのかわからないということもございますので、求人票等を確認しながら、どういった水準を学生さんが求めているのかといったところも示しながら、県内企業さんの取組を促していきたいと考えておりますし、あとは見せ方の工夫といったところもあると思っておりますので、伴走型支援で、県内企業さんが学生にアピールするやり方の工夫、そういったところも促していくというふうに考えております。

【中村委員】頑張っていることは私も十分承知しているんですけども。

ついこの間、いろんな関係の方たちと話をしている時に、産業労働部に直接関係なくなってくるんですけども、奨学金制度。今回、長崎県も国の財源を使ってやるようになりましたよね。

ところが鹿児島県は、県単独の財源を使って、県内に就職してくれた方は、県外の学校に行っても県内に就職して戻ってくれる方たちは奨学

金は全く返さなくていいですよと、すごいことをやっていますね。

確かに長崎県は財政状況が厳しいから、これはなかなか無理なことかなと思うけれども、先ほど若者定着課長が言われるように、何とかして長崎県に残したいのであれば、これは率先してやるべきだと私は思う。私は、かなり以前からこれを相談したことがあるんだよ、何とかできんのかと。

例えば看護師、保育士、資格が必要なのは県内の学校じゃなくて県外の学校に行きますよね。そうした時に、ほとんど帰ってこないでしょう。これはなぜかということ、結局、都会の方がいいから帰ってこないんですよ、一回、都会の学校に行ったら。

でも、都会の学校に行っても、そういう制度をちゃんと確立して、地元で働けば奨学金を返済しなくてもいいよとなれば、私は、幾らかの子どもたちは帰ってきてくれるんじゃないかなと思ったものだから、今日、意見させてもらったんだけど、これはなかなか産業労働部だけではできない問題だから、この辺に関連する機関と話をしながら、ぜひやってほしい。

確かに財政状況が厳しいのはよくわかる。でも、他県に負けて、この政策をやり出しても鹿児島県のような実績はできないかもしれない。でも、幾らかの形でこういう実績ができれば非常にベターなことだと思うので、ぜひ、その辺は担当課と協議をしていただきたいと思います。

それと、最近、国で外国人労働者のことを言っていますね。外国人労働者の法が決まりましたよね。今から長崎県にもたくさんの外国人労働者を雇用しなければ、企業が動かない状態になっていますよね。

今、この長崎県で外国人労働者がどのくらい働いているか、私も知りません。皆さんたちは把握していると思うんです。今、国の中で問題になっている低賃金労働がどういう状況になっているのか。今から長崎県としても調査をし、そういうことがないように。今のうちにはあってもいいかもしれない。それはあってはいけないことだけれども、現状はかなりあると思うんです。その評判を、これから日本に働きに来ようと思っている外国の方たちが知ってしまったら、長崎に来ない、恐らく日本にも来ないと思う。

だから、今の状況から吟味しながらやっぴいかなくちゃいけないと私は思うんだけど、その辺は部長、どうですか。産業労働部として、そういうところまで見定めて、将来的に外国人の労働者がたくさん来る環境をつくっていききたいという考えを持っておられますか。どうですか。

【平田産業労働部長】最低賃金以下の賃金というのは、もちろんやっぴいはいけないことですので、管理監督署で当然やられることだと思いますけれども、私どもも、いわば外国人労働者の方が安心して長崎県に来ていただける環境づくりに力を入れていくことも大変必要だろうと思っております。

具体的にどういうことができるかとなりますと、いろんな方のご意見を伺いながら、今後考えていくことになろうと思っておりますけれども、進行中の案件として見れば、商工会連合会がベトナムのカマウ省というところと地域同士での協定を結びながらの取組を進められておりますが、そういうことも参考にしながら、県としてどういうことができるのか、環境づくりについて考えてまいりたいというふうに考えております。

【中村委員】県内にもたくさんの業種がありますよね。先ほど山田(博)委員もずっと言っていますけれども、水産にせよ、農業にせよ、いろんな製造業にせよ、いろんな業種があっ、その中にたくさんの外国人労働者が来なければ、要するに労働力が足りないわけですよ。

今現在、長崎県内にもたくさんの外国人労働者がいます。私の家の近くにもたくさんいます。しかし、その方たちが本当にまともな生活ができているのかなと、私はよく聞くんです。外国人労働者の方たちが、近辺に買い物に行きます。その買い物の状況を見ていたらわかるんですよ。とにかく安いもの、安いものを買っていく。恐らく自分の家に仕送りをするためにやっぴいと私は思うんだけど、限られた収入の中で、どれだけ自分たちが好きなものを買えるのかと考えた時に、本当にすごい努力をしているなど。

これを見た時に、労働賃金というのはかなり低いと思うんだ。だって、日本の同じ世代の方たちが買い物をしている状況と、外国から来て働いている方たちの買い物の状況を1回見てごらんよ。すごい差があると思うよ。確かに仕送りはしていると思う。仕送りをしていたとしても、やっぴい自分たちも欲しい品物があると思うんだ。でも、それもできない状況。

うちの近くには、農家の方たちがたくさんいらっしゃるんですよ。その方たちも見るに見かねてといますか、あの人たちは自炊していますから、たまに差し入れをしているんですよ。そうしたら、すごく喜んでいて。ということは、やっぴいそれだけ生活水準が低いということでしょう。だから、今のうちにそういう状況がある程度把握して、長崎県の評判が悪くならないように。

今、一生懸命にベトナムとか、いろんなとこ

ろにやっていますね、外国人労働者を雇用するためにね。そういうところをまず初めに、よそがやる前に、せっかく国で決まったんだから、そうしたら早く動き出さなくちゃ。そして、できるだけ多くの外国人労働者が長崎に来てくれるようにしなくちゃ。

千葉県なんて、もう行っていましたね、この間。早速、出向いて行って、千葉の知事がやっていましたね。これだけの優遇待遇をしますよと、賃金を上げますよと、宿に対する補助もしますよと、じゃんじゃんやっていますよ。そういうふうにやられたところと長崎県と比較してみたら、全然比較対象にならなくなってしまう。

産業労働部だけではできないと思う部分だから、ほかの所管する部局とも相談をしながら、ぜひ早急な対応をとってくださいよ。それだけお願いしたいと思います。

【下田産業労働部政策監】委員からご指摘がございましたように、実際に外国人の方がたくさん入ってこられますと地域との関わりも出てこようかと思しますので、賃金の面もでございますし、近隣の住民の方とのお付き合いということも出てくると。いわゆる生活支援の面もあろうかと思しますので、庁内でいいますと文化観光国際部の国際課あたりとも十分連携しながら、あとは実際に住民がたくさん増えますと市町が一番身近な地方公共団体として関わってまいりますので、そのあたりとも連携しながら対応を考えていきたいと考えております。

【中村委員】今、政策監が言われましたけど、それプラス治安の問題もあるから、これはぜひ県警とも相談をしながらやっていただきたい。

それはなぜかといいますと、以前、三菱で客船をつくっていた時に、長崎市内にたくさんの外国人がいましたね。その時に、あの方たちが

飲食街とか、そういうところにいっぱいたむろしていたわけですよ。コンビニでいろんなものを買って、道路に座りながら食べたりとかしていた。そうしたら一般の方たちが、すごく警戒心が強くなってしまって、まちに出る方が少なくなりました。

だから、そういうところも含めながらやらないと、全てにわたってやっておかないと、結局、来てからでは遅いから、国も、法は決まったけれども、施行は決まったけれども、今から内容について吟味していくと思うから、そういうところを長崎県として先に国にアピールしなくちゃいけないところもあると思うんだよ。だから、そういうところを率先して、早速調査に入ってください、ぜひ長崎県にたくさんの外国人労働者を雇用できるような体制をつくっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【山口委員長】ほかに質疑はありませんか。

2巡目に入ります。

【前田委員】今回の個人質問の中で、県民所得向上を目指す中で、サービス産業は県内に占める割合が高いので、そこに対して力を入れるべきだという意見があったと思うんですが、前回の委員会の中で私は、サービス産業に対して県として取り組んだ成果についてお尋ねしました。そのことについてはご答弁がなかったので、改めて、予告もしておりましたので、産業労働部としてのサービス産業に対する県民所得向上の取組に対する成果についてご答弁いただきたい。

併せて、その時、物流コストを下げる取組をしているのかという質問に対して、していない、考えていないというようなご答弁の内容であったと思います。産業労働部ではそうであるかもしれませんが、他の部において物流コストを下

げる取組をやられていることは確認できていますし、私自身は、サービス産業の県民所得を上げていく中では、産業労働部として物流コスト削減について取り組む必要性もあろうかと思えますので、その後の取組の確認をご答弁いただきたいと思えます。

【吉田経営支援課長】 まず、県民所得におけるサービス産業に関する県民所得の実績のところ、平成29年度の目標及び実績について申し上げます。

サービス産業の県民所得向上に対する取組の平成29年度の効果額は、21億2,084万9,000円という目標値に対しまして、実績が9億8,202万5,000円となっております。

サービス産業の振興によります効果額としましては、主に県外需要を取り込むようなネット通販とか、長崎港のコンテナ貨物の流通を促進する事業、新サービスの創出としまして介護周辺・健康サービスの創出、あるいは、他の部局になります。保育士人材の確保、スポーツコミッション事業での大会の開催、合宿の誘致といった様々な取組のトータルで、21億円の目標に対して9億8,000万円の実績となっております。

未達の大きな理由としましては、ネット通販の取組におきまして、県の事業への参加企業数が想定よりも低かったことと、それぞれの企業がネット通販に参加して売上を一定程度上げることを見込んでおいたわけですが、その実績が想定を大きく下回ったというところで約5億7,600万円の未達。

介護周辺・健康サービスにおきましても、これが新たな産業で、想定する売上の参考になるものが少ない中で平成26年の経済センサスの全国の3次産業の平均売上を使っておりまして、実際には小規模事業が中心で単独で

やるような形態だったこと等もありまして5億900万円の減、その2つが大きな未達の要因となっております。

流通コストの低減に向けた取組としまして、水産部と農林部、企画振興部に取組状況をお聞きしました。全てを網羅しているとは言い切れないところもあろうかと思えますけれども、各部の取組を答弁させていただきます。

まず水産部でございますが、従来、魚市場で使用されてきた木製のトロ箱に替えまして、繰り返し利用可能なプラスチック製マリンボックスの活用推進によるコスト削減の取組に対する支援を行っております。ボックスやボックスの洗浄機の導入に対して補助を行っております。現在も使える補助制度を構えている状況でございます。

平成28年には、水産物の物流交流化に係る調査を行っております。その中で、魚市場内の水産物の搬送に関する分析、あるいは、そこから消費地市場までの水産物輸送実態に関する分析等を行っております。

内容としましては、JRへのモーダルシフトについては、時間や鮮度の保持、コスト面でメリットがないというところ、あるいは公共的な詰め合わせの作業場所についても今すぐは対応が難しいということですが、水産部においては、長崎魚市場の長期整備の計画の中で対応可能な分は対応していくという形で考えているところでございます。

また、この平成28年度の調査につきましては調査結果を国へ情報提供しております。国の平成31年度の概算要求の中に、水産バリューチェーン事業ということで、輸出を視野に入れて品質面、コスト面等で競争ある流通構造を確立するために、生産から消費までの段階に応じて、

あるいはその段階を通じて生産性向上や機能強化を図る取組が予定されているところがございます。

次に農林部でございますが、九州での農産物輸送は、パレットに積まれた段ボールを持ってきて、トラックへの積み込みは手作業で行っていると。パレットからおろして手作業で積み込んで、到着地では、用意したパレットの上にトラックから手作業で荷卸しをするというふうな流通になっているということです。

この部分につきまして、青果物の輸送用のワンウェイパレット、発泡スチロールを圧縮してつくった使い捨てできるようなものがございますが、その開発をしております。製品としてはでき上がっておりまして、その導入促進に向けたPRを行っている状況でございます。

これに対しまして国の方でも、平成30年3月、農産物の一貫パレチゼーションということで、産地から輸送先まで農産物をパレットに載せたまま輸送する方式をいかに実現していくかという動きが始まって、今後、実証事業を行い、効果検証を通じてモデルの構築を図ると聞いております。

また、これ以外の分としましては、ミカンの輸送についてJR貨物を利用した輸送であるとか、花卉につきまして、田中町の長崎花市場を集荷拠点として、ロットをまとめてトラックで消費地へ輸送するという取組、あるいはタマネギにつきまして、青果用では通常10キロ入りのダンボールで出荷をしているんですけれども、加工業務用につきましては500キロ入る鉄コンテナで出荷をすることで、段ボール代や選果、粒の大きさを選ぶ経費を削減しているというふうな状況をお聞きしております。

企画振興部につきましては3点お聞きをして

おります。2つは国境離島法を活用した取組、地域商社を対象とした取組です。

1点目は、新たな物流拠点構築のための実証実験としまして、現在準備をしているところということですけれども、ストック機能を持つ拠点1カ所を福岡近辺に構築をすると。離島4地区から各島の地域商社の荷を船で博多に運び、福岡近辺の拠点で集約して、一括して陸路で首都圏等へ配送する取組を行う予定と聞いております。

また、昨年度から、スピード物流としまして4地区から地域商社が船及びトラック、または飛行機で長崎空港へ荷を運び、それを集約して羽田空港へ航空機で輸送すると、従来よりも輸送日数が1日短縮されるという取組が行われております。

企画振興部としましてもう1点は、長崎県トラック協会へ運輸事業振興助成補助金を交付しております。この中で近代化整備事業費として自家用燃料供給施設整備への助成、あるいは渋滞情報等を取得するのに効果があるETC2.0の導入への助成等を行った例があるということです。

物流に関しましては企画振興部の所管ではありませんけれども、委員ご指摘のとおり、産業労働部としましては、県内企業の相談窓口として関係先へつなぐことも必要でありますし役割であると思っております。

また、サービス産業の生産性向上に取り組むような場合には、所管部局とも連携しながら、専門家派遣などの支援を行うことが必要であると思っております。

一方で、コンテナ貨物の確保、外国とのコンテナ航路の維持拡大を当課で所管をしております。その部分につきまして、当事者として

て物流業者がいらっしゃいますので、物流業者がどういう状況にあるのか、何に困っているのか、そういったお話をこれまでお聞きしてこなかったというのが正直なところでございますので、状況をお聞きして十分な意見交換を行っていききたいというふうに考えております。

【前田委員】 詳しくありがとうございます。

前半でご答弁いただいた取組と成果については未達であったということなので、それは前回の委員会の質疑と大きく答弁が変わってきておりますから、この部分について。

また、今詳しく説明いただいた取組については、生産者としての物流コストの削減は今のよう形で進めていってほしいと思いますが、その後の物流業者自体のコスト削減等も含めたところで、後段の方で少し述べてもらいましたが、産業労働部として課題はあると思いますので、その点についても今後、鋭意取り組んでほしいと思います。

それで、長くなりますので手短かに質問しますが、さっき若者定着の質問があっていたわけですが、高校の就職率が61.6、大学生42.7というふうに目標に向けて頑張っていることは理解しつつも、一部新聞報道等でありましたけれども、就職してからの離職率が高いという問題については依然として改善されていないように思うわけですね。就職してから3年、5年というスパンでの離職率の現状は、高校、大学ともにどういう状況になっているんですか。ご答弁いただきたいと思います。

【山口委員長】 しばらく休憩します。

— 午後 4時24分 休憩 —

— 午後 4時24分 再開 —

【山口委員長】 委員会を再開いたします。

【吉村雇用労働政策課長】 長崎労働局が発表した離職率の状況の数字がございます。

新卒3年目までの離職者数は、直近のデータが平成27年3月卒業者でございますが、高卒の離職率が43.4%、大卒の離職率が37.0%となっております。

【前田委員】 県内に就職してもらうように働きかける一方で、3年目における離職率がまだ非常に高い数値で出ていることに対して産業労働部として離職防止等はしていると思うんですが、この離職した方々が、県内において他の職に就いているのか、もしくは、せつかく県内にとどまっていたけれども、県外に出ているとか、そういう追跡はまだできていないですよ、そこまではね。

なぜこんな質問をするかというのと、さっき若者定着課長から、企業のPRがまだまだ足りない、魅力が発信できていないんじゃないかというような答弁がなされたわけですが、それをマーケットに例えると、それは企業側からの一方的なPRであって、魅力発信であって、それを受け止めた側として、もしくはニーズのある方からして、若者の方から、そのPRを受けた返しとして、その企業の魅力はこうですよといったPRが、果たして学生から見て、学生が就職した時にそれが本当の魅力だったのか。

これがマッチしているならば、こんな離職率は起こってこないと思っていて、若者定着の取組のあり方が、単に企業側からのPR、行政側からのPRになっていて、学生の地元の企業に対するニーズとか求めているものの拾い出しが少し足りないというような気がしているんですが、その点はどうかということ。深々と議論しませんが、それが1点。

それと、県立大学で知事が講演をされましたと。

これは、若者定着のために、暮らしやすさとか、そういうものを中心に経済学部の学生に対して県内就職を呼びかけていると認識をしております。

この講演一つをとっても、知事は知事として、もちろん熱い思いを訴えていただいて結構なんですけど、翻って考えた時に、知事は、生まれてから大学、そして県庁に、県内一筋でしか生活されていない方。なおかつ民間の企業の経験は全くないわけですよ。

知事が悪いという話ではないんだけど、知事は知事として訴えて結構なんだけど、生まれてこのかた長崎県から離れたことがない方、もしくは民間企業の経験がない方の訴え方と、経験をした者、もしくは年が近い方で県内定着とか県内移住といったものに対して魅力を見出して帰ってきた方が訴える訴え方は全然違ってですね。知事がトップで訴えたことを評価されていると思うんですけども、その評価は見方によっては限界があるんじゃないのかなという思いがいたしているんですけど、そういう問題意識というものはございませんか。

【小林若者定着課長】 2点、質問がございました。

まず、1つ目の学生からのニーズを捉えたものなのか、響くものになっているのかという点についてです。こちらについては、来年度に新卒の方々、新卒だけではなくて若手社員の方々も含めて、どういった理由で県内を選んだのか、県外を選んだのか、そういったところをアンケート調査したいと考えております。

さらに2点目の知事講演についてですけども、知事だけではなくて県の幹部、さまざまな方にご協力をいただいて大学生向けに講演をしているところでございます。基本的には、委員

からもお話のあったとおり、県の暮らしやすさとか、県内企業紹介とか、そういったことをやっております。

今まで、まち・ひと・しごとの懇話会等も含め、さまざまな方から意見を聞いております。一度外に出た方の声は、やはり説得力があるよという話は、その委員の方からもいただいております。今後の講演のあり方等を含め、どういった方々にご協力いただいて、どういったアピールを若者にしていくかということは、こちらで考えていきたいと考えております。

【山口委員長】 ほかに質疑はありませんか。

【山田(博)委員】 若者定着課長、中村知事という県のトップが若者の皆さんに対して、ぜひ地元企業を選んでしっかりと頑張っていたきたいと、これはある程度のね。それはトップの県知事が言わずにほかの人が言うって、まずは知事が言わないと始まんわけだから、そこはしっかりとあなたも認識しておかないと。そうやろう。当たり前だよ、それは。しっかりとそこは言わんといかんよ、小林課長。いい名前なんだから。

続きまして質問をさせていただきたいと思うんですけど、外国人の労働者で、国でいろいろ問題になっておりますけど、担当課は若者定着課ですね、外国人労働者問題は。

国の方で、いろんな外国人労働者の現状というのが議論をされているので、低賃金でされているとか、先ほどほかの委員からの質問がありましたけれども、そういったことを踏まえた上で、相談窓口は県としてはどういうふうを考えているのか。例えば県の出先とかに外国人でも気軽に相談できるような窓口として対応を考えているのか。

それともう一つ、農林部で農業支援外国人受

入事業をやろうとしていますけど、農林部から若者定着課の方に、連携して今後どういうふうにしようかと事前に相談があったのか、なかったのか、この前、本会議で農林部長が答弁しておりましたけど。

2点についてお答えいただけますか。

【小林若者定着課長】 1点目、相談窓口についてでございますが、現段階において、産業労働部の中で相談窓口を確実に置きますという結論までは出ておりません。さまざまな在留資格の中で、ハローワークとか国の機関も含めて、いろんな窓口が存在していますので、その状況を整理して、どこが相談を担うべきかというところを考えていきたいというふうに考えております。

2点目、農林部と情報の共有はあったのかというところでございますが、今年度に入ってから、外国人労働者の受け入れについて検討している庁内の各部局の担当課を交えまして意見交換は行っておりました。農林部のこの動きについても、若者定着課としてしっかりと把握はしておりました。

【山田(博)委員】 国でああいった問題が、いろんなけがをしても自分で治療に行けとか、賃金もどうなっているのか、払っているかわからんような状態で、中村委員がさっき言ったでしょう、大変苦勞しているんだよと。

今から外国人労働者をたくさん入れようという中に、実際、ハローワークもあるけど、県もあるけれども、どこがそういった窓口になるかというのはまだ決めていないということだね。そこだけ明らかにしてもらいたいわけですよ。そういったものは決めていないということで間違いありませんね。お答えください。

【下田産業労働部政策監】 今、若者定着課長が

答弁いたしましたのは、実際に住むことになった外国人の方が、いろんな悩み相談とか、そういうのも含めての相談を県がするというのではなくて、今回の外国人関係の国の方の動きをとらまえて、いろんな各分野での受け入れとかありますけれども、そういったものの取りまとめは若者定着課、産業労働部でやるというところは決めているんですけども、実際に来られた外国人の方の相談の窓口がどこかというところをまだ決めていないということでございます。

場合によっては市町であったり、あるいは国の方が今後、方針を出しますけれども、そこでどういった支援をやるのかというフレームを示してくるかと思しますので、その後に具体的な住民に対する相談窓口というのは決まってくることになろうかと思えます。

【山田(博)委員】 1月から農林部で、会社を立ち上げてやろうとしているわけよ。極端に言うと国よりも先に、特区でやっているわけですから。

今、長崎県で、全産業で5,555人が入っているということでしょう、在留資格の外国人がね。若者定着課から資料をいただきましたけど、長崎県でこんなにいるんだよ。実際に今これだけいるとわかっておきながら、住んでいる方の相談窓口は、今のところ、どこがするか決めておりませんと。国の方で今から指針があるでしょうとかね。

受け入れはどんどん、どんどんしましょうと特区を申請しておって、実際に5,000人もおりながら、窓口はどこがするか、私たちは決めておりませんと。これはどうかとなるよ。びっくりしたよ、おれは。子どもの入学はどこにしているか、言葉はよくわからんのにさ。来い、来いと言って、実際に来て、窓口はどこに相談した

らいいんですかと、後は知りません、わかりませんでは、話にならんとおっしゃっているんだよ。

政策監、これはしっかりと早急にやっていただきたいと思うよ。

【下田産業労働部政策監】総合的な窓口がはっきり決まっていないうことでございまして、例えば賃金問題とか労働問題でありますと労働基準監督署とか、労働局とか、そういったセクション、セクションの相談を受ける窓口はあると思いますし、生活の面になりますと市町の役場が対応することになると思いますけれども、総合的な窓口という意味ではどこかというのがまだ決まっていないうことでございまして、今でも一定の相談する窓口は、分野、分野であるということでございます。

【山田(博)委員】政策監、私は県議会議員を4期させてもらっているけど、住民の人から、例えば生活保護とか病院とか、高額医療とか、どうしたらいいですかと相談に来るとよ。日本人だって来るのにさ、外国人なんか、もっとわかるわけなかじゃないですか。これが今の実態なんですよ。困った人は、どうしていいかという相談に来るんだよ。そのために私たちはいるんだよ。

その中に、それぞれありますから、生活相談はこっちでしていいですよとか、そういうのじゃなくて、もうちょっとね。

これは、私もかすかな知識で勉強しているけれども、外国人労働者というのは、日本国の将来を担う。大きな問題になるわけだよ。今、外国人労働者を入れることに、世界各国でいろいろトラブルになっているでしょうが。だからここで、これは日本人という、日本の国のあり方という大きな問題になってくるわけよ。ただ、労働者がいないから来てくださいという中で、

あんなテレビで、全国で、けがしたとなるんだから。

長崎県として、中国とか、ほかの他国とも、以前は出島という外国人の窓口があったわけだからさ、イメージを壊さないように、しっかりとやっていただきたいと思っているんですよ。これは大変なことだから。

全部を産業労働部でやれというんじゃないけれども、いかに一つの窓口で、あなたの件はここですよ、あなたの件はここですよと、お世話をしてくれる窓口をどこかにつくっておかないと、外国人の方は、日本というのはこんな国だったのかとなるよ。

今まで、戦前とかなんとか、いろんな時に外国の方に迷惑をかけたからとODA予算というのをつぎ込んできたわけだから、それが一瞬にして水の泡になるわけだから、ぜひそこはしっかりとやっていただきたいと思っております。

最後に新産業創造課長にお尋ねしますが、燃料電池の実用化に向けて、いつごろやるとか、それを明確にお答えいただきたいと思っております。

【井内新産業創造課長】燃料電池船の実現に向けた取組というところでございますが、現在、環境省の事業を活用しまして、かつ県内の事業者も参画した上で、実現に向けたロードマップの策定に、平成32年度までを期間として取り組んでいるところでございます。

実際の電池船の設計、建造につきましては、平成33年以降になるということで、スケジュール感をもってやっております。

【山田(博)委員】時間も、ほかのスケジュールがありますので終わりたいと思うんですが、燃料電池船は、しっかりとスケジュール感をもってやっていただきたいと思っております。

最後に若者定着課長、さっき言ったように、外国人を入れて、窓口はきちんとですね。

農林部に伝えておってもらえませんか。受け入れをする時に、300人もこれから入れようという時に、相談窓口はきちんと、責任はどこがするのかと、一旦は。それをしっかりやっていたかかないといかんということを伝えておってもらえませんか。議論をしておったというのであればね。いいですか、若者定着課長。いい名前をしているとやけん。

そういうことで、終わります。

【山口委員長】 ほかに質問はないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口委員長】 ほかに質問がないようですので、産業労働部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩します。

— 午後 4時40分 休憩 —

— 午後 4時41分 再開 —

【山口委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、産業労働部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、水産部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

— 午後 4時42分 散会 —

第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

平成30年12月11日

自 午前10時 0分
至 午後 5時 0分
於 委員会室 4

水産加工流通課長 岩田 敏彦 君
漁港漁場課長 中田 稔 君
漁港漁場課企画監 平野 慶二 君
総合水産試験場長 長嶋 寛治 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	山口 経正 君
副委員長(副会長)	高橋 勝幸 君
委 員	中島 廣義 君
〃	山田 博司 君
〃	高比良 元 君
〃	中村 和弥 君
〃	西川 克己 君
〃	前田 哲也 君
〃	山本 啓介 君
〃	吉村 正寿 君

3、欠席委員の氏名

久野 哲 君

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

水産部長	坂本 清一 君
水産部次長	西 貴史 君
水産部次長	高屋 雅生 君
水産部参事監	中村 隆 君
漁政課長	黒崎 勇 君
漁業振興課長	中村 勝行 君
漁業振興課企画監	森川 晃 君
漁業取締室長	松本 啓一 君
水産経営課長	川口 和宏 君

6、審査の経過次のとおり

— 午前10時 0分 開議 —

【山口委員長】ただいまから、委員会及び分科会を再開いたします。

なお、久野委員から、欠席する旨の届が提出されておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、高比良委員から、所用により本委員会への出席が遅れる旨連絡がっておりますので、ご了承をお願いいたします。

これより、水産部関係の審査を行います。

【山口分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

水産部長より、予算議案説明をお願いいたします。

【坂本水産部長】まず、予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料をご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしますのは、第121号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分、第125号議案「平成30年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第1号）」のうち関係部分、第127号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分、第129号議案「平成30年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第2号）」のうち関係部分です。

はじめに、第121号議案のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入は、合計3億39万1,000円の増、歳出は、

合計3億4,452万円の増を計上いたしております。

歳入予算の主なものは、本年10月の台風24号及び25号による被害の復旧を図るための国庫負担金でございます。

2ページをお開きください。

歳出予算の内容は、職員給与費の過不足の調整及び台風24号及び25号による被害の復旧を図るための予算を計上いたしております。

繰越明許費につきましては、計画・設計及び工法の変更による遅れ等により、事業の年度内完成が困難であるもので、記載のとおりでございます。

3ページ目をお開きください。

債務負担行為につきましては、一重漁港ほか3漁港における防波堤工事等に要する経費、及び芦辺漁港における臨港道路工事等に要する経費につきまして、平成31年度までの債務負担行為を設定しようとするものであります。

次に、第125号議案「平成30年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第1号）」のうち水産部関係部分についてご説明いたします。

今回の補正予算は、収益的支出で、75万3,000円の減となっております。

これは職員給与費の過不足の調整に要する経費であります。

次に、第127号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出で、1,008万5,000円の増を計上いたしております。

これは、職員の給与改定に要する経費であります。

次に、4ページ目をお開きください。

第129号議案「平成30年度長崎県港湾整備事

業会計補正予算（第2号）」のうち水産部関係部分についてご説明いたします。

収益的支出で、9万円の増となっております。

これは、職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、水産部関係の議案の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

【山口分科会長】次に、漁港漁場課長より補足説明を求めます。

【中田漁港漁場課長】繰越明許費について、補足してご説明いたします。

お手元にお配りいたしております、予算決算委員会農水経済分科会補足説明資料の【繰越事業理由別調書】をご覧ください。

これは、第121号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち、7～8ページに掲載をされております農林水産業費及び災害復旧費の関係部分を理由別に整理したものでございます。

1ページをお開きください。

今回計上しております、平成30年度から平成31年度への漁港漁場課の繰越明許費は、全体で54件、33億8,036万円でございます。

下段に、参考としまして、災害復旧と経済対策補正を除く、最近3年間の繰越状況及び昨年度との比較を記載しております。

今年度は、前年度と比較をすると、件数で2件の増、金額で259万円の減と、昨年度と同程度となっております。

次に、繰越理由別についてご説明いたします。

1ページの表には、繰越理由別、①番から⑤番の件数と金額を示しております。

まず、①番、事業決定の遅れでございますが、事業計画決定が遅れたものや、追加内示があつ

たものなどで、新上五島地区における機能保全工事など3件、2,266万円でございます。

次に、②番、計画・設計及び工法の変更による遅れでございますが、長崎漁港の三重地区にて進めております衛生管理型漁港に関する整備において、魚市等関係者との調整に日数を要して遅れるもの、あるいは、対馬地区の漁場工事において、ブロック製作ヤードの調整により遅れたものなどで39件、28億2,423万円でございます。

次に、③番、用地補償交渉の遅れでございますが、用地交渉が難航し、事業用地の取得が遅れたもので、獅子漁港の関連道整備工事の1件、675万円でございます。

次に、④番、地元との調整に日数を要したものでございますが、五島市福江地区での機能保全工事において、台風7号による定置網復旧により工期の制限を受けるための遅れなど6件、1億4,672万円でございます。

次に、⑤番、その他でございますが、本年10月の台風25号により被災した漁港施設の災害復旧工事について、年度内に適正な工期が確保できないことによるもので、小値賀漁港など5件、3億8,000万円でございます。

2ページから6ページまでは、漁場水産基盤整備費、県営漁港水産基盤整備費、市町村営漁港水産基盤整備費、漁港災害復旧費の予算科目別に繰越理由、事業名、箇所名、工事概要等を記載しており、各表の上段には、県予算額、繰越額を予算科目別にまとめておりますので、ご覧ください。

なお、繰越しを予定している事業につきましても、より一層の繰越縮減を図るため、今後も引き続き、事業の執行管理強化や地元関係者との十分な協議、調整を行ってまいります。

説明は、以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、ゼロ国債についてご説明いたします。

お手元に配付しております、予算決算委員会農水経済分科会補足説明資料の【平成30年度11月ゼロ国債予算（案）について】に基づきまして、水産基盤整備事業のゼロ国債の設定内容についてご説明いたします。

1ページ目をご覧ください。

ゼロ国債につきましては、来年2月定例会でご審議いただく、平成31年度に予算化する国庫補助事業について、当該年度の支出を伴わずに、前倒しして発注するため、国の承認を得て設定する国庫債務負担行為でございます。

設定の主な目的としましては、4月から5月の年度初めの発注では、漁業活動に支障が生じるなどの要因から、事業実施が困難な地区について、翌年度事業を2月から3月に前倒しして発注することにより、円滑かつ着実に事業進捗を図ろうとするものでございます。

設定額としましては、事業実施が困難な県営漁港5カ所において、県予算ベースで5億2,000万円余りを計上しております。

2ページ目に、代表事例を記載しております。

対馬の一重漁港においては、漁船破損など被害を生じさせている越波や強風へ対応するため、防波堤を改良するものでございます。

工事に当たっては、10月から引き縄、イカ釣りの盛漁期でございまして、港内への漁船の往来が増えるため、漁船航行の安全を確保するよう、航路付近での工事を9月までに完了させるものでございます。

また、楠泊漁港においては、3メートルを超

える潮位差に起因する陸揚げ作業の非効率性、危険性を改善するため、浮体式係船岸を整備するものでございます。

工事に当たっては、11月から盛漁期であり、陸揚げが混雑することから、作業船が陸揚げの支障とならないよう、浮体式係船岸工事を10月までに完了させるものでございます。

今後とも、地域の実情に応じた事業の円滑かつ着実な実施に向け、努力してまいります。

以上をもちまして、補足説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山口分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【山田(博)委員】おはようございます。

それでは、予算案について幾つかお尋ねしたいと思います。

まず最初に、先ほどご説明がありました補正予算の2件の中で、第121号・第125号議案の横長資料、これは予算決算委員会農水経済分科会説明資料の歳出の財源の内訳ということで、2ページです。国庫支出金で3億円ということで、地方債で8,800万円となっていますけれども、この地方債というのはどういった地方債なのか、それを説明していただけますか。

【中田漁港漁場課長】これは、公共事業を行う際に、公共事業等債という地方債を活用しているものでございます。

【山田(博)委員】公共事業地方債ということでもありますけれども、これは私も勉強不足で、教えていただきたいのですが、利率というのはどれぐらいになるんですか。それをまず、説明していただけますか。

地方債と言ったら、出すわけですね、買って

もらうわけですね、県民か、銀行かどこかに。地方債がいいのか、県債がいいのか、そういったのをちょっと、利率を、なぜ今回、ここは地方債なのか、それを比べた上でやっているんですか。ただ単にやるだけで地方債をやるのか、そこを説明していただけますか。

【中田漁港漁場課長】あまり詳しくないんですけども、公共事業を行う際は、今回使っている地方債が公共事業等債、これが交付税の充当率等が県にとっては非常に有利であるということから、この公共事業等債を使っているというふうに認識しております。

【山田(博)委員】今回、漁港漁場課で災害復旧の財源の中で地方債というのを扱っているのは、要するに交付税があるからやっていたと。じゃ、今までこれですずっとやってきたということでは理解していいわけですね、そういうことなんですね。間違いはないんですね。それだけお尋ねしたいと思います。

【中田漁港漁場課長】委員ご指摘のとおりです。これまで、もっぱら公共事業等債を活用してきております。

【山田(博)委員】そうすると、この記入が、公共事業地方債というふうに書かないと、地方債は県債、市債もあるから、この書き方が、項目がいいのかどうかというのを、また私も財政当局なり、勉強させていただきたいと思っております。それはわかりました。

それで、先ほどゼロ国債とありましたけど、これは一重漁港とか何かとありましたけど、5カ所と言われましたけど、ほかはどこをされるのか、それを説明いただけますか。

【中田漁港漁場課長】今回、ゼロ国債予算を計上しているところにつきましては、一重漁港のほか、本土では楠泊漁港、星鹿漁港、それと、

離島では荒川漁港、芦辺漁港、全部で5カ所でございます。

【山田(博)委員】 ゼロ国債で設定されているのであれば、ほかのところの分もこうやって説明していただけないか。そういうふうになっているのであればね。

ゼロ国債を使うことによって、要は、今回使うところは、前倒しをすることによって、工期もある程度確保できる、仕事がスムーズにいくということで、間違いないですね。そこだけお答えください。

【中田漁港漁場課長】 委員ご指摘のとおりでございます。

【山田(博)委員】 そうしましたら、今、繰越事業理由別調書ということで、たくさん挙がっているわけですね。今、件数といたら、54件あるわけで、金額にすると33億円あるわけですね。

この中に、例えば繰越理由の主な中には、地元の調整とか、用地交渉とかいろいろあるじゃないですか。地元の調整だってあるわけでしょう。

そうすると、このゼロ国債をされて、工期も長くするんであれば、本当はもっともっとやったほうがよろしいんじゃないかと、普通は思うわけですよ、誰だってね。それはどういうふうに、今お考えなのか、聞かせていただけますか。

【中田漁港漁場課長】 委員ご指摘のように、前倒しで発注すれば、工期のとりやすいところが、ほかにもたくさんございます。

しかしながら、国が設定しているゼロ国予算の枠がございまして、私が聞いているところでは、このゼロ国債というのは、特に北海道などの寒冷地が、なかなか年度後半に仕事ができないことがあって、ああいった寒冷地が活用をしているところを、ここ2年ぐらい前から、長崎

県でも工期が非常に厳しいところがございますので、そこを訴えて予算を確保しているところで、県内では、極力優先順位をつけて、今回、厳しいところから選んだこの5カ所でございます。

【山田(博)委員】 それじゃ、中村参事監、ここはあなたの出番です。こういう時にあなたの出番が出てくるんですよ。参事監、あなたはこの長崎県に水産庁から来ていただきましたけれども、長崎県に来て、実際、公共事業が漁港とか何かでできるのは、年間365日のうち何日できると思いますか。もうわかっているでしょう。お答えください。

【中村水産部参事監】 長崎県におきましては、九州の台風来襲地域ということもありまして、台風時期、そして日本海沿岸においては冬季の風浪、こういう制約がありますので、工期については、他の都道府県よりも少し厳しい状況であるというふうに認識しております。

【山田(博)委員】 中村参事監、少しですか。少しじゃないですよ。台風は来るは、台風じゃなくて、時化も多いんですよ。五島だって、時化とか結構するんですよ。漁協だって漁ができないんだから。

そうしますと、参事監、長崎県というのは、これだけ、日本全国でも有数な漁港施設とかがあるわけですよ。それを、県は一生懸命整備しようとしても、なかなか工期がとれない。それで、ゼロ国債でもらったら先に進むというのを、今、中田課長が言われたんです。

そうしますと、参事監としては、水産庁から来て、長崎県の実情は十分わかっているわけですよ。そうしますと、ゼロ国債の枠を増やしていただければ、今、中田課長は、長崎県の漁港施設の整備が十分できるというふうに言われたん

です。あとは参事監が、どれだけこのゼロ国債の枠を長崎県に増やしてもらおうかということなんです。今、この長崎県のゼロ国債の枠というのは、大体決まっているんでしょう。推移を教えてくださいって思っています。

上を向いているということは、わからんということでしょうから、じゃ、現時点で教えていただければと思います。

【中村水産部参事監】具体的な数値は手元にございませんけれども、長崎県におきましては、全国と比較して、課長が申し上げましたとおり、北海道、日本海地域の積雪寒冷地域の冬場の雪による工事、その支障をできるだけなくすという趣旨で、全国的につくられているものでございます。

その中で、西日本はそういった地域に当たりませんが、特に長崎については、そういった事情を長崎県のほうから水産庁のほうに直接ご説明差し上げるということで、少なくとも九州地方、そして西日本、他県よりも相対的に、このゼロ国債については予算づけされているものというふうに認識しております。

【山田(博)委員】あなたの言っていることはごもっとも。総括的な答弁はそうです。だから、今、ゼロ国債はどれぐらい、例えば北海道はどれぐらいで、長崎県はどれぐらいあるかというのを聞きたいんですよ。それで、頑張ってもらわないといかんと。これがわからないでどうするんですか。予算ですよ、予算。

調べてもらう時間が要るんだったら、一旦ここで終わりたいと思います。ほかの人も質問があるでしょうから。

【山口分科会長】ほかに質疑はありませんか。
しばらく休憩します。

— 午前10時25分 休憩 —

— 午前10時25分 再開 —

【山口分科会長】分科会を再開します。

【山田(博)委員】ゼロ国債というのが、北海道とか冬場の地域のところに充てられているので、長崎県は要望があったから、そういったことで、今回しているということでありましたけれども、長崎県というのは、日本全国でも漁港が多いと、なおかつ、台風時期が多いとか、しけが多いんだから。雪だけが降っているからといって工事ができないわけじゃないんですよ。私もちょっと勉強不足だったです。ゼロ国債でどんどんやればいいんだと。これはあくまで北海道ばかりでやっているから、長崎県は、言われているから、つけているだけですよということであれば、ゼロ国債をいかに活用すればいいというのがわかったので、これは、中村参事監、あなたみたいに大変優秀な人が水産庁から来ていただいているんだから、あなたの腕の見せどころですから、ぜひ頑張ってくださいって思っています。それが、あなたの立場なんです。あなたが来ていただいている大きな要因でありますので、ぜひ頑張ってくださいって思っています。そういうことで、中村参事監、期待しております。

それで、先ほどの災害復旧の件でお尋ねしたいと思うんですが、これは前回、上五島のほうでも養殖場のほうが被害を受けておりましたけれど、この養殖場の被害状況に関して、今回、上五島にも漁港災害復旧費が含まれているのか、そこをまず説明していただけますか。

【中田漁港漁場課長】今回、計上している災害復旧費については、公共施設の災害復旧予算でございまして、養殖施設等の災害復旧費用は、

これには含まれておりません。

【山田(博)委員】 今年の台風シーズンの被害状況を一番把握しているのはどちらですかね。漁政課長ですか、それとも漁業振興課長ですか、それとも中村参事監ですか。上五島の災害の状況を一番把握しているのは、どちらの課になりますか。そういったマグロ養殖とか何かですね。お答えいただけますか。

【黒崎漁政課長】 すみません。今、お手元に用意しておりませんので、後ほど用意をさせていただきますと思います。

【山田(博)委員】 それでは、用意してください。では、予算決算委員会農水経済分科会の補足説明資料の繰越事業理由別調書とありますが、3ページの2番と6番のところを見ていただけますでしょうか。

まず、2番のところ。関係者との協議とありますけれども、これは関係者との協議がずうっと続いていますけど、なぜここまで長く続いているのか、それを説明していただけますか。

もう一つ、6番が、他工事との調整とありますが、これもどういうふうなことでこうなっているのか、お答えいただけますか。

【中田漁港漁場課長】 2番目の奥浦地区でございます。これは臨港道路の工事を進めておるところですが、建物がその計画にかかっているということで、なかなか了解がいただけないということで、交渉が続いているところでございます。

6番目の荒川地区につきましては、これは地盤改良をする特殊な船舶、これが数が少ないものですから、なかなかここに廻航して持ってこられないということで、他工事に船がとられているというところで、こういう書き方になっております。

【山田(博)委員】 そうしますと、まず、事業名の番号2番のところなんですけれど、これはじゃ、関係者の協議が何年続いているのか。

もう一つ、6番の、要は特殊船の用意ができないということであれば、今後どんどん遅れてくるわけですから、これは工法の見直しも考えないといかんのじゃないかと思うわけですね。この2つについて、もう一度見解を聞かせていただけますか。

先ほどのもう一つ、ゼロ国債の残りの3カ所の分も、後で資料を同じようにいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

【中田漁港漁場課長】 2番目の奥浦地区が、何年これが続いているかということにつきましては、少し時間をいただいて確認させていただきます。

それと、6番目、これは作業船の遅れについては、工法の検討もすべきじゃないかのご指摘ですが、経済性、あるいは施工のやりやすさ等も考えて、今の工法になっております。工期の設定とか、他のいろんな要件がございまして、なかなかスムーズに進んでいない状況だと思っております。工法の検討については、非常に難しいと思うんですけれども、勉強してみたいと思いません。

【山田(博)委員】 いいですか、公共事業というのは、あくまでも早期着工、早期完成なんですね。それで、今の特殊船の用意ができませんので、完成がずうっと遅れたらどうしようもないわけですね。ちなみに、この件で特殊船が用意できないということでどれだけ工期が遅れているか、そこだけお答えいただけますか。

【中田漁港漁場課長】 今ご質問の件につきましても、ちょっと時間をいただいて確認をさせていただきますと思います。

【山田(博)委員】 答えに窮するような質問をしているというわけではなかったんですけど。

それでは、お尋ねしますが、今回の災害復旧で、どういったところが災害復旧の対象になっているのかというのがわかる資料というのが、一覧表はありますか。今回、この台風の、それがわかる資料を、よかったら後で提出を、あるんですか。どういったところに予算をするのか、出してもらえますか。

【中田漁港漁場課長】 後ほど資料を配付したいと思います。

【山田(博)委員】 そういうことであれば、ほかの委員の質問があるでしょうから、一旦終わりたいと思います。

【前田委員】 今回、漁港漁場課のほうで補正が3億円上がっておりますけれども、この補正も含めて、当初予算と合算した形では、今現在、幾らの予算ベースになっているのかを、まず、そこをお尋ねしたいと思います。

【中田漁港漁場課長】 資料の2ページですが、補正額が3億8,693万9,000円、これを加えまして、134億1,722万4,000円となっております。

【前田委員】 すみませんが、それを漁港と漁場別に分けていただけませんか。

【山口分科会長】 しばらく休憩します。

— 午前10時35分 休憩 —

— 午前10時36分 再開 —

【山口分科会長】 分科会を再開いたします。

【中田漁港漁場課長】 調べさせていただいてよろしいですか。

【前田委員】 そこは調べてくれて結構なんですけれども、言わんとした質問を先に続けさせていただきます。

ここ数年、漁港漁場の予算が、平成26年、平

成28年ベースと比べて大幅に当初予算で削減をされております。ただ、結果的には、今回の事例もそうですが、補正がつく形で、何とか数字的にはまとまった数字になっているんですけども、その補正というものも、年度ごとでどういうふうに減るかというのはなかなか見えないう中で、県の予算づけの方針としても、当然、前年度を下回ってしか予算がつかないということ考えた時に、特に一番問題だと思っているのは、平成28年度の当初から平成29年度の当初予算が、2割近くの漁港漁場予算が削減されております。

これは、農林水産やほかの公共事業と比べても大幅に減した額であって、私たち自民党の中でも、そういった業界団体とのネットワークがある中で聞こえてきているのが、やはり業界の中で船員や船主等の高齢化が顕著となってきているため、後継者不足や作業船の老朽化等は深刻な問題だということで、今般のこういった当初予算というものに対しては、非常に減している状況に対して危惧されていて、この状況でいけば、先ほど言われたような、現場の進捗が遅れている一因にもなっている、作業船等の更新等もままならないという声も聞こえてきているところであります。

そういうことを考えた時に、漁港漁場の当初予算というものは、最終的に国の事業費として認められているのは、ほぼ、ほぼ内示が出るわけですから、もっと当初の段階で、先ほどから防災の話も出ていますけれども、基盤整備が必要ということであるならば、当初予算をもっとつけるべきだという認識に立ってこの質問をしているんですが、平成28年から平成29年、そして平成30年にかけて、2割減、8%減というふうに削減している理由も含めて、どうしてこうい

うふうな予算立てをしているのか。また、平成31年に向けて、こういった声も含めてどう対応しようとしているのかについて答弁を求めたいと思います。

私が聞くところでは、水産県長崎、北海道と長崎県があって、水産部長は水産庁から来ておられる中で、県がしっかりと予算を出せば、国としては認めるんだよというようなことも仄聞するところであり、これは国が蹴ったという話にならないんですから、そういうことを含めた時に、もっと積極的な、防災も含めたところで予算編成を考えるべきだと思いますが、総括的なことで結構ですので、部長か参事監か、ご答弁いただきたいと思います。

【中村水産部参事監】 今、当初予算が平成28年から平成29年の間に大きく減っている、これに対してのご質問でした。

平成28年から平成29年に関して減っているというのは、当初予算の国からの内示額が減ったということでございます。

この原因として考えられるのは、近年、全国的に拠点漁港での衛生管理、輸出を念頭に置いた品質衛生管理のニーズが高まっておりまして、それに関する整備が全国的に出てきたため、予算の競争が激しくなったというふうに伺っております。

それに対しましては、できるだけそれを補うべく、補正予算をもって我々は要求、そして、水産庁に説明をして、それをつけていただいているという状況でありますので、当初予算プラス補正でのリカバリーをさせていただいているということでございます。

【前田委員】 今、国からの内示額が減ったことが主の原因ということでしたが、平成29年度当初の要求額、担当部署からの要求額、財政から

の査定額、そして、国からの内示額をそれぞれ述べてみてください。

【中村水産部参事監】 漁港漁場の合計でありますけれども、平成29年度当初におきましては、要求額が125億4,600万円、そして計上額は124億9,700万円、そして内示額、これは国からの内示額でございますが、116億3,200万円でございます。

【山口分科会長】 しばらく休憩します。

— 午前10時42分 休憩 —

— 午前10時42分 再開 —

【山口分科会長】 分科会を再開いたします。

【前田委員】 今の計算で2割削減になるんですかね。私も精査していませんけど、いずれにしてもお伝えしたいことは、であるとするならば、平成28年から平成29年に対する要求額が低かったからそうなっているんじゃないですか。もともとの要求額が低いから、内示額が、結果的には2割削減になっているけれども、要求額自体が減っているじゃないですか、平成28年当初と平成29年当初。そこに問題があるんじゃないですかということを私はお伝えしたいんですけれども。

【中村水産部参事監】 平成28年度当初におきまして、要求額が147億6,500万円であったものが、平成29年度当初、125億4,600万円になっておりますので、その部分は、確かに要求額そのものが平成28年度から平成29年度、減じられているという状況ではあります。

【前田委員】 だから、内示が減ったということじゃなくて、要求額自体が減っているから、もっと積極的に組むべきじゃないかと、最初から言っているじゃないですか。だから、答弁がみ合っていないんですよ。

【中村水産部参事監】平成29年度当初額の要求ベースで減っている理由でございますが、県の財政事情を鑑みまして、これは県全体の予算のシーリングの方針というものを下させていただいております。この中で、国の内示額が低ければ、その額をベースにすることとなっております。いわゆる県の予算額、もしくは国の内示額、このどちらか低いほうということになっておりますので、国の内示が、前年度低かったということで、そちらがベースになった要求にならざるを得ないということで、平成29年度当初の要求額が減っているものでございます。

【前田委員】その答弁というものは、すみません、私は初めて認識をいたしました。そういうルールがあるということであれば、それはそれで一定認めなきゃいけないと思いますが、そうなった時には、もうこれは、ここで語るべきことじゃないかもしれませんが、農林部と水産部と予算のつけ方を含めた時に、私はもっとも水産部のほうに、水産部のほうにというか、農林部があれだけの予算をつけるのであれば、水産部は要求をすべきだと思うんですね。その先のルールとして、今、参事監がおっしゃったようなルールはわかりますよ。

しかし、現実問題として、平成28年から平成29年にかけて、結果として2割削減されているということは、やはりそこを業としてやられている、県民所得向上を掲げるという中で、この港湾事業者にとっては、やはり公共事業は一定、自分たちの生活の基盤でありますので、この2割削減というものに対しては、なかなか現況としては厳しい。そこで、頑張れという話になるんでしょうけれども、そのことをもって、自民党とか業界団体を通じて、皆様方に公共事業の予算を当初で確保してくれという要望というも

のは、私は極めて自然というか、普通に要望される内容であると思うし、そのことはもっと真摯に受け止めるべきではないのかなというふうに思っています。

私たちがいただいた資料の中では、例えば高齢化の問題もそうでありますが、作業船の隻数についても、これも皆さん方に業界から要望等の中に出ていると思いますが、今現在ある、平成30年の隻数が68隻、それが10年後には、もう11隻に減るであろう。平成45年、15年後には4隻に減るということで、こういったことを考えた時には、先ほど災害の質問が出ていましたけれども、災害発生後の復旧作業等に対しても大きな影響が出るということが、もう今の時点で危惧され、そういったことも含めて、公共事業の予算をもっと確保してくれ、もしくは、他の事業と比べた時に2割削減というものは厳しいのではないかというような業界団体の要望ですが、もろもろ含めたところ、理屈としてはわかるんですけども、そういった声に対して応える、来年度の予算に向けて検討するというような答弁をいただきたいわけですが、その点についてはいかがですか。

【中村水産部参事監】先ほど申し上げましたが、補正でその分をリカバリーさせていただいているということでございます。

ただし、委員おっしゃるように、より着実な、安定的な事業の執行を図るためには当初予算が大事だということは、我々も認識しております。そして、先ほどおっしゃいましたように、業界の方々、そして地元の方々からも、当初予算に対する安定的な予算の確保については、ご要望についてお聞きしているところでございます。

したがって、シーリングの根拠になるということもございまして、今度とも当初予算

の確保ができますように、補正予算とあわせて、まずは、それ以上に当初予算の確保を大事にすべく、政府に対して、水産庁に対しても要望をしていきたいというふうに考えております。

【前田委員】今の答弁を、私としてはありがたいと思っていますので、ぜひやってほしいんですけど、このやりとりの中でわかったことは、やはり補正でリカバリーを幾らしていただいても、それは、努力というものは大いに評価いたしますが、しかし、今のルールでいけば、当初でつけないことには、なかなかそこが確保できないということであるのであれば、やはりそこはしっかりと高い内示額が、他の事業と、農林とかと比べたら内示率は高いわけですから、そもそもの要求額というものをしっかりと要求してほしいということを要望して、質問を終えたいと思います。

【山口分科会長】しばらく休憩します。

— 午前10時48分 休憩 —

— 午前10時48分 再開 —

【山口分科会長】分科会を再開いたします。
しばらく休憩します。

— 午前10時49分 休憩 —

— 午前11時 2分 再開 —

【山口分科会長】分科会を再開いたします。

【中田漁港漁場課長】私のほうから、山田(博)委員から質問があった奥浦地区の件についてご説明いたします。

臨港道路に支障物件がございまして、この交渉については、平成24年から現在まで行っております。これは、今のところ、その支障物件にかからないように計画法線を変えるようなことを検討しているところでございます。

それと荒川漁港、特殊作業船による工期の延長ですけれども、これは特殊作業船が次の工事の都合があつて、一月ほど工期が延びるというふうに聞いております。

【山口分科会長】しばらく休憩します。

— 午前11時 3分 休憩 —

— 午前11時 3分 再開 —

【山口分科会長】分科会を再開いたします。

【中村水産部参事監】先ほどゼロ国の推移とゼロ国の全体に対する長崎の状況というご質問でございました。

平成28年度、平成29年度を調べております。平成28年度ゼロ国におきましては、国費ベースですけれども、全国が56億3,700万円、そのうち長崎に割り当てていただいたのが3億700万円、平成29年度の補正のゼロ国で申し上げますと、全国ベースで国費ベース64億4,300万円、そのうち長崎県の割り当て3億1,600万円、平成29年度で申し上げますと、全体の5%でございしますが、ただし、これは積雪寒冷地が趣旨ということを申し上げました。全国に対する積雪寒冷地の配分の割合が78%程度ということ聞いております。ということで、残りの積雪寒冷地以外のものと、先ほどの64億円に対して、積雪寒冷地以外の都府県における配分が、全体で13億6,000万円相当ということになりますので、長崎県の割当ての3億1,600万円というのは、その23%程度ということになりますので、かなりの割合で長崎県にゼロ国の配分をしていただいているという現状でございます。

【山田(博)委員】まず、繰り越しの理由別調書の3ページの2の項目の事業ですが、平成24年から動き出したということでありましてけれども、もう計画を変更しようとしているのは、いつそ

うなったのか。

私はなぜこれを言うかという、この資料を拝見すると、ずっと載っているわけね。ですから、道路改良をするのであれば、平成24年からですから、もう何年たちますかね。だから、これは抜本的な見直しをせんといかんのじゃないかと思うわけでございます。平成24年からやっているけど、いまだにこれが着工できてないということですから、それを再度検討していただかないと、もう平成24年から、地元から同意がとれてないということであれば、これは検討せんといかんのじゃないかと思うんですが、見解を聞かせていただきたいのが一つ。

先ほどゼロ国債で、日本全国で、平成28年が56億円、平成29年が64億円で、そのうちの3億円は長崎県がもらっているんですよ。その残りの分の中でも23%をもらっているんだから、長崎県は多いんですよということでありましたけど、このゼロ国債というのは、積雪地域に指定になっているのであって、そう言いながらも、先ほど各都道府県の地元負担とか何かあって、ゼロ国債がまだまだ十分生かされていないということでもありますよね。

これは56億円とか64億円ありますけど、逆にゼロ国債の枠を増やしてもらって、長崎県もやってもらおうようお願いをぜひやっていただきたいと思うんですね。参事監、私の意見なり質問なり、見解を聞かせていただきたいと思いません。

【中村水産部参事監】ゼロ国債につきましては、波浪の厳しい、そして台風常襲地域である長崎県にとって、非常に有用な手段であるというふうに認識しておりますので、今後とも国に対して、ゼロ国債の要望をさらにしていきたいと考えております。

【中田漁港漁場課長】奥浦の道路の件ですけれども、現地は山が迫って、非常に厳しい地形ではあるんですけれども、既に7年ほど経過をしておるので、今後、早急に抜本的な計画の見直しをしたいと思っております。

【山田(博)委員】繰り越し全体のいろんな事業の中で、ちょっとお尋ねしたいんですが、市町の水産基盤とかありますけど、漁場の整備の事例ということで、まず、魚礁にする時には、県と市とか町で役割分担しているんですね、お聞きしましたら。漁場に魚礁を設置するというのであれば、長崎県は共同漁業圏外に造成をするとなっていますね。市とか町は共同漁業圏内に行くとなっています。増殖場においては、県はマダイとかヒラメ等を対象に、藻場機能を付加した造成をやっているとありますね。市とか町はアワビとかサザエ、ナマコ等の根付の資源を対象に造成をしているとありますけど、これは、こういうふうな役割分担というのはいつからされているのか、それをまずお答えいただけますか。

【平野漁港漁場課企画監】今回、いろいろ調べさせていただいたんですけれども、10年、20年前ぐらいはやっているのは確かなんですけど、具体的に何年ぐらいから始まっているのかというのは、まだ特定に至っておりませんので、もう少し調べさせていただければと思います。

【山田(博)委員】繰越明細に関連してお聞きしているんですけれども、これは明確に役割分担とか、要綱とかあるのかないのか、そこだけお答えください。

【平野漁港漁場課企画監】明確に文書でもって、そういう役割分担というものはしておりませんが、これまでの慣例の中で、市町との事業の説明会において、こういった県の考えはお

示しておりますが、文書はございません。

【山田(博)委員】 ということは、文書がないということは、ケース・バイ・ケースで行っているということで理解していいわけですね。そういうことでしょうか。文書で明確にびしゃっと、ここからここまではこうですよ、ここからここまではとないということは、今まで長崎県の行政においていろんな規則とか、ルールとか、要綱とかありますけれども、これに関してないということは、ケース・バイ・ケースだということで理解していいかどうか、そこだけお答えください。

【平野漁港漁場課企画監】 私どもが聞き及ぶ限りにおいては、例外というのはほとんどないというふうに聞いております。確かに、文書としてはございませんが、ほぼ例外がないと認識しております。

【山田(博)委員】 例外がないというと、これは国もこういうふうに決めているんですか。国もこういうふうになっているんですか、参事監。県の役割というのか、こういったのは、こういうふうになっているのかなっていないのか、そこだけお答えいただけますか。

【中村水産部参事監】 国のほうで明確に増殖場は、こういうものを県、こういうものを市町村というのを決めているわけではございません。各都道府県、もしくは市町村のやりとりの中で、適宜地元の便益といいますか、受益といいますか、それを勘案してやっているということでございます。

【山田(博)委員】 そういうことですね。企画監、いいですか。国でさえ、各都道府県は、そういった、ここからここは県がする、ここからここは国がするとか、それはないと。あくまでも地域の実情に合わせてやっているというのが実情

なんです。だからこそ、こういったルール、規則、要綱がないんです。

だから、私が何を言いたいかといいますと、大村湾はナマコとか何とかというのは、それは市とか町でやりなさいとか、そうじゃなくて、漁業者がこうしてほしいというのを、じゃ、市とか町で、財政的な負担があつて、じゃ、どちらがするかというのは、お互いに話し合っているのがいいのではないかと私は言っているわけですよ。要綱がないんだから。今まで何回も、ずうっと何十年も、こういった漁場整備しておきながら、この増殖場とかなんかというのは、そんなルールがないんだから。

ということは、つくってなかったというのは、ケース・バイ・ケースでいろいろやっていたということよ。それを、今、参事監が言っている、国でもそうなっているんです。各都道府県でそうなっているんです。

だから、今後は、大村湾でも、ぜひ、漁業者のほうからそういった要望とか何かがあつたら、それは対象魚種とか何かはありますけど、県とか市とかは漁業者と話をして、地域の実情によってしっかりとやっていただきたいと思うわけでございます。

この繰り越しで、水産基盤整備とかいろいろありますけれども、調整が遅れているというのは、そういったのもしっかりと地域の声を聞かないから、いろいろ遅れることもあると思いますので、地域の実情によってやっていただきたいと思うのですが、見解を聞かせていただけますか。

【中村水産部参事監】 先ほど国としては、増殖場事業についての規定は、明確にはしていないということでございました。

一方で、先ほど申し上げたとおり、地域の実

情に応じて、それぞれの都道府県、自治体が決めていくということでございます。

そういった中で、長崎県におきましては、増殖場については、その受益の範囲から、市町で行うべきものはアワビ、サザエ、ナマコ等の根付資源、そして、県としてはマダイ、ヒラメ等の魚種を対象としているということでございます。これは、根付資源ということでございますので、受益の範囲がそこに限られると。アワビ、サザエ、ナマコですので、そんなに広範囲に動くわけではないといった趣旨から、市町におきましてそれをやっていただくということで、市町と県の担当部局の合意のもとでやっているというのが、現在の長崎県の状況でありますので、それをご理解いただきたいと思います。

【山田(博)委員】 だから、それを明確に文書にしたのが、要綱とかルールがあるのかと聞いているんです。先ほど、ないと言ったんだよ。それを、ないのを私が理解するというのはおかしいよ、参事監。ないんだから、国も県もないんだから。

今、長崎県にも市とかあるけど、ないと言ったんだから。ないのを私に理解しろと、私はそこまで頭かよくないもん。あなたみたいに頭よくないんだもん、参事監。ないと言うのに、今まで何十年もこれをしているのに、ないんだから。私はそこまで頭よくないもん。

いいですか、「こういったルールをいつからやったんですか」と言ったら、「わかりません」と言ったんですから。「いつからそうやって決めたんですか」と言ったら、「わかりません」と言ったんですよ。わからない状態でずうっときていたんですから。参事監、私はめちゃくちゃなことは言ってませんよ。ごく当たり前のことを言っているんだから。「いつからそういっ

たことをしたんですか」と、「わかりません」と言っているんですよ。わからないのに、わかってくださいというのは、自分たちがわかってないんだから、いつからこういうふうなルールを決めたかというのを。「口頭でやっています」と言ったって、「じゃ、いつからやっているんですか」と聞いたら、「わからない」と言ったんですから。あなた方がそれくらいのレベルなのに、私にそれをわかれというのは、それはめちゃくちゃな話じゃないかと言っているわけよ。

だから、さっき地域の実情によって、それは話し合いの余地を残さんといかんのじゃないかと私は言っているわけですよ。部長、私の言っていることをどう思われますか。どうですか。お答えください。

【坂本水産部長】 先ほど中村参事監が申し上げたとおり、これまで市町との意見交換や協議を行い、限られた予算で、漁場をどう整備するか、明確な要領、要綱はないにしても、お互いの理解の中で役割分担をして、効率的な漁場整備事業を行ってきたところでございます。

引き続き、市町や地元の漁業者の方々とは意見交換をしながら、もし今の体制にご不満や不備があり、地元からお声があれば、我々としては、一緒になって話し合いをしながら、効率的な漁場整備の事業を進めていきたいと考えております。

ですから、今決まっているから、すべて今までどおりというわけではなくて、あくまで市町や地元との話し合いの中で効率的な事業を進めていきたいと、そういう方針でございます。

【山田(博)委員】 今、水産部長が言われることはごもっともと思うよ。水産部長崎だから、なおかつ、日本全国、水産部は長崎県と北海道しかないんだよ。いいですか、参事監、水産部長

は、今までの中でピカ一の答弁だったよ。おっしゃるとおりよ。あなたがどっちを向いているかということだよ。こっちは市だから、やりなさい、ルールも決まってるのに。それはやっぱり余地を残して、皆さん方、じゃ、どうしましょうかと。ナマコとか何かは、あなたたちは大村でやりなさいとか、ばっさりいくんじゃないかと、じゃ、県がどれだけ協力できるかという余地を残さない。なぜかという、そういったルールも規則もないんだから。ないのに、何十年もして、「じゃ、いつからやったんですか」と言ったら、「いつからやっているのかわかりません」という状態なんだから。それだけのレベルなのに、それは大村市でやりなさい、あそこでやりなさいとか、そんなばっさりはあるもんですかと言っているわけですよ。

だから、水産部長がおっしゃるように、やはり水産部長は漁業者のほうを向いてしっかりとやらないといけないということですよ。そういった方向でやるのがごく当たり前だと、私は思うわけでございます。

そういったことで、参事監、今日は勉強になったと思いますよ。この1時間半の中でいい勉強になったんじゃないかと思います。先ほどのゼロ国債を、あなたに期待しているわけでございます。ぜひゼロ国債の枠を長崎県にさらに増やしていただくように、長崎県は台風とか天候不良で工事ができないとわかるわけですから。

これは、漁港漁場課の中田課長、北海道と長崎県と、じゃ、実際工事ができるのはどれぐらいの期間か、後で教えていただけませんか。例えば関東とか何かは、台風とか何かはないから、平均日数は大体これくらいできますよと。じゃ、北海道は風雪の時期はどれぐらいあるのか、長崎県は、実際、しけとか何かはどれぐらいある

のかというのを午後から出していただけませんか。それでこの議論というのは、ゼロ国債をしっかりと水産庁に理解していただく上での大きなデータとなると思うんですよ。参事監、そう思いませんか。客観的データを持っていかないと、なかなかわかってもらえないでしょうから。そういったことで、ぜひ午後からそういったデータをいただいて話をしたいと思いますので、よろしくお願いします。

一旦終わります。

【山口分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第121号議案のうち関係部分、第125号議案のうち関係部分、第127号議案のうち関係部分及び第129号議案のうち関係部分については、原案のとおり、それぞれ可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山口分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

しばらく休憩します。

— 午前11時23分 休憩 —

— 午前11時23分 再開 —

【山口委員長】次に、委員会による審査を行い

ます。

議案を議題とします。

まず、水産部長より総括説明をお願いいたします。

【坂本水産部長】農水経済委員会関係議案説明資料をご覧ください。

1ページ目をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第145号議案「長崎県総合計画チャレンジ2020の変更について」のうち関係部分であります。

これは、長崎県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするもので、県政の指針として平成28年に策定した「長崎県総合計画チャレンジ2020」の数値目標のうち戦略8、施策1の「長崎県の魚愛用店の認定店舗数」について、最終年度の目標値である200店舗を達成したため、新たに魚愛用店の利用率の向上を指標として設定するものであります。

次に、水産部関係の議案外の報告事項について、ご説明いたします。

（和解及び損害賠償の額の決定について）

公用車での交通事故により車両に損傷を与えた事案について、和解及び損害賠償の額の決定を地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであります。

当案件は、平成30年9月10日、総合水産試験場職員が諫早市鷺崎町の鷺崎交差点を左折する際、交差点に侵入してきた車両に接触し損傷を与えたもので、17万9,545円を賠償金としたものであります。

続きまして、議案外の主な所管事項について、ご説明いたします。

議案説明資料の3ページ目、及び追加資料の2

をお開きください。

（有明漁協状況報告について）

有明漁協では、平成30年9月13日までに全役員が辞任、職員2名も辞職し、事務職員が不在となったことから、9月21日から事務所が閉鎖されています。

県としましては、10月19日の理事会で代表理事職務執行者の選出や事務所再開のための臨時職員の雇用を求めるとともに、11月5日には前理事5名及び前監事2名を県庁に呼び、新役員の改選を行うための臨時総会開催のスケジュールの提示、組合員への影響を最小限にするための補助事業実施及び事務所再開のための臨時職員の雇用を求めましたが、未だに進展がない状況が続いております。

県としましては、11月21日付で水産業協同組合法第124条第1項の規定に基づき、有明漁協に対し、役員選任を本年内に実施するためのスケジュールの書面による報告と、報告したスケジュールの確実な実行を命令いたしました。期限である11月29日までに回答はなく、その回答に必要な理事会も開催されていないことが確認されました。

このため、水産業協同組合法第47条の4第2項に基づき、前監事に対し、前組合長に代わって役員選任を着実に履行することを求めました。また、去る11月30日に前監事が主催した組合員への説明会に参加するとともに、出席した組合員約70人に対し、これまでの経緯やスケジュール案等を説明し、早急な役員選任への協力依頼を行いました。

今後とも、地元市や系統団体との連携を図りつつ、まずは、役員選任の早期実施を強く指導してまいります。

農水経済委員会関係議案説明資料にお戻りい

ただきまして、4ページ目をお開きください。

（長崎県真珠振興計画の策定について）

平成28年6月に「真珠の振興に関する法律」が成立し、国では昨年、同法に基づき「真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興に関する基本方針」を策定したところです。この法律では、都道府県においても国の基本方針に即して振興計画を定めることができるものとされておりま

す。本県真珠養殖の平成28年生産量は全国2位であり、生産額は52億円と本県の海面養殖業生産額の16%を占め、特に離島半島地域では重要な産業となっております。県といたしましては、長崎県及び対馬の真珠養殖漁業協同組合等から、今後の真珠養殖の課題や振興計画の策定に関するご意見を伺い、経営の安定、品質の向上、漁場管理など、主に生産段階における施策を盛り込んだ計画案を来年2月を目途に策定することとしております。

今後とも、真珠業界、国、関係県と連携しながら、真珠産業の健全な発展を支援してまいります。

続きまして、農水経済委員会関係議案説明資料の追加1をお開きください。

（平成31年度の重点施策）

平成31年度の予算編成に向けて「長崎県重点戦略（素案）」を策定いたしました。これは、長崎県総合計画チャレンジ2020に掲げる目標の実現に向けて、平成31年度に重点的に取り組もうとする施策について、新規事業を中心にお示ししたものであります。このうち、水産部の予算編成における基本方針及び主要事業についてご説明いたします。

お手元に「長崎県重点戦略（素案）」という資料をご用意ください。資料の40ページをお開

きください。

基本方針としましては、長崎県水産業振興基本計画に基づき経営力強化に向けた指導・支援、浜の活力再生プランに基づく活動推進、就業者確保対策の充実・強化、海外や大消費地への販路拡大を目指した流通加工対策、資源管理の高度化、藻場回復等による漁場づくり、漁港整備や浜の環境整備などを総合的に推進することとしております。

特に、平成31年度は、漁業者の所得向上をさらに推進するための漁業の経営強化、養殖業の成長産業化と水産物の輸出拡大、販売力強化に加え、漁業就業者の呼び込みと定着などの喫緊の課題に対し、「収益性の高いモデル型経営体の普及」や「輸出に対応した養殖業の成長産業化」、「輸送ルートの開拓による輸出拡大」、「担い手の確保」などの対策強化を図ってまいります。

なお、平成31年度当初予算に係る予算要求状況につきましては、併せて公表を行ったところであります。

これらの事業につきましては、県議会からのご意見などを十分踏まえながら、予算編成の中で更に検討を加えてまいりたいと考えております。

次に、農水経済委員会関係議案説明資料の（追加1）の資料をお開きください。2ページ目でございます。

（クロマグロの資源管理について）

クロマグロの資源管理については、沿岸漁業が本年7月から資源管理法に基づく管理に移行しました。第4管理期間における11月13日現在の全国の漁獲枠消化状況は、30kg未満の小型魚で18.9%、大型魚で24.9%であり、本県は11月19日現在で、小型魚が漁獲枠632.8トンの7.6%、

大型魚が152.5トンの8.3%となっております。今後、本県では盛漁期を迎えることから、各漁協に対して数量管理と漁獲が積み上がった場合の漁獲抑制措置の徹底を、改めて文書で要請したところです。

また、国では次期以降の漁獲可能量の配分方法を審議するためのくろまぐろ部会が計5回開催され、漁業関係者からの意見聴取などにより、配分の根拠とする実績基準年や漁業種類間等での漁獲枠の融通など基本的な考え方を取りまとめ、次期基本計画案を11月16日に公表したところです。

県としましては、国の基本計画案を各漁協に文書でお知らせしたところであり、今後とも漁業者の意見を踏まえながら、引き続き資源利用の公平性の確保や漁業経営の維持・安定への支援など、漁業者の負担が軽減されるよう国に訴えてまいります。

以上をもちまして、水産部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山口委員長】以上で説明が終わりましたので、これより休憩に入ります。

— 午前 11時35分 休憩 —

— 午後 1時30分 再開 —

【山口委員長】 委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、審査を行います。

先ほど説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【山田(博)委員】 それでは、議案についてお尋ねしたいと思います。

今回の145号議案なんですけど、これは「長崎

県の魚愛用店の認定店舗数」が、目標値の200店舗を超えたということではありますが、大変喜ばしいことであるわけですが、今回、このように目標値をはるかに超えた理由というのを、なぜこういうふうになったのか、それを説明いただけますか。

【岩田水産加工流通課長】 前回の委員会で申し上げておりましたけれども、電話帳の中で魚を食べさせるお店が400店ほどありまして、その半分を目標に掲げておりました。それにつきまして、うちのほうで案内をしますとか、あるいは、職員もいろいろなお店に行っておりますけれども、個別に当たりましたらだんだん増やしていったら、このように200店を超えたという状況でございます。

【山田(博)委員】 もともと目標数の算定の仕方というのが、電話帳でして、とりあえず半分だけにしてしまっていて、超えたということですね。

そうしますと、目標というのは、電話帳でして、なんで200店舗にしたかということ、とりあえずという形でしたということで、国の最たる財務省の主計局みたいに、いろんな積算をしてやったわけじゃないということ、理解していいわけですかね。

じゃ、次の目標というのはどんなことでされているのか、それを含めてお答えください。

【岩田水産加工流通課長】 今回、当面の目標であります200店舗を超えましたので、一旦これは達成しましたので、次に、愛用店の認識を高めて、実際行ってもらわないといけないということがありますので、今回の目標につきましては、愛用店の利用率、実際に行った人の率というのが県民アンケートで出せるようになっておりますので、そのパーセントを上げていこうというふうに変更したところでございます。

【山田(博)委員】 ですから、今、基準値が、平成29年17.5%とあるんですね、魚の愛用店利用率というのがね。目標値が29.1%になっておりますけど、なぜこういうふうに算定されたのか、それを明確にお答えください。

【岩田水産加工流通課長】 平成29年の利用率の17.5%は、これまで平成26年、実際の数字でいきますと、アンケートのもとになっている母数というのが、大体300名から400名の方にアンケートをとっております。これまで、毎年実際に行った方というのが10名ずつ増えていって、この17.5%という数字が出ております。

これを今後は、毎年10名ではなくて、15名ずつ増やしていこうという目標を立てまして、それを逆算すると、平成32年度が、実際に行った人を割り戻しますと、29.1%になるというふうになっております。

【山田(博)委員】 5名増やすんですね。なぜ5名なんですか。

【岩田水産加工流通課長】 すみません。5名に明確な基準なり根拠というのはございませんけれども、これまで毎年10名ずつ増えていっているということで、それは通常ベースであっても10名は増えていくだろう。それを1.5倍、毎年増やしていこうということで、10名を毎年15名増ということで、今回設定させていただこうと思っております。

【山田(博)委員】 平成26年度の基準値が、魚の愛用店が121店舗あって、今は平成30年で、4～5年で2倍を確保したわけですね。いいですか、愛用店の認定は5～6年で2倍にした。利用率は1.5倍と。愛用店が2倍の基準でしたんだったら、愛用店の利用率も目標を2倍にして、5人じゃなくて、1.5倍じゃなくて、2倍の20人に増やしてもおかしくないんじゃないかと思うんですよね。

1.5倍じゃなくて2倍じゃだめなんですかと、そういうふうな目標を持ってやっていただきたいなと思っております。

つまり、何が言いたいかというと、明確な根拠がなくて、こうならいいだろうなということじゃ話にならんわけね。これをしっかりとしたこういうふうな基準を持って、目標を持ってやっていますというのならわかるけど、さっきの愛用店はどういうふうにしたんですかと言ったら、電話帳で探して、400店舗あったので200店舗にしましたと。それで、増やした理由というのは、ずうっとこうやっていきましたと、それは、水産部挙げてしっかりと取り組んでいただいているというのは大いに結構なわけですが、基準値をもうちょっとできないものかなと思ったわけでございます。

この案を出しているわけですから、今さらだめだと言われたいし、もうちょっときちんと明確な基準を持ってやっていただきたいなと思うわけでございます。

ちなみに、水産加工流通課長は、愛用店は自ら行って何店舗増やしたか、参考までに教えていただけませんか。

【岩田水産加工流通課長】 明確に何店舗というのは覚えておりませんが、自分も行ったところにつきましては、担当の方にも言って、入れましょうというので、後日、担当者が行って増やしていくことはやっております。ここで明確に何店舗とは申し上げられませんが、自らも少し頑張っているところがございます。

先ほどのいっそ2倍にならないかというところですが、今回はとりあえず10を15ということで努力目標にさせていただいて、まず、この達成を頑張っていきたいと考えております。

【山田(博)委員】 しっかり、ぜひ頑張っていたきたいなと思っております。岩田課長だったらできますよ。ぜひ頑張っていたきたいなと思っております。

一旦終わります。

【山口委員長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口委員長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第145号議案のうち関係部分については、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山口委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、議案は、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

次に、提出のありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明をお願いいたします。

【黒崎漁政課長】 それでは、お手元の農水経済委員会提出資料 水産部に基きまして、ご説明をいたします。

まず、1ページをお開きください。

補助金内示一覧表でございますが、これは平成30年の9月から10月の直接補助金の実績でございます。1ページから4ページに記載をいたしております。養殖産地育成計画総合推進事業など37件、それから、間接補助金の実績は5ペー

ジに記載のとおり、ながさきのおいしい魚消費拡大事業費補助金の1件でございます。

次に、1,000万円以上の契約状況につきまして、平成30年の9月から10月までの建設工事以外の実績は、6ページに記載のとおり、ヒラメ放流用種苗購入の1件でございます。

建設工事の実績は、7ページから13ページに記載のとおりでございます。合計50件、それから、建設工事に係る委託の実績は、14ページから15ページに記載のと通りの11件であります。

なお、16ページから110ページまでにかけて、随契分も含む入札の結果一覧表をそれぞれ添付いたしております。

次に、ちょっと飛びますけれども、陳情・要望に対する対応状況につきましては、111ページから160ページにかけて記載をいたしておりますが、知事及び部局長に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛てにも同様の陳情・要望が行われたものは、五島市ほか3件であり、これに対する県の対応は、先ほど申し上げた資料の111ページから160ページにかけて記載のとおりとしております。

最後に、附属機関等会議結果報告につきまして、平成30年9月から10月までの実績は、161ページから162ページに記載のとおり、長崎県漁業経営改善計画認定審査委員会の1件であります。

【山口委員長】 引き続き、漁政課長より補足説明を求めます。

【黒崎漁政課長】 本日、別途、机上に配付させていただいております、資料4という資料でございます。農水経済委員会補足説明資料〔大村湾の漁協合併の動き及び有明漁協の状況について〕の1ページをご覧ください。

大村湾漁協、川棚漁協、多良見漁協の合併に向けた臨時総会について説明をいたします。

このことについては、かねてより、関係漁協による合併協議が進んでおりましたが、今般、各漁協で組合員に合併の可否を問う臨時総会がそれぞれ開催され、各漁協とも承認をいただくことになりました。

川棚漁協では、平成30年12月7日に開催、本人出席26人、委任状出席4人の計30人が出席し、議長を除く29人が賛成をいたしました。

大村湾漁協は、12月8日に開催をし、本人出席7人、書面出席154人、議長を除く155人が賛成をされました。

多良見町漁協は、12月9日に臨時総会を開催し、本人出席20人、書面出席36人、議長を除く55人が賛成をしたということで、すべて相整ったということでございます。

今後、平成31年1月23日、来月23日には合併調印式が開催される運びとなりまして、合併の予定日は平成31年4月1日と聞いております。

なお、新たに合併して誕生する組合についてでございますけれども、合併後の名称は、存続をします大村湾漁業協同組合の名称をそのまま引き継ぐとお聞きしております。その組合員数は、正組合員275人、准組合員321人、合計596人の県内有数の組合員を持つ漁協となる予定でございます。

次に、2ページをご覧ください。

有明漁協の状況でございます。さきの9月26日の農水経済委員会後の状況を報告いたします。

小見出しで平成29年度経緯、平成30年度経緯とございますけれども、ここは、さきの委員会で既に報告をさせていただいたところがございますので、以下前回委員会後の主な動き、ここから説明をさせていただきます。

なお、本資料は、これまでもそうですけれども、有明漁協の執行部と本県の関わり方を軸に記載させていただいております。したがって、一般の組合員や関係する系統機関等、同漁協を取り巻く関係団体の動きも同時並行してさまざまに展開がございますけれども、本筋を見ていただくため、この際、それらは省略して記述しておりますので、あらかじめご了承ください。

また、午前中の部長説明とも若干重複する部分がございますけれども、逐一議会のほうにご報告させていただくという趣旨で、若干の重複はご容赦いただきたいと思います。

まず、同漁協について、9月21日の事務所閉鎖後、県による再三の行政指導のもと、10月19日に理事会を開催されることになりましたけれども、代表理事職務執行者を定めることができませんでした。県としましては、11月5日に前理事を県庁に呼び、年内に役員選任を行うスケジュールを11月9日までに提示するよう、強く指導をいたしたところです。

しかしながら、同日までに明確な回答はいただけませんで、11月21日に、改めて私が現場に出向き、前理事等に意向を最終確認の上、やはり明確な回答を得られなかったということから、これまで行政指導を継続してやってきておりますけれども、一定限界ではないかというふうに判断をいたしまして、漁協に対しまして、同日付で、水産業協同組合法第124条第1項の規定に基づく必要措置、命令を発出させていただいたところがございます。

そこで、報告の期限としておりました11月29日までには、やはり同様に回答をいただけなかったものですから、これはまた、別の規定になりますけれども、水産業協同組合法第47条の4

の規定に基づいて、前理事にかえて、前代表監事に対し総会開催を指導いたしたところでございます。

そして、翌11月30日には、その前代表監事主催により説明会に、県としましても参加をし、県からは、命令の内容であります、年内の新役員選出のスケジュール案というものを県の案という形でご説明をし、出席者からは、一定賛同を得たものと考えております。

ただ、その後、12月5日としておりました新役員の候補者を決定する推薦会議が、一部地区において推薦委員を決めることができず、開催できなかったということになりました。引き続き、前代表監事には、早急に役員候補者の決定を強く指導しておりますけれども、12月9日までに推薦委員を決めることができなかつたため、法律の規定上、臨時総会の年内開催はできませず、その開催は年明けに持ち越されたような状況になっております。

県といたしましては、年明け早々の総会開催に向け、引き続き、地元島原市とも連携を密にして、指導を継続してまいり所存でございます。

説明は、以上でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山口委員長】次に、漁業振興課長より補足説明を求めます。

【中村漁業振興課長】議案外の報告のうち、長崎県真珠振興計画の策定について、補足して説明をさせていただきます。

お手元にお配りしております農水経済委員会補足説明資料、右上に資料3と記載しております。【長崎県真珠振興計画】の1ページをご覧ください。

平成28年6月1日、真珠産業の健全な発展等を

目的に、真珠の振興に関する法律が成立いたしました。県におきましても、この法律に基づき、真珠振興計画を策定することといたしましたので、その内容についてご説明いたします。

資料の一番上に、法律等の概要を記載しております。この法律は、真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興を図るため、農林水産大臣と経済産業大臣による基本方針の策定について定め、関係機関の連携のもとで振興施策を講じようとするものでございます。

資料の左側に法律の概要を記載しております。目的、基本方針、振興計画がありまして、その下に、真珠振興を図るための施策として、生産者の経営の安定、生産性及び品質の向上の促進など13の項目が掲げられております。

資料の右側には、昨年6月に策定されました国の基本方針の概要をお示ししております。第1の真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興の意義及び基本的な方向から、第5の真珠の需要増進施策までの構成となっており、第2の真珠産業の振興目標において、国では、平成26年の生産額136億円を平成39年に200億円に伸ばすことといたしております。

この法律では、国の基本方針に即して、都道府県も振興計画を定めることができるとされております。このため、県では、県内2つの真珠養殖漁協等からご意見を伺った上で振興計画を策定することといたしました。

2ページをご覧ください。

検討中の本県の振興計画、骨子案ということになっております。

第1は、真珠産業や真珠に係る宝飾文化の振興の意義及び基本的な方向として、今後、9年を見通した計画を策定し、国、関係団体等と連携を図っていくことといたしております。

第2は、真珠の需要の長期見通しに即した生産目標として、国の目標生産額の伸び率に合わせて、本県の目標として、生産額を平成39年に74億円にまで伸ばすことを検討いたしております。

第3は、真珠産業の振興のための施策であります。本県に関連が深い施策として、①の生産者の経営の安定から⑦の人材の育成及び確保までの内容を盛り込むことといたしております。

第4の真珠に係る宝飾文化の振興及び第5の真珠の需要増進のための施策につきましては、全国団体等との連携、真珠の利用促進、観光業界等との交流推進などを検討してまいります。

これらの項目を整理し、来年2月を目途に計画案を策定してまいります。

最後に、3ページをご覧ください。

真珠養殖業の生産状況並びに県内真珠養殖漁協の概要をお示ししております。

真珠生産は、平成20年のリーマンショックの影響で、平成23年まで全国的に価格が低迷をいたしました。本県の生産額も、平成15年の81億円から、平成21年の25億円まで減少、その後は景気の緩やかな回復によりまして、平成28年の生産額は52億円となっております。

中央には、全国の真珠生産上位3県を示しております。3県の合計で、全国の9割を超えております。このため、上位の3県と、それから淡水での真珠の生産が盛んな滋賀県の4県が、真珠振興計画の策定、検討に取り組んでいる状況でございます。

一番下には、参考として、計画推進の中心となります県内2つの真珠養殖漁協の概要をお示ししております。

説明は以上でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

げます。

【山口委員長】以上で説明が終わりましたので、次に、陳情審査を行います。

お手元に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情番号は、46、50、55、56、61でございます。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

【山田(博)委員】 陳情書の中で、ちょっとお尋ねしたいことがありまして、陳情番号46番の「離島地域における燃油価格の是正並びに農林漁業燃油高騰対策の更なる充実について」とあるんですが、これに関して、県当局の見解をまず聞かせていただきたいと思っております。

【黒崎漁政課長】 これは、先ほど私のほうで概略を説明させていただきました、「政策等決定過程の透明性等の確保」の水産部の資料の115ページにございますけれども、私どもとしましては、この陳情に対して、ここに記載のとおりでございますけれども、離島地域のガソリン価格は、離島地域に係る揮発油税の減免が引き続き必要であると考えており、国に対して要望をしておるところでございます。

また、農林漁業用A重油にかかる石油石炭税の免税・還付及び軽油引取税の免税につきましては、現在、特例措置により行われておりますけれども、期限がございまして、石油石炭税は平成31年度末まで、軽油引取税については平成32年度末までとなっているため、国に対して両制度の堅持を今後とも要請してまいり所存でございます。

【山田(博)委員】 そうしますと、漁政課長、46番の長崎県離島振興協議会のほうと長崎県過疎地域自立促進協議会から上がっております、「離

島地域における燃油価格の是正並びに農林漁業燃油高騰対策の更なる充実について」ということで、これは県のほうの考えということでしょうか。

ガソリン税の減免、1リットル当たり25円減免ということを考えているとありますけれど、ということは、これはトリガー条項というのはご存じですよ、漁政課長。このトリガー条項を要望しているということか、それだけお答えいただけますか。

トリガー条項というのは、1リットル当たり全国平均価格が、国の統計で160円が連続3カ月続いた場合には、自動的にガソリン税が1リットル当たり25円の免除という制度がありまして、逆に130円を下回ると、またそれがもとに戻るといってあるわけでございまして、この制度の趣旨ということと全く一緒になるわけですね。というふうに捉えられるわけですね。そういうことで理解していいのかわかるか、そこだけお答えいただけますか。

【黒崎漁政課長】 すみません。私がトリガー条項について詳しく知らないものですから、後で確認をさせていただきます。

【山田(博)委員】 トリガー条項はこういった条項でして、私は、これは県議会で言ったんですけどね、水産部長。私はトリガー条項と言ったでしょう、今年の6月定例会で。聞いてくれていましたよね。

私が、今年の6月の定例会で、トリガー条項適用をお願いしますということを本会議で言ったか言ってないかというのを、部長が聞いているか聞いていないか、そこだけお答えください。お願いします。

【坂本水産部長】 委員のほうから、本会議の一般質問の中でトリガー条項についてご発言があ

ったということは記憶しております。

それと、こちらのご要望の内容とどうリンクするかということについては、そこは、先ほど漁政課長が発言したように、私もちょっと確認させていただければと思います。

【山田(博)委員】 ということで、私がトリガー条項というのを言ったということ、ぜひ聞いていただきたく思っております。そういった発言があったということ。

それで、なおかつ、農林漁業のA重油ということでもありますけど、これは石油石炭税の免除とありますけど、漁政課長、免除のことで、以前、総務委員会でこの話があったんですよ。そうしたら、長崎県で石油石炭税の免除が一番恩恵をこうむっているのはどこかといったら、私はてっきり農業・漁業者と思ったんですよ、これ。自衛隊だったんですよ。自衛隊が一番使うんですよ。

そういった実情があるということをご理解いただいた上で、この免除以外に、農林漁業用のA重油の流通経路というのはご存じですか。どうなっているか、お答えいただきたいと思っております。

【黒崎漁政課長】 申しわけありません。よく存じ上げておりません。

【山田(博)委員】 西次長、ご存じでしょう。お答えいただけますか。

【西水産部次長】 長崎県においては、単協の漁協を通じて、漁業者の皆さんには提供しております。その漁協の重油の価格については、県漁連で支援することで、一定の価格が保たれているという状況であると把握しております。

【山田(博)委員】 重油というのは、価格のことを言うんじゃないかと、油の流通は、どこからどういうふうになっているかを聞きたいんです。

それは価格の件でありましたけれど、漁業者は漁協組合か県漁連から買う。県漁連はどこから買うかといったら、全漁連と私は聞いているわけです。これで間違いないかどうか、お答えください。

【西水産部次長】 基本的なルートについては、委員ご指摘のとおりだと把握しております。

【山田(博)委員】 それで、全漁連、県漁連、漁協組合、そうやってくるわけですよ。この価格の流通経路、なおかつ、離島の漁協組合と本土の漁協組合と価格差が、違いますね。こういった流通経路をしっかりと調査して、どうやったら重油が安くなるかというのも、調査、研究が必要じゃないかと私は思うわけです。そういったことを今までやられたことがあるかないか、西次長、お答えいただけますか。どうですか。

【西水産部次長】 基本的なルートは把握をしておりますけれども、それぞれのルートについてどういった実態があるかというところまでの調査は行っておりません。

【山田(博)委員】 いかにして流通コストを削減するかということ調査して、漁業者に聞いたら、一回の漁の経費の3割を燃油が占めるということでもありますので、水産県長崎なら、そういったところも調査して、いかにして一般の漁業者が燃油のコストを下げることというのはありますから、そこを調査してやっていただきたいと思うんですね。

やはりこれは、西次長が長年水産部の中枢を担ってきたわけですから、西次長が中心になって調査して、次の委員会にご報告いただきたいと思えます。

この燃油高騰対策は、今までずうっと言われてきたわけですから、いつこういったところにメスを入れてぴしゃっとやって、流通コスト削

減をやっていくかというのは大切なことですから、ぜひ取り組んでいただきたいと思いますが、いかがですか。

【西水産部次長】 最近の石油価格は、徐々にではありますけれども、高くなってきているという状況はございますし、漁業者の皆さんの経費に占める燃油の割合というのも非常に高い状況がございますので、どういった方法が効率的、効果的かということもございますけれども、そういったことも含めて検討させていただきたいと思っております。

【山田(博)委員】 ぜひそういうふうに取り組んでいただきたいと思っております。

続きまして、これは陳情番号55番の24ページの「漁業組合が使用する県営港湾・漁港施設の使用料・専用料の統一及び軽減について」とありますけれども、これを見たら、地域によっては使用料が違うということでもありますけれども、水産部長、県営の港湾とか漁港施設の使用料・占用料の統一及び軽減とありますけれども、これはできるかできないか、やる気があるかないか、そこだけお答えいただきたいと思えます。部長じゃなくて、担当課でいいです。

もう一回言いましょうかね。別に難しいことは言っていないですよ。陳情番号の55番の24ページ、これは新上五島町からきている分です。24ページにあります7番、「漁業組合が使用する県営港湾・漁港施設の使用料・占用料の統一及び軽減について」と書いてあります。これは、県内の漁協組合、対馬も壱岐も五島もあるんです。特に、離島の漁協組合はですね。

これは、漁業振興課長、私に関係ないと思ったら大間違いですよ。マグロが捕れなくなった、制限があったでしょう。漁協組合は、大変経営が厳しいんですよ。やはりそういった点で、こ

ういったことにしっかりと取り組んでいただきたいと思います。これは、漁業振興課長が真っ先に取り組んでいただかないといけないわけなんです。漁業組合の経営が一番わかっているでしょうからね。

こういった軽減とか何かに取り組む姿勢があるのかなのか、まずは、そこだけお答えいただきたい。

【中田漁港漁場課長】この新上五島町からの要望の内容ですけれども、これは漁協の施設の敷地として港湾と漁港の用地を使っているところをございまして、漁港の用地に比べて港湾の用地が高いというようなことで、港湾の使用料を下げられないかというふうな要望になっております。

漁港施設の用地につきましては、条例の規定に基づいて使用料を設定しておりまして、徴収を行っているところでございます。

【山田(博)委員】ちょっと聞こえなかったです。もう一度お願いします。

【中田漁港漁場課長】要望の24ページにございますが、下から3行目、「つきましては、県におかれましても厳しい財政状況とは存じますが、事情をご賢察いただき、離島地域の港湾施設使用料を漁港施設の占用料と同額に引き下げ、軽減を図っていただきますよう、特段のご配慮を」というふうな要望の内容になっておりますので、漁港施設についての要望ではなく、港湾施設の占用料引き下げの要望であると認識しております。

【山田(博)委員】じゃ、私はお尋ねしますけど、長崎県海域管理条例とありますね。その条例の管轄はどこですか。それだけお答えください。

【中田漁港漁場課長】土木部港湾課でございませぬ。

【山田(博)委員】海域管理条例におきまして、減免されていますね。減免されている対象はどこか、お答えいただけますか。それは、中田課長はご存じでしょう、港湾にいたから。対象は、それは、漁業関係者のいかだとか、養殖なんかはなっていますね。それは間違いはないか、そこだけお答えください。

【中田漁港漁場課長】港湾区域内の水域については、漁協が占用する部分については、免除規定に基づいて免除しているという状況です。

【山田(博)委員】免除されたのは、なぜなったかということ、土木部長と水産部長と話をして、水産部長が土木部のほうに、水産部長名で通達を出しているんです。漁業者に関しては減免してくださいとお願いしたら、わかりましたと、そうだったんです。これはご存じですよ、中田課長。その事実が間違いはないかどうか、イエスかノーか、お答えください。

【中田漁港漁場課長】水産業に関する使用についての減免規定は、土木部も水産部も同様の規定に基づいて減免されております。

【山田(博)委員】だから、水産部長から通達があつてそうなったのかどうかと、私はお尋ねしているんです。それは知っているでしょう。私だって知っているんだから。それは間違いはないかどうか、お答えください。

【中田漁港漁場課長】「漁業用工作物による水域の占用に対する許可手続等について」ということで、昭和55年、土木部長通知で減免規定が出されております。

【山田(博)委員】ですから、水産部長がお願いしてそうだったと。だから、私が言ったのは、そういったことで間違いはないかどうかをお尋ねしていますけど、それはニュアンスが若干違うところがありますけど、それは間違いなかった

でしょう。どうですか。

【中田漁港漁場課長】ここでのこの要望内容の趣旨なんですけれども、漁港施設への要望ではなく港湾施設に対する要望だと認識しております。

【山田(博)委員】私が今聞いているのは、それを聞いているんですよ。私が言ったのが間違いないかどうかと、大体大まかな趣旨で間違いないかどうかとお尋ねしているんです。そこだけお答えください。

【中田漁港漁場課長】ご指摘のとおりで、間違いございません。

【山田(博)委員】そういうことなんですね。

私が言いたいのは、今、大変資源管理が厳しく、国のほうから通達があつて、漁協組合の経営が大変厳しい状況になっているんです。水揚げも制限があつてね。

その中で、漁協組合が使用する、今、県営の港湾とか何かの使用料を、漁港施設みたいに安くしてもらいたいと言っているんです、これは、確かに。今、担当課としては港湾課だから、私たちは関係ありませんという話をするから、私は言っているんです。

さっきの海域は土木部所管だけど、水産部と土木部と話をして、それで安くなったんだ。私は、ここで言っているわけです。海域を安くしたんだから、ここもそういうふうにお願いを、水産部と土木部で話をしたらどうかと言っているわけですよ。

今の話だったら、こういう話をしたら、いや、土木部だから、私は関係ありません。昭和55年にやったんだよ。昭和55年にやって、なんでこれをしないんだと言いたいんだよ。海域管理だって、そんなにしたんですよ。そこを、やっぱり港湾だから、私たちは関係ありませんじゃな

くて、ここは漁業者がこの委員会に要望しているんです。その要望をしっかりと受けて、それを皆さん方に話をしているわけだよ。海域管理条例という厳しい条例もありながら、水産部長と土木部長が話しして、漁業者だけを免除してくださいと、漁業組合が一旦借りて管理するから、そのかわり安くしてくださいと、なったんですよ。そういった歴史があるんです。それは、水産部の次長もご存じでしょう。

部長に、それは知っていましたか、昭和55年はまだ部長になってないんだから、わかるわけないんだから。これは次長のどちらかが、そういったことで、部長にしっかりと、今日までの歴史をちゃんと教えて取り組んでいただきたいと思っているんですよ。どうですか、次長。よろしくお願いします。

【高屋水産部次長】ただいまの件は、主に区画漁業権のいかだを設置するに当たって端を発した問題だと認識をしております。そのときに生じた協議の結果というふうに認識しております。

【山田(博)委員】ですから、そういったことが発端であったから、海域の管理は、そういうふうに土木部と水産部で話しして、漁業者のため、水産部が頑張ったんだから。この件に関しても、そういうふうに頑張ったらどうかと、私は言っているわけです。それを頑張るか、やるかやらないか、やってみましょうかというのが、検討してもらおうようにしてもらえないだろうかと言っているわけですよ。

今の話だったら、いや、それは土木部だから関係ないとかということではないだろうけれども、土木部の所管だから、私たちはちょっとですぬというふうな話なのか。だけど、幸いなことに、中田課長は、土木部の港湾課長もされて

いたんですよ。だから、もう痛いところ、かゆいところ、うれしいところ、悲しいところ、すべてわかっているでしょうから、ちょうどよかったわけですよ、タイミング的に。

だから、高屋次長、そういったことで、ぜひ協議をしていただきたいと思うんですよ。いかがですか。これは、新上五島町だけじゃないんだよ。長崎県全域だから。さっきのいかだの海域条例だって、昭和55年からやっているんだから。昭和55年には一生懸命やっていたけど、今はしないというのはどういうことですか。水産部としては、漁業者のために、ぜひ一肌、二肌脱いで、これはしっかり取り組んでいただきたいと思っております。いかがですか。

【高屋水産部次長】この陳情の趣旨は、今、委員おっしゃられたとおりだと思いますので、私もこの意向を踏まえまして、港湾のほうとはお話をしてみたいと思います。

【山田(博)委員】今、大変財政が厳しい中で、こういった使用料とか占用料というのは、長崎県の大きな財源の一つ。また、土木部港湾課におきましては、この使用料というのを減免とか、免除とかとなると、大変な抵抗があると思うんです。

しかし、昭和55年に、水産部は勝ち取ったんだから。ぜひ、これを勝ち取って頑張っていたきたいと思っております。大変壁が厚いかもしれませんけれども、ぜひ高屋次長、坂本部長も一緒になってしていただきたいなと思っております。

私ばかり質問できませんので、一旦終わりたいと思います。

【山口委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口委員長】ほかに質問がないようですので、

陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はありませんか。

【山田(博)委員】136ページの「外国漁船の違法操業の取締り強化」とありますけど、外国漁船の違法操業というのは、具体的にどういったのがあるのか、お答えいただけますか。

【中村漁業振興課長】最近では、中国の底びき網、あるいはサンゴ漁業、それから、韓国のはえ縄漁業といったような無許可の操業が多いと聞いております。

【山田(博)委員】それでは、今、ここにありますが、本県では、平成26年が14件、平成27年が11件、平成28年が7件、平成29年が5件とありますけれども、じゃ、これは無許可といいますが、外国漁船でも、許可を取れば、長崎県海域で漁業ができるかできないか、そこだけお答えいただけますか。

【中村漁業振興課長】中国、韓国との間には漁業協定がございまして、その漁業協定に基づいて、それぞれの排他的経済水域の中に入れる条項がございまして、これまでもそういった形で、それぞれ相互に隻数等を決めて入漁をしてきましたが、現在のところは、日中、日韓とも協議が難航しておりまして中断をしております。現在では、それぞれEEZ内に入ってくる漁船は、今の段階ではないという状況でございまして。

【山田(博)委員】そうしますと、平成26年から、先ほどのお話をさせていただきますけれども、外国漁船の違法操業の拿捕ですね、これは日韓とか日中が漁業の話し合いができなかったのは

いつからになるのか、それをお答えいただけますか。

【中村漁業振興課長】 漁業交渉が難航しております。韓国とは2016年、平成28年5月以降、協議が難航しています。

中国とは2017年、平成29年10月以降、停止している状態でございます。

【山田(博)委員】 そうしますと、韓国は平成28年5月ですから、5件ぐらいあるわけですね。中国が平成29年ですから、それでも大体4件ぐらいあるわけですね。

そうしますと、日中、日韓の漁業操業の話し合いがうまくいかないところの中で、こういうふうな状況でも外国船が来るということは、やはり日本海域、長崎県海域が大変豊富な水産資源があるということは、認識をしてもよろしいんじゃないかと思うんですが、いかがですか。その見解をまず聞かせていただきたいと思っております。

【中村漁業振興課長】 日本の周辺は、これまでも漁業者の皆様のご苦勞により、資源管理をしながら資源を守って利用してきました。その資源を狙って外国漁船が来ているんだろうというふうに考えております。

【山田(博)委員】 そうしますと、基本的に長崎県の許可漁業ですね、国の許可漁業も含めて、外国人の方が長崎県なり国の漁業許可の中で、資本参加して漁業を営むことができるかできないか、そこだけをまずお答えいただけますか。

【中村漁業振興課長】 外国人につきましては、「外国人漁業の規制に関する法律」というものがございまして、外国人が日本の水域で漁業を直接営むということは禁じられております。水産庁に確認をしましたところ、日本の漁業経営に資本参加すること自体については、特段問題はないと回答をいただいております。

【山田(博)委員】 これは、じゃ、外国人が日本の許可漁業に関して出資したりとかして、日本水域で漁業に関しては特段問題ないという回答があったということでもありますけど、それは、県も同じような考えですか。

今、国境離島新法の中では、国土の保全というのがうたわれているわけね。国土の保全ということで、外国の方が国境のしまを、国防上必要な土地を外国人資本が買う場合は、国がそれを保全するという法律になっているというのは、漁業振興課長、ご存じですか。そういった法律の趣旨というのは、国境離島新法にはうたわれている、また、趣旨であるというのをご存じかどうか、そこだけ、まずお答えいただけますか。

【中村漁業振興課長】 概要は、そういうふうに承知しております。

【山田(博)委員】 その趣旨に基づくとすると、外国人資本で、日本または長崎県の許可漁業に参入して漁業経営が支配されるのをどう思われますか。

【中村漁業振興課長】 漁業も大きな漁業になりますと、いろんな資本が必要となります。現在、日本も国際的な動きの中に含まれておりますので、そういう外国人の方の資本を受け入れるという事例もあるのではないかと考えております。

ただし、日本人であろうが、外国人であろうが、漁業の許可について適格性がないもの、要するに、漁業関係法令を遵守する精神を著しく欠く者というものであれば、それは当該許可の取り消しの要件になるだろうと考えています。

【山田(博)委員】 今まで、そういったことを踏まえた上での外国人の資本参加の中に、漁業の県の許可はあったかどうか、そこだけお答えいただけますか。

【中村漁業振興課長】 これまでそういう事例は

把握しておりません。

【山田(博)委員】 じゃ、この外国漁船の違法操業の取締り強化について関連して、もう一度お尋ねしますけれども、県当局としては、外国人による許可漁業の経営権の支配権を有するまでの資本参加の場合でも、それは著しく漁業の秩序を乱すような場合でなければ、それは認めるということで理解していいんですか。

というのは、国境離島新法におきまして国土の保全というのがあって、特に国境のしまでは、そういった防衛上の問題で、やはり国土の保全というのは強くうたわれているわけですね。で、漁業というのは、国境に関しても大変重要な位置を占めているんです。その中で、今回の外国人資本参加というのを県の漁業許可の中に認めるか認めないかというのは、今後の大変大きなポイントになるわけですね。

そこで、今、速やかに答えられるのか、いや、ちょっと今は答えにくいので、後日、また部として見解を求めて答えられるのか、いずれかをお答えいただきたいと思います。

【中村漁業振興課長】 水産庁にも確認をいたしました。直接日本の水域で外国人が漁業を営むということは、これは法律ではっきり禁止されておりますが、漁業の経営に資本参加することについては特段の問題はないという見解をいただいておりますので、県としてもそういう認識でございます。

ただし、先ほど申しましたように、漁業関係法令の遵守を著しく欠く者ということであって、これは日本人であろうが、外国人であろうが、経営を支配するというような場合がございましたら、それは当該許可の取り消しの要件となるということでございます。

【山田(博)委員】 わかりました。今の発言を精

査して、離島・半島地域振興特別委員会で、また改めてこの件は議論をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかの委員の皆さん方も質問があるでしょうから、一旦終わりたいと思ひます。

【山口委員長】 ほかに質問はありませんか。

【山田(博)委員】 もう一つ、111ページに、「国の行政機関施設の設置・拡充について」ということでありますけれど、これは五島市のほうが、五島海上保安署の海上保安部への昇格について、特段のお力添えをお願いしたいというふうになってはいますが、ここに書いてはありますが、国に対しては要望活動しているというふうになってはいますが、現状はどういうふうな形になっているか、それをお答えいただけますか。

【中村漁業振興課長】 この件については、昨年度も今年度も引き続き、水産部としては、取締体制の一層の強化ということで要望しているところでございます。進展は、今のところ、直接のご回答はいただいております。

【山田(博)委員】 その時の、要望した時の反応はどうでしたか。

【中村漁業振興課長】 外国船の取締りというのは、長崎県の周辺海域では重要なことであります。水産庁でも、現在、体制を強化していただいております。引き続き強化をするということでお話をいただいております。

【山田(博)委員】 これは水産庁でやっているから、こちらのほうは、五島海上保安署を海上保安部に昇格するのはしませんよというふうに言っているということで理解していいんですか。それはどこの回答だったんですか。

【中村漁業振興課長】 私どもといたしましては、有人国境離島の重要性を鑑みまして、地域づく

り推進課と連携をしながら、この取締体制の充実強化、それから、企画振興部のほうからは、海上保安部の体制強化や増員を図ることについて連携して、今、要望しているところでございます。

これからも引き続き、この要望を続けてまいりたいと思いますし、その結果として、組織の充実が図られればと考えているところでございます。

【山田(博)委員】私がお聞きしているのは、漁業振興課長、国のどこに要望しているんですかと聞いているんです。今の答えでは、どこに行ったかわかりませんよ。正直なところ、休憩とったほうがよかったら、休憩とっていいですから、お願いします。

【山口委員長】しばらく休憩します。

— 午後 2時32分 休憩 —

— 午後 2時32分 再開 —

【山口委員長】委員会を再開します。

【中村漁業振興課長】水産部は、水産庁の担当課、それから、地域づくり推進課は国土交通省の海上保安庁に要望されているものと思いますが、正式なところは、再度確認をさせていただきたいと思います。

【山田(博)委員】水産部は水産庁に行って、海上保安庁だから、所管は国土交通省でしょう。水産部が水産庁に行って、何しに来たんですかというふうに、水産庁だったら、漁業取締りをやっているんだから、もうよからうがと言うのが関の山ですよ。

これは、私は、たまたま担当部局として水産部漁業振興課と書いているからやっているんですけれど、もうちょっとしっかりと、どこに行ったかとかぴしゃっとわかるようにやっていた

だきたいと思うんですね。はっきり申し上げて、中村漁業振興課長も、いろんな事業があつて、てんてこ舞いで、大変ご苦労だと思えますよ。苦労しています、大変なんですと顔に出ていますよ。わかるんです。わかるけれども、こういった要望が上がっているということをご理解いただいて、ぜひ頑張っていたきたいと思っております。

大変ご苦労もあると思うんですけど、よろしくお願ひしたいと思えます。あなたもいろんな業務があるから、これ以上言うと、大変ご苦労されているのは十分わかっていますから。あなたの部下から、うちの課長は大変ご苦労されているんですとよくお聞きしていますから、そういうことで、一旦終わりたいと思えます。

【山口委員長】ほかに質問はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口委員長】ほかに質問がないようですので、次に、所管事務一般についてご質問はありませんか。

【山本(啓)委員】まず、クロマグロから質問をさせていただきます。

先ほどご報告の説明の中で、一定小型について第4管理期間に入ってということで、その後の全国の漁獲枠消化状況などと、あと、それらに伴って本県の枠についての説明等々もいただきました。

次期以降の漁獲可能量の配分方法を審議するために、9月から11月にかけて水産政策審議会資源管理分科会等々において、くろまぐろ部会が計5回開催されたと。その中身、やりとりについて説明できるものがあれば、詳細を少しお聞かせいただきたいと思います。

【中村漁業振興課長】国では、この第4管理期間から、大型魚についても、沿岸漁業について

も各県に割り振るという方針が出ました。

最初に、大型魚の配分案を提示されたんですが、そのことに関しては、沖合漁業よりも沿岸漁業のほうが相当少なく、全体で4分の1程度の割り振りです。これは実績に基づくものなんです。そういう状況があり、全国の沿岸漁業者から相当の不満の声が出たということでございます。

そういうことで、水産庁としては、この水産政策審議会の中にくろまぐろ部会を改めて設置し、専門家を交えるとともに、関係の漁業者から意見を聞いてきました。

その中では、やはり沿岸漁業に手厚く配分をしてほしい。それから、現在、マグロ資源が回復傾向にある中で、実績だけの配分では、今後の増えるマグロ資源に対応できないといったような漁業者の意見もあったようでございます。

その結果としまして、水産庁では、今回、第5管理期間の基本計画案が、今日お昼にお手元のほうにお配りをいたしておりますとおり、出されたということでございます。

基本的には、第4管理期間の配分の方法と同様の配分ということですが、実績以外に、改めて大型魚については、沿岸漁業に一定の配慮をするということ、それから、途中で操業自粛になれば、資源評価のための漁獲データがとれなくなりますので、そういった場合のための特別な枠を小型魚で用意するといったような配慮が示されている状況でございます。

その結果として、お手元にあるような配分がされ、本県は、おおむね3年間の実績程度の漁獲割り当てをいただいているところでございます。

【山本(啓)委員】 議論として、第4まできて、第5、次を見た時も、配分量が少ないというところ

は、どこの地域も恐らく一緒でありますし、それはもう大小問わず、そのような形であろいかと思います。または、沿岸とか、まき網問わず、沖合問わず、皆、足りてないという言い方をするんだと思います。

そういう中であって、今回はくろまぐろ部会というものをつくっていただいて、沿岸の漁業者自らが出席をしてということであったというふうに聞いているんですけども、私は、それぞれの地域、または、それぞれの漁協を取りまとめられている組合長さん方は、当然、沿岸漁業者、沖合漁業者問わず、漁業者の声をしっかり聞いて臨んではいるかと思いますが、それでも毎回、毎回、決定事項に対する声があるわけですね。

やはりそこは、今後、もし何かがスタートする前とか、何かをスタートした後、結果が出た後にこういう部会を開くのではなくて、途中、途中においても、こういう審査会や部会を開いて、途中の状況について、組合長のみならず、出席をもう少し、漁業者にも参加をつなげるような形で、現場の声を届けるような形で、そういった会を設置していただくことができないのか、それを水産庁のほうへ申し上げていただけないかなと思うところがあるんです。

今、私が申し上げたのは、始まりと結果のある時だけじゃなくて、その途中経過においても、また、代表者のみではなくて、現場の声を伝える、伝えることができる人間を踏まえての出席、この2点について、いかがでしょうか。

【中村漁業振興課長】 このクロマグロについては、皆様それぞれの地域、漁業種類によっていろんなご意見がございますので、これまでも水産庁に対しまして、丁寧に意見を聞いてくださいと、我々も一生懸命伝えてきたところでござ

います。

今あった2点のご指摘、途中経過を一つは現場のほうにお届けして、またその時の意見を聞く。それから、沿岸の漁業者が意見を述べる機会を設けていただくというようなことについては、水産庁に要望していきたいと考えております。

【山本(啓)委員】今の課長の言いぶり私の質問が違いまして、おおむね水産庁にお届けするところだけは一緒なんですけれども、じゃなくて、途中経過を聞くんじゃないで、途中で、今回の審査会やくろまぐる部会を開いてほしいと、途中で。決定前と、決定後じゃなくて。途中にも開いて、そこに現場の漁業者も出席するような形をとっていただきたい、この2点なんですけど、いかがですか。

【中村漁業振興課長】申しわけございませんでした。

今後、このくろまぐる部会がどういうふうになるかは、現在、水産庁からお考えを示されておりませんので、よくわかりませんが、こういう機会がございましたら、先ほど山本(啓)委員からご指摘がありましたように、途中経過についてご意見を届ける、あるいは途中経過を報告するというような機会を持っていただくように要望していきたいと思います。

【山本(啓)委員】これまでと配分の仕方が変わってないとか、これまでの内容とおおむね変わっていませんとか、先ほどおっしゃったですよ。その上で、まだまだそういう声もあるし、根本的なところは改善されてないわけですから、そのことについて、水産庁から何もじゃなくて、水産庁に対して、そうすべきじゃないかと強く申し上げるようなことをしていただきたいということを言っています。

もうご承知だと思うので、すべて言いませんけれども、回遊魚であるクロマグロを一定期間、同時期に、制限を数字を当てはめてするというのは、本来無理な話なんです。それを何とかしようという試みですから、これは制限する側と制限される側の話じゃなくて、ともにそういう結果にたどり着こうというのを漁業者と一緒にやっていかなきゃいけない話なんで、それを取り締まる側と取り締まられる側ぐらいの話で、延々と水産庁から何かきましたから、それを待ってとか、何もないので、それが出るまでとか、そういうやりとりでは、絶対理解されないと思いますから、いつ言っていただけますか。今の2点について、いつ言っていただけますか。

【中村漁業振興課長】担当者レベルでは、すぐにでもそういうご要望をお伝えしたいと思いますし、また今後、正式な意見を述べる機会には、そのご意見を加えて要望していきたいと考えております。

【山本(啓)委員】もう一点、常日ごろから申し上げておりますので、もう答弁を求めませんが、やはり産卵期における漁獲制限というのは、全くもってなされていませんね。産卵期における漁獲制限を求める理由というのは、当然のことながら、産卵場所、本県も含む日本に回遊してくるクロマグロの産卵場所、日本海ということはおおむねわかっておきながら、日本海におけるまき網の漁が産卵期間に行われているということは、誰が見ても事実なんです。そこが緩やかに魚が移動するからこそ巻きやすいという話も、どこでもそれは聞こえてくる話ですよ。それを改善してほしいという声があって、それが資源管理につながるんじゃないかというのも、一定理解される話だと思いますので、そこはずっと言い続けていただきたいなと思いますし、

県としても、事務レベルではなくて、いま一度、漁業者の声が高まれば、私は、本県は水産県としての立場がありますから、言うべきだと思いますね。

そういった部分について、いま一度大きな声を上げて言うような高まりを、漁業者が爆発してから言ったんじゃ、もう収拾つかないですよ。その辺を少し、最後、ご答弁をいただきたいなと思います。

【中村漁業振興課長】 山本(啓)委員ご指摘のように、本県の沿岸漁業者からは、産卵期の漁獲を続けるということによって産卵量が減って、資源への加入量が減るのではないかという強いご意見、ご要望があるのは承知をいたしておりますし、これまで本県も国のほうに伝えてまいりました。

このような声を受けて、国でも、国の水産研究機構では、産卵期の漁獲が資源に及ぼす影響とか、海洋環境と加入量の関係などの研究に取り組んでいるところでございます。

県といたしましても、これらの研究による資源への影響の早期解明と、漁業者の情報提供など丁寧な説明について、引き続き国に求めてまいりたいと考えております。

【山本(啓)委員】 それで、その流れで少し角度を変えるんですけれども、実は、壱岐市が「SDGs」という世界的な取組の我が国での指定の一つを受けました。壱岐市が受けているのは、持続可能な農業という取組であります。その中には、世界の10何項目か忘れましたが、その何番目かに、水産業の持続可能な取組というのがあったと思います。

久しぶりにじっくり読んだんですが、長崎経済の初めのところの寄稿のところに、長崎大学の松下教授の「長崎の漁業」というような寄稿

文がございました。その中に、長崎県の漁業の状況や、そして、漁師の方々の取組状況などをしっかりと教授の目で分析された内容が書かれていて、生物多様性と絡めて、長崎の漁業の操業する海との関係性とか書いています。

この中に書いていることの一部で抜粋して質問するので、それはすべてではないということをご了解いただきたいんですけども、やはり本県は水産県であるというのは、先ほども言いました。水産による産業の一端を担っていることは間違いないわけですし、離島や半島の漁業者の方々は、まさしく一本釣り等々によって、持続可能な産業として延々とやってらっしゃると。

その価値観の話になるんですけども、消費者が、そういった一本釣りでしっかりと捕っている、持続可能な漁をしてきた。または、まき網で、資源を枯渇させるかもしれませんけれども、ぱっさり捕った。こういう言い方をすると、両方生活があるんだから、双方の漁法に対して分ける必要はないと、これはわかるんです。ただ、もう一つ考えれば、必要な分を、捕れるだけ捕るといふのと、捕れるだけ捕って、それを売るといふのは、やっぱりまた価値観が違うと思うんですね。

そういったことで、この中には、世界的にポール・アンド・ラインのマークがついているとか、それから、MSCやASCといった価値観を表記して検証する方法とか、そういったものがあります。長崎県は、これからも水産のことに取り組んでいく以上は、消費者に対しても、県民に対しても、海とのつき合い方や資源の状況などにおいて、水産物との接し方とか、価値観とか、そういったものも検証していく必要があるかと思っておりますけれども、そういった考え

があるのかないのか。あれば、その一端をお聞かせいただければと思います。

【岩田水産加工流通課長】先ほど委員がおっしゃいました「SDGs」につきましては、壱岐市のほうで承認といいますか、計画をつくられているところがございます。

それから、世界的な認証のお話になりますと、今、大きなものでは、MSC、MEL、ASC、AELと4つほどございます。ただ、残念ながら、本県の漁業、養殖業の中で、現在、認証を受けているところはありません。ただ、全国的にも非常に少ない状況です。全国的に認知のされ方もまだ低い状況がございまして、なかなか皆さん、とるに至っていない。

それからもう一つは、認証を取得するのに相当お金がかかって、さらに、更新にもお金がかかるということで、皆さん、まだそこまで至っていない状況でございます。

ただ、委員がおっしゃいますように、漁業者の皆様は非常に資源管理、あるいは資源管理に上乘せして、さらに厳しい漁獲制限を自ら課す、あるいは監視活動をするという努力をされております。その部分とあわせて、さらに、漁獲物の鮮度を向上させて捕っているんですよというアピールポイントは非常にあるというところがございますので、例えば、漁業者の方々が、我々はこういう我慢をしてといいますか、漁獲制限をかけて、資源にやさしい捕り方をしますと、さらに、こういう扱いをして、鮮度はいいんですよというアピールもしながら売っていくというのは、ブランド化と同じで、非常に有効なものだと考えております。また、どこかの漁業者の団体ですとか、漁協が率先して、そういうことで売っていこうというような動きをされるのであれば、既存の支援制度で、十分我々

も支援していこうと考えております。

【山本(啓)委員】共有していただけたのかなというふうに理解をしました。

その漁業者の方が意見交換の中でおっしゃったのは、缶詰とかであれば、マークが明らかに、そうやって資源管理ができる漁法によって捕られたものですよという表記があって、それを消費者が、そういうことを考えている加工品とそうでない加工品を見た時に、消費者はこっち側を選ぶということの価値観の共有ということをおっしゃっています。

それこそが、オリンピックの時に提供される食材についても、世界的にはそういった理念、考え方が一定あって、そういう食材に対する、選手村やインバウンド、外国から来られた方々への提供というのは、もう世界的な常識として成り立っていると。それを、水産県長崎がどこよりも先駆けて、高額な登録や更新など必要ない、本県がそうであるから、そういう価値観を本県で発信するんだというものがあれば成り立つものだということを説明いただきました。

ぜひ、既存のものがどうこうというお話ではない、本当にありがたい話なんですけれども、新たなものの取組としても、資源管理の水産県長崎と、資源を持続可能な開発の取組として呼応するような形の水産県長崎の取組を、今、一番困っているクロマグロを中心にスタートを切っていただきたいと思うのですが、いかがですか。次長、ご答弁いただけませんか。

【高屋水産部次長】ただいま委員がおっしゃった視点は非常に大事なことだと思います。

一つは、今度、水産改革がある中で、水産業の成長産業化という視点がございまして、規制する一方、成長化もするんだという視点がございまして。今委員おっしゃった認証のパターン

も、守るだけではなくて、資源管理した上で成長産業化するという視点と符合するものだと思いますので、私どももそういう考えのもとで事業を組み立てて、今後取り組んでいきたいと思えます。

【山本(啓)委員】まさしく食べる量だけを捕ると、それが実践できればありがたいんですけども、なかなかままならないわけですけども、しかし、かつては、恐らくそうだったと思うんですね。農業も漁業も、食べるだけの量をとると。それが資源管理の基本だろうなというふうに思っていますし、ぜひ進めていただきたいと思えます。

今ご指摘いただいた、漁業の新しい改革が今なされています。その中において、2点、一つは、今日ご説明のあった真珠、これも地先漁業権を行使してどのように、新たな資源をどうするかという話。

もう一つが、今、そういった観点からいくと、誰がその海域を管理しているのか、そして、誰がその海域でビジネスを展開しているのかというところで、いろんな事案があります。例えばプレジャーボートの方々が海域に入って、一本釣りの方々が、天然魚礁があるところで漁をしている際に、プレジャーボートの方々が来られてというところもある。または、潜りですね。海女さんや潜って漁をする方々、そういったところに、きれいですから、スキューバーなどで遊漁の方々が来られて、そこでビジネスを展開すると。

今後、漁協が持っていた、漁師さんたちが持っている地先における漁業権、こういったものの改革が進んでいく上で、もう既に、改革より前に入会の状況になっている、そういった状況があるんだと思えます。

こういった事案について、もし何かしら報告が上がっていたり、水産部として考えがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

【中村漁業振興課長】経済成長に伴いまして、国民の余暇とかレジャーが、昭和の終わりのころから広がってきました。海の利用が、それまで漁業者だけだったのが、今、山本(啓)委員ご指摘のとおり、いろいろな利用のされ方をしています。海水浴、スキューバーダイビング、ヨットやボート、最近ではサーフィンなど、そういったさまざまな形態が増加をしております、それに伴って、海面の利用に関する漁業と、そういうレジャーとのトラブルも全国的に増加をしているというのが事実です。

特に、古くから多いのは、釣り遊漁の方と漁業者の間で、我々も間に入って調整をしてきた経緯がございます。

ただ、いずれにしても、海の利用というのは、基本的に自由であるという側面がございますので、それぞれがお互いを理解して調整しながら、場合によっては協定を結んだりして、全国的に共存共栄という体制がとられておるところでございます。

本県の中でもそういう漁場利用協定のようなものを結んで、ダイビングを受け入れている漁協もございますし、それから、遊漁者、釣りとの間では、数例のそういう協定を結んだ事例もございます。そういうトラブルに対しては、県も間に入りながら調整をしていかなければならないと考えておりますが、ただ、漁業権という権利が漁協に与えられている以上、その権利を守るという義務も当然漁協にあるわけでございます、その地先を利用する者との窓口としては、やはり漁協が全面的に出て調整をしていくというというのが、これまでの事例となっております。

ります。

【山本(啓)委員】 そうですね、基本的にやはり自由だと。だからこそ、そこにルールを定めてと。しかしながら、それは漁協が権利を持って行っているの、漁協の、いわゆる地先漁業権においては、漁協が主として窓口となり、漁業者と利用者との間に入ってと、それに対して、県ももちろん行いますよと。

しかし、日ごろから利用しているのは漁業者なわけですよ。そこで生業として、海からの資源を捕って、それをビジネスとして、それを生活の糧にしているわけですよ。要するに、仕事場なわけですよ。そこに、プレジャーボートといった観点で来ると。それを利用者本人ではなくて、ビジネスを介して来ると。そういった部分について、じゃ、漁業者とそういった者の間に入った漁協は、どちらの立場で何を約束、協定を進めていけばいいんですかね。やっぱり漁業者は、「我々の職場に来てくれるな」というのを言いますよね、当然。船も自由にやっていたのが、危ないとか、我々は決まって、日ごろの行いとしてやっているけれども、その時間に来られた方は、そういったルールもわからないので、船とか交錯してしまうとか、そういった部分、間に入る漁協としても、大分弱いんですね。提案されてから、じゃ、どうしましょうかと、この時間はやめてください、この海域はやめてくださいとか、やめてくださいルールをつくっていく。自由と言いながらも、そういった部分に少し不都合が生まれるんですけど。

何を言いたいかといえば、もう少し積極的に、水産部というよりも、行政が今まで以上にこういった改革を、国が取り組んでいる時でありますので、今まで以上に行政がその間に入って、その方向性、道しるべなりを定めるか、もしくは

は可能性について事前に議論して、漁業者に理解を求めつつも、利用者に理解を求めつつも、漁業者の取組に妨げにならない環境づくりを、要するに、漁業者側に立って間に入っていただくことができないものか、見解を求めます。

【中村漁業振興課長】 私どもは水産部ですから、まず、当然、水産業の振興・発展というのが大事ではございますが、ただ、先ほど言いましたように、海洋レジャーについては規制がないものも多く、それを管理するという方法を持ち得ない部分も多うございます。

県の中には、実は地域ごとに、海面利用協議会という協議会を水産庁の仕組みの中で設置をしております、そういう海洋レジャーとのトラブルについては、地域、地域のそういう協議会の中で議論をしていただくというような場も持っておりますので、そういうのを活用しながら、調整がうまく進むように関与をしてまいりたいと考えております。

【山口委員長】 それでは、しばらく休憩します。
場内の時計で、15時15分まで休憩いたします。

— 午後 3時 0分 休憩 —

— 午後 3時15分 再開 —

【山口委員長】 委員会を再開します。

ほかにご質問はございませんか。

【中村委員】 先ほど大村湾漁協、川棚漁協、多良見漁協の合併に向けたということを説明いただいたんですけど、よかったなと思っています。これまでも何回となくチャレンジされて、やっとうこういう運びになってきた、非常にいいことだなと思います。

まず、大村湾の再生についても、これだけの漁協がまとまったということであれば、共同体制で臨めると思うから、水産部としても、これ

まで蓄えてきたノウハウを十分活用されて、ぜひ早い時期に、昔の大村湾の状況に戻るような改修、また、事業を展開していただきたいと思っています。

そういう中で、今回、来年の1月23日調印で、4月1日の合併ということなんですけど、これまでは、多分、単協、単協での予算を組んでの事業の展開だったと思うんですね。そうだと考えているんですけど、今回、合併に伴ってくれば、逆に言えば、単協ではなく、今までのすべての単協の予算にプラスアルファしたような予算になってくると思うんですね。

県として、合併後に、要は、正会員が275人、准会員が321人、合計596人、これだけ大きな漁協になってくれば、何とかして県のほうもやっぱり予算をちゃんとした編成をして、今まで以上に支援をしていかなければならないと思うんだけれども、その辺の予算について、今後、合併後にはどのような計画を持っているか、お尋ねします。

【黒崎漁政課長】新しくできる予定の大村湾漁協でございますけれども、3つの単協の合併です。予算的には、合併したからには一つの財布にすることになります。

今、私どもも合併の契約の大体のあらましというのは伺っておりますが、基本的には、当面は現行のままとして3年間走るということで、3年後には、大村湾漁協の行使料や指導事業の賦課金など、もろもろを統一する計画で始めると聞いております。

そういった中で、私どもとしても非常に望ましい方向の動きだと考えておまして、漁協の合併をした効果が、吸収される小さな漁協にもしっかり感じとられるような経営になるように、県としても、その後のフォローもしっかりさせ

ていただきたいと思いますし、必要に応じて、経営改善計画等も今からおつくりになるやに聞いておりますので、しっかり我々も入って、漁協の経営健全化に資するように、協力をしていきたいと思っております。

【中村委員】当然、県としても、これだけの大きな漁協になるんだから、これまで以上に支援をしなきゃいけないということは今言われましたけれども、ただ、3年間の猶予期間があるということなんだけれども、今回、ほかの事例の有明漁協なんかの問題もあると思うんだけれども、要するに、以前はすべて島原半島なんかも単協でやっていたんだよね。それが合併した漁協の編成になっているんだけれども、やっぱり漁協を合併するというのはなかなか難しいものであって、その後、合併後のことも今のうちから頭の中に入れていって、ちゃんと指導しておかないと、3年間の猶予の中でできなかつたら、結局こういうばらつきになってしまって、有明漁協みたいな状態になる可能性もあるわけだよ。

だから、当面私が心配しているのは、もちろん大村湾の再生については、今まで以上に力を入れていかなくちゃいけないと思うし、貧酸素対策、すべての対策について、今までよりもっと大がかりなものをやらないと、今までは単協だったから、意見も小さかったと思うんだけれども、これが大きな集団になってくれば、それだけ大きな意見が今度から出てきますので、ぜひ皆さんたちもその声を生かして動かなければならなくなってくると思うので、その辺は重々考えておいてください。

もちろん、今、私が心配しているのは、大村湾というのはナマコが主でやっていますよね。去年、今年、少しずつ成果が上がってきて、ナマコの量が少しずつ、水揚高が上がっています

けれども、これが当然、よくなってくれば、また数年後にはどんと下がる可能性も出てくるわけですから、これはどこの分も一緒だと思うんだけど、それをするためには、せっかくこれだけ、今、水揚げが上がっているうちに、各漁協が組合員の方たち、准会員の方たちがすべての水揚げを漁協を通して、水揚高として上げるような体制をとってやらないといかんと思います。そうしなければ、やっぱり漁協としての運営もなかなかできなくなってくるし、今回、合併するに当たって、各単協からいろんなクレームが出てくる可能性が出てくる。あその漁協はこれだけしか水揚げがない、おかしいじゃないか、これだけ人数がいるのに、これだけナマコが捕れているんだよと、なんでこのくらいしか揚がらないのかというところのクレームが、多分出てくると思うんだ。そうした時には、結局決裂してしまう可能性も出てくるわけです。

だから、当然、各漁協の総会に行かれると思うんですよ、課長ね。そのときに、やっぱり組合員の方たちに対して、今までは今まで、ただしかし、今回、合併もしなければなりません、そういうことを考えていけば、当然各漁協の水揚げに対しては、一緒になって、できるだけ水揚げを上げなくちゃいけない。水揚げを上げれば、それだけの支援ができますよということをやっぱりちゃんと報告しないといけないと思うんです。その辺については、今までどういう体制で、総会とか何とか指導されていきましたか。

【黒崎漁政課長】日々の漁協の経営指導につきましては、当然、求めがあれば、その場でやっておりますし、現在、検査指導班として、常時検査を行い、その検査の中で、指導の一環として、そういう話をずっと申し述べてきております。その後、正式な検査証を手渡して是正を求

めますが、その中で、合併の検討についても強く求めているような状況でございます。

各総会の運営そのものは、組合の自治の問題ということで、あまり深く立ち入ることはせずに、向こうからご案内があれば、できる範囲で対応させていただいているというような状況でございます。

【中村委員】いいことですから、この3年間の間に指導を徹底して行って、できるだけ、最終的に3年後に合併した時に大きな水揚げが上がるような状況にしていきたいと思います。

私の諫早市の多良見町漁協というところなんですけれども、実際、今、水揚場を持たないんですよ。漁協としての水揚場がないんです。この間から、ぜひ水揚場をつくりたいということで、皆さんたちをお願いをしながら、何か支援策はないかということでやっていたんですけども、どうしても水揚量がないということで、足りないということで、なかなか支援ができなかったわけですね。しかし、今回、来年合併するというのであれば、合計の水揚高になってくと思う。ということは、合計の水揚高になって、各支部単位のものになってくと思うんだね。ただ、地域的に水揚場はそばになければいけないということになってくるから、ぜひそういうところも、合併後には水揚場もちゃんと整備をしてやるというような格好をとっていただきたいと思うんだけど、その辺についてはどう考えていますか。

【黒崎漁政課長】新しい合併になって、水揚げ向上のために具体的な対策を立てられるかと思っておりますので、そこはしっかり聞いて、我々が用意している制度で何が適用できるのか、そこら辺を丁寧に対応していきたいと思っています。

【中村委員】ありがとうございました。できる

だけいい状況で合併をしていただいて、その後もいい状況で大村湾の再生ができるように、水産部全体で取り組んでいただければなと思っております。

それと、もう一点、午前中に前田委員から質問がございましたけれども、漁港予算のことについてなんですけれども、参事監のほうから随分答えをいただいておりますけれども、要するに、国の内示額が下がってきたから、結局、県としてはそれだけしか国に対して要望ができなくなっているというような状況をお聞きしました。

ただ、私が思うには、もちろん国の財政状況も厳しいだろうし、そのほかの原因というのも多々あると思うんですけれども、他県のほうがどんどん予算を要望してくる中で、長崎県がなかなか厳しくなってきたという状況もお聞きしましたけれども、そういう中で、私が思うには、もしかしたら、これは国の内示額が減額されている中には、何か県のちょっと足りない部分があるんじゃないかという考えがあったものだから、そこら辺をもう一度参事監にお聞きしたいんです。何か県がちょっと足りない部分があって、その内示額が減額されているということはないんですかね。

【中村水産部参事監】内示の減額されている状況については、先ほど委員おっしゃったように、全国的な衛生管理や防災意識の高まりにより競争が激しいためであります。

県に足りないというよりも、やはり県の財政の健全化ということも考慮しながら、我々としては、できるだけ予算の総額を確保していくことを考えなければいけない。我々としては、水産庁に直接出向いたり、あとは、常々情報提供、情報共有をしながらやっているわけございま

す。ですので、我々のできる限りの対応を今後ともしていきたいと考えております。

【中村委員】できる限りの努力はしていただきたいと思うし、なかなか厳しい状況というのは私たちもわかっているんだけど、ただ、そういう中で、ここ2年間ぐらい予算が減額されていますよね。その減額の部分については、どういうところに影響がきているのか、そこがわかれば教えていただきたい。

【中村水産部参事監】具体的に予算減、内示減のところについては、やはり全国的に厳しいところにしわ寄せがきているという状況であります。

具体的に言えば、例えば衛生管理の拠点であります長崎漁港、そして、防災の拠点であります小値賀漁港、こういうところに予算の減がきているわけでございます。

一方で、先ほどもお答えしたんですけれども、予算減の状況の中で、国の補正予算をしっかりと確保していくということで、県といたしまして、当初予算と補正を一体的な予算というふうに捉えまして、リカバーしている状況でございます。

例えば長崎漁港においては、当初予算で十数億円の事業費ですが、補正でも同じように10億円以上の額を確保しております。例えば離島の小値賀漁港におきましても、補正で数億円以上の予算措置をいただいております。できるだけ計画的に、事業の実施に支障がないように取り組んでいるところでございます。

【中村委員】ありがとうございました。

漁港改修についての事業に関わっている業者の方たちは、やっぱり平均的なものの工事ベースがずっとないという、なかなか厳しいんだよね。会社の運営に対する先の計画もできないし、例えば、さっき前田委員が言っていたけれ

ども、台船の数なんかも言われていましたよね。要するに、台船なんかも維持管理するためには、それだけのちゃんとした経営を持っておかなければならない。

私のところも船を持っていますので、そういう中身についてよくわかるんだけど、やっぱり一つの船を会社として維持していくためには、ちゃんとした計画を持たなければ、なかなかきれいな状態で維持ができないんですよ。ここ数年間仕事がなくなってきたと、例えばこれをよそに売船してしまった。そうしたら、例えば急に災害が起きてきた。その災害を早急に復旧しなければならない。そういうときに、仕事は出るけれども、その仕事をする台船がなかったらどうしようもないわけだ。要するに、この間の九州豪雨の時も一緒でしょう。流木の回収に当たっても台船が必要なんですよ。そういう台船がいなくなってきたら、結局どうしようもなくなってくる。

だから、やっぱり安定的な会社運営をしていかないと、そういう台船とかという関連機材を保有することができなくなってくる。そうした場合は、一番困るのはあなたたちです。どういう事業を出したとしても、私たちの長崎県に、それをできる業者がいなくなってしまう。ここら辺をよく考えていただきたい。だから、減額された分については、何らかの形でリカバリーすると、今言っていますから、それは皆さんたちを信用しながら、ぜひ安定した事業の展開をやっていただければなと思っています。

ただし、事業の展開はもちろんなんですけれども、今後、先ほど言われたような、内示の減額とかというのは、多分続いてくる可能性はあるわけですよね。そうしたときに、今後、どうやって長崎県として漁港改修を含めたところの

予算を確保するのか、その辺の見通しについて、お話しいただけますか。

【中村水産部参事監】 委員ご指摘のとおり、水産基盤の整備事業、漁港漁場の事業につきましては、水産業の発展はもちろん、建設業の発展も、両方を支えている重要な事業であるということでございます。着実に、安定的に実行していくためには、やはり当初予算の確保が非常に大事だということでございます。

ということで、今年、先ほど次長からもありましたように、「水産改革」というものが水産庁で行われているところでございます。水産庁では、この水産改革の実現のために、重点的な予算措置を行っているということでございます。

実際に、9月の予算要求も、かなりの重点的な予算要求をされていたところでございますので、この12月の政府案決定においても、そういった措置がなされるものだろうと考えております。

長崎県の漁港漁場においては、それをチャンスと捉えまして、県でもしっかり予算確保に向けて努力していきたいと考えております。

【中村委員】 最後にしますけど、長崎県というのは、漁港、港湾、両方とも、改修した時期からすれば、もう長い年月がたってきているんです。だから、だんだん老朽化がひどくなっています。ということは、今からも改修については、予算がずっと必要になってくる。だから、そういうところも計画に入れながら、例えばここ数年後の間には、もちろん長崎港はずっとやっていますけれども、ほかの周辺部、離島の漁港も一緒だと思うし、港湾も一緒だと思う。そういうところも含めながら、土木部とも話をしながら、改修箇所については、ちゃんと目検討をつけて、それと計画を立てながら、それに見合っ

た予算要求をしていけるように、体制をつくっていただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いしたい。

先ほど言われた水産改革にのっとったマネジメントを含めながら、ぜひ新たな計画として盛り上げながら、この長崎県の業者、そして、もちろん水産業の方たちも含めながら、手を取り合いながら頑張っていただけだと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

【山口委員長】 ほかに質問はありませんか。

【西川委員】 水産部に初めて質問します。

漁場の育成とか、藻場の育成とか言われていますが、平戸北部海域で、度島のところで砂採りの船が沈みました。地域の漁協から、引き揚げてくれというような要望がございましたが、まだ揚がってないと思います。

県内各水域でそういう沈没船とかが、まだ引き揚げてないのがどれくらいあるのか。そして、それが後々どんな影響が推測されるのか。私は、全部揚げたほうがすっきりすると思うんですけど、そのような状況。そして、特に平戸海域で沈んだ船のその後の話し合いがどうなっているのか、わかっていたら教えていただきたいと思います。

【平野漁港漁場課企画監】 現在、船が沈んでいるような状況が、平戸の沖以外ほかにあるかというご質問ですが、漁港漁場課の認識として掌握している中では、平戸沖の砂利採取及び運搬船1隻でございます。

それと、もう一つ、昨年8月に沈没しました砂利の運搬船、3名の方の死亡もあったわけなんですけれども、この状況ですが、先月の11月30日に、地元の県北の10漁協と、それを仕切ります県北の組合長会から、国土交通省及び海上保安庁に陳情がなされました。陳情に行かれ

た方は6名で、九十九島漁協の高比良組合長、佐世保市相浦漁協の溝口組合長、議長でございますけれども、あと、県からは、あいにく議会中ということもあって、県庁からは同行はできなかったんですけれども、県北振興局の水産課長の古原課長が出席しました。あと、北村代議士が陳情には同行していただいたということで。

陳情の趣旨としましては、海防法という「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」というのがございまして、49条の2に基づきまして、砂利運搬船を持っている会社に対して、直ちに引き揚げ撤去するように指導してほしいというようなことでございました。それに対して国土交通省及び海上保安庁のほうからは、「佐世保海上保安部が引き揚げの指導をしてきたところではありますが、引き続き、粘り強く引き揚げを指導していきたい」というような回答を得ているような状況でございます。

【西川委員】 沈没した会社は保険にも入っていることだろうと思うんですが、引き揚げなければならないという何か義務的な決まり、法律、条例とか、そういうのはないんですか。つまり、法によって束縛するとか、命令するとか、そういうことができないんですか。

【平野漁港漁場課企画監】 先ほど申し上げたとおり海防法の中には、そのような命令を国の海上保安部が出すことが可能だという条項はあるんですけれども、それとは別に、民民の中で、7月19日に九十九島漁協が長崎地裁に、この沈没船の引き揚げの仮処分命令申立書というのを出されました。

しかしながら、10月26日に、引き揚げ申請が却下されたということで、どうもNHK等の報道によりますと、民民のやりとりの中では、沈

んだ砂利運搬船の中に残った油はもう抜いてしまったから大丈夫というような判断の中で、それだったら漁業被害は起こらないというようなことの中で却下されたような報道がなされております。

ただ、引き続き、福岡高裁に即日抗告というのがなされておりますし、また、本裁判のほうも、民事訴訟になりますけれども、なされているというような状況の中でございますので、実際油が全部抜かれているかどうかというのは、やはり当事者同士というか、それを捜査する保安部しかわかりませんので、私どもではそういったところは掌握できないような状況でございます。

【西川委員】油が完全に抜かれていたら、仕方ありませんが、もしまだ残っていたら、やはり付近の沿岸に油が上がってきます。そうすれば、磯がまた痛みます。漁業者ばかりでなく、地域の損失にもなるわけですよ、自然破壊になりますから。だから、油が完全に抜かれているかという検証はどうしたらできるのか、潜って調べることができるのか、そういうことはわかりませんが、そういう完全に油が抜かれている、撤去されているという証拠、検証と、それから、何がなんでも揚げていただきたいというような地域の漁民の気持ちですので、私は水産部としてもそのような態度で、関係省庁と連携しながら、確固たる態度で頑張りたいと思います。

部長か次長か、何か考え方がありましたら、教えてください。

【高屋水産部次長】ただいま、まさに西川委員のほうで整理していただいたことが、漁協の心配そのものでございます。

かたや 会社のほうは、そういうことはないん

だという主張があるわけございまして、それが争点になっていまして、現状は司法の判断が注目されているということでもあります。

ただ、水産部といたしましては、現に漁業者の方々が、今、委員が代弁していただいたことになります。そういった不安を抱えているのは現実でございます。係争にはなっておりますが、水産部としては、やはり漁業者の不安がある以上は、その不安が早く解消できるように、漁業者や漁協に寄り添った形で対応させていただきたいという思いでございます。

それもありまして、先ほど企画監のほうからありましたように、国に要望に行く時にも、県からも、寄り添わせていただく形で同行させていただいたという立場をとっております。

【西川委員】そういう説明をいただきまして、少し安心しましたが、やはり季節、季節に磯のもの、つまり海草類とか小さな貝類、ミナ類、カメノテとか知っていますかね。そういうものまで地域の産直に売られていまして、県外、佐賀県、福岡県からもそれを買いに来るような人たちがたくさんおまして、今、平戸の産直店舗がにぎわっております。それが、油が漂着したとか、そういうふうな話がニュースになったりしますと、漁家の所得、水揚げにも影響してくると思いますので、そういうことがないように、これからもぜひ指導、監督を続けていただければと思います。よろしくお願いします。

【山口委員長】ほかに質問はありませんか。

【山田(博)委員】それでは、質問させていただきたいと思うんですが、まず最初に、先ほどほかの委員からも質問がありました大村湾漁協と川棚漁協と多良見漁協の合併に向けた報告書を拝見させていただいた中で質問させていただきたいと思います。

まず最初に、この3つの漁協組合が合併することによって、水揚量と、水揚金額と、あと、合併に至ったことによってどういったメリットが生まれる予定をされているのか、振興計画です、ね、どういうふうに計画されているのか、まず、それをお答えいただけますか。

【黒崎漁政課長】今、手元にある資料の範囲でお答えをさせていただきますが、大村湾の漁協の主要事業の取扱高を申し上げますと、まず、大村湾漁協が、購買が1,100万円、販売が1億4,900万円、それから多良見町漁協が、購買が200万円、販売が150万円、それから川棚漁協が、購買が300万円、販売が360万円ということですので、4月1日以降は、基本的には3つを足し合わせたものになりますので、購買で1,600万円、販売で1億5,400万円程度の規模の漁協になるものと思われま。

それから、合併のメリットでございますけれども、こういった比較的小規模な漁協は、少子高齢化の波が押し寄せている中で、漁業権管理漁協という形態で、なかなか資源管理にまで手を広げられない、毎日の販売・購買で精いっぱいというような状況がある中で、経営基盤が強化されるということになります。具体的には、同じ事務をやるにしても、単協でそれぞれ職員を抱えていたが、これを職員の皆さんで、より効率的に事務ができることになり、人件費削減につながる。これは毎年出てくる効果でございますので、市町村の合併と同じですけれども、そういったところで極力少ない漁民の負担で、これまでと同等か、それ以上の協同事業が営めるということが合併のメリットになろうかと思っております。

【山田(博)委員】西次長、合併に向けて3漁協がありましたけれども、ほかにもこういった合

併を推進というか、お世話しているところはほかにもあるんですか。

漁政課長は今年4月に来たばかりだから、前任でやられたんでしょうから、ご存じですか。

【西水産部次長】県内の各地域で何らかの形で合併の検討がなされている地域については9地区、34漁協でなされていて、そのうち、今回ご報告した1地区、3漁協の合併が実現に向けて、今動き出しているというところでございます。

【山田(博)委員】そうしますと、今後、9地区で合併に向けてやっていると。34漁協組合もやるということでありませけれども、今後の大まかなスケジュール、例えば来年は幾つにするとか、そういったのは、ある程度方向性を決めているんですか。決めているんだしたら、それをお答えいただきたいと思ひます。

【黒崎漁政課長】先ほど次長のほうから報告がありました9地区、34漁協の合併の進捗状況ですが、これは、実は相当濃淡がまだございます。今、一番やっていますのが、この大村湾漁協でございます。合併調印までこぎ着けたということです。

あと、目に見える形で進んでいると思われませますが、西彼、それから、長崎市が中心になって取りまとめいただいていますけれども、長崎市内の漁協の広域合併についての研究会というものが持たれておりまして、そこで鋭意検討がなされていると聞いております。

あと、ほかの合併については、さほど大きな進展は今のところ見られておりませ。

【山田(博)委員】あまり時間がないので、要は、例えば何年に何地区の何漁協組合が合併に向けてスケジュールがありますとかというのを具体的に、個別の地区名はいいですから、それを説明いただけませんか。県のスケジュールを。

【黒崎漁政課長】この漁協の合併につきましては、系統の県漁連と一緒に、歩を一にして今やっております、県の段階で県下の漁協合併についての行動計画というものを持っているというような状況ではございません。

【山田(博)委員】そういうことですね。私は、この大村湾の漁協の合併で、合併はしたけど、メリットは、じゃ、具体的にどうなのかというと、要するに人件費とか、スケールメリットがあるという話でしたけど、あと、漁業者がいかにか漁業所得を上げるかというのはポイントなんですね。

例えば、先ほど言った、大村湾だから、こういった根付のナマコとか何かというのは、市とか、町とかやるんですよという話があった。しかし、具体的にはそういったルールが、決まりはなかったわけだから。そこは、今回、合併を推進したわけだから、根付するナマコとか何かでも、国でも、県の中でも規定がない。県内の漁協だって、県と市の細かいルール、規則とかないわけだから。だから、そこはそういったナマコとか何か、根付とか何かの垣根を取っ払って、ぜひそういった漁業振興をしっかりとやっていただきたいと思っております。

今の話では、合併はしたけど、そういった具体的な振興策というのが目に見えないわけですから。漁業振興は、水産部次長の高屋次長がそこは答えていただく形になるんじゃないかと思うのですが、明確に、この合併に至って、漁業振興をどのような方針を持って取り組んでいただくか、見解を聞かせていただきたいと思いません。

【高屋水産部次長】合併漁協につきましては、以前から、県としても推進してまいりました。それで、漁協を合併するという事は、漁協の

基盤強化につながるという明確な漁業者の総意で結実したものと理解をいたします。

したがって、そういった気持ち、計画がはっきりしている漁協につきましては、県のほうでもしっかりと計画の中身を見させていただいて、行き当たりばったりの計画とならないように積極的に関与を深めて支援をしてまいりたいと思います。

【山田(博)委員】ぜひお願いしたいと思います。

続きまして、有明漁協の状況についてなんですが、皆様方のお手元にも、平成29年8月31日に有明漁協が通常総会を開催したが、平成28年度決算報告は否決ということで書いてあります。

この中に、県議会の当委員会で、私、山田博司がこの件に関して、しっかりとした指導してもらいたいということがないんだ。なぜないのかと言いたいんだ、私は。このときに、簡単に、平たく言えば、いやいや、しっかりと監査してやっていますからということだったんだ。ところがどっこい、ふたをあけてみたら、こういうふうな状況になったわけです。この中に、平成29年度経緯に、委員会で私の質問があったということのをなんで書かなかったのか。これは、私としては怒り心頭だよ。私があの時言ったにもかかわらず、こういうふうな状態できているわけだから。なぜここに書かなかったのか。委員会で指摘されているじゃないですか。別に、私は、これは自慢で言っているわけじゃないんだよ。あの時、皆さん方は大丈夫だと、簡単に言えばね。ところが、こんな大きく問題になってきたじゃないですか。

私がお聞きしたいのは、県としては、今日に至った中では、反省すべき見解を聞かせていただきたいと思えます。どう思われますか、今日まで至った経緯に関して。

【坂本水産部長】これまで県といたしましては、漁協の自治にも配慮しながら、組合員の方々の日々の暮らしや操業に支障がないような形で、粘り強く漁協の正常化に向けて働きかけを行ってきたところであり、今回、異例の形となる行政命令を出したわけでございます。

有明漁協の中には、さまざまな意見をお持ちの方がおり、もっと県の指導力を発揮してほしいというようなお声がある一方で、あまり県が組合自治に口を挟んでほしくないというような、ご批判もあったところでございます。

県といたしましては、こういったご意見、ご批判を踏まえながら、反省すべき点は反省して、引き続き系統団体、または関係市と連携をとりながら、漁協の正常化に向け、ありとあらゆる施策を講じながら、漁協の新体制の確立に向けて努力してまいりたいと考えています。

【山田(博)委員】部長が答弁するというのは驚きましたけれども、別に部長に答弁してほしいと言ったわけじゃなかったんです。

これは、異例というよりも、水産業協同組合法で、そういうふうに指導監督できる立場になっているわけですよ。片方では、簡単に言う、するな、片方ではやってくれとあったと。

じゃ、お尋ねしますけど、政治的圧力が何かあったんですか。監査で入るなとか、政治的な圧力が何かあったんですか。それをお答えください。水産部長は答えなくていい、担当課長でお願いします。

【黒崎漁政課長】先ほど部長のほうの説明したいろんな意見というのは、政治的な圧力でもなんでもございませぬ。組合員や有明地区にお住まいの方々の意見を客観的に述べられたものと理解しております。

先ほど水協法で、県は指導できる権限がある

のではないかというようなご趣旨のことでしたけれども、当然、それはございます。しかし、先ほど部長が冒頭申し上げましたように、水産業協同組合法は、協同組合の自治がかなり大きく、自治権というものが付与されておりまして、行政はその枠組みを逸脱するような場合に、それを是正するという権限は与えられております。しかし、組合の個々の経営判断にまで踏み入って、箸の上げ下ろしまでを要求するといったような権限は、法律としては付与されていないわけでございます。

その組合の自治を逸脱していないかどうかというようなところを、私どもは、検査監督の中でしっかり監視させていただいているというような状況でございます。

【山田(博)委員】今の漁政課長のお話をお聞きますと、水産業組合法では監査があるけれども、一方で、組合の自治というのは認められているから、こういった結果になったんですよということでありまして、しかし、自治というのは認められているけれども、あくまでも県としては、水産業組合法できちんと監査する立場にあるわけだから、それをきちんとやらなかった結果が今日にまで来たんじゃないかと言われてもおかしくないんじゃないかと私は思ったわけですよ。ここは、きちんとやらなかった結果がこうなったわけだから、今後、反省してしっかりとやっていただきたいと思っております。

続きまして、お尋ねですけど、国の指導によるクロマグロ規制によって、今、漁協組合の経営状況はどうなっているのかと事前通告しておりますけれども、組合の状況をまとめた資料があるんだしたら、各委員の皆さん方にお配りしていただきたいと思っております。用意しているんでしょう。事前にご確認くださいと言ったけど、

あなたのところがなかなかくれなかったから。

【黒崎漁政課長】委員の質問通告がございましたので、それに対する答弁は準備させていただいております。資料は用意いたしておりませんので、後ほど準備をさせていただければと思います。

クロマグロの規制による漁協への経営の影響でございますけれども、クロマグロだけを捉えた数値は、単価が統計上見えないものですから、推定でいかざるを得ません。結論から言いますと、クロマグロ単体では、さすがに規制の影響が目に見えるような形で一定あると言えるかと思えます。ただ、実際の組合の経営というのは、クロマグロだけではありません。ほかの漁種も漁獲して、水揚げを行い、最終的には、クロマグロの減収をほかの漁種でカバーをするなどしたため、漁協全体の経営が大きな影響を受けたといったような分析にはなりません。これは、後ほどまた資料を準備いたしますので、それを見ていただければおわかりいただけるかと思えます。

【山田(博)委員】事前通告して、それを用意してくださいと言って、渡してくれればよかったのに、もったいぶらないで渡してほしかったですね。私は、そういった姿勢であるんだったら、今後は事前通告しませんよ。そういった姿勢であるのであればね。私は、事前にもらえないだろうかという話をしとったわけだよ。しかし、今になったら、つくっておりますけど、まだお配りできる状態ではありませんと、そんな不親切な対応をするんだったら、私も今から事前通告しませんよ、今後は。漁政課長、それはあなたの部下にしっかりと、きつく言っておいてください。こんな失礼なことはあるか。

続きまして、お尋ねしたいと思うんですけれ

ども、長崎県のほうで、以前から漁業許可に暴力団排除というのをしっかりと、平成29年5月25日の委員会で私が話をさせていただきました。平成29年6月13日、14日、平成30年6月6日、7日と政府施策要望に、水産庁に対して、関連法令の改正の要望をしていただきたいという話がありましたけれども、その結果はどうなったかというのを、今回、漁業法が改正されたんですね。その中にどのような記載になっているのか、改正になったか、それをお答えいただきたいと思えます。

【中村漁業振興課長】今、山田(博)委員からご指摘がありましたように、平成29年5月に山田(博)委員のほうから、政府施策要望でやったらどうかというご提案をいただきまして、その後、平成29年、平成30年と、水産庁に対しまして、漁業法の改正について要望してまいりました。

今般、12月8日でございますが、この水産改革の一環で、漁業法の改正が行われました。その中身を見ますと、漁業権の免許や漁業の許可などから暴力団を排除する旨の条文が新しい改正案に入っているということで、このたび審議を経て成立をしたということでございます。

この法改正の施行は、公布後2年以内で政令に定める日からというふうに伺っております。

【山田(博)委員】これは、漁業振興課長、しっかりと関係機関に、公布後2年以内に施行される予定とありますけれども、しっかりと周知をしていただきたいと思います。ぜひお願いしたいと思っております。

時間がきておりますので、一旦終わりたいと思えます。

【山口委員長】ほかに質問はありませんか。

【高比良委員】2点ほどお尋ねをさせてもらおうかなと思っております。

まず1点目なんですけど、長崎県の産業振興を考えた時に、当然、水産業の振興というのとはもとよりなんだけれども、とりわけ長崎市で見ると、水産業の振興とあわせたところで、物づくりの企業というか、ここの生産高をもっと伸ばすということは必須だと思っているんですよ。それで、目指すべき方向というのは、これまで地域経済を牽引してきた造船とか、重機とか、それにとどまらないで、言ってみれば、すべての海洋構造物の生産拠点をつくっていくという、そういう方向性というのは、これまで培ってきた技術とか、海洋県長崎、立地条件とかといったことから見て、その方向性としては、私は的確であろうと思っていますよ。

そうすると、すべての海洋構造物、当然そこには洋上とか、あるいは海中での再生可能エネルギーの発電プラントとか、そういったことも視野に入ってくるわけね。今、五島沖でもやっている。最近の新聞で三菱も、洋上風力発電について本格参入をしていこうと。今までは海洋クラスターの建設推進協議会の中では、産業界みたいなのは、ちょっと後ろに引いたという立場だったんだけど、これは長崎のほうからじゃないんだけど、東京のほうが中心になって、今言った、洋上風力発電に対して本格参入をやっていくと。子会社をつくって、外国のノウハウを持った企業と連携していく。

そういう状況がある中で、本県としては、海洋関連産業を振興しようというって、洋上風力発電とかをさらに進めていこうという方向性にあることは間違いないと思っているんです。

そこで、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、今、新海洋エネルギー関連産業との連携による新たな漁業システムの構築といったことが挙げておられるでしょう。一定、サンプルを

整理しましたと。近いうちに1件システムをつくりたい、協調モデルというのをつくりたいというふうになっているんだけど、具体的にそういうふうな事業を起こそうとする時に、どこがどういうリスクというか、責任を負いながら、漁業との調整でどういうことが必要になってくるのかといったことがよく承知をしてないんです。わからない。いろいろな絵があって、海底のマウンド魚礁とかそういったものが下のほうにあたりとか、そういう絵があるんだけど、具体的に、そういった協調モデルというのはどういうことを考えているのか、教えてもらいたい。

そして、そういったものを設置する、整備するというのには、どこがまず、どういう責任を持ってやるのか。発電プラントなんかを設置をする業者が漁業との調整という格好で、要するに魚礁というか、そういったことを設置するというのが、言ってみれば、義務づけられるところなのか、この辺も含めて教えてもらいたいと思います。

【中村水産部参事監】今、我が国において洋上風力の必要性というのは、非常に高まっているということで理解しております。

長崎県におきましても、今、委員がおっしゃった五島沖で1基、そして、数基、どんどん入れる計画がなされて実施されようとしているところであります。

水産部の立場といたしましては、洋上風力はあくまで、今の五島で言いますと、民間企業が実施するということですので、直接我々がお金を払うであるとか、補助をするであるとか、そういった支援はできませんが、洋上風力の下部分は魚礁性を持つのではないかという効果が言われておりますので、昨年度までに、県とし

て、蛸集効果であるとか、そういった調査をしたところであります。

平成30年、平成31年は五島市で調査をしており、県としては、五島市と連携しながら、そういった調査結果をまず把握することとしています。その後、モデル的な事業として実施可能なものなのかどうか、そういった効果を見据えた上で、水産部としては対応していければと考えているところがございます。

【高比良委員】当然、漁業の支障となるようなものであってはならないので、そのところは、だから、協調モデルというのは当然必要になってくるんだけど、今言われたのは、ちょっと抽象的で、まだ具体的にシステムと言ったらおかしいけれど、こういったことを洋上風力とか、あるいは海中での発電プラントをやる時には、漁場の保全というか、そういったことのために、具体的にこういったことをするというところまではまだ行ってないのか。それは、だから、今から設計じゃないけれども、考え方をまとめていくという、そういう段階ですか。

【中村水産部参事監】おっしゃるとおりです。現在のところ、先ほど申しましたように、魚がどれだけ集まるかとか、そのエリアで魚がどのような動きをするか、そういった調査を今まで県としてしてありまして、市とも協力しながら、今後もそういったデータを集めていくという状況であります。

それを見据えまして、それ自体に魚礁性といえますか、魚が集まる効果があるという期待が持てるという状況でありますので、例えば県として、事業主体として、新たにプラスアルファのものを設置して、より相乗効果を狙うことができるのかどうか、そういったことを今後の調査の結果を踏まえまして、さらなる検討が必要

であると考えております。

【高比良委員】それは、調査というのは、ぜひ少し歩を早めてもらいたいと思います。いろいろな動きが出てくると思いますから。

2点目だけど、この間、鶴洋高校の125周年の記念式典があつて、呼ばれて行ってきたんです。ご案内のとおり、今あそこは水産学科と総合学科の単位制高校になってきているんだけど、水産学科のほうは依然として、やっぱり長崎県の水産業を牽引する現場の中核的担い手というか、そういう人材を育成し輩出をするという役割、任務が一番大きいと思っている。125年の間には、本当に本県の水産業を大きく担ってきた、そういう人材を育ててきたという誇りある歴史があるわけですよ。

そこで、新規就業者を確保しようということで、さっき言った「まち・ひと・しごと」、その中でKPIなんかにも数字が出ている。今、平成25年の基準年で1万4,300ぐらい、これをだから、平成31年で、ちょっと減るんだけど、カーブを緩めて1万2,300ぐらいにしましょうと。そうすると、当然にそこの就業者、要するにUターンとか、Iターンとか、Jターンとか、そういうものも必要なんだけど、やっぱり今言った鶴洋高校の卒業生とか、県内で定着を図ると、そういう取り組みが当然あつてしかなるべきだと思うんだけど、高校では、就職に関してのアドバイザーではないけれども、いろいろ手助けをするという人をずっと配置をしているんだけど、水産部としては、鶴洋高校の卒業生の出口に対して何か具体的な取り組みというのはやっているのか、そのところも教えてもらいたいと思うんだけど。

【川口水産経営課長】鶴洋高校と水産部との関わりでございますが、まだ水産高校と言ってい

た時代から、水産部と連携して、生徒さんの漁業に向けた意識改革でありますとか、要するに漁業に目を向けていただくというところで取り組みを進めているところでございます。

現在も、高校生への就業促進ということで、鶴洋高校はもちろんのこと、県内に広げて、いろんな生徒さんを漁業の先進漁家に研修に行っただけでございまして、その中でも、鶴洋高校につきましては、当然研修生も多く、今年度は2年生を中心に22名の生徒さんに、漁家に行っただけでございまして、いろんな漁業を経験していただいております。

一昨年、上五島に行った鶴洋高校の生徒さんが、要するにマッチングができたということで、卒業されて、上五島の定置網に就業したという事例もございまして、

鶴洋高校の生徒さんの進路につきましては、すべてが漁業とか、水産の製造業とか、そういうところにつくということではございませんが、そういう専門の学科を特別に設けていただいておりますので、できるだけ生徒さんと連携して取り組みを進めて、研修を推進していきたいと考えております。

鶴洋高校につきましては、漁業への就業の目を生徒さんに向けていただくということで、昨年度から、漁業ガイダンスなどの取組を行っております。

鶴洋高校の先生方も、卒業して就職の場となる水産業界のことに詳しくないということで、我々と連携をして、例えば長崎魚市場の近くには、株式会社魚市や加工団地協同組合など、いろんな業界があるので、漁連などと連携して、それらの業務の中身を先生方に勉強してもらい、生徒さんにより多くの情報を伝えていただくことで、就業につなげてまいりたいと考えており

ます。

【高比良委員】 実践的な研修も含めながら、相当ある意味、あそこの学生というか、生徒に対しては投資もやっているわけよね。言ってみれば、本当に人手不足の中で金の卵だと思うんですよ。ここはやっぱり水産部も同様だけれども、今言われた漁連だとか、いろんな水産関係機関、あるいはもっと言えば、漁協あたりにも入っていてもいい。そういう中で、学社融合じゃないけれども、いろんなカリキュラム、具体的な現場についてしっかり教えていくと。とにかく関心を持たせて県内で就職すると、一人残らずというぐらいに。そういう思いで、ぜひ頑張ってもらいたいと思うし、ぜひやってもらいたいと思っています。

それに関連しての話なんだけれど、今度、農林のほうで、技能実習生というよりは、技能実習生を経験して、一旦母国に帰って、そして、プロとして農作業に従事する。そういう人たちを300人ぐらい長崎県内に入れていこうと。そのための管理団体というか、受入団体を県がつくる。ほかのところからも、関係するところからも出資を求めて県がつくる、そこまできているんですよね、農業関係では、担い手不足の中で。

水産も、考えてみれば、雇用型漁業の中では、乗組員がだんだんいなくなっている。だから、今、私が知っているところでも、単協で、要するにベトナムだ何だと言って、そういう人材を確保している。そういう取組が既に行われているけれども、農業がそこまで踏み込んでやろうとしているところまで、漁業においては、まだそこまでの必要性はないのかな、どうなのかな。特に、雇用型漁業のところ。大型まき網は、かなり体力があるので、自分たちで

やれるかもしれないけれども、県知事許可の中型とかそういう話になると、なかなか独自のものは難しいと思うんだけど、県と一体となって人材確保、技能実習生も含めて外国からの就業者を確保していくという取組を一步先に進める必要があるのかなのか、その辺はどう考えているのか、述べてもらいたいと思っています。

【川口水産経営課長】 委員ご指摘のとおり、中小型まき網漁業でありますとか、定置網漁業、これは雇用して漁業を継続するという業態でございしますが、この漁業につきましては、雇用状況の改善とか、待遇の改善ということで、平成28年度から雇成型漁業育成事業という事業で取組を進めておまして、まずは、日本人の人材を確保するというを第一に目標として、対策を講じているところでございます。

一方、農業のほうでは、背に腹は変えられないというか、人手不足が非常に深刻だということで、我々もすべての経営体を調査しているわけではございませんが、そういう中小型まき網、雇用をする業態につきましては、約8割の方が、季節労働も含め不足しているという状況を把握しております。そのうち6割が、外国の方を受け入れてもいいということもございします。ただ、受け入れにつきましては、当然言葉とか生活習慣、住宅の確保とかいろんな不確定要素がありますので、その点につきましては、十分慎重に対応する必要があると思います。

農業の事業体を立ち上げて受入体制を整備するということにつきまして、この農業サービス事業体については、県の出資法人もかかわっていくということでございまして、この出資法人の中には水産業態も入っております。その中で、まずは農業のほうが先行して、このサービス事

業体で外国人労働者を活用するというのでございしますので、その状況を見ながら、水産のほうとしても、どういう形で活用ができるのか、その点は業界、漁業者の方と十分話をしながら慎重に進めてまいりたいと考えております。

【山口委員長】 ほかに質問はありませんか。

【高橋副委員長】 先ほど資料4として、農水経済委員会の補足説明資料、大村湾漁協、川棚漁協、多良見町漁協の合併の資料なんですけれども、これについて、何人もの方が組合員数、漁獲高がどうだとか何とか、こういう不親切な資料というのは、もう少し考えていただきたい。臨時総会が開催されたら、総会で26人出席、委任状、賛成が幾らというふうなことで、トータルしたら何人か、247人。それで、あなたの説明で、組合員数が275人ということで、ああ、8割の方が賛成なさったのかと、そういう背景を我々は見たいわけね。

それで合併したら、組合員の数がこうなって、水揚げがどれくらいになって、それでそれぞれの出資額を寄せたらどういうふうになるのか、そういうのをちゃんとどれかに添付資料として書かないと、我々はこの合併がどういう意味があるというのはわからないでしょうが。聞かれたことをそういうふうに出すというやり方だったら、時間の無駄にもなってくるでしょう。これは、少し考えていただきたいね。

この件については、今ずっとおぼろげながらお聞きしたら、販売額は1億5,400万円ということで、少しまとまって大きくなったかなというイメージはでき上がりました。私どもの地元の漁協なんかは、合併に当たっては、金融関係をやっていたものだから、不良債権なんかを持って非常に苦勞したりしているんです。そういう過去があったんです。だから、この漁協は、そ

ういう金融関係の商品はどのようなふうな扱いをしているのかなど、それがちょっと気になるから、まずそれを教えていただきたい。

【黒崎漁政課長】 本県の場合、松浦も含めて、平成27年度ですべての漁協が信用事業を、信漁連に譲渡されておりますので、今の単協では、お金を預かったり、貸したりという信用事業はされておられません。

【高橋副委員長】 漁協の合併というのは、本当にどんどん進めていただいて、足腰のしっかりした組織をどんどんつくっていただきたいという思いでございます。

続きまして、本県の農林水産行政の重要施策について、平成31年度当初予算に関する要請活動ということを行なっている。これは12月6日に中村知事、坂本水産部長、中村農林部長が出向かれて、農林水産省とか林野庁、水産庁、財務省にも出かけられたというふうなことで、その取りまとめを読ませていただきました。

これについては、農林部のほうがまとめてあるということだろうから、ちょっとあなたたちの取り方とはニュアンスが違う部分があるかもしれないけれども、水産関係についてもメモしてありますので、それについてお尋ねをいたします。

まず、農林水産事務次官のほうに陳情に行かれて、そのときに、事務次官のお話としては、「水産は、水産改革に伴い、しっかりと予算をつけたい」というふうなことをおっしゃったそうですね。水産改革について、私はあまり承知していないんですけれども、概略どのようなものだというふうなことでお示しいただけたらと思います。

【坂本水産部長】 国が進めている水産改革につきましては、まずは、水産資源をきちんと調査

して、その管理を強化するという。それから、海面の利用について、さらに有効に利用していただくよう、利用がされていないような海面においては、新規の参入を進めていくというような取り組みもなされております。また、養殖業の振興として、特に出口戦略として、輸出を見据えた養殖漁場の再編や、新規漁場の造成といった取組の後押し、あとは、沖合養殖を含む養殖業の規模拡大の後押しも国のほうで考えております。また、漁港や漁港用地の有効活用についても進めていくというような一定の方向が示されております。

こういった内容を盛り込んだ水産改革に伴う国の水産関係予算といたしましては、現在、平成31年度概算要求で、3,000億円という予算要求がなされております。平成30年度の水産予算は1,770億円ですので、大幅な予算増という形で概算要求がなされるところでございます。

県といたしましては、こういった国の水産改革の方向性を踏まえながら、また、国の増額が見込まれる水産関連予算を十分活用しながら、本県水産業の成長産業化に努めてまいりたいと考えております。

【高橋副委員長】 この水産改革というのは計画としてあって、5カ年計画とか、3カ年とか、そういうふうな区切って、これで水産関係は倍増していくんだとか、そういう世界の計画なんですか。どのようなふうになっているのかな。

【坂本水産部長】 特に、今回の水産改革で5年計画とか、そういった形での計画は打ち出しておりません。あくまで水産業の制度の改革というものでございます。

計画につきましては、国の浜プランで漁業者所得を確実に上げていこうとか、別途の取り決めがなされておりますけれども、今回の水産改革

は、あくまで制度の見直しと、それに関連したインフラの充実といった内容でございます。

【高橋副委員長】 わかりました。

それから、財務省の主計局長のほうに行かれての主計局長のお話ですけれども、「水産は、世界に比べると養殖が弱いと認識している。過去には世界1位であったが、今は7位くらいまで落ちている。長崎県には、水産県として日本の中心になっていただかないといけない」と、そういうふうな背中を押すような発言をしていたということなんですけれども、これも、まず、7位ということなんですけれども、漁獲高か何かの数字なんでしょう。ちょっとごっくりお示しいただけたらありがたいけど、できますか。

【中村漁業振興課長】 本県の生産量は平成28年の統計で1万9,469トン、生産額が329億円です。全国については、後ほど答弁させていただきます。

【高橋副委員長】 今日何人かのやりとりで、水産改革というふうなことで、これは本当にいい、何か強烈な印象がある言葉ですよ。これでやりとりをなさって、そんな中で、午前中のいろんな議論でも、水産予算が減額されているとか、県全体の予算で斟酌して、我々の要求はこの程度になるとか、この水産改革と銘打たれて、これに乗じて、さあ、長崎県の水産を足腰の強いものにしてくぞというふうな意志が見えないし、庁内で、中央官庁の考え方とかなんとかというのが全然浸透してないというふうな印象なんですよね。

これは、この機に乗じて水産改革をやるんだというふうな思いをしっかり見せて、そして庁内を動かして、そして国にどんどん働きかけると、そういう姿勢を今すべきだと思っただけ

ども、そういう感覚が全然私には伝わらない。皆さん、どういうふうにお考えか、それはトップ3のどなたかに回答いただけたらと思いますけれど、いかがでしょうか。

【坂本水産部長】 国の水産改革に伴う国の予算を十分に活用するような形で、県としても具体的な事業の内容、国に要望するにしても、漁業者の所得向上や、養殖業の振興につながるような玉が具体的にあるのかと、そういったものが今後求められていくと考えています。

このため、水産部としては、国の予算の動向をきちんと踏まえて、その流れをきちんと捉えた形での予算の玉づくりであるとか、国への要望を、今後きちんと行っていきたいと考えています。それが結果的には、国の予算の確保につながっていくものというふうと考えています。

【高橋副委員長】 思いはおありなんだろうけれども、それを本当にアピールして、そして、これは漁業者にも伝えていただきたい。県の内部でも伝えて広げていただきたい。そういう活動を粘り強く、そして、はっきりした形で展開していただくことをお願いして、終わります。

【中村漁業振興課長】 先ほどの7位というお話がございましたが、2016年の漁業と養殖業の合計の生産量が7位ということで、我が国は430万トンということになっております。

1位の中国が8,150万トンということですから、1位とは相当差がある状況でございます。

【山口委員長】 ほかに、一巡目はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口委員長】 そうしたら、二巡目に入ります。

【西川委員】 私の平戸は川内かまぼこ、つまり「すぼかまぼこ」がほとんど生産されていますが、海洋汚染、プラスチック汚染で、廃プラの

影響とかで、大手コーヒー飲料店などチェーン店とか、または有名レストランなどがプラスチック製ストローを廃止というような状況になっております。

そのような中で、私の地元のかまぼこ業者も、今まで何十年も前から、まず、ストローは麦わら、麦のすぼから始まったわけですね。それをコストが安くて大きさが均一化されて衛生的なプラスチックのストローのすぼになりました。しかし、これからすぼかまぼこの業者がプラスチック以外の、例えば紙製とかでも代用品になると思いますが、その実用化はなかなか難しいんですが、コストも上がるし、また、熱とか湿気に弱い。そういうような中で品質改良、何年かかってできるかどうかわかりませんが、とにかく近い将来、厳しい状況になろうかと思えます。

そのような中で、水産部として、水産加工品の販売、つまりすぼかまぼこの販売についての何かご指導とか、今後どのような技術とか、そういうことを考えておられたら、教えていただきたいと思えます。

【岩田水産加工流通課長】先ほど委員からご指摘がありましたすぼかまぼこにつきましては、現在ストローを大体使われ、滅菌もされているんですが、残念ながら日持ちがしないということで、流通圏が限られているのが実態でございます。真空包装してしっかりと加熱したものは、もっと消費期限が長くて、関東まで流通するものもあります。すぼかまぼこは近場までしか流通しないという弱点もありますが、逆に鮮度がよく、おいしいんです。

これにつきましては、今後、先ほどおっしゃいました、プラスチックにかわるものが何かあるのかというのは、すみません、今委員からお

っしゃっていただいて、私もはっと思ったところなんですけれども、今後どうするのかということにつきましては、地元の方や水産試験場も入っていただいて、検討をさせていただけないかなと思っています。

【西川委員】ほとんどのところが板かまです、板付、それとか真空パックで、何かでこぼこしているところがあるんですが、今までのイメージを考えたら、なかなか悩ましいんですね。

それで、ある技術改革に力を入れた方が、焼きすぼかまぼこということで、本当の麦わらのすぼで、しかも焼いたら焦げるんですけど、それを上手に焦げ目をつけているというか、焼きかまというのがあるんですけど、それはコストが高いんですよ。もちろん、味はいいんですけどね。量販になったら、今のようすぼかまぼこを5個で何百円とか、10個で幾らとか、そういうプラスチックのストローのすぼかまぼこを真空パックしてが一番衛生的で日持ちもするという事なんですけど、すぼかまぼこは、それにかわる代替品ができるものかどうか。また、川内かまぼこのイメージとして、ただのすり身を固めただけでいいものか、その辺、やっぱり商品開発と衛生面、そういうことなども考えて、今度ご指導いただければ、平戸の産業、ほとんどが家内産業で、独自でいろいろやっておられますが、伊万里、唐津、佐世保までそれぞれ販売ルートを持ってあって、それで業となっておりますので、中野漁協としては、そのすぼかまぼこが将来どうなるかということは大変悩んでおると思えますので、ご指導のほどよろしくお願いいたします。

何かまたお考えがありましたら、対策とかありましたら、発表していただければと思います。何かありますか。

【岩田水産加工流通課長】 すみません。今この場で対策というのはございませんけれども、川内かまぼこにつきましては、これまでの歴史、見た目もありますし、それにあわせて衛生面をどうするかというのがありますので、技術的なところも含めて、繰り返しになりますけれども、現地の皆さんと試験場と一緒に考えてまいりたいと思います。

【山口委員長】 ほかに質問はありませんか。

【山田(博)委員】 まず、真珠の振興計画についてお尋ねしたいんですが、この真珠振興法に基づく施行というのは、平成28年6月7日から施行されているんですね。これは議員立法でされているということで、平成28年6月1日に議員立法で成立して、施行が1週間後にされているんですね。

それで、長崎県というのは、実は全国でもトップ3のナンバー2なんです。生産量は、平成28年にしても、長崎県は7トン、売上が52億円とありますね。そうすると、生産量は、1位が愛媛県、2位が長崎県で、生産額にしても、1位が愛媛県で、2位が長崎県で、3位が、生産量と生産額とも三重県で、3県で生産量と生産額が90%を超えています。

それで、お尋ねしますけど、これだけの重要な地位にありながら、平成28年6月から、私も大変勉強不足で、私も壱岐や対馬に行くようになって、こういったところにも大変関心があって、これだけの振興法ができておきながら、今になってこれをやろうとしているのが、なぜもっと早くできなかったのかと言いたい、逆に。これはもう施行されて2年たっているんですよ。

具体的に、結局、これは去年から動き出したといいますか、施行されて1年たってようやくしたということでもありますけど、なぜここまで

時間がかかったのか、まずそこをお答えください。

【中村漁業振興課長】 今、山田(博)委員ご指摘のとおり、法律は平成28年6月に成立をしておりますが、国のほうでは、その後、この法律に基づいて「基本方針」というのを1年かけてつくっております。その基本方針ができ上がりましたのが、平成29年6月でございます。

その後、国のほうでは、真珠振興の中核となります一般社団法人 日本真珠振興会が、業界関係者や有識者、水産庁、関係県を交えて、基本方針に即した行動計画の検討を開始されております。その行動計画ができ上がったのが、平成30年3月と聞いております。

本県では、これらの全国の動向を確認した上で、県内2つの真珠養殖漁協に対して、今年の6月の総会やその前後の理事会等の機会を利用して、真珠振興計画の策定や骨子について打診を始めたということでございます。

ご指摘のとおり、段階を踏まえて検討して対応してきましたので、結果として、国の基本方針の策定からはやや時間を要した形にはなっております。2月までには成案を策定できるように、急いで進めていきたいと考えております。

【山田(博)委員】 私は、2つの要件でこれを聞くんです。

1つは、まずは、長崎県は水産県だということ。もう一つは、真珠が全国のベスト3の中に入る位置にあるということなんです。そうしますと、全国がまとまるのを待つんじゃなくて、長崎県からこうやりましょうと、幸いなことに水産部長は水産庁、参事監も水産庁、こういった立派な人がお二人も来ているんだから、なぜ指導的に長崎県でやらないのかと、それは思うわけですよ。

私は、なんでも国から、国からじゃなくて、水産県長崎で、真珠はこういうふうにしめしめ、ああしめしめとなぜ言わないのかと言っているんですよ。もったいないじゃないですか、こんな立派な人がいるんだから。漁業振興課長、あなたの部下にも立派な人がいるじゃないですか、優秀な人が。使いきるでしょう、あなたは。

だから、姿勢として、私は国がまとめたから、国からくるのを待っているんじゃないで、長崎県からこうやりましょうということをぜひやっていただきたいと思うんですよ。どうですか、次長。と私は思うんですよ。いかがですか、私の意見に関しては。そう思いませんか。普通、こう思うと思うんですが、どうですか。

【高屋水産部次長】今の真珠振興計画に関する流れについては、お話ししたとおりで、それ以上も以下もないわけですが、山田(博)委員からご提案というか、ご助言いただいたスタンスにつきましては、私もそれはそうだと思います。

今後とも、水産県長崎として、国のほうに積極的に働きかけて、長崎県の存在意義といえますか、言葉を選ばずに言えば、長崎県が使いやすい内容で、場合によっては予算や計画をつくらせていただくなど、長崎の現場を前もってお伝えすることは非常に大事だと思います。

【山田(博)委員】私から言わせれば、皆さん方の声が国に通りにくいのかと言いたいです、逆に。なぜ通りにくいのか。聞いてくれないのか、そういうふうになってくるわけですよ。ぜひ頑張っていたきたいなと思っております。頑張っていたきたいというか、私も逆に、そういう声が通りやすいように頑張りますよ。

続きまして、お尋ねしますが、FRP船の廃船について、これは事前に、漁港漁場課から10

日の日にいただいたんですが、「県としては、FRP船の漁船の魚礁化には、所有者の責任の問題とマイクロプラスチックの環境問題、経済性の課題といった多くの課題があると考えております」ということで、課題があると書いてありますけど、じゃ、この課題をいろんなことをクリアというか、検討して、魚礁化を検討する余地があるのかなのか、そこをお尋ねしたいと思います。

【平野漁港漁場課企画監】3つの課題の中で、特に現在、進行形なのは、お渡ししました資料の前段にもありますように、マイクロプラスチックの問題というのが、世界で非常に大きな問題になっております。

それで、国のほうにおかれましては、環境省が平成26年から調査を開始し、水産庁が今年から生物への影響調査を開始しましたので、まずはマイクロプラスチックの問題がある程度の結果が出てきて、それから他の2つの課題と併せて検討を要するというふうなことで考えております。

【山田(博)委員】そういうことですね。そういった答弁であれば、私も納得できるわけがございます。要は、今後は、FRP船が紫外線によって破碎とか細分化されて、マイクロプラスチックが生態系にどれだけ影響を及ぼすかというのを水産庁が今年から調査をしたいということですので、その結果を持って魚礁化を検討というか、それが終わらないと前に進まないということですので、そういったことであれば、私も理解を示したいと思います。

続きまして、上五島地区における台風被害で、台風7号と20号で被害が出まして、特に7号におきましては、養殖の魚等で1億円近くの被害が出ておりますね。こういった被害を踏まえて、

県当局として、どのように今後、対象を考えているのか。養殖いかだもそうですし、マグロの魚もいなくなったということで、県当局はこういった被害を、長崎県というのは、やはり離島圏を含むところでありまして、また、台風がよく来る地形なり地域であるわけですが、これを踏まえて、県当局は今後どのように考えていらっしゃるのか、見解を聞かせていただきたいと思っております。

一応、事前に言っているんですけど、なかなか答弁してもらえないので、続きまして、長崎県水産加工振興祭の品評会の実施についてお尋ねしたいと思います。

水産製品の品評会というのは、私は大変すばらしい制度だと思うんですね。この制度におきまして、審査のあり方というのは、きめ細かな審査方法というのはあるのかなのか。

というのは、私も県議会議員を4期させていただいておりますけれども、こういった補助金の申請とか何かで利害関係があったらいけないとなっているんです。それは明文化をする以前の問題だということでありましたけど、実際、自分の会社の商品が出た時には、自分の会社の商品を審査する人もおったわけでございまして、具体的に、それはどこどこだというのは、それは差し控えさせていただきたいと思うんですが、今後は、誤解がないように、審査のあり方というのはきちんとしないといけないと思うわけですね。

今後、品評会の審査のあり方というのは鋭意調査をして、透明性を高めていただきたいと思いますのですが、見解を聞かせていただけますか。

【岩田水産加工流通課長】水産加工振興祭における品評会は、審査の要領というのを制定し、それに基づき厳正に執行しております。

私も審査委員長として、会場にもいて全部見て確認をしておりますけれども、しっかりと厳正に審査をされております。

しかしながら、商品によっては、審査委員の方の会社がつくったものが選ばれてくるという事態も実際に発生しております。このような場合、自社の製品を自ら採点することについて、やはり疑義が生じる場合も考えられますので、審査方法につきましては、今後、その点を踏まえまして、検討させていただきたいと考えております。

【山田(博)委員】 そうすると、次の時までには、それは間違いなく、平成31年度までにはもちろん改正するという事で理解していいわけですね、その点は。いかがですか。

【岩田水産加工流通課長】 皆さんで検討しまして、改正する必要があると現状でも思っておりますので、その方向で検討させていただきたいと思っております。

【山田(博)委員】 ぜひお願いしたいと思います。

それで、全体的にお話ししたいことがありまして、今回、国会で70年ぶりの大改正となった、漁業法の改正があったんですね。今回、また、今、ほかの委員からもマグロの件に関していろいろと質問があつて、平成30年11月16日に水産庁が来て、漁協組合のほうに、国のマグロ基本計画の策定でいろいろと説明があつたとありますが、こういった大事なことを、真珠の組合の振興だって、大事なことはしっかりと私たちにもお知らせしていただきたいと思っております。

この前の9月定例会でしたかね、国からいろんな法の改正とか何かあつても、私たちが言わないと、なかなかご連絡いただけないとか、お知らせしないと何かありまして、こういったのはしっかりとやっていただきたいなと思つて

おります。

例えば、今回、漁業法の改正に当たって、こういったことが変わりましたということで、お知らせをしていただきたいと思いますね。私は私なりに勉強していますが、やはり委員の皆さん方にさらに深めていただいて、よりよい水産県長崎をつくるために、そういった資料の配付をしていただきたいと思います。そうしないと、議論も深まらないし、お互いに高めていかないといけませんからね。

どうですか、それに関して、所管は漁業振興課長になるんですか。これは次長が答えるのかどうか分かりませんが、そこをお答えいただけますか。

【西水産部次長】水産関連の法律の改正については、国会の審議状況もありまして、どのタイミングで委員の皆様にお知らせするのか、なかなか難しいこともございます。

ただ、水産関係の法律、基本方針、計画等について、委員の皆様にご報告して、委員会で議論をしていただいた上で、水産政策に生かしていくということは大変重要なことだと考えておりますので、今ご指摘をいただいたご意見を踏まえて、どういった内容を委員会に報告すべきかについて、水産部として考えさせていただきますと思います。

【山田(博)委員】先ほどの台風7号の被害状況に基づいて、県当局は、今後どういうふうに取り組んでいくのか、後でペーパーにまとめていただきたいと思います。と思っています。

先ほどの真珠の振興に関しても、高屋次長がおっしゃったように、やはり水産県長崎で、また、真珠の生産地として日本有数なところであれば、長崎県がこうしよう、ああしようということで積極的にやっていくのが本当のあり方だ

と思いますので、ぜひそういった点ではしっかりと取り組んでいただきたいと思います。と思っています。

先ほどのゼロ国債です。参事監、忘れておりませんので、ぜひゼロ国債のさらなる獲得に向けて頑張ってください。と思っています。先ほど、国に対して要望する時には、しっかりと天候で1年中で施工できる期間というのがこれだけしかないから、だからゼロ国債確保を目指していきたいということで、参事監、あなたを頼りにしているんです。あなたならできる、間違いなく。ということで、終わりたいと思います。

【山口委員長】ほかに質問はありませんか。

【山本(啓)委員】先ほど途中で終わったものですから、まとめだけ、1問だけさせてください。

漁業権に関しての漁師とそのほかの方々の利用の状況については、ぜひ水産部が責任を持ってお願いしたいということが1点。

それと、真珠の件も聞くと聞いていませんので、1点だけ、平成39年（2027年）の真珠養殖生産額を国が200億円と定めておりと、その同率を乗じて、本県も74億円に定めます。この出し方が、果たしてどうなのかなというところが、初めからずっと引っかかっています。それぞれの地域には、それぞれの地域の力があって、技術があって、成り立ちがあって、人材がいてと、それを一律の数字を乗じてという発想は、いささかちょっと無理があるのかなと。しっかりと計画をつくっていく際は、その中身を、先ほど次長からも、長崎県によりよい内容になっていければという要望をしてきたところでしたので、ぜひ現場とすり合わせをしながら、しっかりと目標設定と取組の計画をつくっていただきたいと思います。と思っていますので、その答弁

だけいただいて、終わります。

【中村漁業振興課長】資料にございますように、主要3県で9割を占めているということで、国が200億円と出している以上、それを基準に検討していかなければならないということで、今日の骨子の中ではそういう整理をさせていただいていますが、他県の動向もございますので、現場の状況を踏まえまして、これから検討していきたいと考えております。

【山口委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口委員長】ほかに質問がないようですので、水産部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩します。

— 午後 4時59分 休憩 —

— 午後 4時59分 再開 —

【山口委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、水産部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、農林部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

どうもお疲れさまでした。

— 午後 5時 0分 散会 —

第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

平成30年12月12日

自 午前10時 3分
至 午後 3時11分
於 委員会室 4

農地利活用推進室長 村里 祐治 君
農産園芸課長 渋谷 隆秀 君
農産加工流通課長 長岡 仁 君
畜産課長 山形 雅宏 君
農村整備課長 西尾 康隆 君
諫早湾干拓課長 藤田 昌三 君
林政課長 内田 陽二 君
森林整備室長 永田 明広 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 山口 経正 君
副委員長(副会長) 高橋 勝幸 君
委員 中島 廣義 君
" 山田 博司 君
" 高比良 元 君
" 中村 和弥 君
" 西川 克己 君
" 前田 哲也 君
" 山本 啓介 君

3、欠席委員の氏名

久野 哲 君
吉村 正寿 君

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

農林部長 中村 功 君
農林技術開発センター所長 荒木 誠 君
農林部次長兼団体検査指導室長 岡本 均 君
農林部次長 綾香 直芳 君
農林部参事監(農村整備事業・諫早湾干拓担当) 山根 伸司 君
農政課長 吉田 弘毅 君
農山村対策室長 川口 健二 君
農業経営課長 宮本 亮 君

6、審査の経過次のとおり

— 午前10時 3分 開議 —

【山口委員長】委員会及び分科会を再開いたします。

なお、久野委員と吉村(正)委員から欠席する旨の届が出されておりますので、ご了承をお願いいたします。

これより、農林部関係の審査を行います。

【山口分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

農林部長より、予算議案説明をお願いいたします。

【中村農林部長】おはようございます。

農林部関係の議案について、ご説明いたします。

予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料の農林部の1ページ目をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第121号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算(第3号)」のうち関係部分、第122号議案「平成30年度長崎県県営林特別会計補正予算(第1号)」、第127号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算(第4号)」のうち関係部分であります。

まず、第121号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は、6億980万円の増、歳出予算は、10億3,680万5,000円の増となっており、歳出予算の内容につきましては、2ページ目の下段をご覧ください。

まず、平成30年梅雨期における豪雨及び暴風雨により被害を受けたハウス・畜舎等の施設の修繕・再建等を支援するための経費として、農業経営基盤強化対策費1億2,042万1,000円の増を計上いたしております。

次に、3ページ目をご覧ください。

山腹崩壊等の復旧、災害防止工事の実施に要する経費として、ため池等整備費ほか記載のとおり、合計で9億4,710万円の増を計上いたしております。

次に、農林部職員の給与の過不足調整として、3,071万6,000円の減を計上いたしております。

次に、繰越明許費については、計画、設計及び工法の変更による工事の遅延や、国の補正予算を活用する事業について、年度内に適切な工期が確保できないことから、記載のとおり設定するものであります。

4ページ目をお開きください。

次に、第122号議案「平成30年度長崎県県営林特別会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

歳入歳出総額は、それぞれ3,002万円の増となっており、県営林内において、森林整備の促進及び木材の搬出利用拡大を図るため、基盤となる長期間利用可能な路網を整備し、間伐を実施するための経費を計上いたしております。

次に、繰越明許費については、国の予算を活用する事業において、年度内に適切な工期が確

保できないことから、記載のとおり設定するものであります。

次に、第127号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出総額は2,741万8,000円の増となっており、職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、農林部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山口分科会長】次に、農産園芸課長より補足説明を求めます。

【渋谷農産園芸課長】それでは、補正予算について、補足説明をさせていただきます。

お配りをしております説明資料、平成30年度11月補正予算計上事業一覧の1ページ目をお開きください。

資料掲載分が今回、補正予算で計上している農産園芸課分の事業の一覧でございます。

事業の具体的な内容を説明いたしますので、2ページをご覧ください。

農業経営基盤強化対策費について、ご説明いたします。

農業経営基盤強化対策費につきましては、平成30年梅雨期における豪雨及び暴風雨により被害を受けた農産物の生産・加工に必要な施設・機械の再建・修繕等に係る経費として、国の補正予算を活用して支援を行うものでございます。

具体的には、施設の再建・修繕等に係る経費といたしましては、共済に加入している場合、国50%、県5%、共済に加入していない場合、国40%、県4%を上限として支援を実施いたします。

また、施設等の撤去に係る経費といたしまして、国50%、県25%を上限として支援を実施いたします。

今回の補正につきましては、施設の修繕・再建等213件、施設等の撤去25件の計238件において、農業用施設・機械の復旧を行い、営農を再開する農業者への支援に要する経費への助成として、1億2,042万1,000円の補正予算を計上しております。

よろしく願いいたします。

【山口分科会長】次に、農村整備課長より補足説明を求めます。

【西尾農村整備課長】私のほうから、農村整備関係の事業につきまして、同じく補足説明資料に基づいて説明をさせていただきます。

資料の3ページをご覧ください。

今回、補正で計上しております農村整備課分の事業及び地区の一覧でございます。

平成30年7月の西日本豪雨などを受け、国では、被災地の早期復旧支援対策を打ち出し、平成30年度の予備費などによる追加予算の要望調査を実施していたところでございます。

本県におきましては、ため池などの大きな被害はあっておりませんでした。農村地域における防災・減災対策を推進したいと考えて、国へ約4億5,000万円の追加要望を行っていた次第でございます。

このうち、予備費分の約3億円につきましては、さきの9月議会で補正予算を計上させていただいたところでございます。

今回は、残り分として、その後、国から当初予算での追加配分を受けるめどが立ったことから、ため池事業の2地区に、合わせて1億5,960万円の補正予算を計上させていただいております。

次に、今回、補正予算を計上させていただく主要事業につきまして、写真でご説明をいたします。

資料の4ページをご覧ください。

南島原市で実施中の南島原地区の写真です。本事業では、決壊などの災害の未然防止と安定的に農業用水を確保するために、ため池の改修工事を行います。今回の補正で、南島原地区において2カ所、壱岐市の芦辺地区において1カ所、合わせて3カ所のため池堤体工事を実施することとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【山口分科会長】次に、森林整備室長より補足説明を求めます。

【永田森林整備室長】私のほうから、引き続き、補正予算の森林整備室関係事業分について、同じ資料についてご説明いたします。

説明資料の5、6ページをご覧ください。

資料記載分が今回補正予算に計上している森林整備分事業、治山事業でございます。これについては、7月の豪雨災害等を受け、国の1次補正予算が成立しております。それを活用している事業となっております。その一覧が5ページから6ページに載っております。

具体的に事業についてご説明をさせていただきます。

7ページをご覧ください。

山地治山費（復旧治山費）でございます。

写真は、新上五島町小串地区です。平成30年7月の豪雨により崩壊した人家背後地の山腹復旧のために、法枠工等を対策工として実施することとしております。

下の写真が、対策後のイメージ写真となっております。

おります。

復旧治山費につきましては、このほかにも5カ所、合計で6カ所、4億5,150万円を計上しております。

8ページをご覧ください。

同じく山地治山費の予防治山費になっております。

写真は、松浦市志佐町戸尺石地区でございます。これも同じく平成30年7月の豪雨により山腹崩壊が発生し、崩壊土砂が2級河川志佐川支流まで流下し、下流集落に被害を与えるおそれがあるため、土留工の設置により対策を実施するものでございます。写真の下側が、対策後のイメージとなっております。

この対策に7,350万円を計上しております。

9ページをご覧ください。

水源地域整備費でございます。

写真は、諫早市高来町平田地区でございます。平成30年7月の豪雨により溪流の荒廃が進んだため、治山ダム等を実施するものでございます。

この対策に9,450万円を計上しております。

10ページをご覧ください。

地すべり防止費でございます。

写真は、松浦市今福町坂野地区でございます。当地区につきましては、今年度より、対策工事を実施しておりましたが、7月の豪雨により、すべり面のひずみが累積し増加したため、杭打工の対策工を追加して実施するものでございます。

地すべり防止費につきましては、このほかにも2カ所、合計で3カ所、1億6,800万円を計上しております。

以上、合計で11カ所、7億8,750万円を補正予算として計上しているものでございます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたし

ます。

【山口分科会長】次に、林政課長より補足説明を求めます。

【内田林政課長】同じく補足説明資料の11ページをご覧ください。

第122号議案「平成30年度長崎県県営林特別会計補正予算（第1号）」につきましてご説明をいたします。

11ページに記載分が今回、補正予算で計上している一覧でございます。

これは県営林において、適正な森林整備及び健全な経営を行うため、国の予算を活用し、間伐材の生産及び路網整備を一体的に追加して実施するものでございます。

今回の補正予算により、森林整備40ヘクタール、森林作業道6,000メートルの整備を計画しております。

これに要する経費として、3,002万円を計上しております。

以上でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山口分科会長】次に、農政課長より補足説明を求めます。

【吉田農政課長】別綴じになっております予算決算委員会農水経済分科会補足説明資料の繰越事業理由別調書の資料をご覧いただきたいと思ひます。

1ページになりますが、林政課の繰越明許費についてご説明をいたします。

今回、計上しておりますのは、林政課、森林整備室全体で14件、7億9,844万円となっております。

繰越理由といたしましては、①の事業決定の遅れによるものが12件、5億6,282万円ござい

ます。これは主に、復旧治山事業におきまして、梅雨期に発生した豪雨等により荒廃した山地や溪流の復旧のため、今11月定例県議会へ補正予算を計上したもので、年度内に標準工期が確保できないため、繰越を行うものでございます。

続きまして、②計画、設計及び工法の変更による遅れによるものが1件、2,142万円でございます。これにつきましては、共生保安林整備費の島原市における海岸防災林造成工におきまして、地元漁協より、施工地周辺にヒジキ、アカモクの漁場があり、漁期である9月から3月までの工事を中止するよう申し出があったため、計画の変更を行い、工事の作業期間が翌年の4月から8月に限定され、年度内の標準工期を確保できないことから、繰越を行うものでございます。

続きまして、一番下の⑤その他によるものが1件、2億1,420万円でございます。これは水土保全治山費の雲仙普賢岳災害地における無人化施工による谷止工において、一般競争入札の入札不調が続き、年度内に標準工期を確保できないため、繰越を行うものでございます。

2ページをご覧ください。

林政課、森林整備室関係の繰越明許費の事業別内訳として、事業名、繰越箇所、事業内容を記載、取りまとめております。

今後は、残る事業の早期完成に向け、最大限努力してまいりたいと存じます。

以上で説明を終わります。

ご審議を賜りますよう、よろしく願いいたします。

【山口分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【山田(博)委員】おはようございます。それで

は、幾つかお尋ねしたいと思います。

まず、ため池等整備費と山地治山費、県営林事業費も含めて、一括して大まかにお尋ねしたいのですが、これは事業計画として当初予算に盛り込もうとしていたのかしていなかったのか、まずはそこだけお尋ねしたい。先ほど説明もあったところがありますけれども、確認の上でお尋ねしたいと思います。

【西尾農村整備課長】今回の補正分については、平成30年度当初での予定はございませんでした。あくまでも前倒しで行いたいということでの要望でございます。

【永田森林整備室長】今回の補正予算につきましては、本年7月の豪雨により災害が発生したものでございますので、当初予算に計上しているものでもございませんし、次年度以降の計画というものでもございません。災害発生したものの対策ということで補正予算、国も1次補正予算を計上していただいておりますので、それを活用させていただく事業でございます。

【内田林政課長】県営林事業も同じく、当初予算には予定をしております。前倒しで追加をするということでご理解いただきたいと思います。

【山田(博)委員】そうしますと、災害復旧のほうはわかるんです。これはため池とか、先ほどの林道の件ですけれども、当初予算ではしてなかったけれども、国のほうから、決壊等のおそれがあるからということを出しなさいということでありましたけれども、当初は、県当局も本当はしたかったんだけど、予算の枠が限られていたから、こういうふうになっていたかどうか、そこは大事なところだからお尋ねしたい。要は、なぜかという、財源でこれは県債を使っているじゃないですか。もし当初でやっ

ていたら、県債を使わなかったのか、そこも含めてお尋ねしたいと思っています。

【西尾農村整備課長】今回の補正計上分につきましては、県債の発行については、全く同様の扱いとなります。

【内田林政課長】県営林は特別会計で運営をしまして、当初予算には一般会計のほうに予算を組んでいまして、それを特別会計に今回補正をしているという現状でございまして、県債の額は変わりません。

【山田(博)委員】ということは、要するに、当初予算でやろうが、補正でやろうが、事業自体をする時には、県のほうは財源というのは県債でやらざるを得ないということで理解をしたいんですね。それだけまず、確認をお願いしたいと思います。

【西尾農村整備課長】ただいま委員がおっしゃったとおりで、全く違いはございません。ただし、今、国のほうで2次補正が検討されております。この2次補正についても農村整備課としては活用したいと考えております。ただ、補正になりますと、当初予算で組むよりは有利になるという状況です。といいますのが、県債の借り入れが枠が広がるということと、あと交付税措置、地財措置の還元が変わってくるという有利な条件になってきます。

【内田林政課長】県営林の特別会計分の県債は政策金融公庫からの借り入れになりますので、特別会計の中で償還をしていくこととなります。

【山田(博)委員】農村整備課では今回、県債で、補正予算を借りています。財源は地方交付税で幾らか戻ってくるとなっていますね。しかし、林道の場合は政策金融公庫だから、農村整備課ですのと、率というか、ちょっと違うんだと

というのがわかったわけです。そうしますと、こういった整備とか、災害の危険防止をする上で、農村整備課の仕事、ため池は特に県の負担がかからないためには、極端に言うところ、こういった補正予算の事業でやったほうが負担は軽減されると。ですから、県の財政的なことを考えれば、こういった災害の未然防止の工事は補正でやったほうがいいということで間違いはないか、そこだけお答えいただきたいと思います。

【西尾農村整備課長】確かに補正を活用したほうが県の実質負担という観点から見れば軽減できるという状況です。ただし、補正予算というのが毎年毎年どれだけの規模でつくかという問題もございますので、我々としては、一定規模の当初予算の確保は必要だと考えております。

【山田(博)委員】わかりました。そうしたら、県当局としては、災害の未然防止の上では、やっぱり当初予算でやってもらわなければいけないと。しかし、県の財政からすると、補正でやったほうが財政的には大変有利になるわけですね。ということは、農政課長、県当局として、こういった災害の未然防止工事に関しては、やはり県としては早くやってもらいたいと。しかし、当初予算ですと、県債の枠とかを考えたら大変難しいと。それより、県の財政当局としては、こういった補正とかでやってもらったほうが当初よりも財政的には大変有利に働くということがわかったわけですね。そうしますと、こういった災害のことに關しては、当初もさることながら、そういったことで財政的なことで支援をするような1次、2次とか、ここに関しては、すぐやってもらうような形、部として補正予算をお願いするような形をとらなければいけないのじゃないかと思うわけです。当初でやったら、財政当局としては、2次補正、こうい

った補正でやったほうが良いと今わかったわけだから、財政当局の安全・安心な長崎県づくり、県土づくりというのは理解できるわけですが、しかし、そう言っても未然防止、守るためには、県当局としては、担当課としては、一日も早く工事に着手したいというジレンマがある。だから、そこを実情をしっかりと国に訴えてやってもらう形をしなければいけないのじゃないかと思うわけです。農政課長、隣にいる参事監も国から来たわけだから、そういったことを話しながらやっていく方法をとっていかねなければいけないのじゃないかと思ったわけです。どうですか、農政課長。

【吉田農政課長】公共事業予算につきましては、当初に計上すると、当然、計画的に早期に着手できるという利点がございます。ただ、一方で補正予算につきましては、今年のように災害が多くなった場合でありますとか、経済対策として必要な場合として国が措置した場合に、当初予算では一般財源が足りないの、補正予算を組むことによって、地方の裏負担分を国のほうで交付税措置するというので、補正予算債の発行等を認めていると理解しております。ですので、その時にならないと、どういった事業が対象になるのか、どういったものまでが補正予算債の対象になるのかというのがわからない状況では、当初、計画的に公共事業の着手が難しいという面もありますので、当然、こういった災害が起きた場合でありますとか、それに必要な防止対策については、今回のように前倒しでできるものは、できるだけ前倒しでやって、地方負担分の財政措置というのをお願いしたいと思っていますので、そういった毎年毎年の補正予算の内容等を踏まえて、そこについてはできるものについては、財政課に対しては、き

ちんと要望してまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】農政課長、私が言っているのはそうじゃなくて、国に言わなければいけないですよ。参事監と名乗って立派な国から来ている人もいるわけだから、国に直接言って、ここここここしなければいけないというのははっきりわかっているわけだから、当初予算でするよりも、補正でやったほうが財政的に楽と、裏付けをしてくれるというのはわかったのだから、そうすると当初予算はこれだけの計上をしますけれども、長崎県としては、ここここ、これだけいっぱいまだやらなければいけないと。しかし、当初でやると、県としては財政的に大変きつくなるから、当初予算じゃなくて補正でこういったものを面倒を見てもらうように早期にやってくれということを長崎県から、国が補正を組むからそれじゃなくて、最初から、これを組んでくれと、それをしなければだめですよというふうなことをどんどん、どんどん言ってもらう形をとってもらいたいとは思っているわけです。

農林部長、わかってくれましたか。お答えいただけませんか。

【中村農林部長】委員から貴重なご意見をいただいたと思っております。私どもも、安全・安心確保といった面もございまして、さらに補正予算の中では、ほかにも要望したいことがございます。ご提案をさせていただいた分もございまして。そういった意味で、平成30年度の2次補正の動きもあると伺ったものですから、12月6日に、知事に農林水産省それから財務省に要望活動していただきまして、その中で、平成30年度の補正予算、そして平成31年度当初予算につきましても十分な予算の確保と本県に対する重点的な配分を要望させていただいたところ

でございます。その中で、ご指摘のありました公共予算、特に、防災・減災の対策予算についても、しっかりと要望させていただいたところでございます。

【山田(博)委員】 私が言いたいことは農林部長はご理解いただいたと思うんです。国が補正予算を組んで、それからぱっといくのではなくて、事前にこちらから、長崎県は当初予算では、こう組んだけれども、本当は県の財政状況でそこまで計上できないと。だから、裏付けで県債を保証してくれる補正でどンドン面倒見てもらいたいということをどンドンこちらから言わないと追いつかないわけですからね。

それで、農政課長から説明があった繰越の中に、入札が遅れたというのがありましたけれども、島原のあれは、なぜそういうふうになったのか、経過を詳しく説明していただけますか。

【永田森林整備室長】 これにつきましては、繰越の中でもご説明いたしました、雲仙普賢岳の水無川溪流の治山ダムの工事でございます、無人化施工を行っております。無人化施工でございますので特殊工法ということで、施工できる、過去に施工した業者ということで入札参加を見込んで入札執行の手続を踏んできております。第1回目が平成30年7月5日に公告をし、届け出期限を7月17日までとしましたけれども、申し込み業者がないということで廃工にしたということと、それを受けまして、入札参加できる業者さんに対してアンケート調査を行いましたところ、1者が国土交通省の關係の事業を既に持っているということと、あと残りの業者につきましては、配置技術者の調整がなかなかうまくいかなかったということと、そのときに指名停止をされていた業者さんもいらっしゃいました。ということで、配置技術者の調整がつけ

ば入札の参加も考えますというご回答が得られましたので、第2回目の公告を8月17日に行いまして、届け出期限8月28日にしましたけれども、これも結果として、参加者がいなかったということでございました。結果としては、また聞き取りを行いましたけれども、1者が指名停止中、残りの1者が、先ほど言った国土交通省の關係の事業を現在やっているということと、あと残りは、同じように配置技術者の手配がつかなかったということでございました。

これを受けまして、第3回目を平成30年10月9日に公告をいたしまして、提出期限を10月18日ということで、そこに申し込みがございましたので、現在、進めさせていただいているという状況でございます。

【山田(博)委員】 結局、7月17日にしたけれどもだめで、8月28日にしてもだめだったということですね。これは無人化という形でしていましたがけれども、無人化じゃないとどうしてもだめだったのですか。なぜかという、これだけの安全・安心の工事をするのに、無人化の工事だったから、こうなったんでしょう。そうすると、やり方とか工法をいろいろと考えてやっていかないといけない時期に来たんじゃないかと思っただけですけども、それはどうですか。

【永田森林整備室長】 当ダムの設置位置が立入禁止区域になっております。今年7月の豪雨でも、小規模ながらも土石流が発生しているという状況もございます。そういった中で、作業員を危険にさらしてその立入禁止区域の中で作業させるということは困難だと考えておりますし、よく言われているのが、豪雨につきましては、最近、气象台のデータとかで、ある程度、予測はつくけれども、地震については全く予測がつかないという中で、もし地震が起こって、落石

等が起こった場合については、立入禁止区域の中での作業というのは、いまだ困難だと判断しております。

【山田(博)委員】 そうすると、1回目、2回目の入札の時にアンケート調査をしたわけでしょう。結局は、指名停止になったから、こうなったわけですか。参加見込みの会社が指名停止になったから、結果的にはこういうふうに延びてしまったということと理解していいのですか。

【永田森林整備室長】 一部指名停止の業者もございましたけれども、入札参加資格につきまして、第3回におきましては、これまでは県内で無人化施工を行ったことがある業者ということで縛りをかけておりましたが、一定門戸を開いて、過去にいわゆる無人化施工した業者ということで広めて、なるべく広く参加者を募った結果として、1者が入札に応じていただいたということでございますので、決して指名停止の云々ということではないと考えております。

【山田(博)委員】 今聞いたら、指名停止は関係ありませんと言っていましたけれども、それは間違いのないわけですね。指名停止とは関係なく、門戸を全国に広めたら参加していただいて、落札したとありましたので、それはわかりました。私は後でその資料をいただいて、午後から話をお聞きしたいと思います。

私ばかり質問できないので、一旦終わりたいと思います。

【山口分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【前田委員】 関連した流れになるんですけれども、農業農村整備事業の予算の関係ですが、今回の補正が通るとして、よく言われている、事業費ベースでいくと、これは前年度補正予算と現年度当初予算で言うと幾らになるのですか。確認させてください。

【西尾農村整備課長】 事業費の関係でございますが、平成29年度補正予算が約36億円です。6月補正までで49億円、それに9月議会で先ほど申しました3億円、それと今回の1億5,960万円足して、約90億円という数字になります。

【前田委員】 90億円ですね。手持ちの以前いただいた資料によると、平成28年度が75億円、平成29年度が86億円として、平成30年度が90億円となるわけですね。

先ほども質疑があっていましたが、当然、当初予算で予算を確保するのが望ましいと思えますけれども、昨今の状況を考えると、補正も見込みながら、バランスというか、よくよく考えながらしていると思うんですが、そうであるならば、まず確認したいのは、先ほど言ったような数字で動く中で、県としての必要額は平成31年度としては、どれぐらいあるのですか。

【西尾農村整備課長】 必要額については、正直申し上げまして、我々としては95億円程度が必要だと思っております。ただ、その額については、現在の県の財政状況等もありますので、中身をまた精査しながら調整をしていきたいと思っております。

【前田委員】 95億円という必要額があった時に、それは県の財政、もちろん県費の負担があるわけですから、今まで、政権が変わって、農村の整備予算が大幅に減額されて、それからずっと今まで増えてきていますけれども、それは常に補正予算の中で調整しながらやっているわけですが、当初の予算の中での要求のマックスというか、今まで、内示というのは平均何%ぐらいで来ているのですか。去年はどれぐらいで出して、今言ったような、これは補正も含めてでしょうけれども、54億円程度になっているのですか。

【西尾農村整備課長】当初予算につきましては、ここ3年程度、40億円弱という数字で計上させていただいています。当然ながら、先ほど申し上げました49億円、これについてはオーバーしておりますので、オーバー分を6月補正で計上させていただいているという現状でございます。

【前田委員】職域の団体は、私たち議会も含めてでしょうけれども、当初予算でしっかりと予算をとってほしいというか、増額してほしいということで要望が毎年出ているわけですがけれども、それは今までのやりとりの中で農政課長もさっき答弁されていましたがけれども、ある意味、テクニックとして、当初予算と補正と分けてやっているということですか。私からすると、県の財政状況も鑑みつつも、当初予算の要求というものを、先ほどの95億円という話があるのであれば、もう少し膨らませてとりにいくべきじゃないかと思っているんですけども、内示額、さっき質問しましたがけれども、要求してから実際につく額というのは、今何%ぐらいなんですか。

【西尾農村整備課長】事業費の割り当てについては、まず農業農村整備事業そのものが補助事業の分と交付金の2種類に分けられます。基盤整備等については補助事業の活用ということになります。これにつきましては、ほぼ100%国から割り当てをいただいています。あと農山漁村地域整備交付金については、県に一括でおりてまいります。これを農業農村整備事業、森林整備室の事業、それと水産部の事業ということで3つで分けて使っているということで、これが要望額の約半分ぐらいしかついてないという状況でございます。

【前田委員】ということは、担当部署としても、

必要額の確保、先ほど出た95億円の確保に向けて、毎年、当初予算の要求の中では、そこはしっかりと国のほうに要望して、それが結果としては、先ほど言ったようなパーセントで落ちついていると理解をさせていただいていいのですか。

【西尾農村整備課長】ただいま委員のおっしゃったとおりでございます。

【前田委員】12月6日に本県農林水産行政の重要施策並びに要請活動を行ったという報告を数日前にペーパーでいただきました。その中で、末松農林水産事務次官が、ため池の大切さはかなり理解が進んでいる、しっかりと全体の中で予算を付けたいと思っている。また、財務省の太田主計局長は、防災・減災、国土強靱化については、3年間できちんと予算を計上して執行したいと。通常の公共事業の予算もしっかりとやっていきたいというようなコメントを出されているという報告を受けていますけれども、こういった流れとか、こういうふうなコメントをいただく中で、来年度の予算要望というのは、今までのような形で、とれる分をとって、補正であと頑張るといようなやり方、もしくは、こういうコメントもいただいているから、全体のボリュームを眺めながら、もっと増額した予算をとりにいくというような形にするのか、この辺は今の時点では、12月6日の話ですから、まだ日にちがたっていませんが、どのような判断というか、どのような考え方、当然これはうまいぐあいに戦略を練って行って、最大限とってくるというのがミッションでしょうから、非常に悩ましいところではあると思うんですが、しかし、業界団体の要望としては、やっぱり当初で頑張ってもらいたいよと。補正をとってきてもらっているけれども、この先、それが確実にとれるという保証はないですから、そういう意味

でいくと、やっぱり当初予算をしっかり要望していく、それが内示の率が落ちたとしても、そこはそこでしっかり全体のボリューム感を議会、委員会に示しながら出していくべきだと私は思うし、結果としての実績、これだけ頑張りましたということは評価しながらも、少し予算の要望の組み立てのあり方をもう転換する時期なのかなということを感じておりますけれども、その点はいかがでしょうか。農林部参事監もしくは農林部長において答弁をいただきたいと思っております。

【山根農林部参事監】ただいま委員のお話ですが、今後3年間で集中的に防災・減災対策を実施していくということにつきましては、国のほうは、補正予算のほうで対応していくというような形になるかと思っております。ですので、当初は当初で、これまでどおりの中で防災・減災について上乘せをするというような形になっていこうかと思っておりますので、当初はこれまでどおり確保しつつ、補正のほうで防災・減災の3年間集中してやるというような枠のところをとっていくことで、よりため池整備を進めていくというようなことでやっていきたいと思っております。

【前田委員】そうしたら、先日、陳情し、地元の国会議員も同席した中での太田主計局長のこの発言というものは、大幅に増額して見るということではなくて、当初は当初として一定のルールの中で付けていきながらも、補正が組めるから、補正の中でしっかりと要望してほしいというふうに今の答弁で受け止めました。

そうしたら、今回、ため池もついているわけですが、ため池に限っての話ですけれども、現況として、県内にため池がどの程度あって、今後、公共事業の対象となるというか、整備して

いかなければいけないため池の今現在の進捗状況はどんな現状になっておりますか。

【西尾農村整備課長】現在、長崎県下にございますため池は3,378カ所でございます。そのうち、平成25年度、平成26年度に一斉点検をした結果、105カ所のため池について、何らかの対応が望まれるという結果が出ております。このうち、10カ年計画で77カ所を対応したいと考えております。77カ所と105カ所の違いなのですが、これについては、どうしても地元負担金等の問題がございまして、全ての同意がとれていないという状況でございます。77カ所を10カ年、そのうち66カ所を平成32年までに着手したいということで、66カ所のうち、現在、平成30年度までに35のため池について着手をしているところです。平成31年度に、現時点で、12のため池について、申請を準備しているところでございます。

【前田委員】進捗状況についてご答弁いただきましたが、そういうことであれば、主計局長が言っている、3年間できちんと予算を計上し、ということの中で、補正で対応できるのは、今、農村整備課長から答弁があった箇所数、目標数というのは、概ねこの3年間でクリアできると認識していいのでしょうか。

【西尾農村整備課長】国の3年間の補正予算を活用すれば、対応は可能ではないかと思っております。

【前田委員】その上で、105カ所あるうちの77カ所を10カ年で計画すると言っていて、その差については、まだ地元負担等の課題があるというような答弁であったと思うんですが、残りの三十何カ所についての地元との協議というか、問題認識というのは、具体的に言えば、どんな点があるのですか。

【西尾農村整備課長】課題としては、どうしても受益者が減っていったら、1人当たりの負担が増えてしまっているという状況がございます。先ほど、私は77カ所と申し上げましたが、現在は、10カ年計画をつくった当時から2カ所は進捗が図られまして、厳密に言うと、今、79カ所を予定しているという状況です。

そういうことで、国のほうも、またため池に関する法律等の見直しも予定されていると聞いております。そこで、関係機関の例えば県の役割、市の役割、そこら辺も当然変わってくるのだらうと思っておりますので、そういう状況を見ながら、防災・減災対策に努めていきたいと考えております。

【前田委員】よくわかりました。

ただ、1戸当たりの農家の負担等の問題、幾つかほかにも問題はあろうでしょうけれども、そういう要因の中で、ため池の整備が、本来105カ所必要というものの中で26カ所ぐらい残っているということであれば、それは該当する市とか、もちろん県は当然ですけども、協議しながら、県レベル、もしくは市レベルでどうすることができるのかということとあわせて、しっかりとやっぱり国に対して要望活動をしていくということも必要だと思いますので、防災に関することですから、最終的に、お金がなかったからできませんという話には多分ならないと思うので、そこは議会とも知恵を出し合いながら、進捗を進めていきたいということを要望して、質疑を終わります。

【山口分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【高橋副会長】ため池の話ですけども、これは夏に広島でため池が決壊して小さなお子さんが亡くなったと。その件で、国のほうで緊急点検がなされて、その結果の公表がありましたよ

ね。今、農村整備課長の答弁で、結局、国の方針で一斉点検をやった結果と、この工事との関連性というのはぼけて見えるんだけど、それについて説明を願います。

【西尾農村整備課長】ただいまの委員からのご質問ですが、確かに私は先ほど、平成25年度、平成26年度に調査を行いましたと申し上げました。それはそれで実際あっておりました。今回、西日本豪雨を受けて国のほうから、下流域に民家等がある分について緊急的に点検をしてほしいという依頼がありまして、本県では、936カ所を対象として調査を実施しました。その結果、決壊等の被害はございませんでした。国の公表にも出ておりますが、そのうち平戸市の2カ所が若干不具合が出ているということで、これについては対応を市と地元で行っているということで、改めて堤体の改修をプラスアルファでしなければいけないという程度の被害ではございませんでした。

【高橋副会長】今おっしゃったような内容が新聞で発表されたんですね。それで、平戸のほうで2カ所、できるだけ早く対処したほうが良いというふうな内容の話だったと。そのほかに、こういうふうな南島原とか芦辺とかで、これは計画にのっとってずっとやっていらっしゃるという理解でいいのかということが1つと、それから3ページの補正予算の内容なんですけれども、分担金として1,928万円が出ておりますけれども、この分担金というのは、市の分担金ということですか、それとも受益者の負担も入っているのか、そこについてのお示しをお願いします。

【西尾農村整備課長】分担金につきましては、定義的には農家と市町の負担金の合計となります。ちなみに、南島原市については、農家負担

が2%、市が14%で、壱岐市については、地元、同じく2%、市が7%と、地元と一緒に市が違うというのは、国の補助率が離島と内地で違うという違いでございます。

それともう1点、計画的なものなのかという話なんです。我々としたしましては、先般の平成25年度、平成26年度の調査結果を受けて、一定の将来構想を立てているという状況です。当然ながら、その後に地元のほうから、状況が変わったとかそういうものがあれば、それは随時また追加しながら、適正に対応していきたいと考えております。

【高橋副会長】 農家の負担の2%ですけれども、これは県下で市単位で負担額が違っているんじゃないですか。南高あたりは農家負担はないような状況もあったんじゃないか。県北はしっかり農家から負担をとっているけれども、県南、県央ではとっていないというふうな資料も私は見たことあるんですけども、ここらについての状況をお示し願いたい。

【西尾農村整備課長】 農家負担金ゼロのご質問ですが、具体的に申し上げますと、長崎市、西海市、諫早市、大村市、島原市、雲仙市、なお雲仙市につきましては条件があつての設定となっております。五島市、それと川棚町、以上の市町については、農家負担金ゼロということで実施をしております。

【高橋副会長】 南島原と壱岐はたまたまあったんですね。今説明いただきましたけれども、農家の負担を農家の方々は大変負担に思っていて、危ないとか、これは改修が必要というのは認識しながらも、まずお金がつかれないと、そういうふうな状況で県に対する要望なんかも声が弱くなる可能性もあるんです。それで、地域によって負担金がゼロ、これは県としては、負担金

を幾らにしろとかいう話はやらない話かもしれないけれども、安全なため池を維持することからすれば、ある程度の指導をしながら、ため池の整備ということは取り組んでいかなくちゃいかんと思うんですけども、それについての考え方はいかがですか。

【西尾農村整備課長】 危険なため池については、早急に対策を打たなければいけないというのは我々も重々認識しているつもりでございます。確かに農家負担がゼロ、残りは市町というところはございます。ただ、国のほうでガイドラインも示されているわけですが、あくまでもガイドライン上は、農家負担金は残念ながら設定されております。その中で、先ほど申し上げました市のほうが、そこをカバーしていただいているという状況ですので、委員おっしゃるように、我々としても、できれば農家の負担金を避けて取り組みやすくしてくださいという願いはしたいところですが、やっぱりそこはなかなか県のほうが強制的にというわけにもいきませんので、気持ちはありますが、なかなかそこまでは難しいところがあるということもご理解いただければと思います。

【高橋副会長】 そういう状況なんでしょう。

この農家負担金の割合について、県内の状況、また全国的には何%ぐらいが通常の場合か、そこら、ざっくりした説明をいただけたらありがたい。

【西尾農村整備課長】 申しわけございません、全国的な分というのはデータとしてあったかどうか不明ですので、後日でも、資料がありましたら整理したいと思っております。

【山根農林部参事監】 ただいまお話のありました全国的なため池の農家負担の話なんですけれども、防災事業として実施するところで、ため

池の農家負担をとっていないというところがあります。そういったところが結構多いんですけども、やはりとっているところもありまして、私の記憶では、例えば香川県ではとっておられたというようなことで、その率が大体2から3%ぐらいだったというような記憶でございます。

【山口分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【山田(博)委員】農業経営基盤強化対策費でお尋ねしたいと思います。今回、施設の再建・修繕等、施設の撤去等に共済に加入の場合と共済に未加入の場合と差をつけて支援をさせていただいておりますけれども、まずお尋ねしたいのは、これは今回限りの方針が見えているのか、来年度も、こういった方向性があるのか、それを含めてお答えいただけますか。

【渋谷農産園芸課長】今の国の要領では、共済に入っている場合が5割、入っていない場合が4割ということで、国の要領が変わらないと、今の方針でいくと思っております。

【山田(博)委員】じゃ、来年度もこういった災害があった場合は、こういった事業メニューがあるということで理解していいわけですか。そこを確認したいと思います。

【渋谷農産園芸課長】この措置につきましては、過去に例がないような甚大な気象災害があった場合について、農林水産省が緊急的に対応すると認めた場合に支援されるということで、これは規模によって、農林水産省が支援をするかどうかというのは決めるということになっております。

【山田(博)委員】来年の1月から、農業経営収入保険制度とありますね。そうすると、これとの兼ね合いはどうなりますか。

【渋谷農産園芸課長】来年から始まります農業

経営収入保険制度につきましては、全体の売上、総収入をカバーするような保険ということで、これは加入した方々を支援するというものになるのですが、今回のこの事業につきましては、先ほど話をいたしました国が甚大な被害を認めた場合に支援をするということで、全く別の形になっているということです。

【中村農林部長】補足させていただきます。

農業経営収入保険制度は、あくまでも収入に対する保険制度でございます。今回の災害対応については、施設の被害ということでございますので、そこは施設の災害、それから収入ですので、災害によって施設が壊れて、中の農産物に被害があつて収入が下がった場合については農業経営収入保険の対象と。施設については、あくまでも施設共済とか、そちらのほうの対象になりますので、農業経営収入保険対象とはならないという考え方だと理解しております。

【山田(博)委員】そうすると、お尋ねしますけれども、農業経営収入保険制度の個人の負担割合と共済の負担割合というのは、これは大変いい制度ですから、ぜひこれを一体化して加入率を高めるというのは、この際、いいことじゃないかと思うわけです。今回、事前の説明では、共済の加入を進める上でも、こういった制度を農林水産省も出したということでもありますけれども、もう一つ、どういうふうにその対応を考えていくのか。

過去に、県に対して、こういったことが今までであったのかどうか、それを含めてお答えいただけますか。

【渋谷農産園芸課長】今回のこの事業を活用するに当たっては、必ず施設共済に入っていたということが要件になっておりますので、こういったものをしっかりと農家の方にPRしな

がら、加入促進を図ってまいりたいと考えております。

それから、このような措置なんですけれども、過去、平成26年に、大雪の時に一度、この事業のような対応があつておりました、平成26年2月の積雪による被害で果樹棚が壊れた時に、この事業を一度活用したことがあります。

【山田(博)委員】 共済と農業経営収入保険制度のそれぞれ個人負担割合だけ教えていただけませんか。よろしくお願ひします。

【渋谷農産園芸課長】 まず、施設共済なんですけれども、これは建てた年数で変わつておりました、例えば、建てて1年未満でありますと、大体10アール当たり3万円が自己負担となっております。1年を超えてくると1,000円ぐらい下がります、これが14年を超えてくると1万6,000円ということで、半額程度になっております。

【山口分科会長】 しばらく休憩します。

— 午前11時12分 休憩 —

— 午前11時12分 再開 —

【山口分科会長】 再開します。

【山田(博)委員】 今、共済の加入状況というのはわかりますか。県全体はどれぐらいで、今回被害が特に大きかった、件数で言うと、五島市、大村市、佐世保市、松浦市、西海市もありますけれども、加入率というのは大体わかりますか。県全体と各市町別、わかるのだったらお答えいただけますか。

【渋谷農産園芸課長】 今回の被害を受けられた方、213件あるんですけれども、そのうち施設共済に入つていらつしゃるところが70件、入つていらつしゃらないところは93件、それから牛舎とか堆肥舎等園芸施設の対象外というところ

が50件ということになっております。

それから、申しわけありません、先ほどの農業経営収入保険の負担率なんですけれども、これは売上等で変わるわけなんですけれども、基準収入、例えば1,000万円にした場合に7万8,000円ということで、約0.78%となっております。それが保険料でありまして、あわせて積立金が22万5,000円ですので、2.25%、これは保険が出なかったら、それは残つて積立金になりますが、負担率がそういう形になっております。

市町別については、今手元にありませんので、調べさせていただきます。

【山田(博)委員】 国の農業経営基盤強化対策といつて、これは平成26年に一度あつたわけですね。この時の共済率が幾らあつて、今回またこういった事態が発生したということは、これは農林部として、やっぱり平成26年にこういった事業があつて、共済にかかっているとかかかっていないものは差があつて、支援があるんですよというのであれば、それからずっと今日まで来ていると、加入率をやつぱりしっかりとやってないといけないわけですね。渋谷農産園芸課長、平成26年の時の共済の加入率は幾らで、それが今日までどれぐらい上がったというのは、今言つてもなかなかわかりにくいでしょうから、後で教えていただけませんか。ここが一番大切なところと思うんですよ。平成26年に、こういった同じ事業で対策が、大雪が降つて、県は加入率がこれぐらいあつたと。その時に、こういった事業があつて、これは共済の加入率を高めなければいけないというのは多分わかつたと思うんです。それからすると、この加入率は絶対上がっているはずと私は確信持つて言えるわけでございまして、今はなかなかわか

りにくいでしょうから、午後一番からでも、それをお示しいただければと思うわけでございます。

委員長、そういったことで、多分後で資料をいただけるでしょうから、またそれは議案外なりで質問させていただきたいと思いますので、終わります。

【山口分科会長】 しばらく休憩します。

— 午前11時16分 休憩 —

— 午前11時16分 再開 —

【山口分科会長】 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口分科会長】 ほかに、質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第121号議案のうち関係部分、第122号議案及び第127号議案のうち関係部分については、原案のとおり、それぞれ可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山口分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

【山口委員長】 次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

まず、農林部長より総括説明をお願いいたし

ます。

【中村農林部長】 まず、農林部関係の議案についてご説明いたします。

農水経済委員会関係議案説明資料、農林部の1ページ目をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第142号議案「公の施設の指定管理者の指定について」のうち関係部分であり、その内容は、記載のとおりでございます。

なお、補足説明資料を配付させていただいておりますので、後ほど、林政課長からご説明させていただきます。

次に、農林部関係の議案外の主な報告事項についてご説明いたします。

農水経済委員会関係議案説明資料並びに同資料追加1、追加2をご覧ください。

今回ご報告いたしますのは、平成31年度の重点施策、第17回全国グリーン・ツーリズム・ネットワーク長崎大会について、長崎県民の森開園50周年記念行事について、平成30年産みかんの販売状況について、農業経営収入保険制度について、長崎四季畑の認証商品決定について、長崎県多面的機能支払活動組織の集いについて、長崎県農業農村整備事業推進大会について、諫早湾干拓事業の開門問題等について、研究事業評価について、政策評価の結果等について、地方創生の推進についてでございます。

そのうち主な事項について、要点を絞ってご報告いたします。

農水経済委員会関係議案説明資料（追加1）の1ページ目をお開きください。あわせて長崎県重点戦略（素案）の42ページ目をお開きください。

平成31年度の重点施策でございます。

平成31年度の予算編成に向けて策定いたし

ました「長崎県重点戦略（素案）」のうち、農林部の基本方針及び主要事業についてご説明いたします。

農林部では、「新ながさき農林業・農山村活性化計画」に基づき、品目別・地域別に、規模拡大や多収化、高単価化、低コスト化により農業所得の向上を目指す「産地計画」を基軸として、生産・流通・販売対策の強化をはじめ担い手への農地集積・新規就農者の確保、森林資源を活用した木材生産、農山村の資源の保全などに取り組んでおり、これらの取組を加速化するため、平成31年度においては次の取組を強化してまいります。

まず、「生産性向上・コスト縮減対策の更なる強化」として、農畜産物の生産性向上から流通・販売対策までの総合的なICT技術の開発・実証などスマート農業の導入拡大に取り組みます。また、牛舎等の施設整備や繁殖雌牛の導入拡大に引き続き取り組むとともに、4年後に鹿児島県で開催される第12回全国和牛能力共進会に向けた出品候補牛の確保、人工林の主伐・再造林推進体制の構築にも取り組んでまいります。

次に、「担い手の規模拡大と産地の維持・拡大」として、水田の畑地化・汎用化等による園芸団地の育成や農地中間管理機構を通じた耕作放棄地を含めた狭地直しなどの農地条件整備とともに、外国人材などによる労力支援システムの活用などにも取り組んでまいります。

また、「農産物流通・販売対策」として、国内の量販店対策や長崎県農産物輸出協議会を中心とした輸出拡大の取組に加え、海外バイヤーの招へい等による花きの輸出拡大や、茶の輸出可能性調査等による販路拡大のほか、長崎和牛生産者登録制度の創設等による流通・販売対策

の強化を進めてまいります。

さらに、「農山村地域での人口減少対策」として、直売所を中心とした農産物の集出荷や移動販売等による集落ビジネスの拠点化対策に取り組むとともに、農地や水路管理など直接支払制度の活用等による高齢者の活躍の場の創造など集落活動の活性化や地域リーダーの育成などに取り組み、集落全体の所得向上と住み続けられる農山村集落づくりを進めてまいります。

これらの事業につきましては、県議会からのご意見などを十分踏まえながら、予算編成の中で更に検討を加えてまいりたいと考えております。

次に、同説明資料の3ページ目をお開きください。

長崎県民の森開園50周年記念行事についてでございます。

長崎県民の森は、昭和43年3月に開設され、今年50周年を迎えたことから、去る11月25日、長崎県及び林業関係5団体の共催により、長崎県民の森開園50周年記念行事「県民の森であそぼう！もりフェスタ」を開催いたしました。

記念式典では金子参議院議員をはじめとした県選出国會議員、並びに溝口県議會議長、山口農水経済委員長をはじめとした県議會議員の皆様にご臨席いただき、長年にわたり森林・林業の発展や緑化推進運動に尽力されたご功績を称え、知事から1個人4団体に感謝状を贈呈したほか、森林を守り大切にしていける誓いの言葉「森林づくり宣言」を大会宣言として発表するとともに、ご来賓の皆様や緑の少年団等による記念植樹が行われ、盛会のうちに終了いたしました。

県といたしましては、今後とも長崎県民の森が県民の皆様に親しまれ、そして未来に向かって豊かな森林を育てていくことができるように、

引き続き関係機関と連携し、森林・林業の役割や木材利用促進への理解と関心を高める取組の推進に努めてまいります。

次に、農水経済委員会関係議案説明資料（追加2）の1ページ目をお開きください。

平成30年産みかんの販売状況についてでございます。

平成30年産極早生みかんの販売実績は、梅雨明け以降の猛暑・乾燥により小玉傾向となったため、4,704トンで前年比88%と減少しましたが、糖度は高く、販売価格は1キログラム当たり220円と前年比119%の高い単価となっております。

早生みかんにつきましては、販売価格は1キログラム当たり286円で前年比106%と高い単価で販売されております。

また、12月6日には東京大田市場において知事による「させぼ温州」のトップセールスを行いましたところ、県統一ブランド「出島の華」が1箱5キログラム20万円で競り落とされるなど、「長崎みかん」の品質の高さが評価され、流通関係者からは年末にかけての需要期の販売について高い期待が寄せられました。

さらに、同日、東京において全国農業協同組合連合会長崎県本部の主催により「出島の華・させぼ温州販売20周年記念祝賀会」が開催され、長崎みかんの販売にご尽力いただいている高級果実専門店など3社に対し、知事から感謝状を贈呈したところです。

今後も本県産みかんのさらなるブランド化の推進やロットの確保と定時・定量・定質出荷など市場に信頼される産地の育成・強化に向けて、関係機関と一体となって取り組んでまいります。

次に、当初お配りしております農水経済委員会関係議案説明資料の1ページ目をお開きくだ

さい。

農業経営収入保険制度についてでございます。

平成31年1月から始まります農業経営収入保険制度につきましては、青色申告を行っている農業者を対象に、青色申告の実績等を基準収入として、自然災害による収量減少や価格低下のほか、農業者のけがや病気、取引先の倒産などにより収入が一定水準を下回った場合に、減収分の9割を上限として補填する保険制度となっております。

保険加入申請の締め切りは12月末までとされており、農業共済団体や県のホームページ等を通じての周知や、農業共済団体による戸別説明を行っているところです。

本制度につきましては、農業経営のセーフティネットとして大変重要な制度と考えており、関係機関と一体となって本制度の加入促進に努めてまいります。

その他の事項の内容につきましては、記載のとおりでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山口委員長】次に、林政課長より補足説明を求めます。

【内田林政課長】私からは、第142号議案、公の施設の指定管理者の指定につきまして、ご説明をさせていただきます。

お手元にお配りしています補足説明資料、公の施設の指定管理者の指定について（百花台公園及び百花台森林公園の指定管理者候補者の選定について）の1ページをお開きください。

まず、指定管理者候補者の選定に当たりましては、林政課が所管する百花台森林公園は、土木部道路維持課が所管する百花台公園の一区画であることから、一体的で効率的な管理が行わ

れるよう、長崎県土木部指定管理者選定委員会において、一括して指定管理者候補者の審査及び選定を行っております。

1、施設の名称は「百花台公園及び百花台森林公園」で、雲仙市国見町と島原市有明町にまたがっております。

2、指定管理の候補者は、長崎県公園緑地協会・八江グリーンポート共同体でございます。

3、指定管理者選定の経過でございますが、

(1) 募集期間は、平成30年8月1日から31日までの1カ月間。

(2) 応募団体は、候補者となりました1団体のみでありました。

(3) 選定の方法でございますが、外部有識者5名で構成する長崎県土木部指定管理者選定委員会にて審査・選定を行っております。

なお、指定管理者選定委員会の審議内容は、

(4) 選定手順に記載のとおりで、選定委員会の構成メンバーは、2ページの(5) 選定委員に記載しておりますので、あわせてご確認をお願いいたします。

(6) 審査及び選定結果でございますが、候補者が500点満点中401点ございました。

(7) 選定の理由につきましては、施設利用率を高めるための事業計画や園内の安全対策について具体的な提案がなされていること、それから選定委員の得点が8割を超えているなど、全体として公園管理に適した事業計画であったことが評価されております。

4、今後の予定でございますが、本11月定例県議会で議案の議決をいただきました場合、指定期間は平成31年4月1日から平成36年3月31日、指定管理期間中の指定管理負担金については、土木部道路維持課が林政課分を含め一括して債務負担行為の設定議案を提出しております。

平成31年1月に、指定管理者の指定告示、それから2月に、指定管理者との基本協定書の締結、3月に、指定管理者と平成31年度協定書を締結するスケジュールでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【山口委員長】 以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【山田(博)委員】 指定管理者の議題についてお尋ねしますが、まず応募団体が今回1団体ということになっております。これは指定管理者ではたしか2回目になるけれども、最初の時は2者だったんじゃないですか。それはどうですか。

【内田林政課長】 指定管理制度が導入されたのが平成18年度からでございますので、平成18年度から3年間、それからまた5年間で、平成26年度から5年間で、今回が指定管理、また5年間です。今まで3回、指定管理の選定を行っていると思います。今回を含めて4回です。

【山田(博)委員】 その4回の中で、応募者数はどれぐらいあったのですか。

【内田林政課長】 1回目が5者です。それから、2回目が3者で、前回は2者と記憶しております。

【山田(博)委員】 そうすると、今まで過去3回は応募者は複数だったんですが、今回は1者だったんですね。基本的に、やはりたくさん応募していただいて、よりよい提案をしてもらえばよかったですけれども、応募者が少なかったわけですが、過去も2者とかあったわけだから、それを広げようということは特段考えられなかったのですか。そこを確認させていた

だきたいと思います。

【内田林政課長】公募開始に合わせて、県のホームページに公募状況を掲載し、公募状況のマスコミへの提供、それから県内新聞広告等に広くPRをした結果でございます。

【山田(博)委員】それは過去3回の公募条件というのは、ほとんど変わらなかったのですか。

【内田林政課長】過去と同様でございます。

【山田(博)委員】普通、過去やって2者しかなかったら、少しでも広げようということで、やっぱり条件を、先ほど森林整備室長だったか、応募者が少なかったからといって、県内だけの実績、無人化にしていたけれども、広く全国まで広げたというような話があったじゃないですか。本来であれば、そこまでされたらどうかなと私は思ったわけでございまして、今度は選定委員というのがありますね。この選定委員が、大学の教授とかありますけれども、なぜ大学の教授がされているのか。公認会計士はわかります。採算のベースとかありますけれども、役職で言うと、職名からすると大学の教授とかが多いんですけれども、これはなぜこうされたのか、理由を説明いただけますか。

【山口委員長】しばらく休憩します。

— 午前11時33分 休憩 —

— 午前11時34分 再開 —

【山口委員長】再開します。

【内田林政課長】委員はどのようにして選定したかというご質問でございますが、指定管理者制度の運用に関するガイドラインに、選定委員会の構成は、選定手続の透明性、公平性を確保するために、選定委員会は、複数の外部有識者、例えば、学識経験者、財務会計の専門家、類似施設等に関して知識、運営経験がある方などで

構成すると規定されております。

【山田(博)委員】確かにそのとおりでございます。それで、なぜ大学の教授になったのか。大学の教授が百花台公園一帯とか森林公園のことを詳しく知っているのかなど。行ったこともない、見たこともない人が選定できるのかとなるわけです。

【内田林政課長】これまでに選定委員会の経験がある方をメインに選んでおりまして、公認会計士の協会に推薦をいただいていますし、それから県立大学のほうからもご推薦をいただいた結果でございます。

【山田(博)委員】それはわかるんです。だから、県立大学とか長崎大学の人が百花台のよさとかわかって、例えば、森林に関心があるとか、森林の専門性がある人かどうかと確認しているわけです。私は、百花台のすばらしさがわかってる人だったら、例えば、専門がそういったものですよとなったらわかるわけです。例えば、農業分野の方に水産の方が来て選定してくださいといって、農業のことしかわからない人が何でこんな選定をするのかと言われたら身もふたもない。そういうことを私は聞いているわけです。それが今どうなのかということです。

【山口委員長】しばらく休憩します。

— 午前11時36分 休憩 —

— 午前11時36分 再開 —

【山口委員長】再開します。

【内田林政課長】お時間をいただいて調べさせていただきます。

【山田(博)委員】私が言いたいのは、百花台というのは、私も行ったことあるんですが、大変すばらしいところなんです。この指定管理者候補者は、今までずっとされているから問題あり

ませんけれども、私としては、選定される方が、そういったすばらしさがよくわかった上で、ちゃんとしてもらわなければいけないから聞いているだけであって、個人のことを言っているわけじゃないんです。だから、私としては、選定する時には、きちんとそういうことを踏まえた上で選定していただきたいと思っているわけですので、ぜひご理解いただきたいと思っています。

続きまして、この選定委員というのは事前に公表しているのですか。こういった人が選定されますよということを公表しているか公表していないか、そこだけお答えください。

【山口委員長】 しばらく休憩します。

— 午前11時37分 休憩 —

— 午前11時38分 再開 —

【山口委員長】 再開します。

【内田林政課長】 調べてお答えします。

【山田(博)委員】 私は何が言いたいかというと、百花台公園また森林公園のすばらしさというのをぜひわかっていたかかないといけませんから質問しているわけございまして、決して指定管理者のこの選定された会社がだめだとか言っているわけではありません。よりよい指定管理者のあり方ということで質問しているわけございまして、ご理解いただければと思います。そういうことで、よろしくお願ひしたいと思います。じゃ、議会が終わるまでに、ぜひ資料の提出をいただければと思いますので、よろしくお願ひします。

【山口委員長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口委員長】 ほかに、質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第142号議案のうち関係部分については、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山口委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、議案は、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

しばらく休憩します。

— 午前11時39分 休憩 —

— 午前11時40分 再開 —

【山口委員長】 再開します。

次に、提出のありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明をお願いいたします。

【吉田農政課長】 私から、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました農林部関係の資料について、ご説明いたします。

資料の1ページをご覧ください。

補助金内示状況につきましては、本年9月から10月までの実績についてご説明をいたします。

直接補助金は1ページから4ページに記載のとおりでございまして、長崎県多面的機能支払交付金など合計38件でございまして。

また、間接補助金は5ページから12ページに

記載のとおりでございまして、合計83件で、補助金合計で121件となっております。

次に、資料の13ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約状況につきまして、本年9月から10月までの実績についてご説明をいたします。

まず、委託につきましては、13ページに記載のとおり、計4件でございまして、14ページから17ページに、その入札結果一覧表を添付いたしております。

次に、18ページをご覧ください。

工事につきましては、資料の18ページから19ページに記載のとおり、39件でございまして、20ページから65ページに、その入札結果一覧表を添付いたしております。

なお、委託と工事を合わせた全体件数は43件となっております。

次に、資料66ページをご覧ください。

陳情・要望に対する対応状況でございますが、知事及び部局長に対する陳情・要望のうち、県議会・議長宛てにも同様の要望が行われたものに関しまして、66ページから117ページに県の対応を記載しております。

最後に、資料の118ページをご覧ください。

附属機関等会議結果報告につきまして、本年9月から10月までの実績は、長崎県普及指導活動外部評価会議のほか1件でございまして、その内容につきましては、119ページから120ページに記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

【山口委員長】 それでは、午前中の審査はこれにてとどめ、しばらく休憩します。

午後は、1時30分から委員会を再開いたします。

— 午前 11時42分 休憩 —

— 午後 1時31分 再開 —

【山口委員長】 委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、審査を行います。

「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」の説明が終わりましたので、次に陳情審査を行います。

お手元に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象は、44、46、50、55、56、61番でございます。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

【山田(博)委員】 それでは、お尋ねしたいことがあります。陳情の46番の5の「離島地域における燃油価格の是正並びに農林漁業燃油高騰対策の更なる充実」ということでありますけれども、先般、水産部のほうでは、本土と離島のガソリンの価格というのが、国から流通コストの補助をいただいているという制度があるわけですが、この制度が始まってから、本土と離島のガソリン価格の格差というのは縮まっていないわけでございます。そういったことで、離島地域における揮発油税の減免などということで、是正を求めるということになっておりますけれども、いわゆるトリガー条項というのはご存じですよね。トリガー条項、こういったものをぜひ適用していただきたいというふうな趣旨のことに私も理解しているところでございますが、県当局は、どのようにこの陳情を受け止められて今後取り組もうとされているのか、見解を聞かせていただきたいと思っております。

【渋谷農産園芸課長】 まず、トリガー条項については、過去、ガソリン等が非常に上がった時

にできた条項ということでありまして、その当時、160円を3カ月連続して超えた場合にトリガー条項が動き出すということになっていたんですけれども、これについては平成22年当時あったんですけれども、現在は休止をされているという状況になっております。

この要望書の部分についてなんですけれども、特に農業の場合、A重油それから軽油等が問題になってきますので、そちらのほうの免税、あるいは還付措置を継続していただきたいということで聞いておりまして、これはこれまでもずっと政府施策要望等で国に対して要望してきたということになっております。

【山田(博)委員】 トリガー条項が今、凍結状態になっていることは私も承知しているわけですが、そのトリガー条項が凍結じゃなくて、それが解除された場合には、そういった制度を活かしたほうがいいと、つまり、トリガー条項というのの凍結を解除して、そういったものにしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思われているのか思われていないか、そこだけお答えください。

【渋谷農産園芸課長】 最近、原油価格の高騰によりましてガソリン等上がってきていると認識をしております。ただ、最近またぐっと落ちてきておりますので、今後の石油製品等の上昇等を見ながら、例えば、トリガー条項等をすとか、そういうようなことについても検討してまいりたいと考えます。

【山田(博)委員】 最後の語尾がちょっとわからない。研究したいということですか。研究というのは、役所言葉では、しないということと一緒に私は聞いているんです。どうなんですか。そういったものを勉強していきたいとか、検討していきたい、要望活動していきたいというこ

とで理解していいのかどうか、そこをお答えいただけますか。

【渋谷農産園芸課長】 先ほどお答えいたしましたように、原油の価格というのが国際的な情勢の中で大きく動いていくという中で、今後、動向等をよく見ながら、例えば、農業者に経営に影響するようであれば、こういう要望についても検討していきたいということで、まず石油価格の動向等をしっかりと見ていきたいと考えております。

【山田(博)委員】 それは価格の推移を確認しながら、そういったものもしっかりと取り組んでいきたいということで理解していいのかどうか、そこをお答えいただけますか。

【渋谷農産園芸課長】 今のガソリン価格については、全国的な状況を見ると低下傾向ということで、今、大体150円程度だと認識をしております。トリガー条項というのが160円を3カ月続けて超えた場合というのがあります。また再度、そういう160円を超えるような勢いで上がるような世界的な状況等を見ながら検討していきたいということでお答えをしております。

【山田(博)委員】 それは世界的など言いますけれども、離島においては、160円どころじゃなくて、もっと高くするわけです。そういったものをご存じだと思いますけれども、これは「離島地域における」と書いているわけです。これは本土のことを言っているわけじゃないんですよ。ですから、そこはしっかりと、「離島ガソリン流通コスト対策支援事業」とありますけれども、これが導入されてから、本土と離島とのガソリン価格というのは地域の格差が縮まったかということ、縮まっていないわけです。それで、これができた時は、これは価格差が縮まると思ったら、全然縮まらなかったわけです。いろん

な要因があるわけですが、これは次長のどちらか、私が言っていることはどうですか。

【綾香農林部次長】先ほど農産園芸課長も答えておりますが、まずトリガ一条項は、委員もおっしゃっておりますけれども、離島だけの限定のものではなくて、本土も含めて160円上がった時に、全国的に適用されるかどうか国において検討されるべきであろうと思います。

今回は、離島のガソリンが高いので、その部分をということでご要望でございます。県としても、政府施策要望の中で、離島の運賃の中の25.1円部分を減免してほしいという要望をここ数年行っているところでございまして、あわせて現在、コスト支援事業ということで、離島の分に助成措置も行われておりますけれども、そちらも引き続きやっていただきたいということで要望させていただいているところでございます。

【山田(博)委員】これは議論がかみ合わないの、次に移りたいと思います。

もう一つ、要望書の中に鳥獣対策がありますが、けれども、この鳥獣対策の中で全般的にお尋ねしたいんですけれども、川口農山村対策室長、例えば、イノシシやシカというのは、基本的に、山林で捕獲した場合には、その個体の一部を取得して、それで証明するとなっておりますけれども、地元の人から言われたのは、そのまましていたらどうなるのかと。イノシシなら尻尾をカットするんです。それを山から地元におろすのは大変だから、そのままそこに放置をするという形になって、埋めたりするとなっているでしょう。そうすると、実際カラスやなんかの餌になって、またカラスの繁殖を支援しているんじゃないかという話が出たわけです。それは実際そうになっているのかどうかというのをどう考え

ているのか、受け止めているのか、そういった地元の声が上がってきたわけです。私が言っていることはわかりますか。例えば、イノシシを捕獲しました。それを処分する時に、例えば、焼却施設とかに持っていく時には、何十キロもする個体だから、それがかつぐのは到底無理だということで、それを捕獲したということの証明で尻尾なりカットするじゃないですか。それで報奨金をもらうとなると。その捕獲した個体というのはどうするかというと、山林の中で埋めたりしているという形になっておりますけれども、そうすると、カラスとかの餌になってしまって、ほかの鳥獣の繁殖の支援の形に結果的になってくるんじゃないかという声が上がっているんですけれども、それに関して見解を求めたいと思います。

【川口農山村対策室長】委員から今、捕獲したイノシシ等の鳥獣の処理についてご質問がございました。捕獲した鳥獣につきましては、適切に処分するというのが「鳥獣保護管理法」の中で定められておりますので、必ず埋設を行っていただいております。

【山田(博)委員】適切に埋設するというので、じゃ、埋設は、例えば、穴を30センチメートル掘りなさいとか、土をかぶせなさいとか、そんなぴしゃっというのがあるのかなのか、そこだけお答えください。

【川口農山村対策室長】自然動物が掘り返すことがないように適切に穴に埋設するということになっておりますので、先ほど委員がおっしゃられました、例えば、カラスが食べるとか、そういうことはございません。

【山田(博)委員】農山村対策室長、それはカラスに聞きましたか。適切に埋設して、何センチメートル掘って、カラスが来て、そんなことは

ありませんと言ったが、じゃ、農山村対策室長、見たんだね。

【川口農山村対策室長】これは年度ははっきりしておりませんが、埋設に関する試験も既に行っておりますが、何センチメートルというのは明示はございませんが、掘り返すことがない程度の深さというふうになっております。

【山田(博)委員】だから、カラスが何センチメートルだったら掘り返すことができませんという具体的な数字を農山村対策室長、それは国が言っていますか。農林部参事監、あなたは知っていますか。知っているか知っていないか、それだけを農林部参事監に聞きます。

【山根農林部参事監】承知しておりません。

【山田(博)委員】適切と言ったんだよ、農山村対策室長。そこを私が言いたいのは、私は、地元を回れば、カラスが増えて増えてと。イノシシが減ったかと思ったら今度はカラスが増えてと。苦情の嵐、延々と聞かされているわけです。だから、そこはぴしゃっと、適切にとかいう曖昧じゃなくて、どういうふうにしたらいいかというのをきちんと県当局でしっかりと調査してください。適切に掘ってと、カラスが掘り返しできないようにすると言って、具体的な数字とかは何もないんでしょう。あるかないか、そこだけお答えください。

【川口農山村対策室長】深さの明示というのは、なかなか土質とかによると思いますので、現状では、他の動物が掘り返すことがないような深さに埋設するというように決めております。

【山田(博)委員】確かに土質はあるよ。しかし、大体どれぐらい掘ってすればカラスも掘れないとかあるわけだから、適切と言って、そこにもいろいろあるわけだから、そこはしっかりと調査研究してやっていただきたいと思います。

【荒木農林技術開発センター所長】今の試験があっていたというような部分で回答させていただきます。

埋設の土の厚さがどのくらいが適当なのかということは試験をしております、土を掘って、その個体を乗せて、その上に土の厚さを50センチメートル乗せたところ、ほかの動物の掘り返し等はないというような試験研究は当センターの中でしております。ただ50センチメートルというのは、かなり厚いですので、それが何センチメートルまで許容できるかというのは、まだはっきりしておりませんが、50センチメートルあれば、確実に掘り返し等はないというようなことは調査研究の中ではわかっております。

【山田(博)委員】わかりました。そういうことで調査研究したということでありまして。これは例えば佐賀県とか、ほかのところではされていないのですね。中村委員がこの前、イノシシには住民票がないから、佐賀のイノシシが長崎県に来たり、福岡県から来たりとか言うから、これは明言ぞ。私はなるほどなと思って。確かにイノシシには住民票はないからね。そういうことで、川口農山村対策室長、荒木農林技術開発センター所長が大変すばらしい数字を、荒木農林技術開発センター所長が知っておって、何で川口農山村対策室長は知らないのかね。だから、そういったものをぴしゃっと、今度、そういった明示を参考に、こういうふうにしなればだめですよということをきちんと周知徹底をしていただきたいと思います。

そういうことで、川口農山村対策室長、それは各鳥獣対策をやっていただいている地域の皆様方に、参考ということで、事例をきちんと周知をしていただきたいと思っております。それ

はよろしいでしょうか。川口農山村対策室長、明確にお答えいただけますか。

【川口農山村対策室長】捕獲した鳥獣の処理につきましては、適切な埋設等が行われるよう、今の荒木農林技術開発センター所長から説明がありました試験研究の内容等を各市町、猟友会等にお伝えさせていただきたいと思っております。

【中村農林部長】今、川口農山村対策室長が述べたとおりなんですけれども、ただ50センチメートルというのは、猟友会の皆さんに非常に過重なことを強いることになると思いますので、さらに知見を全国各地から集めたり、事例を集めて、現場に適したようなやり方をしっかり調査をさせていただいて、そのことをまた情報提供をしっかりとさせていただきたいと考えております。

【山田(博)委員】そうですね、中村農林部長。最後はぴしゃっとまとめていただきました。確かにおっしゃるとおりです。私は、中村農林部長がおっしゃるような方法でしっかりやっていただきたいと思っております。現場の人たちにも、いろいろとそういった、どんなにしていいかというのが今、声が上がってきておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

【山口委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口委員長】ほかに質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はありませんか。

【山田(博)委員】この「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」の76ページを見ていただきますでしょうか。「長崎県林業公社の経営対策」ということで、これは長崎県森林組合連合会の会長である八江利春さんほかから来ているのですが、この中で県の対応の中で、経営改善対策ということで、公庫から資金をお借りしているということで、これが今、46億円で、うち金利が2%以上が約9億6,000万円、平均利率が1.6%、最高利率が何と6.5%あるんですよ。これはびっくりしますね。今、こんな6.5%あるんです。

ここでお尋ねしたいのですが、6.5%で借りている残高というのは幾らあるのか、それをお答えいただけますか。

【山口委員長】しばらく休憩します。

— 午後 1時51分 休憩 —

— 午後 1時51分 再開 —

【山口委員長】再開します。

【内田林政課長】日本政策金融公庫から借り入れている6%以上は、平成28年5月末現在、3,435万5,000円が残っております。

【山田(博)委員】3,400万円ぐらいですね。そうすると、この6.5%の金利というのは、大体どれぐらいお支払いされているのですか。この6.5%というのは、もともと幾らお金をお借りしていたのですか。それも含めてお答えいただけますか。

【内田林政課長】詳細の年度と借入額は、ちょっとお時間をいただきたいと思います。

【山田(博)委員】最高利率で6.5%というのは、当初幾ら借りたというのはわからなかったわけですね。私は何が言いたいかというと、6.5%の利率があって、今、3,400万円。これはただでさ

え県の財政が厳しい中で、最高利率が6.5%、公庫において早く返すことができなかつたのかというのをお聞きしているわけですし、なおかつ公庫の償還が45年となっていますけれども、あと伐採をする時は80年になったんでしょう。そうすると、資金ショートする可能性があるということでも理解していいのですか。大丈夫ですか。伐採は80年になったんでしょう。要するに、木を切るのは80年になったと。そうすると、林業公社というのが今後どうなるのかと思っているわけですが、それをお答えいただけますか。

【内田林政課長】 第7次の経営計画を平成29年度に策定いたしまして、その期間の木材の総生産量が480万立方メートルあります。これが平均単価で今、1万4,000円前後で見ているのですが、将来的には収支はマイナス12億円ということで試算をしております。

【山田(博)委員】 ということは、平成29年にして、いつ頃になったら12億円の赤字になるということで見込んでいるのですか。

【内田林政課長】 平成76年が今の契約期間の最後なんですけれども、その時点で、12億円のマイナスでございます。

【山田(博)委員】 じゃ、50年後に大体12億円ぐらいの赤字になる見込みで今来ているということでも理解していいわけですね。それだけお答えください。

【内田林政課長】 昨年度策定いたしました第7次の経営計画では、そのような試算になっております。

【山田(博)委員】 これは大変なことになりますよね。それは金利の支払いも含めてこうなっているわけですよね。今、借入金の総額というのはお幾らでしたか。200億円ぐらいでしたか。もう一度、お答えいただけますか。

【内田林政課長】 日本政策金融公庫からの平成29年度末の借り入れが46億円、県の借り入れが225億円、それから市町の分が29億円でございます。

【山田(博)委員】 こういった状況だったら経営改善をしっかりとやらなければいけないわけですが、先ほどの特に最高利率が6.5%が3,400万円あってはいますけれども、これは早期にお返しすることはできないのですか。最高利率が6.5%というのがありますけれども、それはどうなんですか。

【内田林政課長】 先ほど山田(博)委員からご指摘があった6.5%の分は、昭和54年から昭和60年にかけて借り入れたものでございまして、それが残っております。（「幾らぐらいですか」と呼ぶ者あり）昭和54年が元利合わせて約40万円残っております。それから、昭和55年が約200万円ほど、それから昭和56年が約240万円ほどというぐあいで残っております。日本政策金融公庫は繰上償還ができない、借り換えができないような仕組みになっていますので、そこは政府に対して今、要望しているところでございます。

【山田(博)委員】 要望しているけれども、なかなか「うん」と言ってくれないわけですか。だって、公庫というのは国の機関でしょう。国の機関が、金利が高いから、これを借り換えをしてくれないかと言って、国は市中金融機関には、金利を安くしなさいとかいろいろ言いながら、自分のところになったら、借り換えするようになったらだめだと言っているんだな。ひどいな、これは。

いずれにしたって、今、大変経営努力をされているんですけども、そういった実情があるということですね。わかりました。

【山口委員長】ほかに質問はありませんか。

【前田委員】議案外で質問しようと思ったのですが、「林業公社の経営対策」ということで76ページに書いてありますので、今のにも少し関連するんですけども、庁内で貸付金が長期にわたる分については見直していくべきじゃないかという指摘を以前からさせていただいておりました。それで、交通局とかも貸付金はなくなったわけですが、林政課に関して言えば、林業開発促進資金貸付金というものがあります。これは今現在、何年継続されて貸し付けをして、毎年幾ら貸し付けをして、残高が幾らあるのか、先ほど一部答弁が出ましたけれども、ちょっと重なりますけれども、お尋ねをしたいと思います。

【内田林政課長】林業公社の林業開発促進資金貸付金については、以前は有利子だったんですけども、一旦借り換えをしまして無利子化をしまして、平成12年度から無利子になっています。現在までの合計が225億円ということで、第7次の経営計画では、県への償還が平成36年から始まります。それまでは、一定借り入れる必要があるということで、第7次の経営計画を策定しております。

【前田委員】平成36年まで貸し付けを続けるということで、そこからは貸し付けないということで理解しているのかということと、今年度ベースでいいですから、予算として単年度で幾ら貸し付けているのか、ご答弁いただきたいと思えます。

【内田林政課長】貸し付け自体はしばらく続きます。その間で、平成36年から同時に償還が始まるということでご理解いただきたいと思えます。（「今の貸付金額」と呼ぶ者あり）平成29年度の実績で2億3,600万円です。

【前田委員】全国的に林業公社の経営が大変だということで、それは大きな課題認識されていると思うんですけども、今年現在で林業公社がある県は39都道府県あって、そのうちの11県が林業公社を廃止したということで、林業公社を廃止した際の債務の総額が2,200億円に対して、時価は100億円弱しかなかったというのが新聞記事として見られました。本県に置き替えた場合、先ほど言ったように、225億円と多額の残高があって、それが平成36年から返済が始まるということですが、経営計画を立てておられますから、その中で当然そこは意識して計画を立てて運営していると思うんですけども、ある意味、到底返し切れないわけですね。そう考えた時に、現状のままでもいいのかということについては、一旦庁内で検討は必要だと思うんですが、改めてお聞きしますが、今現在の225億円は長期貸付金だけですよ。全ての債務に対しての今の評価、資産額というのは幾らあるのですか。

【内田林政課長】林業公社の資産については、標準伐期齢未満は、これまでにかかった投下経費をもとに評価をしまして、46年以上の伐期に達したものに対しては、木材の販売額、いわゆる市場価で評価をしまして、林業公社全体としては平成29年度末で約400億円の資産になっております。

【前田委員】私が読ませていただいた記事の中では、それは帳簿上の評価額でありますので、実際に時価で評価した時には大きな損失が出るだろうということで、だからさっき言ったように、11県が廃止したところが2,200億円の債務に対して、時価となるものは100億円弱しかなかったものが新聞報道であっているわけです。そう考えた時に、今々やるべきことは、経営計

画にのっとしてやることもですが、正しい数字をつかむということで状況を知るという意味では、時価で評価した中で損失の確定をすべきだと思いますが、その点について検討する構えがあるかどうかだけご答弁ください。

【内田林政課長】 第7次の経営計画を立てたばかりですので、時価の資産はなかなか正確には評価できない部分がありますが、そこはしっかりと評価をしながら、今後明らかにしていきたいと思っております。

【前田委員】 それは多分、気づいているけれども先送りしているんですね。だって、ネットでこんな記事が出ているのですから。そういうことを見た時に、自分たちの県に置き替えた場合に、幾らの債務、損失が出るのかというのは、本当はそこは意識しておかなければいけない問題だと思いますよ。ただ、今第7次が始まったばかりだからという話ですけれども、現実の数字を見るということが大事だと思っておりますので、私は今の答弁は了としませんので、ぜひ時価に評価して、損失の確定というものを一度試してみたいと思いますけれども、農林部長の答弁を求めたいと思います。

【中村農林部長】 私も林業公社の理事長でございます。経営状況をしっかり把握して、委員からご指摘のあったように、しっかりと経営改善を図っていくといったことが重要と思っておりますので、そこについては現在の経営状況、そして今後の見通しについても、しっかりと精査をしながら経営をしてまいりたいと思っております。

【前田委員】 農林部長が理事長ですので改めてお尋ねしますが、私が問題というか、そのことがどうなっているんだろうと思っていた2018年5月の朝日新聞の記事というものはご覧

になってますか。林業公社を廃止した11県の中で時価評価したら、2,200億円の債務があつて、時価に換算したら100億円弱しかなかったという話、その記事を見ているならば、本県としても、今々の経営計画ですとしますけれども、実際問題、どれぐらいの損失があるのかというのは、はっきり把握して、これからの経営計画に、ある意味、もし見直しをかけるのであれば、かけるべきだと思いますが、いかがですか。

【中村農林部長】 第7次の経営計画の途中でございますけれども、これまでの経営改善につきましても、生産性でありますとか、職員の資質、そういったことを考えますと、大分改善が図られつつあるものと考えておりまして、今年度単年度の経営収支についても、ある程度の改善効果が見られてきておりますので、先ほどの新聞記事についても私、見させていただいておりますけれども、すぐすぐしっかりとした経営改善が進んでおりますというお答えにはなかなかならないと思いますけれども、改善は進んできているものという実感はございます。ただ、途中途中の評価はしっかりとさせていただきながら改善に努めてまいりたいと思っております。

【前田委員】 農林部長、それじゃだめですよ。帳簿上の債務の収支が合っているというのは、この新聞記事を読んだ限りでも、全くもってそれが当てにならないというのがはっきりわかっているじゃないですか。ということは、本当はわかっているけれども、その表面上の数字を信じてというか、それをもとにして経営計画を立てておりますけれども、本当の数字というのは、この新聞記事にあるような11県の中での債務調査の実情が実態じゃないですか。そうであるとするならば、私は、別にだから林業公社をやめろという話をしているんじゃないでなく、本当に

そういう意味では、これから継続的な安定した運営をするためには、こういうこともあっているのだから、現実の数字をしっかりと捉えるべきじゃないですかという質疑をしているので、その点については、改めてそこを試算してみたいな答弁を私はいただきたいと思いますが、いかがですか。

【中村農林部長】実際に帳簿とか、内容については説明を受けておりますけれども、具体的なところを私としても、もう一度、おさらいをさせていただいて、中身について、しっかり見させていただきたいと思います。

【内田林政課長】委員ご指摘の朝日新聞の記事が平成30年5月6日付けで出ております。この記事の裏付けは、森林資産の評価が標準伐期齢以下は、これまでにかけた費用を資産としているところが課題になっております。本県の場合は一番最初にできた林業公社ですので、かなり標準伐期齢を超えた部分がありますので、その部分は時価評価をしております。その試算によりますと、約400億円と実際計算をしております。長期的収支に立って試算をした結果、平成76年度の最後の契約が切れるまでの最終収支がマイナス12億円ということでございます。

【前田委員】部長答弁を了としてやめようと思っていたのですが、ということは、全国にあまたある林業公社の中のある意味、共通の課題として認識されている経営の問題、資産の問題については、本県は、早期に林業公社を立ち上げていたこと、今の説明でいけば、問題ないというふうに理解していいのですか。そうじゃないでしょう。

【内田林政課長】問題ないといえますか、新聞記事に載っているのは、森林資産を今までの投

下経費で評価しているというところが問題だということであって、長崎県は標準伐期齢を過ぎたものが数多くございますので、そこを森林資産として木材価格の時価評価をした額が400億円ということでございます。

【前田委員】ということは、先ほどからるる説明しているような償還の計画の中で十分やっつけると理解していいわけですね。すみません、そこは詳しい資料を改めていただきたいと思いますが、そうしたら時価評価というものはできるのですか。

【内田林政課長】標準伐期齢以上は、木材の最終的な契約期間が満了するまでに生産量がわかりますので、そこは時価評価はできます。

【前田委員】それが今言った400億円ということで理解していいのですか。了解しました。

【山口委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口委員長】ほかに質問がないようですので、次に、所管事務一般についてご質問はありませんか。

【山本(啓)委員】午前中も、ため池の事業など、長年にわたって利用されていたものが老朽化とか、災害、そういったものによって緊急的にというようなことで、そういうやりとりがあったと理解しております。

その中で、地元でよく聞かれたのが、日照りが続いて水不足で、国も県も、たしかかんがい対策の事業がございまして。その中で、今、干ばつが続いて水がなくなる状況に対する対策ということで、新たに地下水を掘るか、そこに水を足りない分を持ってくるという形で市で対策をする箇所に県が補助を出す、規模によっては国がというような事業があるかと思うんですけれども、まず、その事業について説明いただけま

すか。

【西尾農村整備課長】干ばつ等の対策の事業の質問だと思います。委員から、国の制度と県の制度があるというお話がございましたが、国のほうについては、これまで平成6年、今までで最も被害が大きかった時に実施されておりますが、その後は、国の事業は使用されておられません。そういうことで、詳細な、変更があっているかどうかは今、把握していない状況でございます。

それに対しまして、県単独の応急対策事業というものがございます。これについては要件としては、水田であれば、20日以上雨が降らない日、厳密に言いますと、5ミリ以下の雨しか降らない日が20日以上過ぎた場合とか、30日間の総雨量が100ミリ以下という場合に関して実施をするというものでございます。

また、補助事業の割合等なんですが、1件40万円以上、これを市全体で100万円以上という形で、市でそういう対策を行った場合に、あくまでも市に対して支援をするという事業でございます。大まかに言いますと、補助率等も5分の1から3分の1までという内容になっております。

【山本(啓)委員】あくまでも市に対して行うということで、1つは、それぞれの気象条件というか、その時期の被害の状況、そういったものの実施要件があって、その中身については、市が1カ所40万円以上で、市で100万円以上の時に、そのまとまりに対してというような話です。

よく聞かれるのは、新たなボーリングをするよりも、かつて支援をさせていただいてつくった既存の施設、ポンプがあって、ボーリングがあつたと、その老朽化に対する更新にもしつかりとした支援がないのかと。要するに、こうい

う状況が生まれたら、すぐ対策事業だ、ありがたいと。しかし、かつてのものがあるのだから、かつてのところを使っていますよと。それを知っている農家の方は、そういう事業があったら、今使っている機械にも更新の支援があったらありがたいと。またはひよっとすると、水脈によると、あそこを掘られると、今まで使っていたほうも水が出なくなるんじゃないかとか、そういう心配の声が聞かれているんです。

この事業はこの事業として大変ありがたいものとして理解しつつも、そういうことであれば既存のものに対する支援や、またそのことによる影響等々を心配する声があるということを知っています。それについてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

【西尾農村整備課長】確かに委員おっしゃるとおり、既存施設の機能を維持するということが大事であろうと思っています。そういう意味で、国のほうも、施設の長寿命化対策ということで、いろんな事業を創設しております。現在は、農業水路等長寿命化・防災減災事業もございます。それと、水源確保という意味で言えば、農地耕作条件改善事業もございます。2つとも採択要件としては、あくまでも2戸以上の受益者で、最低工事費200万円以上という条件はついておりますが、この条件をクリアできれば、いろんなところに利用できると思っていますので、我々も施設の長寿命化を目指して、現在も、いろんな事業の紹介をしているつもりなのですが、確かにまだまだ行き届いていない部分もあろうかと思っていますので、そこは今後また再度、周知を図っていきたくと思っています。

【山本(啓)委員】農地耕作条件改善事業というものがありますから、そちらのほうで既存の施設についての設備更新等々については、もちろん

んまとまりができたならば、その辺で対応できますよと。どうしてもやっぱり利用されている方というのは、長年にわたってその土地でその設備を使って農業に取り組んでいらっしゃるの、1つの情報によって対応できないのかどうなのかという判断をされるわけです。最後に農村整備課長もおっしゃっていただいたので了とするんですけども、もう少し使い勝手のよさとか、情報の理解度の深化とか、そういったものに配慮して、この地域には、どういう設備があって、その更新がどういう状況なのかとか、そういったものを地元と情報の共有を進めながら、随時、そのアナウンスの強化をしていただきたいと思います。

今のは、200万円以上で、2戸以上、2カ所以上ないとだめだということですか。そこをもう一回よろしいですか。

【西尾農村整備課長】あくまでも受益者が2戸以上、例えば施設であれば、2戸で使っていると。例えば、先ほど委員が申されたボーリングを水源として2人の圃場にとか、そういう施設については1カ所でもオーケーということになります。

【山本(啓)委員】わかりました。規模というものがあってというようなことだと理解しました。

ただ、午前中もそうですけれども、受益者負担の部分というのが、県として、農業で非常に生産額が上がって、今年1年、さまざまな部長説明や知事説明の中には、本県の農業生産額の伸び率について、全国的に高いんだと、1位になったというような説明があっている中で、そこに予算としてつぎ込んで、もっと伸ばそうと、本県の4番バッターとしてやっていく必要があるとなると、これまでの整備では負担させたのに、いきなり、ここからは負担はなしと、市や

県が出しますよとかいう議論というのは、やっぱり難しいところがあるんでしょうね。

本県として、農業でこれだけの数字を出しているのであれば、財政当局に対しても私は申し上げたい、農業にしっかりとしたものに向けて、もっと加速をさせてほしいというようなことだと思います。

あわせて、こういう設備の話になると、ダムですね。事業としては、ストックマネジメント事業というものがありますね。この事業の内容について、簡単に説明いただけますか。

【西尾農村整備課長】ストックマネジメント事業の内容ですが、これも先ほど申し上げた内容と似たようなものでございまして、例えば、一番大きい施設となると、農業用ダムというふうな形になります。あとファームポンドとか、そういう農業用施設がございまして。これについて、要は、悪くなって新たに物をかえるのではなくて、途中途中で適正な診断をして機能の状態を確認して、その時その時で手当てをしながら施設を長持ちさせていこうという事業でございまして。そういうことで、長崎県につきましては、平成20年度からこの事業を始めました。平成20年度に、第1期対策として保全計画を立てております。その後、また平成24年、平成25年に2回目をつくっているということで、また5年後には第3期目というふうに進めてきており、今後とも順次行っていきたいと思っております。

【山本(啓)委員】ストックマネジメント自体が、既存ストックの長寿命化の取組の一つなのかな、私はそういう理解をしているんですけども、常にメンテナンスを怠らず、その都度チェックをしつつ、その箇所箇所を部分的に更新していくことで総体的な経費を落としながらも、施設自体の運用を滞りなくやっているということで、

今の話であれば、その耐用年数等々からして、しっかりとした計画や調査が行われた上でやっているからということですか。

ただ、こういったポンプやダムとか、そういった設備が災害や地震の影響などで、突発的に何か更新が必要になる箇所とかが生まれるような事態というのではないのでしょうか。それは計画的な検査の間でしっかりと埋めて、確認ができるものになっているのでしょうか。

【西尾農村整備課長】 まず、今の委員のご質問の中で、地震等という話がありました。県下13の農業用ダムがございますが、これについてはまず、耐震解析等もやって、安全ということの確認は済んでおります。あと施設につきましては、保全計画をつくって、計画どおりにいくかということに対しては、確かに部分的に急激に劣化が進んだとか、そういうものも出てくると思います。それについては、当然ながら、先ほどの長寿命化事業、例えば、部分的なものであれば、ストックマネジメント事業ではなくて、ほかの長寿命化対策事業とかも使えるだろうし、そこはその状況に応じながらやっていきたいと思っています。

ただ、我々としては、あくまでも劣化が激しくなってもならない前に、そういう意味で、保全計画をつくりましょうと。使い物にならない前に、先手先手でやっていきたいというふうな考えで、例えば、委員の地元である壱岐市においては、末端のパイプラインについては地域農業水利施設ストックマネジメントという事業を使うのですが、これについては平成31年度から始めます。畑総で芦辺地区、郷ノ浦地区とあるのですが、ここは対応していきましようということで準備を既にされています。それと、ポンプ場等については、今、県営での予定を検

討して準備中なのですが、芦辺と郷ノ浦地区についても、事前にポンプ等のオーバーホールとかをやっていきたいということで計画をしているところです。

【山口委員長】 ほかに質問はありませんか。

【山田(博)委員】 まず最初に、農業経営課長、この前の一般質問でも、外国人を入れるということで、予定では300人で、1月に、関連する会社に出資をするという話でありましたけれども、順次入れていくとなると、受け入れる方々の家族とか、そういったものをどのようにスケジュールを考えているのか、それをお答えいただけますか。

【宮本農業経営課長】 まず、スケジュールですけれども、一般質問にありましたとおり、1月から2月をめどに農業サービス事業体を設立して、人材派遣会社ということで「労働者派遣法」の許可が要るということで、繁忙期の5月を目標に、外国人材の派遣を開始したいと考えております。

今回、冒頭、活用する外国人材につきましては、技能実習生OBを活用するという一方で、主に、ベトナムからということを考えております。

外国人材に来ていただくのは、最初に50人来ていただいて、それから半年ごとに50人増やしていったら、4年目に300人まで増やしていくという考えでおります。

家族の帯同につきましては、今回のサービス事業体が国家戦略特区の活用によるのか、あるいは新しい制度、特定技能制度によるのかということもありますけれども、現在のところ、例えば、後者のほうでは、特定技能の1号の場合は、家族の帯同についてはないというような形も出ているので、そのあたりは引き続き情報収

集しながら対応していきたいと考えております。

【山田(博)委員】 国のほうが入管難民法というのが公布されまして、4月からで、年内にその方針なりを細かく決めますということになりましたけれども、今のお話であったら、国の法律に基づいてやるのか、特区で考えてやるのか、まだ定まっていないということで理解していいのですか。そこだけまず明確にお答えいただけますか。

【宮本農業経営課長】 ご案内のとおり、本県の外国人材の活用につきましては、一昨年来、国家戦略特区を活用して取り組んでいくということで、農業サービス事業体の設立も含め、準備してきたところでございます。今まで取り組んだ中では、特区を想定して会社の設立ですとか、外国人材を派遣人材で活用するということも進めてきたところでございます。今のところ、特区につきましては、10月に諮問会議のほうでリセットするという話があって、今年の夏以降、足踏み状態になっているのは確かなのですが、内閣府のほうから情報収集する中では、4次指定をしないということではないので、まず特区の活用については、引き続き準備を進めておく、その上で、今お話にありました新しい制度、4月には施行されますから、特区の区域指定、4次指定が遅れるようであれば、それを見越して、新しい制度の活用も並行して準備を検討していきたいと考えております。

【山田(博)委員】 ということは、宮本農業経営課長、特区がいいのか、今度の新しい法律でやられたほうが、我が長崎県にとっては、どちらがメリットがあるかというのは、今、皆目わからない状態ということで理解していいのですか。

【宮本農業経営課長】 現場のニーズは待ったなしということですので、早く外国人を活用できるほうがいいということが一番ありますので、区域指定が早くされれば、そちらにいきますし、例えば、4月を越えても区域指定がされないという状況であれば、新しい制度を活用していくということになるかと思えます。

【中村農林部長】 山田(博)委員の今のご質問については、国家戦略特区を活用した制度と新しい法律、どちらでやったほうがメリットがあるのかということをお聞きだっただけだと思います。法案は国会を通ったと伺っておりますけれども、4月以降の「入管難民法」の改正案の中身については、国家戦略特区で実際にもうやっておられるスキームと、ほぼ同じスキームでいくというふうに情報を聞いておりますので、どちらでやっても、多分同じような形になるかと思いますが、ただ、改正された法律の中身の運用等がまだ十分わかっていないところがございますので、先ほど農業経営課長からあったように、情報収集をしながら、すぐすぐ対応できるように準備をしてまいりたいと思っております。

【山田(博)委員】 そういうことですね。わかりました。

それではお尋ねしますが、あと受け入れを50人、50人する時に、受け入れ体制をどこにするのかとか、あと言葉とか、いろんな生活なんかの相談窓口をどこにするのかということで、実は、産業労働部と話したら、それは市とか町でするでしょうという話になったわけです。しかし、ここまで長崎県がやるとなったら、この前、本会議では、出資するとか、そこまで踏み込んだことになると、長崎県がそういった家族とかの相談窓口までするのか、そこをきちんと決めておかなければいけないんじゃないかな

いかと思うんです。

そうすると、例えば、そういったことがあったら長崎県は全部やるんだというふうになってしまうのか、そこはどういうふうにするか。ある程度の線引きをして、ここは役割分担をここにするとか、あとどこの会社を中心にするのかとか、聞くところによると、農業関係者の法人にしてもらい、それに県が出資するというふうになっていますけれども、1月に立ち上げて、どういった形ですのか、さらに詳しくお答えいただけますか。

【宮本農業経営課長】まず、今まで準備を検討してまいりました特区の場合は、昨年12月に、政府が取りまとめました農業外国人材活用に関する指針というものが出ておりまして、この中で、農業サービス事業体、特定機関になりますが、これともう一つは、県それから関係行政機関、例えば法務局ですとか農政局、こういった関係団体で構成される適正受入管理協議会、こちらに苦情相談窓口を設けるということがルール上決まっているということがありまして、外国人材が困ったこととか、苦情があった場合には、まずその適正受入管理協議会に相談する、それから派遣元である農業サービス事業体に相談すると。これもルール化があります。それから、今回の取組の中では、現場段階の話も非常に大切だと思っております、市町段階でも関係者による協議会をつくるということを考えておりまして、そちらのほうにも苦情相談の窓口を設けて、より身近なところで、日常的な相談も含めて対応できるようにしていきたいと考えております。

【山田(博)委員】大事なことで、これは待っていたんだけど、今日、資料一枚も配らない。私としては、本会議であれだけの説明をされて、

1月に立てる、今30人あれですか言って、こんな大事なことを、国会であれだけ議論されている中に、こういった資料がなかったというのは、ちょっとどうかと思いますよ。言っておきますけど、食品加工センターばかりに目がいつているんじゃないんですよ。私は今日、それをやろうと思ったけれども、しかし、宮本農業経営課長、こんな大事なことを、なぜ資料一枚もないのかと言いたいです。その点について、どう思われますか。私は、これは確かに5月にしなければいけないというのはわかるんですよ。こんな大事なことを何で資料一枚も出さないのかと今日は言いたいです。それについて、どう思われますか。

【宮本農業経営課長】資料を用いて説明をしていなかったのは申しわけなかったと思っています。

【山田(博)委員】それだけですか。申しわけないじゃなくて、やっぱりあなたが大事なことで思っているのであれば、きちんとそういったものを出さなければいけないですよ。普通だったら、こんな委員会だったら、休憩と言って、2時間、3時間待った後に再開となるんですよ。そこはしっかりとね。いいですか、ここは県議会だから。現場でこういったことをやるんでしょう。日本全国でこういったことをやるんでしょう。宮本農業経営課長、そこをしっかりとやっていただきたいと思うんです。国から来ているからといって、ざっと考えたらだめですよ。それについて、もう一回反省の弁をしてもらわなければ。どうですか。

【宮本農業経営課長】農業サービス事業体の設立に向けた手続ですとか、今申し上げたようなことについては、率直に申し上げて、まだ調整中の場面が非常に多いのですが、一定程度調整

した上で、また改めて資料も含めてご説明するようにしたいと思います。

【山田(博)委員】 それはいつ頃明示されるのか。市町とかと言うけれども、とりあえず5月に間に合わせる、間に合わせるというけれども、こういった農業、例えば、畜産、ブロッコリーとかいろいろあるでしょう。それに間に合わすと。今、5月、5月と言っていて、5月に確かに特定の農業で忙しいから。この農業でぜひ早くやってくれないといけないという何か強い要請があったのですか。例えば、今日来ていたみかん農家とか、なかったのですか。お答えください。

【宮本農業経営課長】 例えば、みかんで言えば、花の咲く時期ですので、その季節は摘花のシーズンということもありますし、また露地野菜についても収穫などが忙しくなる時期でございますので、それが一つの繁忙期と伺っております。

【山田(博)委員】 私が言っているのは、この5月に早くしなければいけないというのであれば、こういった農家に必要だということをきちんと把握した上でやっているんですかと聞いているわけです。

【宮本農業経営課長】 どの季節に忙しいかという話につきましては、昨年11月に、農業者ですとか、農業法人に県内全域に調査をかけた上で、その結果、5月、それから冬、12月あたりが一番忙しいということで、繁忙期で県内300人程度は必要だろうと伺っております。

【山田(博)委員】 私が何度も聞いているのは、5月のこういった農作業に必要かということを教えてもらいたいと言っているわけです。

【綾香農林部次長】 まず長崎県の特産物である春ばれいしょの収穫がピークを迎えるということ、それからいちごも一斉に熟れ始めますので、

その収穫、パック詰め作業が大変だということ、それから露地野菜のにんじん、トンネルにんじんとかブロッコリーも収穫がピークを迎えます。いろんな品目の労力がそこに集中しますので、長崎県においては、国内人材のとり合いが起こるのがこの5月と、それから12月でございます。そこが労力のピークということで押さえております。

【山田(博)委員】 私は、この事業自体はなかなかすばらしいなと、よく頑張っているなと思って評価をしているんです。一番大切なのは、外国人の方々に来ていただくんです。来ていただくに当たっては、万全な受け入れ態勢にしなければいけないわけです。その中で、とにかく急ぐんだ、急ぐんだじゃなくて、こういったことをしなければいけないということになったらわかるけれども、とにかく急がなければいけないと、1月に立てて、今度はまた5月にしなければいけないとあって、1月、2月、3月、予算審議もあるんですよ。その窮屈なスケジュールの中で、果たして大丈夫かと言っているわけです。来たわ、どこに行きたいかわかりませんでしたら大変なこと。中村農林部長が必死になってやっているすばらしい事業、これは大きな事業なんですよ。その中村農林部長の顔に泥を塗るようなことをしたら大変なことになる。だから私は言っているわけです。もうちょっと慎重に、かつ慎重にやっていただかなければいけないわけです。確かにあなたは国から来ている、仕事ができるけれども、慎重にやっていただかなければいけないということを私は言っているわけでございます。だから、今回、資料もなく、わかったでしょうかとか本会議で言われて、「はい、わかりました」では事は済まないということを私は言いたいわけです。

【山口委員長】ほかに質問はありませんか。

【中村委員】私はこの農水経済委員会で、干拓の調整池についてずっと質問をしてまいりました。いつまでも待つわけにはいきませんが、現在のところの調整池の水質の改善並びに濁りの改善、その辺について、今どのような状況になっているのか教えてください。

【藤田諫早湾干拓課長】調整池の水質に関するご質問でございますけれども、現在、調整池の水質改善に関する行動計画の第3期の分を環境部が中心となって策定に向けて動いているところでございまして、その中に、これまで取り組んできた内容、それから新しい取組等々を取り入れまして、年度内をめどに、その第3期の行動計画を策定する予定ということになっております。

【中村委員】計画は十分わかっておりますのでね。私はずっと、浚渫、覆砂とか、いろんなことをすぐやらなくてはいけないということを言っているけれども、一向に進まない。計画をつくっても、進まなければ何もならない。今年度いっぱい計画をつくって、実施についてはいつになるのですか。

【藤田諫早湾干拓課長】委員ご指摘の浚渫、あるいは覆砂という部分でございまして、農政局のほうで一定シミュレーションしていただいて、確かに水質改善の効果というのはあるんだろうということで、そういったシミュレーション結果が出ております。ところが、その効果の期間と申しますか、どれぐらい効果があるか、一定浚渫をして、それがどの程度効果が持続するかというところの課題、いわゆる投資に対する効果がちょっと期間的に短いのではないかと、そういったことございまして、そういったところも含めながら、具体的な、いつやると

いうところまで至っていない、まだ検討段階、計画の中での課題ということになっているというところでございます。

【中村委員】国は、開門をしないで今から有明海の再生をやっていくということも決められたので、それに準じて、早急に長崎県として調整池の水質を改善するというのは強くもっと要望しなくちゃ。それで、即実行してもらおう。そうしなければ、開門しないで再生をやりますよと言った前提上、これが成り立たなくなってくるわけです。他県の人たちを納得させるには、やっぱりこれが一番先だと思う。とにかく濁りをなくす。まず、見た目が安全な水だということを見せなくちゃ。

そういう関係で、現在、諫早市を中心として、調整池に流入しています本明川のところにボートコースをつくろうとやっているんです。ところが、これも一向に進まない。私自身から言わせていただければ、長崎県に日本に有数しかないような全長3,000メートル以上の直線コースを持つようなコースをつくろうという考えを持っている者が本当に県の中にいるのかなと。確かに今、形上に公認コースを持っていますけれども、これは1,000メートルしかないわけでしょう。ということは、大きな大会も開催することはできないし、国体も誘致することができないし、いろんな意味で、国際大会も開けない。そうした時に、先日、日本ボート協会の方たちが見に来られました。すばらしいコースだということをお願いいたしました。これがなぜ進まないのか。先日からいろんな方とお話をしてみましたけれども、全くその必要性を感じていないと思っている。長崎県には形上が1つあるから大丈夫だと、単なるこれだけの発想しか持っていない。

これは本来、農水の担当じゃないけれども、諫早湾干拓課として、調整池の水質の安全性を全国にアピールする、すばらしい材料だと私は思うんです。調整池に流入している本明川ですよ。その本明川の流域を利用するのボートコースということは、その水が調整池に全部流入しているわけだろう。ということは、間違いなく調整池の水は安全ですよと言うのと一緒だろう。ボートに人がたくさん乗って、水しぶきがかかるんですよ。かかったしぶきが安全性のない水だったら、どうしようもないだろう。ということは、調整池の安全性も証明できないじゃないですか。だから、そういうところをぜひ、この間から教育委員会にもお願いをした。ただし、動かない。もちろん、それは多分予算の関係だと私は思っている。ただ、諫早市も、県のほうが公認コースを申請していただければ自分たちも頑張りますよという気持ちを持っているんですよ。いつも言うように、県と市がもっと仲よくならなくちゃ。仲よくなって、日本一のものをこの長崎県につくらなくちゃ。そうしたら、本当にたくさんの人たちが来てくれると思うんだ。ただし、ボートコースの申請については、いろいろ道順があるようだ。恐らく、今やったとしても、結構な時間がかかるんですよ。でも、来年の2月には合宿にも来るという話も来ている。今後、東京オリンピックに向けた強化合宿が入ってくると思うんです。そうした時に、ぜひ長崎県に呼ぼうという気持ちがあるのかなと思っている。おかしいかと、これだけのすばらしい要素を持っているのになと思っ

ているんだけどね。

それで、ぜひ私は諫早湾干拓課にお願いしたいんだけど、今、諫早市も一生懸命やっています。だから、県の教育委員会と諫早湾干拓

課と、そしてまた諫早市と協力をしながら、ちゃんとしたプロジェクトチームをつかって、早急にこのコース申請をやっていただきたいと私は思うんだけど、その辺について、どうですか。

【藤田諫早湾干拓課長】調整池であります本明川の下流域でございますけれども、先ほど委員からご発言ありましたとおり、3,000メートル以上の直線がとれるボートコースとして、高校生や大学生、社会人チームが練習場や合宿等で活用されているところでございます。

公認コースとしての認定につきましては、関係部局において、地元諫早市やボート協会とも話をされているところですが、近々、県、諫早市、それからボート協会等関係する機関が集まりまして、今後の進め方に関するそれぞれの意思を確認する機会を設ける予定となっているところでございます。農林部としても、できることをしっかり協力してまいりたいと考えているところでございます。

【中村委員】少しは安心しましたけれども、ただし、やっとなる気になってくれたかなと思っています。

まず、この長崎という地域がボートに関して、どういう場所だか知っていますか。ボート競技は長崎から始まったんですよ。もともと江戸時代に、海軍がカッターの訓練をここでやっとな。その後、日本初めてのボート競技が長崎港で開かれているんです。長崎県というのは、それだけのちゃんとしたものを持っているんだ。だから、これだけのコースをつくるのは本当に必然性があると思う。おまけに今回、たまたま長崎県出身の官僚が今、平田副知事が来てくれています。平田副知事は、何と東大のボート部なんです。それで、すばらしい成績を残されていま

す。おまけに、もう1人いらっしゃるんですよ。多分皆さん、知らないと思うけれども、中村農林部長、大学はボート部なんですよ。これだけのすばらしい方たちが長崎に今いらっしゃるのに、何でボートコースをつくろうという気持ちがないのかというのが非常に私は悲しい。

そういうところで、今回、プロジェクトチームに近いような形もできているようで、ぜひ早急にこれはつくっていただく必要があると思っていますので、何とかお願いをしながら、もちろん諫早湾干拓課のほうから国土交通省にもお願いしていただいて、予算が足りない部分は、何とかして調整池の安全性を私たちは全国にアピールしたいんですよと、何とか予算ができませんとか、それくらいのところまで追求しないと、なかなか難しいと思う。金がない、金がないだけじゃ、どうしようもないんですよ。もちろん教育委員会も諫早市も、どこも一緒、金を持っていない。ただしかし、それを苦勞しながら工面してつくるのが本来の姿だと思うから、ぜひ農林部長、ひとつ力になってやってもらえませんか。農林部長から一言。

【中村農林部長】先ほど諫早湾干拓課長からも話をさせていただきましたが、諫早湾干拓事業で創出された干陸地等も含め、本明川の下流域も本当に地域資源として重要であり、先ほどお話ありましたとおり、3,000メートル級のコースができるというのは非常に貴重な資源だと思っています。それを有効活用して、先ほどありましたように、合宿とか、ボート競技に活用していくというのは非常に有効なことだと思っていますので、企画振興部なり、教育庁、こういったところと十分話をさせていただく、ご指摘があったように、国、地元の市とか、そういったプロジェクトチームにも農林部からも

参加させていただいて、協力すべきところ、しっかりと協力してまいりたいと思いますか、私たちができることをしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

【山口委員長】ほかに質問はありませんか。

【前田委員】先ほどの農業分野における外国人材の受け入れの件なんですけれども、個人質問の中で、部長があれば踏み込んだ答弁をしているわけで、年が明けたら事業体を立ち上げていくと言っているんですから、先ほどの指摘のとおり、当然、委員会のほうには何らかの資料を添えて、自分たちのほうから説明をしたいというふうなことが聞かれる以前にあるべきだと思っています。

それで、もう年明けたら事業体を立ち上げていくというような答弁もあっておりましたので、改めて確認したいんですけれども、出せる資料は出してほしいと思うんですが、先ほど5月云々の話も出ていましたけれども、5月までにおけるタイムスケジュール的なものをまず示していただきたいということと、従来の技能実習生が帰った後の人材を受け入れたいという話の中では、体系的なものの何か説明するものがあるようであれば、それをもってやってほしい。

それと、昨日の水産部の質疑の中で、水産分野においても、そういう人材の受け入れというのは求められているんだという話の中では、多分水産部の答弁だったと思うんですが、今般の農業のほうでの事業体の中で、水産の部分もできるような話も出ていたので、そういうことを考えた時に、農林部だけではなくて、他の部、もしくは先ほどから指摘があっている受け入れてからの生活の相談等々を含めたところでは産業労働部とかにもまたがる話なので、できれば、この場で休憩して資料をそろえてもらっても結

構ですので、今々の粗々の説明できるものについては、これは12月議会が終わったら2月までないわけですから、一定説明を求めたいと思いますが、委員長のほうにおいて、議事進行を含めて取扱いを協議してください。

【山口委員長】 しばらく休憩します。

— 午後 2時52分 休憩 —

— 午後 2時55分 再開 —

【山口委員長】 再開します。

【宮本農業経営課長】 外国人材活用のスケジュールにつきましてですけれども、1つは、12月末までに新しい法律の基本方針ですとかが示されますので、それも見ながらということになりますけれども、今の考えているスケジュールは、1月から2月をめどにサービス事業体を設立するということです。それで、人材派遣会社ということになりますので、「労働者派遣法」の許可をしないと派遣がスタートできないということで、1月から2月の後、3カ月程度さらにかかるということで、5月の繁忙期までに外国人材の派遣ができるように準備をしていきたいと考えております。

【前田委員】 重なる質問になるかもしれませんが、そのサービス事業体の構成とかいうものがどんなになるのかということと、あわせて先ほど言ったように、これは外国人材の受け入れ、国内も含めた人材も受け入れするための事業体というふうに理解をされているのですか。そうなった場合に、水産分野とか、そういう分野についても協議体をつくっていくのか、その辺がよくわからないんですけれども、説明してください。

【宮本農業経営課長】 1つ、構成ですけれども、株式会社のサービス事業体ということで、出資

者につきましては、1つは県の出資団体、人材派遣会社、それから県内関係者の共同出資ということで考えておりますけれども、詳しい内容について、まだ関係者間での調整という段階があるので、ご理解いただければと思います。

それから、水産の話もございましたけれども、現在、これまで準備してまいりました特区を活用する場合には、仕組み上、農業でないと活用ができません。新しい制度、特定技能の制度が始まった場合、これをもし活用することになると、今、俎上に乗っているのが、農業以外に水産業もありますので、この場合では、そちらの活用も今後、俎上に乗ってくるのではないかと考えております。

【前田委員】 そうであるなら、サービス事業体の立ち上げというのは1月から2月というのはさっき説明ありましたけれども、そのサービス事業体の立ち上げに関する要綱なり、例えば、人材派遣会社と言うけれども、これを公募するのか、特定なのかわかりませんが、そういうものはいつ議会に出すのですか。

【宮本農業経営課長】 まず、設立の前に、一定程度整理できた段階で、先ほどもありましたように、委員の皆様にはしっかりとお示しをしたいと考えております。

【前田委員】 個別に回って説明するというのですか。委員会の中で議論する時間があるのですか。当然、これは大事なことから、例えば、私のところに来てやりとりして、私に対して疑問に思ったこととか、問題点とかの指摘ということじゃなくて、それは正式に委員会でやってもらわないと、今後のことがありますので困るから、そういうものをいつ出すのですかと言っているんです。

【宮本農業経営課長】 そのあたりも含めて検討

したいと思います。具体的には、まだ即答ができないと思います。

【前田委員】 それでは、要望しておきますけれども、とても大事なことです。定例の議会ということにこだわらず、閉会中でも、委員長の方へお願いして、このことについては、しっかりとその時点で説明できるような資料をそろえて説明することを理事者と委員長のほうに求めておきたいと思います。

【山口委員長】 ほかに質問はありませんか。

【山田(博)委員】 それでは、まずツバキ林の整備状況及びツバキ油の生産状況というのをお尋ねしたいと思います。それと、対馬しいたけが今、どのような生産状況になって、今後どのように販売計画をされているのか、お尋ねしたいと思います。

それと、議案外で事前をお願いしていなかったものですから。地元の人から昨日、一昨日、ずっと連絡がありまして、実は、牛舎の周辺で風力発電事業がどんどん上がってきているということで、これは畜産課長、そういった場合に、他県でガイドラインがどうなっているのかというのを調べていただけないでしょうか。特に、繁殖農家においては、風力発電において、畜産の繁殖の経営に大きな影響を及ぼすんじゃないか、育成に及ぼすんじゃないかとか、大変心配の声が上がっておりまして、他県の対策状況をお聞かせ願いたいと思いますので、畜産課長、大変申しわけございませんけれども、次の委員会までにお示しをしていただきたいと思います。

その2点だけお答えいただけますか。

【内田林政課長】 委員お尋ねのツバキ林の整備でございますが、平成25年から平成28年度まで、ツバキ振興対策事業というものをやってま

いりまして、その間の計画量が439ヘクタールに対しまして264ヘクタールと、約6割の進捗でございます。それから、ツバキ油の生産量につきましては、平成29年度が最新のデータでございますが、計画28.8キロリットルに対しまして27キロリットルの生産ということになっております。

それから、対馬しいたけのほうでございますが、対馬しいたけ活性化対策事業の計画といたしましては、平成32年度までに対馬しいたけを100トン生産するという目標を立てておりました。平成28年次において、対馬しいたけの生産目標は65トンに対して実績で50トン、それから平成29年次におきましては、生産目標70トンに対しまして42トンと、非常に厳しい結果となっております。

【山田(博)委員】 まず、ツバキ油の生産が、ヘクタールが目標の60%しか達成できていなかったと。トン数は聞こえなかったんですけど、これはトン数でいくと、生産量ですとどうなっているのか。ツバキ油をもう一度、詳しく説明していただけますか。

【内田林政課長】 ツバキ油は、単位がキロリットルになりまして、計画の28.8キロリットルに対しまして27キロリットルの実績となっております。

【山田(博)委員】 ということは、生産量は何とかカバーできたと言いましたけれども、ヘクタールにおいては、うまくいかなかったこととあります。じゃ、この計画は、今のところ一旦終わって、今後どんなにするのか教えてください。

対馬がこういった状態であるのであれば、こういった課題があつて、今後どうするべきかという方針を示していただきたいと思います。

【内田林政課長】ツバキ林の整備につきましては、国庫補助事業を活用した林政課の事業、森林整備室の事業がございますので、要望に対しまして支援をしていきたいと思っております。

今後のツバキ油の生産量の増加は、収穫代理人がなかなか見つからないというところと、それから自分の山のツバキの実を他の人が採取するという同意をしてくれる人が少なくなっていますので、その辺も含めて、生産量の拡大について、地元の新上五島町あるいは五島市と協議をしてまいりたいと考えております。

それから、対馬しいたけに関しましては、生産者の85%以上が60歳以上ということで非常に高齢化が進んでおります。自ら山に入って原木を伐採し、玉切りして運搬するという作業は非常に重労働となっていますので、原木を供給する体制の整備を進めていこうと考えております。

【山田(博)委員】ツバキ林は、生産地域が目標に達していないということでありましたけれども、今後新たな整備計画をつくられていくのかどうかというのと、ぜひつくっていただきたいということで、見解をいただきたいです。

対馬しいたけ、今、大きな課題というのがわかったわけですが、これを具体的にどういった形で取り組んでいくスケジュール感というのを示していただけますか。

【内田林政課長】ツバキの生産対策につきましては、地元の五島市あるいは新上五島町がメインの計画になっておりますので、その対策協議会の中で、3者でしっかりと議論をしていきたいと思っております。

それから、対馬しいたけに関しては、原木の供給体制の協議会をようやく設立できましたので、森林組合が中心になって供給体制の確立を

目指して支援をしてまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】そうすると、ツバキ油の整備というのは、生産量は何とかうまくいったんでしょうけれども、ヘクターというのができていないということで、一言で言うと、さっきの対馬しいたけも含めて、今からやりますよというふうに言われて、何か私が質問したから、今からやりますよというふうになったんじゃないかと聞こえなくもないわけです。いずれにしても、しっかりとやっていただきたいと思って、私は対馬しいたけは大好きなんです。ほかのしいたけとは全然違いますからね。対馬しいたけは特においしいんです。そういったことで、頑張っていていただきたいと思っております。

ツバキ油のほうも、何か最近は忘れられたような感じがしないでもないけれども、ぜひしっかりと支援体制のスケジュール感を示していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

次の委員会の時には、対馬しいたけの支援とツバキ油の支援対策、方針なりを示していただくようお願いしたいと思うんですが、それを聞いて終わりたいと思っております。いかがですか。

【内田林政課長】五島市それから新上五島町が中心になって県が支援をして今、協議会をつくっているわけですが、その中でしっかりと議論をしてまいりたいと考えております。

対馬しいたけに関しても同様に、森林組合と生産者と対馬市と県が一体となって、協議会で議論をしてまいりたいと思っております。

【山田(博)委員】ぜひお願ひしたいと思っております。何か忘れられているんじゃないかと思っておりますけれども、よろしくお願ひします。

【山口委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口委員長】ほかに質問がないようですので、農林部関係の審査結果について、整理したいと思えます。

しばらく休憩します。

— 午後 3時 6分 休憩 —

— 午後 3時 6分 再開 —

【山口委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、農林部関係の審査を終了いたします。

引き続き、分科会長報告及び委員長報告の取りまとめなどの委員間討議を行います。

理事者退室のため、しばらく休憩いたします。

農林部の皆様におかれましては、お疲れさまでした。

— 午後 3時 7分 休憩 —

— 午後 3時 8分 再開 —

【山口委員長】委員会を再開いたします。

今定例会で審査いたしました内容について、12月18日の予算決算委員会における農水経済分科会長報告及び12月20日の本会議における農水経済委員長報告の内容について協議を行います。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。

協議につきましては、本委員会を協議会に切り替えて行いたいと思えますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山口委員長】ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

— 午後 3時 9分 休憩 —

— 午後 3時 9分 再開 —

【山口委員長】委員会を再開いたします。

農水経済分科会長報告及び農水経済委員長報告については、協議会における委員の皆様の見解を踏まえ、報告させていただきます。

次に、閉会中の委員会活動について協議したいと思えますので、しばらく休憩いたします。

— 午後 3時10分 休憩 —

— 午後 3時10分 再開 —

【山口委員長】委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見はありませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【山口委員長】それでは、正副委員長にご一任願いたいと存じます。

これをもちまして、農水経済委員会及び予算決算委員会農水経済分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

— 午後 3時11分 閉会 —

農水経済委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

平成30年12月12日

農水経済委員会委員長 山口 経正

議長 溝口 芙美雄 様

記

1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 133 号 議 案	長崎県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 142 号 議 案	公の施設の指定管理者の指定について（関係分）	原案可決
第 145 号 議 案	長崎県総合計画チャレンジ2020の変更について（関係分）	原案可決

計 3 件（原案可決 3 件）

委員長（分科会長） 山 口 経 正

副委員長（副会長） 高 橋 勝 幸

署 名 委 員 中 村 和 弥

署 名 委 員 山 本 啓 介

書 記 渡 辺 むつみ

書 記 田 中 秀

速 記 (有)長崎速記センター

配 付 資 料

平成30年11月定例県議会

予算決算委員会農水経済分科会
関係議案説明資料

産業労働部

産業労働部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしております議案は、

第121号議案 「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」

のうち関係部分

第127号議案 「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」

のうち関係部分

であります。

はじめに、第121号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

（歳出）

総務費	1,206万	3千円の減
労働費	4,160万	円の増
商工費	1,723万	6千円の増
合計	4,677万	3千円の増

を計上いたしております。

補正予算の内容についてご説明いたします。

◎新産業創造課

食品製造業の振興を図るため、県産材や消費者ニーズにこだわった高付加価値商品の試作開発からテスト販売までの一貫した支援を行う「食品加工センター」の基本・実施設計に要する経費として、

食品加工センター施設整備費 1,201万 4千円の増

を計上しております。

このほか、職員給与費関係既定予算の過不足の調整に要する経費として、3,475万9千円の増を計上いたしております。

(債務負担行為について)

債務負担行為の主な内容についてご説明いたします。

「食品加工センター施設整備費」は、食品加工センターの基本・実施設計に要する経費について、平成31年度までの債務負担として、2,803万3千円を措置するものであります。

次に、第127号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算(第4号)」のうち関係部分についてご説明いたします。

(歳出)

総務費	28万	1千円の増
労働費	269万	8千円の増
商工費	419万	7千円の増
合計	717万	6千円の増

を計上いたしております。

これは、職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、産業労働部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

平成30年11月定例県議会

農水経済委員会関係議案説明資料

産業労働部

産業労働部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第133号議案 「長崎県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例」

第145号議案 「長崎県総合計画チャレンジ2020の変更について」のうち関係部分であります。

条例議案についてご説明いたします。

第133号議案「長崎県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成30年法律第26号）の施行に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

計画議案についてご説明いたします。

第145号議案「長崎県総合計画チャレンジ2020の変更について」のうち関係部分については、長崎県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

これは県政の指針として平成28年に策定した「長崎県総合計画チャレンジ2020」の数値目標の一部について、平成29年度の進捗状況等を踏まえて、変更をおこなうというものであります。

また、これに伴い、長崎県総合計画チャレンジ2020の部門別計画である「ながさき産業振興プラン」に掲げる同数値目標についても、同様に変更しようとするものであります。

次に、議案外の報告事項について、ご説明いたします。

(和解及び損害賠償の額の決定について)

県の管理瑕疵により自家用車に損傷を与えた事案について、和解及び損害賠償の額の決定を地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであります。

当案件は、平成30年7月3日、窯業技術センターにおいて、県設置の看板が台風の強風で吹き飛び、当該敷地内の駐車車両に損害を与えたもので、114,664円を賠償金としたものであります。

次に、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

(経済・雇用の動向について)

我が国の景気は、政府が10月に発表した月例経済報告によると、「景気は、緩やかに回復している。」とされております。

また、本県の景気については、日銀長崎支店が11月に公表した県内金融経済概況によると、「緩やかな回復を続けている。」とされております。

まず、生産面をみると、大手・中堅造船では、操業度をやや引き下げておりますが、地場中小造船では、更新需要等を背景に高水準の受注残となっており、高操業が続いております。また、原動機においても高操業が続いており、冷熱機器では国内向けを中心に横ばい圏内で推移しています。大・中型モーターは堅調な国内設備投資需要を背景に高操業が続いており、電子部品等も半導体の用途拡大を背景に増加基調にあることから、生産面全体としては持ち直しの動きとなっております。

一方、需要面をみると、公共投資は、高水準横ばい圏内の動きとなっており、個人消費は、全体として底堅く推移しております。

なお、平成30年7月から平成30年9月まで直近3か月間の企業倒産件数は8件

で、昨年同期と同数となっております。

9月の有効求人倍率は、全国平均が1.64倍と前月を0.01ポイント上回る中、本県においては、前月を0.02ポイント上回る1.27倍と、5か月連続で1.2倍台となっており、雇用情勢は、更に改善しております。

(地場企業の支援について)

地場企業の支援については、今後成長が見込まれる分野において、事業拡大や生産性向上に向けた企業間連携の取組を積極的に支援しており、今年度は、造船関連分野で培ってきた技術を活かし、部品供給などを通じ、県外プラントのメンテナンス事業に参入を図る計画や、航空機分野において、新たに大手メーカーへのエンジン部品供給を目指す計画、さらには、医薬品製造装置メーカーの県内での製造拠点立地を機に、誘致企業と地場企業が連携して技術力向上などに取り組み、事業拡大を図る計画など、6グループの事業計画を認定し、技術習得や設備導入、販路開拓など、サプライチェーン構築のための支援に取り組んでおります。

今後とも、認定計画が目標を達成するよう努めるとともに、次年度以降の計画認定に向け、産業振興財団のコーディネーターとともに、引き続き企業間連携を促進して参ります。

(事業承継の推進について)

後継者不在による廃業を減らすため、「長崎県事業承継ネットワーク」を創設し、中小企業・小規模事業者を支援する関係機関のより一層の連携強化を図りながら、経営者等を対象としたセミナー開催など、事業承継への早期着手の重要性に対する気づきを促す取組を進めております。

現在、商工会議所・商工会の経営指導員や金融機関の担当者等が経営者と面談し、事業承継に係る支援ニーズを掘り起こす事業承継診断の実施に力を注いでおり、10

月末までに628件の実績となっております。

診断後には、顕在化したニーズに応じて、ネットワーク事務局に配置したコーディネーターが、税理士や中小企業診断士等の地域の専門家等と連携し、事業承継計画の策定などきめ細かな個別支援を行っております。

今後とも事業の計画的な進捗を図りながら、県内事業者の円滑な世代交代を促すことで、地域経済の活力の維持に努めてまいります。

(企業誘致の推進について)

去る11月22日、長崎市に立地しているトランスコスモス株式会社と、佐世保市における新たな事業拠点の開設に関する立地協定を締結いたしました。同社は、企業から受託した給与事務や経理などのバックオフィス業務を行っており、来年1月頃から業務を開始し、3年間で約400名を雇用する予定とされております。

また、10月31日には、平成27年に佐世保市に立地した双葉産業株式会社が、新たに自動車用内装品の生産を行う第3工場の増設を決定されました。今回の増設を含めた同社の雇用計画数は約350名となります。

さらに、11月15日には、東京都に本社を置く株式会社ペイロールが、長崎市への立地とクレインハーバー長崎ビルへの入居を決定されました。同社は、企業から給与計算業務を受託する企業であり、来年7月頃から事業を開始し、3年間で135名を雇用する予定とされております。

なお、クレインハーバー長崎ビルへの入居は、今回の立地決定で3フロア目となります。

今後とも、雇用の拡大と地域経済の活性化につながるよう、地元自治体や関係機関と連携を図りながら企業誘致の推進に力を注いでまいります。

(佐世保技能会館について)

佐世保技能会館については、平成30年3月定例会の当委員会において、平成30年度末での閉館に向けて準備を進めていく旨ご報告したところであります。

その後の対応状況については、定期的に利用している団体に対して個別に説明し、近隣の公的施設等の利用について紹介を行っております。

また、入居していた団体については、既に他の施設への転居が完了しております。

跡地の活用について、現在、庁内各部局に対して利用意向の照会を行なっているところであり、引き続き、閉館に向けて混乱のないよう、丁寧に手続きを進めてまいります。

(県内定着の促進について)

来春卒業の高校生を対象とした県内の求人数は、9月末現在で前年度を43人上回る4,795人で、平成11年度以降では最多となったものの、内定率は0.4ポイント下回る60.8%、県内内定割合は4.3ポイント下回る45.9%となっております。

このような中、未内定者の県内就職促進のため、経済団体を通して、充足していない企業は高校へ改めて求人を行なうよう働きかけるとともに、新規高卒者を対象とした合同企業面談会を、長崎、佐世保の2地域で去る10月に開催し、119名の生徒と140の企業・団体に参加をいただきました。

大学生対策としては、10月に知事が県立大学で講演を行い、学生に対して直接本県の暮らしやすさをPRし、県内就職の検討について呼びかけるとともに、本県出身の大学進学者が多い地域において県内企業の魅力を伝えるため、去る10月に初めて福岡県で「学生と企業の交流会」を開催し、県内企業14社、学生29名に参加いただきました。

また、県内企業への就職を促進するため、大学等在籍中に受給した奨学金の返済を

支援する「長崎県産業人材育成奨学金アシスト事業」について、より幅広い分野において優秀な人材を確保できるよう、情報サービス業を新たに対象業種として追加し、去る11月30日から支援候補者の募集を開始しております。

今後とも、県内企業を支える優秀な人材の育成と確保・定着に向け取り組んでまいります。

(研究事業評価に関する意見書について)

外部有識者からなる長崎県研究事業評価委員会へ諮問しておりました県の研究機関が行う研究事業について、去る11月9日に委員会から知事へ意見書が提出されました。

研究事業50件をご審議いただき、全体的意見として、「解決すべき課題を明らかにし、必要かつ十分なステップを考慮した計画を策定するとともに、独自性のある研究内容となるよう整理していただきたい」などのご意見をいただきました。

審議対象のうち、産業労働部関係については、工業技術センター及び窯業技術センターが企画立案しました平成31年度開始予定の新規研究8件、平成29年度で終了した研究5件の計13件をご審議いただき、うち3件が「積極的に推進すべきである」等のS評価、10件が「概ね妥当である」等のA評価との評価を受けました。

評価結果については、ホームページを通じ、県民の皆様にも広く公表するとともに、委員会からのご意見を踏まえて、研究事業の効果的、効率的な実施を図ってまいります。

(政策評価の結果等について)

長崎県政策評価条例に基づき、施策評価、事務事業評価、指定管理者制度導入施設の評価を実施いたしました。産業労働部関係分については、お配りしている資料のとおりでございます。

施策評価については、「長崎県総合計画チャレンジ2020」が策定から3年目を迎えることから、毎年度実施している事務事業評価等の結果も踏まえ、より広い視点から施策の取り組み状況の途中評価を行い、総合計画の進捗管理、重点施策の展開、予算編成等に活用することを目的に実施したものです。

産業労働部におきましては、総合計画に掲げる10の戦略のうち、主に「戦略6 産業を支える人材を育て、活かす」、「戦略7 たくましい経済と良質な雇用を創出する」に取り組んでおり、関連する施策について途中評価を実施いたしましたが、その評価の概要については、資料としてお配りしているとおりであります。

このうち主な成果としましては、企業訪問活動や本県の強みを活かした効果的な立地提案、県内視察など、積極的な企業誘致に取り組んだ結果、平成28年度、平成29年度と目標を上回る成果を達成するなど、誘致活動の強化が図られております。また、今後の主な対応方針としましては、県内企業の付加価値向上や若者の県内定着などに取り組んでいくこととしております。

事務事業評価については、22件の事業群評価調書により、87件の事業を評価いたしましたが、そのうち58件の事業について、平成31年度に向けて、「拡充」「改善」「統合」「縮小」「廃止」のいずれかの見直しを検討いたしております。

なお、施策評価及び事務事業評価等の結果については、ホームページ等を通じ、県民の皆様にも広く公表いたしております。

今後、県議会における論議を踏まえながら、施策及び事業等の見直しなどを実施してまいります。

(地方創生の推進について)

地方創生に向けた平成27年度から平成31年度までの具体的取組等を示す「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」について、今後の新たな事業構築や事業の更なる改善等に繋げるため、KPI(重要業績評価指標)の進捗状況や取組内容等を踏まえ、

平成29年度における総合戦略に基づく事業等の評価・検証を行っております。

産業労働部におきましては、総合戦略に掲げる18の基本的方向のうち、主に「地域に根ざした製造業を育てる」、「本県の強みを活かした戦略的、効果的な企業誘致を推進する」、「人財県長崎」の実現により「ひと」と「しごと」の好循環を生み出す」等に取り組んでおり、関連する事業等について評価・検証を実施いたしました。

このうち、「地域に根ざした製造業を育てる」については、地場企業の新規雇用を伴う事業拡大支援等に取り組んだ結果、設備投資などに対する県の支援を受けた企業の新規雇用計画数は目標を上回る134人となっております。

今後の方向性と致しましては、県内企業の付加価値の向上や良質な雇用の場の確保、若者の県内定着などに取り組んでいくこととしております。

以上をもちまして、産業労働部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

平成30年11月定例県議会

農水経済委員会関係議案説明資料

(追加1)

産業労働部

【農水経済委員会関係議案説明資料（産業労働部） 2頁10行目の次に、次のように挿入する。】

（平成31年度の重点施策）

平成31年度の予算編成に向けて「長崎県重点戦略（素案）」を策定いたしました。これは、来年度が4年目となる長崎県総合計画チャレンジ2020に掲げる目標の実現に向けて、平成31年度に重点的に取り組もうとする施策について、新規事業を中心に示したものであります。このうち、産業労働部の予算編成における基本方針及び主要事業についてご説明いたします。

当部では、引き続き「ながさき産業振興プラン」に定める「生産性／競争力を高める」「新たな需要を発掘／創出する」「働く場を創る／改善する」「有能な人材を育成／確保する」という4つの基本指針に沿って、施策を展開してまいります。

中でも、人口減少や産業構造の変化等の課題へ対応するため、平成31年度は、次の2つの取組に注力してまいります。

1つ目は「成長産業の育成・創出」であります。

ロボット・IoT、航空機、造船・プラント、半導体などの成長分野については、企業間連携の促進などサプライチェーンの構築・強化や、専門人材育成、企業誘致等、引き続き複合的に施策を実施してまいります。このうちロボット・IoT分野及び航空機分野に関しては、今年度、県内企業等で構成する協議会を新たに立ち上げたところであり、当該分野への県内企業の更なる新規参入の促進や受注拡大、人材育成等に取り組んでまいりたいと考えております。

素材面等において本県が高いポテンシャルを有する食料品製造業においては、販路を見据えた商品づくりをハード・ソフト両面から後押しすることにより、県内企業がより高い付加価値を獲得できるよう、取組を加速していきたいと考えております。

また、サービス産業に関しては、今後成長が見込まれるヘルスケア産業や宿泊業など

の観光関連産業を対象として、各地域の地域産業活性化計画における取組と連携しながら、関係団体とも一体となって、生産性向上へ向けた取組等を伴走型で支援してまいりたいと考えております。

2つ目は「若者の県内定着」であります。

他県と比べても顕著な若者の県外流出を止めるため、「県内企業の魅力向上」、「学生と企業の交流機会の拡大」、「県外進学者等のUターン就職」の3つの方向性から、多面的に施策を推進いたします。

主な取組としまして、「県内企業の魅力向上」については、県内企業の採用力向上へ向けたセミナーや個別フォロー等の伴走型支援、Nびか認証制度の活用など、「学生と企業の交流機会の拡大」については、大学1、2年生を対象とした就職スタートアップセミナーの開催など、「県外進学者等のUターン就職」については、パスツアーや交流イベント、SNSの活用などを実施してまいりたいと考えております。

基本方針及び主な事業については以上のとおりでございます。

なお、平成31年度当初予算に係る予算要求状況につきましても、併せて公表を行ったところであります。

これらの事業につきましては、県議会からのご意見などを十分踏まえながら、予算編成の中で更に検討を加えてまいりたいと考えております。

平成30年11月定例県議会

農水経済委員会関係議案説明資料

(追加2)

産 業 労 働 部

【農水経済委員会関係議案説明資料（産業労働部） 3頁2行目から4行目までを削除し、次のように挿入する。】

10月の有効求人倍率は、全国平均が1.62倍と前月を0.02ポイント下回る中、本県においては、前月を0.01ポイント下回る1.26倍と、6か月連続で1.2倍台となっており、雇用情勢は、更に改善しております。

【農水経済委員会関係議案説明資料（産業労働部） 4頁7行目の次に、次のように挿入する。】

（新産業創出に向けたロードマップについて）

造船業に次ぐ新たな基幹産業の創出に向けて、全国に先駆けて取組を進めてきた洋上風力発電を中心とした海洋エネルギー関連産業、第4次産業革命の進展による市場拡大が見込まれるロボット・IoT関連産業及び専門性と技術力の高さから付加価値が高く国内市場の拡大が見込まれる航空機関連産業の3分野について、今後の道標となるロードマップ（工程表）を策定いたしました。

本ロードマップは、各産業分野の現状や課題、今後10年間の定量的な目標、目標達成に向けた取組などについて、産学官の関係者と協議を行ったうえで取りまとめたものであります。

今後、ロードマップに沿った取組を進めていくとともに、状況に応じた見直しも行いながら、県内企業の売上増や雇用創出を目指してまいります。

【農水経済委員会関係議案説明資料（産業労働部） 5頁19行目の次に、次のように挿入する。】

一方、大学生の就職希望者の就職決定状況は、学生優位の売り手市場が続いていることもあり、10月末現在で前年度を8.1ポイント上回る73%と、記録の残る昭和63年度以降では、過去最高となっております。また、県内就職率は前年度を2.4ポイント下回る32.7%、就職希望者のうち県内希望者の割合は37.1%と、前年度を7.3ポイント下回っております。

平成 3 0 年 1 1 月 定 例 県 議 会

予 算 決 算 委 員 会 農 水 經 済 分 科 会
関 係 議 案 説 明 資 料

水 産 部

水産部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第121号議案 平成30年度長崎県一般会計補正予算（第3号）のうち関係部分

第125号議案 平成30年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第1号）のうち関係部分

第127号議案 平成30年度長崎県一般会計補正予算（第4号）のうち関係部分

第129号議案 平成30年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第2号）のうち関係部分

であります。

はじめに、第121号議案 平成30年度長崎県一般会計補正予算（第3号）のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は、

国庫支出金	3億	39万1千円の増
合計	3億	39万1千円の増

歳出予算は、

水産業費	4,348万	円の減
公共土木施設災害復旧費	3億8,800万	円の増
合計	3億4,452万	円の増

となっております。

歳入予算の主な内容についてご説明いたします。

(国庫支出金について)

国庫支出金について、本年10月の台風24号及び台風25号による災害により被害を受けた漁港施設の早期復旧を図るため、

災害復旧費国庫負担金 3億 円の増
を計上いたしております。

歳出予算の内容についてご説明いたします。

(職員給与費について)

水産部職員の給与費について、関係既定予算の過不足の調整により、

水産業総務費 4,348万 円の減
を計上いたしております。

(公共土木施設災害復旧費について)

公共土木施設災害復旧費について、本年10月の台風24号及び台風25号による災害により被害を受けた漁港施設の早期復旧を図るため、

漁港災害復旧費 3億8,800万 円の増
を計上いたしております。

(繰越明許費について)

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

繰越明許費については、計画・設計及び工法の変更による遅れ等により、事業の年度内完了が困難であることから、

漁場水産基盤整備費	8億2,000万	円
県営漁港水産基盤整備費	15億1,070万	円
市町村営漁港水産基盤整備費	6億6,966万	円
漁港災害復旧費	3億8,000万	円

について、繰越明許費を設定しようとするものであります。

(債務負担行為について)

次に、債務負担行為についてご説明いたします。

- 1 「水産生産基盤整備費（工事県債）」は、一重漁港ほか3漁港における防波堤工事等に要する経費について、平成31年度までの4億369万円の債務負担行為を設定しようとするものであります。
- 2 「機能保全事業費（工事県債）」は、芦辺漁港における臨港道路工事等に要する経費について、平成31年度までの1億2千万円の債務負担行為を設定しようとするものであります。

次に、第125号議案平成30年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第1号）のうち水産部関係部分についてご説明いたします。

今回の補正予算は、

収益的支出で、75万3千円の減
となっております。

これは職員の給与費について、既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

次に、第127号議案 平成30年度長崎県一般会計補正予算（第4号）のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算は、

水産業費	1,008万5千円の増
合計	1,008万5千円の増

となっております。

これは、職員の給与改定に要する経費であります。

次に、第129号議案 平成30年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第2号）のうち水産部関係部分についてご説明いたします。

収益的支出で、9万 円の増
となっております。

これは、職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、水産部関係の議案の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

平成30年11月定例県議会

農水経済委員会関係議案説明資料

水 産 部

水産部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第145号議案 「長崎県総合計画チャレンジ2020の変更について」のうち関係部分であります。

第145号議案「長崎県総合計画チャレンジ2020の変更について」のうち関係部分については、長崎県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

これは県政の指針として平成28年に策定した「長崎県総合計画チャレンジ2020」の数値目標のうち戦略8、施策1の「長崎県の魚愛用店の認定店舗数」について、最終年度の目標値である200店舗を達成したため、新たに魚愛用店の利用率の向上を指標として設定するものであります。

また、これに伴い、長崎県総合計画の個別計画である「長崎県水産業振興基本計画」においても同じ数値目標を設定しております。

続きまして、議案外の報告事項について、ご説明いたします。

(和解及び損害賠償の額の決定について)

公用車での交通事故により車両に損傷を与えた事案について、和解及び損害賠償の額の決定を地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであります。

当案件は、平成30年9月10日、総合水産試験場職員が諫早市鷺崎町の鷺崎交差点を左折する際、交差点に侵入してきた車両に接触し損傷を与えたもので、179,545円を賠償金としたものであります。

続きまして、議案外の主な所管事項について、ご説明いたします。

(日韓水産関係交流について)

本県は東シナ海等の水産資源及び漁場を韓国と共有しており、水産資源の保存・資源管理の確立、安全操業の確保等を図るうえでの相互理解は益々重要になっております。

このような中、平成5年から、日韓海峡沿岸の長崎、山口、福岡及び佐賀の4県と釜山広域市、全羅南道、慶尚南道及び済州特別自治道の韓国南部1市3道の水産行政担当者並びに研究者による交流事業を実施しており、去る10月25日に韓国慶尚南道において、「第26回日韓海峡沿岸水産関係交流会議」を開催いたしました。

両国間で、種苗放流の実施状況や温暖化へ対応した海藻類の増養殖技術開発などについて、情報交換を行うとともに、トラフグ2千尾を共同放流するなど漁場を共有する東シナ海等における国際的資源管理の重要性の共有を図りました。

今後とも、引き続き韓国との交流を通して水産資源の保持等に努めてまいります。

(さかな祭りについて)

10月21日、長崎魚市場において、「第37回長崎さかな祭り」が開催され、約3万5千人が来場されました。会場では模擬セリ大会、お魚すくい捕り、長崎県産養殖ヒラスや養殖クロマグロの刺身試食会など、さまざまなイベントで賑わいました。

また、10月28日には、佐世保魚市場において、「第21回佐世保漁港お魚まつり」が開催され、約3万8千人が来場し、模擬セリやお魚バーベキュー、お魚つかみどり、佐世保市の水産ブランド品紹介、海鮮汁の無料配布などで賑わいました。

なお、例年開催されている「松浦おさかなまつり」は、台風接近に伴い中止となりました。

今後とも、より多くの消費者に本県水産物を紹介する機会を設け、魚食普及や地産地消を推進してまいります。

(第16回ながさき水産科学フェアについて)

総合水産試験場では、毎年開催される「長崎さかな祭り」に合わせて、隣接する国立研究開発法人 水産研究・教育機構 西海区水産研究所と長崎大学 海洋未来イノベーション機構 環東シナ海環境資源研究センターとの3機関合同で「ながさき水産科学フェア」を開催しました。

第16回目となる今年度は、「知ろう！学ぼう！海のこと」をテーマに掲げて10月21日に開催したところ、好天にも恵まれ、3機関で合計1,094名もの来場がありました。

当日は、海の生物に実際に触れ合うタッチプール、赤潮プランクトンの観察、魚の解剖や海藻押し花づくりなどの体験型イベントのほか、海や魚に関する話をわかりやすく紹介する「サイエンスカフェ」等を開催し、多くの来場者の方々に本県水産業を理解していただくとともに、未来を担う子供達に水産と海洋の科学を学んでもらうことができました。

(有明漁協状況報告について)

有明漁協では、平成30年9月13日までに全役員が辞任、職員2名も辞職し、事務職員が不在となったことから、9月21日から事務所が閉鎖されています。

県としましては、10月19日の理事会で代表理事職務執行者の選出や事務所再開のための臨時職員の雇用を求めるとともに、11月5日には前理事5名及び前監事2

名（前理事8名中3名欠席）を県庁に呼び、新役員の改選を行うための臨時総会開催のスケジュールの提示、組合員への影響を最小限にするための補助事業実施及び事務所再開のための臨時職員の雇用を求めましたが、未だに進展がない状況が続いております。

法律に基づく行政命令の発令も視野に入れ、地元市や系統団体との連携を図りつつ、まずは、新役員の改選の早期実施を強く働きかけてまいります。

（長崎県真珠振興計画の策定について）

平成28年6月に真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興を図ることを目的とした「真珠の振興に関する法律」が成立し、国では昨年6月、同法に基づき「真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興に関する基本方針」を策定し、告示したところであります。この法律では、都道府県においても国の基本方針に即して振興計画を定めることができるものとされております。

本県真珠養殖の平成28年生産量は全国2位であり、生産額は52億円と本県の海面養殖業生産額の16%を占め、特に離島半島地域では重要な産業となっております。このため、県としましては、本県の真珠養殖業の中核的団体である長崎県及び対馬の真珠養殖漁業協同組合等から、今後の真珠養殖の課題や振興計画の策定に関するご意見を伺ってきたところであり、経営の安定、品質の向上、漁場管理など、主に生産段階における施策を盛り込んだ計画案を来年2月を目途に策定することとしております。

今後とも、真珠業界、国、関係県と連携しながら、真珠産業の健全な発展を支援してまいります。

(研究事業評価について)

外部有識者からなる長崎県研究事業評価委員会へ諮問しておりました県の研究機関が行う研究事業について、11月9日に評価委員会から知事へ意見書が提出されました。

審議対象であった研究事業50件のうち、水産部関係については、経常研究など計7件を審議していただき、「概ね妥当である」、「計画以上の成果をあげており、継続すべきである」、「概ね計画を達成した」などの評価を受け、その結果については、県ホームページなどを通じて、県民の皆様にも広く公表しております。

今後、評価委員会からの意見を踏まえて、研究事業の効果的、効率的な実施を図ってまいります。

(政策評価の結果等について)

長崎県政策評価条例に基づき、施策評価、事務事業評価、公共事業にかかる新規事業の事前評価を実施いたしました。

施策評価については、「長崎県総合計画 チャレンジ2020」が策定から3年目を迎えることから、毎年度実施している事務事業評価等の結果も踏まえ、より広い視点から施策の取り組み状況の途中評価を行い、総合計画の進捗管理、重点施策の展開、予算編成等に活用することを目的に実施したものです。

水産部におきましては、総合計画に掲げる10の戦略のうち、主に「戦略8 元気で豊かな農林水産業を育てる」に取り組んでおり、関連する施策について途中評価を実施いたしました。

このうち主な成果としましては、「養殖業の収益性の向上」について、意欲ある養殖業者グループが策定する養殖産地育成計画とその実践等で、肉質の改善や魚体の大型化など国内外に向けた養殖水産物の生産体制整備の推進に取り組んだ結果、海面養殖

業生産額の増大などが図られております。また、今後の主な対応方針としましては、漁業者の所得向上をさらに推進するため、漁業の経営強化、養殖業の増産体制整備、水産物の輸出増大と販売力強化に加え、漁業就業者の呼び込みと定着促進などに取り組んでいくこととしております。

事務事業評価については、8件の事業群評価調書により、45件の事業を評価いたしました。そのうち12件の事業について、平成31年度に向けて、「拡充」「改善」「統合」「縮小」「廃止」のいずれかの見直しを検討いたしております。

なお、施策評価及び事務事業評価等の結果については、ホームページ等を通じ、県民の皆様にも広く公表いたしております。

今後、県議会におけるご論議を踏まえながら、施策及び事業等の企画立案、見直しなどを実施してまいります。

(地方創生の推進について)

地方創生に向けた平成27年度から平成31年度までの具体的取組等を示す「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」について、今後の新たな事業構築や事業の更なる改善等に繋げるため、KPI（重要業績評価指標）の進捗状況や取組内容等を踏まえ、平成29年度における総合戦略に基づく事業等の評価・検証を行っております。

水産部におきましては、総合戦略に掲げる18の基本的方向のうち、主に「地域の柱となる水産業を育成し、後継者を確保する」に取り組んでおり、関連する事業等について評価・検証を実施いたしました。

このうち、「市場ニーズに対応した流通対策・加工品の開発、輸出促進等」につきましては、中国や米国のアンテナショップを活用したPRと併せて、商談会・フェア等の開催などの取組を精力的に行った結果、中国や米国で活魚や鮮魚の需要の高まりも

あり、平成29年度の水産物輸出額の実績は過去最高となる21億円となり、目標額の15億円を大きく上回っております。

今後の方向性として、現地のニーズに合う商品作りのための市場調査の実施と併せて、本県水産物の認知度向上に向け、引き続き商談会や見本市等への参加、百貨店におけるフェア開催といったPRに取り組み、更なる輸出拡大や輸出向け養殖魚販路確保と生産支援などに取り組んでいくこととしております。

以上をもちまして、水産部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

平成30年11月定例県議会

農水経済委員会関係議案説明資料

(追加1)

水 産 部

【農水経済委員会関係議案説明資料（水産部）の2頁1行目の次に、次のとおり挿入する。】

（平成31年度の重点施策）

平成31年度の予算編成に向けて「長崎県重点戦略（素案）」を策定いたしました。これは、長崎県総合計画チャレンジ2020に掲げる目標の実現に向けて、平成31年度に重点的に取り組もうとする施策について、新規事業を中心にお示したものであります。このうち、水産部の予算編成における基本方針及び主要事業についてご説明いたします。

基本方針としましては、長崎県水産業振興基本計画における4つの基本目標「収益性の高い魅力ある経営体の育成」、「浜・地域の魅力を活かした水産業の活性化と就業者確保」、「国内外での販路拡大と価格向上」、「漁業生産を支える豊かな漁場・安全で快適な漁村の環境整備」を柱とし、経営力強化に向けた指導・支援、浜の活力再生プランに基づく活動推進、就業者確保対策の充実・強化、海外や大消費地への販路拡大を目指した流通加工対策、資源管理の高度化、藻場回復等による漁場づくり、漁港整備や浜の環境整備などを総合的に推進します。

特に、平成31年度は、漁業者の所得向上をさらに推進するための漁業の経営強化、養殖業の成長産業化と水産物の輸出拡大、販売力強化に加え、漁業就業者の呼び込みと定着などの喫緊の課題に対し、「収益性の高いモデル型経営体の取組事例の普及による所得の向上と優良経営体の育成」、「輸出など新たな需要に対応した養殖業の成長産業化の促進」、「輸送ルートの追加整備や新規販路の開拓による水産物輸出拡大」、「情報発信と受け入れ体制の強化や就業前後の支援の充実による漁業の担い手確保」、「売れる商品開発や生産者と加工業者の連携」、「漁業者等による藻場回復の取組などの基盤整備と水産資源の維持・回復の推進」などの対策の強化を図ってまいります。

なお、平成31年度当初予算に係る予算要求状況につきましても、併せて公表を行ったところであります。

これらの事業につきましては、県議会からのご意見などを十分踏まえながら、予算編成の中で更に検討を加えてまいりたいと考えております。

(クロマグロの資源管理について)

クロマグロの資源管理については、沿岸漁業が本年7月から資源管理法に基づく管理に移行しました。第4管理期間における11月13日現在の全国の漁獲枠消化状況は、30kg未満の小型魚で18.9%、大型魚で24.9%であり、本県では11月19日現在で、小型魚が漁獲枠632.8トンの7.6%、大型魚が152.5トンの8.3%となっております。今後、本県では盛漁期を迎えることから、各漁協に対して数量管理と漁獲が積み上がった場合の漁獲抑制措置の徹底を、改めて文書で要請したところです。

また、国では次期以降の漁獲可能量の配分方法を審議するため、9月から11月にかけて水産政策審議会資源管理分科会に設置した、くろまぐろ部会が計5回開催され、漁業関係者からの意見聴取などにより、配分の根拠とする実績基準年や漁業種類間等での漁獲枠の融通など基本的な考え方の取りまとめを行いました。

この結果、国では次期配分の考え方として、今期と同様に近年の漁獲実績を反映させること、大型魚では、来遊状況が年により変動が大きい沿岸漁業に配慮するため、国の留保枠から追加配分することなどを盛り込んだ次期基本計画案を11月16日に公表したところであります。

県としましても、国の基本計画案を各漁協に文書でお知らせしたところであり、今後とも漁業者の意見を踏まえながら、引き続き資源利用の公平性の確保や漁業経営の維持・安定への支援など、漁業者の負担が軽減されるよう国に訴えてまいります。

平成30年11月定例県議会

農水経済委員会関係議案説明資料

(追加2)

水 産 部

【農水経済委員会関係議案説明資料（水産部）の4頁4行目の次に、次のとおり挿入し、4頁5行目と6行目を削除する。】

県としましては、11月21日付で水産業協同組合法第124条第1項の規定に基づき、有明漁協に対し、役員選任を本年内に実施するためのスケジュールの書面による報告と、報告したスケジュールの確実な実行を命令いたしました。期限である11月29日までに回答はなく、その回答に必要となる理事会も開催されていないことが確認されました。

このため、水産業協同組合法第47条の4第2項に基づき、前監事に対し、前組合長に代わって役員選任を着実に履行することを求めました。また、去る11月30日に前監事が主催した組合員への説明会に参加するとともに、出席した組合員約70人に対し、これまでの経緯やスケジュール案等を説明し、早急な役員選任への協力依頼を行ないました。

今後とも、地元市や系統団体との連携を図りつつ、まずは、役員選任の早期実施を強く指導してまいります。

平成 3 0 年 1 1 月 定 例 県 議 会

予 算 決 算 委 員 会 農 水 經 済 分 科 会
関 係 議 案 説 明 資 料

農 林 部

農林部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第121号議案 「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分

第122号議案 「平成30年度長崎県県営林特別会計補正予算（第1号）」

第127号議案 「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分
であります。

それでは、まず、第121号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」
のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は、

分担金及び負担金	1,928万	円の増
国庫支出金	5億9,230万	5千円の増
諸収入	178万	5千円の減
合計	6億980万	円の増

歳出予算は、

農業費	1億5,016万	9千円の増
畜産業費	287万	4千円の減
農地費	8,255万	2千円の増
林業費	8億695万	8千円の増
合計	10億3,680万	5千円の増

となっております。

まず、歳入予算についてご説明いたします。

(分担金及び負担金について)

ため池等整備費にかかる農地費分担金の増に伴い、

分担金及び負担金 1, 928万 円の増

を計上いたしております。

(国庫支出金について)

ため池等整備費、山地治山費、農業経営基盤強化対策費等に係る国庫負担金及び国庫補助金の増、職員給与費にかかる国庫負担金及び国庫補助金の増に伴い、

国庫支出金 5億 9, 230万 5千円の増

を計上いたしております。

(諸収入について)

職員給与費にかかる農業受託事業収入の減に伴い、

諸収入 178万 5千円の減

を計上いたしております。

次に、歳出予算についてご説明いたします。

(農業経営基盤強化対策費について)

平成30年梅雨期における豪雨及び暴風雨により被害を受けたハウス・畜舎等の施設の修繕・再建等を支援するための経費として、

農業経営基盤強化対策費 1億 2, 042万 1千円の増

を計上いたしております。

(ため池等整備費等について)

山腹崩壊等の復旧、災害防止工事の実施に要する経費として、

ため池等整備費	1億 5,960万	円の増
山地治山費	5億 2,500万	円の増
水源地域整備費	9,450万	円の増
地すべり防止費	1億 6,800万	円の増

を計上いたしております。

(職員給与費について)

農林部職員の給与費について、既定予算の過不足の調整として、

農業費	2,974万	8千円の増
畜産業費	287万	4千円の減
農地費	7,704万	8千円の減
林業費	1,945万	8千円の増
合計	3,071万	6千円の減

を計上いたしております。

(繰越明許費について)

繰越明許費については、計画、設計及び工法の変更による工事の遅延や、国の補正予算を活用する事業について、年度内に適切な工期が確保できないことから、

治山費	7億 7,112万	円
合計	7億 7,112万	円

の繰越明許費を設定するものであります。

次に、第122号議案「平成30年度長崎県営林特別会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

歳入予算は、

国庫支出金	2,732万	円の増
県債	270万	円の増
合計	3,002万	円の増

歳出予算は、

林業費	3,002万	円の増
合計	3,002万	円の増

となっております。

これは、県営林内において、森林整備の促進及び木材の搬出利用拡大を図るため、基盤となる長期間利用可能な路網を整備し、間伐を実施するための経費であります。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

国の予算を活用する事業について、年度内に適切な工期が確保できないことから、

造林費	2,732万	円
合計	2,732万	円

の繰越明許費を設定するものであります。

次に、第127号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算は合計で、2,741万8千円の増となっております。

これは、職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、農林部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

平成30年11月定例県議会

農水経済委員会関係議案説明資料

農 林 部

農林部関係の議案等についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第142号議案「公の施設の指定管理者の指定について」のうち関係部分であります。

百花台森林公園は、土木部道路維持課が所管する百花台公園の一区画であり、一体的に管理することがより効率的な運営につながることから、両施設の指定管理者について併せて指定を行っております。

今年度で5年間の指定期間が終了することから、改めて公募した結果、1者から応募があり、学識経験者等で構成する長崎県土木部指定管理者選定委員会において審査が行われ、長崎県公園緑地協会・八江グリーンポート共同体が指定管理者として適当であるとの結果を踏まえ、同者を百花台森林公園の指定管理者に指定しようとするものであります。

続きまして、議案外の主な報告事項について、ご説明いたします。

(農業経営収入保険制度について)

平成31年1月から始まります農業経営収入保険制度につきましては、青色申告を行っている農業者を対象に、青色申告の実績等を基準収入として、自然災害による収量減少や価格低下のほか、農業者のけがや病気、取引先の倒産などにより収入が一定水準を下回った場合に、減収分の9割を上限として補填する保険制度となっております。

県といたしましては、市町、農業団体と一体となって、県及び市町の広報誌や生産部会での説明、青色申告の取組推進など、制度の周知と加入促進に努めてまいりました。なお、保険加入申請の締め切りは12月末とされていることから、引き続き、

農業共済団体や県のホームページ等を通じての周知や、農業共済団体による戸別説明を行っているところです。

本制度につきましては、農業経営のセーフティネットとして大変重要な制度と考えており、今後とも、関係機関と一体となって本制度への加入促進に努めてまいります。

(長崎四季畑の認証商品決定について)

長崎県ブランド農産加工品認証制度「長崎四季畑」については、県産農産物の活用促進並びに、農林業者、食品事業者の所得向上・農山村地域の活性化を目的として平成24年度から県産農産物を原材料として製造・販売している優れた農産加工品を県が認証し、商品のPRや販売支援に取り組んでいるところです。

平成30年度におきましては、新規の58商品及び認証期間3年を経過する更新分18商品の申請があり、去る11月14日に学識経験者等で構成する総合審査会を開催し、味覚、長崎県らしさ、商品力等の視点から厳正な審査を実施した結果、新規分53商品及び更新分18商品が選定されました。来年1月に認証式を行い、「長崎四季畑」の認証数は既認証数と合わせて計109商品となります。

認証商品については、県内の道の駅等におけるフェアの開催や常設販売コーナーの設置、首都圏での商談会への出展等による販売支援を行うなど、「長崎四季畑」のさらなる認知度向上、販売促進に取り組んでまいります。

(長崎県多面的機能支払活動組織の集いについて)

去る10月30日、多面的機能支払活動の更なる取組推進及び、県内農山村地域の活性化を図るための「長崎県多面的機能支払活動組織の集い」が、県議会農水経済委員会の山口委員長をはじめ各委員、九州農政局長、県内の活動組織及び関係機関の方々約900名の参加のもと、諫早市で開催されました。

当日は、地域での優良事例の発表や、国に対して予算の確保と地域の実情を反映し

た制度構築を求めていくことの決議を採択し、盛会のうちに終了いたしました。

県といたしましては、農村地域における過疎化や高齢化の進行に伴う集落機能の低下により、農地・農業用施設の管理に支障を来すなど、農村の有する多面的機能の維持が困難となっている地域が増加していることから、これを支える地域の共同活動を支援する多面的機能支払活動の取組を推進しているところであり、今後とも、地域ぐるみの活動を通して、農地や農村環境の保全管理、集落機能の維持強化を図ってまいります。

(長崎県農業農村整備事業推進大会について)

去る10月30日、長崎県農業農村整備事業推進協議会及び長崎県土地改良事業団体連合会の共催により、農業農村整備事業の推進と計画的な生産基盤整備の実施のための予算確保等に向けた農業農村整備事業推進大会が諫早市で開催されました。

当日は、溝口県議会議長、山口農水経済委員長をはじめとした県議会議員、関係市町長ほか、九州農政局長、県下土地改良区の代表者など全体で約900名の方々が参加され、大会では、国に対し平成31年度の概算要求の満額確保のほか3項目を求める大会決議が採択されました。

さらに、本推進大会の大会決議を受け長崎県農業農村整備事業推進協議会等により、11月14日～15日に農林水産省並びに本県選出国會議員等への要請活動が行われたところであります。

県といたしましては、関係者のご努力に厚く感謝申し上げますとともに、今後とも県議会、農業農村整備事業推進協議会など関係者のご協力を得ながら、引き続き、農業農村整備事業の予算確保に向け、あらゆる機会を捉えて要望してまいります。

(諫早湾干拓事業の開門問題等について)

去る10月18日、吉川農林水産大臣が来県され、諫早湾干拓事業に係る現地視察

及び長崎県関係者との意見交換が行われました。

諫早湾干拓堤防管理事務所での意見交換においては、県選出国會議員にご同席いただいた中で、知事から、昨年4月に国が開門しない方針を明確に示し、排水門の開放差止を認めた長崎地方裁判所の判決を受け入れ、控訴しないとの判断をされたことについて、お礼を申し上げるとともに、「開門しない方針に沿った開門問題の早期解決を図っていただきたいこと」、また、「開門することなく真の有明海再生に向けてご尽力いただきたいこと」、「しっかりと調整池の環境対策に取り組んでいただきたいこと」を要望いたしました。

併せて、諫早湾干拓事業の経緯や、農業、漁業等の現状を説明するとともに、調整池や自然干陸地等、諫早湾干拓事業で創出された新たな地域資源の積極的な利活用が進められていることを報告したところであります。

また、地元関係者の方々からも、「諫早湾干拓事業によって、安全で安心した生活、営農が続けられるようになった」、「開門しない方向で、問題を解決していただきたい」等の意見が直接大臣に伝えられ、大臣からは、「開門によらない基金による和解を目指すことが、開門問題解決の最良の方策という方針のもと対応していく。有明海の再生を着実に進め、調整池の水質改善にもしっかりと取り組んでいく。」との回答がありました。

一方、潮受堤防排水門開放差止請求事件につきましては、本年3月19日、福岡高等裁判所において、開門を求める方々が訴訟当事者として参加することを求めた「独立当事者参加」の申出を認めないとする判決が出され、現在、最高裁判所で審理されております。

また、福岡高裁判決（確定）の勝訴原告を含む漁業者が、国を提訴した小長井・大浦漁業再生請求事件につきましては、平成27年9月7日に、漁業者原告が求めていた即時開門請求及び損害賠償請求のいずれも認めないとする控訴審判決が出され、現在、最高裁判所で審理中であります。

さらに、国が、福岡高裁判決（確定）の勝訴原告に対して、その執行力の排除を求めて提訴した請求異議訴訟につきましては、去る7月30日、福岡高等裁判所において、国の請求を認める判決が出され、現在、最高裁判所で審理中であります。

県としては、引き続き、訴訟の推移を見極めるとともに、開門しない方向で真の有明海再生に向けた取り組みが進むよう、県議会や関係者の皆様とともに、適切に対処してまいります。

次に、諫早湾干拓農地の利用権設定の更新が認められなかった2者が、県、農業振興公社、国に対し、潮受堤防内側の調整池から飛来するカモによる食害等を理由として、損害賠償と排水門の開門を求めた訴訟につきましては、現在、長崎地方裁判所で審理中であり、口頭弁論期日が去る10月16日に行なわれ、次回、口頭弁論期日が12月11日に行われる予定となっております。

また、この2者に対し、公益財団法人長崎県農業振興公社が農地の明け渡しを求めて提訴した土地明渡請求事件につきましては、現在、長崎地方裁判所で審理中であり、弁論準備期日が去る10月9日に行われ、次回、弁論準備期日が12月11日に行われる予定となっております。

県としては、弁護士、国、公社と連携しながら適切に対処してまいります。

(研究事業評価について)

外部有識者からなる長崎県研究事業評価委員会へ諮問しておりました県の研究機関が行う研究事業について、11月9日に委員会から知事へ意見書が提出されました。

審議対象であった研究事業50件のうち、農林部関係について、農林技術開発センターが企画立案しました27件をご審議いただき、長崎和牛のさらなるブランド確立を図る「長崎型新肥育技術に対応した子牛育成技術の確立」など6件が「積極的に推進すべきである」、「計画以上の成果をあげている」等のS評価、ハウス内の炭酸ガス濃度等の環境を制御して光合成を促進し、イチゴ「ゆめのか」の高単価期増収を

図る「イチゴ「ゆめのか」の高単価果実生産技術の開発」など21件が「概ね妥当である」等のA評価を受け、全課題が妥当と評価されたところであります。

なお、評価結果については、県ホームページ等を通じ県民の皆様にも広く公表するとともに、評価を踏まえて研究内容等について所要の見直しを行い、研究事業の効果的、効率的な実施を図ってまいります。

(政策評価の結果等について)

長崎県政策評価条例に基づき、施策評価、事務事業評価、指定管理者制度導入施設の評価及び公共事業にかかる新規事業の事前評価を実施いたしました。

施策評価については、「長崎県総合計画チャレンジ2020」が策定から3年目を迎えることから、毎年度実施している事務事業評価等の結果も踏まえ、より広い視点から施策の取組状況の途中評価を行い、総合計画の進捗管理、重点施策の展開、予算編成等に活用することを目的に実施したものです。

農林部におきましては、総合計画に掲げる10の戦略のうち、主に「戦略8 元気で豊かな農林業を育てる」に取り組んでおり、関連する施策について途中評価を実施いたしました。

このうち主な成果としましては、平成28年度から「新ながさき農林業・農山村活性化計画」に基づき、品目別・地域別に規模拡大や多収化、高品質化、低コスト化により農業所得の向上を目指す「産地計画」を基軸として、生産性の向上、生産・流通・販売対策の強化等に取り組んだ結果、生産農業所得は、基準年である平成25年と比較し201億円増加し、598億円となっております。

また、今後の主な対応方針としましては、スマート農業の推進や肉用牛の増頭など生産性向上・コスト低減対策や、水田の畑地化・汎用化や中間管理事業による農地条件整備、国内人材や外国人材の労力確保対策、6次化、流通販売・輸出対策のほか、農山村集落対策と林業の成長産業化対策などに取り組んでいくこととしております。

事務事業評価については、20件の事業群評価調書により、94件の評価を実施いたしました。そのうち47件の事業について、平成31年度に向けて、「拡充」「改善」のいずれかの見直しを検討いたしております。

なお、施策評価及び事務事業評価等の結果については、ホームページ等を通じ、県民の皆様にも広く公表いたしております。

今後、県議会における論議を踏まえながら、さらなる事業等の見直しなどに取り組んでまいります。

(地方創生の推進について)

地方創生に向けた平成27年度から平成31年度までの具体的取組等を示す「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」について、今後の新たな事業構築や事業の更なる改善等に繋げるため、KPI（重要業績評価指標）の進捗状況や取組内容等を踏まえ、平成29年度における総合戦略に基づく事業等の評価・検証を行っております。

農林部におきましては、総合戦略に掲げる18の基本的方向のうち、主に「農林業でしっかり稼ぐ仕組みを構築し、農山村に人を呼び込む」施策や「総合的な移住対策を推進する」施策に取り組んでおり、関連する事業等について評価・検証を実施いたしました。

このうち、地方創生推進交付金及び地方創生拠点整備交付金を活用しながら取り組んでいる「農林業でしっかり稼ぐ仕組みを構築し、農山村に人を呼び込む」施策につきましては、農業・林業産出額をKPIの一つとして掲げ、地域別・品目別の産地計画に基づき、新品種・新技術の導入や規模拡大、増頭などを一体的に支援し、産地の収益力向上に取り組むとともに、路網整備や高性能林業機械の導入による生産性向上や川上から川下までが連携した流通体制の構築等に取り組んだ結果、公表されている直近の実績である平成28年の農業・林業産出額は、1,662億円と前年と比較して32億円の増となっております。

今後の方向性といたしましては、産地の維持・拡大に向け、スマート農業の推進や畜産クラスター事業を活用した増頭対策、水田畑地化・汎用化対策や中間管理事業を活用した農地条件整備の推進、国内人材や外国人材の活用による労力支援システムの整備等に取り組むとともに、林業の成長産業化対策にも取り組むなど、農林業でしっかり稼ぐ仕組みづくりを目指してまいります。

以上をもちまして、農林部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

平成30年11月定例県議会

農水経済委員会関係議案説明資料
(追加1)

農 林 部

【農水経済委員会関係議案説明資料（農林部）の1頁15行目の次に、次のとおり挿入する。】

（平成31年度の重点施策）

平成31年度の予算編成に向けて「長崎県重点戦略（素案）」を策定いたしました。これは、長崎県総合計画チャレンジ2020に掲げる目標の実現に向けて、平成31年度に重点的に取り組もうとする施策について、新規事業を中心にお示したものであります。このうち、農林部の予算編成における基本方針及び主要事業についてご説明いたします。

農林部では、「新ながさき農林業・農山村活性化計画」に基づき、品目別・地域別に、規模拡大や多収化、高単価化、低コスト化により農業所得の向上を目指す「産地計画」を基軸として、生産・流通・販売対策の強化をはじめ担い手への農地集積、新規就農者の確保、森林資源を活用した木材生産、農山村の資源の保全などに取り組んでおり、これらの取組を加速化するため、平成31年度においては以下の取組を強化してまいります。

まず、「生産性向上・コスト縮減対策の更なる強化」として、農畜産物の生産性向上から流通・販売対策までの総合的なICT技術の開発・実証などスマート農業の導入拡大に取り組めます。また、牛舎等の施設整備や繁殖雌牛の導入拡大に引き続き取り組むとともに、4年後に鹿児島県で開催される第12回全国和牛能力共進会に向けた出品候補牛の確保、人工林の主伐・再造林推進体制の構築にも取り組んでまいります。

次に「担い手の規模拡大と産地の維持・拡大」として、水田の畑地化・汎用化等による園芸団地の育成や農地中間管理機構を通じた耕作放棄地を含めた狭地直しなどの農地条件整備とともに、外国人材などによる労力支援システムの活用などにも取り組んでまいります。

また、「農産物流通・販売対策」として、国内の量販店対策や長崎県農産物輸出協議会を中心とした輸出拡大の取組に加え、海外バイヤーの招へい等による花きの輸出拡

大や、茶の輸出可能性調査等による販路拡大のほか、長崎和牛生産者登録制度の創設等による流通・販売対策の強化を進めてまいります。

さらに、「農山村地域での人口減少対策」として、直売所を中心とした農産物の集出荷や移動販売等による集落ビジネスの拠点化対策に取り組むとともに、農地や水路管理など直接支払制度の活用等による高齢者の活躍の場の創造など集落活動の活性化や地域リーダーの育成などに取り組み、集落全体の所得向上と住み続けられる農山村集落づくりを進めてまいります。

なお、平成31年度当初予算に係る予算要求状況につきましても、併せて公表を行ったところであります。

これらの事業につきましては、県議会からのご意見などを十分踏まえながら、予算編成の中で更に検討を加えてまいりたいと考えております。

(第17回全国グリーン・ツーリズム・ネットワーク長崎大会について)

去る11月21日から22日にかけて、全国グリーン・ツーリズム・ネットワーク長崎大会実行委員会の主催により、全国のグリーン・ツーリズム実践者、関係者等が参集し、実践地視察研修や意見交換等を通じて人的ネットワークの形成や課題解決につなげていくことを目的に、本県初の開催となる「第17回全国グリーン・ツーリズム・ネットワーク長崎大会」が大村市を中心に県内8ヶ所で開催されました。

当日は、溝口県議会議長、山口農水経済委員長をはじめとした県議会議員の皆様、九州農政局長、県内外のグリーン・ツーリズムの実践者及び関係者など約650名の参加のもと、「次世代につなげるグリーン・ツーリズムとは」をテーマに、ビジネスとして確立させるための手法や廃校等の有効活用策などについて活発な意見交換や実践者同士の交流が行われ、盛会のうちに終了いたしました。

県といたしましては、地域の資源や特性を活かしたグリーン・ツーリズムにより、農山漁村地域全体の活性化につなげるのが重要であると考えており、今大会での意

見交換や新たなネットワークを生かしながら、引き続き体験メニューの磨き上げやインバウンドの誘客などグリーン・ツーリズムの取組を推進してまいります。

(長崎県民の森開園50周年記念行事について)

長崎県民の森は、昭和43年3月に開設され、今年50周年を迎えたことから、去る11月25日、長崎県及び林業関係5団体の共催により、長崎県民の森開園50周年記念行事「県民の森であそぼう！もりフェスタ」を開催いたしました。

記念式典では金子参議院議員をはじめとした県選出国會議員、並びに溝口県議会議長、山口農水経済委員長をはじめとした県議會議員の皆様にご臨席いただき、長年にわたり森林・林業の発展や緑化推進運動に尽力されたご功績を称え、知事から1個人4団体に感謝状を贈呈したほか、森林を守り大切にしていける誓いの言葉「森林づくり宣言」を大会宣言として発表するとともに、ご来賓の皆様や緑の少年団等による記念植樹が行われ、盛会のうちに終了いたしました。

県といたしましては、今後とも長崎県民の森が県民の皆様親しまれ、そして未来に向かって豊かな森林を育てていくことができるように、引き続き関係機関と連携し、森林・林業の役割や木材利用促進への理解と関心を高める取組の推進に努めてまいります。